

参考資料集

(別冊)

令和 5年 2月 集団指導参考資料

明石市福祉局福祉政策室福祉施設安全課

- 資料 1 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要
- 資料 2 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容
- 資料 3 「サービスの提供の確認の取扱いについて」
令和 3 年 10 月 27 日付け明障福第 1149 号明石市福祉局生活支援室障害福祉課長通知
- 資料 4 令和 3 年度 厚生労働省障害者総合福祉推進事業 就労継続支援事業 A 型事業所における就労支援事業の評価と会計処理基準に則した適正な運用にかかる調査研究
「就労支援事業会計の運用ガイドライン」
- 資料 5 「『就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて』の一部改正について」平成 18 年 10 月 2 日付け社援発第 1002001 号厚生労働省社会・援護局長通知（平成 25 年 3 月 29 日付け社援発 0329 第 66 号一部改正）
- 資料 6 「障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて」令和 4 年 2 月 28 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室事務連絡
- 資料 7 「障害児通所支援事業における定員超過利用減算の取扱いについて（周知）」令和 4 年 3 月 30 日付け明障福第 1994 号明石市福祉局生活支援室障害福祉課長通知
- 資料 8 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 4
（令和 3 年 5 月 7 日）

※ 各資料の冒頭ページの右肩に赤字で資料番号を表記しています。

（例： 資料 1 ）

令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

令和 3 年 2 月 4 日
障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム

【 目 次 】

- 第 1 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方・・・4
- 第 2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容・・・・・・・・・・7
 - 1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項
 - (1) 地域生活支援拠点等の整備促進・機能の充実・・・・・・・・・・7
 - (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進・・・・・・・・7
 - (3) ピアサポートの専門性の評価・・・・・・・・・・10
 - (4) 感染症や災害への対応力の強化・・・・・・・・・・11
 - (5) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し・・・・・・・・・・12
 - (6) 医療連携体制加算の見直し・・・・・・・・・・12
 - (7) 障害者虐待防止の更なる推進・・・・・・・・・・14
 - (8) 身体拘束等の適正化・・・・・・・・・・14
 - (9) 人員基準における両立支援への配慮等・・・・・・・・・・16
 - (10) 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し・・・・17
 - (11) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し・・・・・・・・・・18
 - (12) 障害福祉現場の業務効率化を図るための I C T の活用・・・・・・・・19
 - (13) 地域区分の見直し・・・・・・・・・・21
 - (14) 補足給付の基準費用額の見直し・・・・・・・・・・21
 - (15) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い・・・・・・・・・・21
 - (16) 送迎加算の取扱い・・・・・・・・・・21
 - 2 訪問系サービス
 - (1) 居宅介護・・・・・・・・・・22
 - (2) 重度訪問介護・・・・・・・・・・23
 - (3) 同行援護・・・・・・・・・・23
 - (4) 行動援護・・・・・・・・・・24
 - (5) 重度障害者等包括支援・・・・・・・・・・24
 - 3 日中活動系サービス
 - (1) 療養介護・・・・・・・・・・25
 - (2) 生活介護・・・・・・・・・・25
 - (3) 短期入所・・・・・・・・・・28

4	施設系・居住支援系サービス	
(1)	施設入所支援	31
(2)	共同生活援助	34
(3)	自立生活援助	37
5	訓練系サービス	
(1)	自立訓練（機能訓練）	39
(2)	自立訓練（生活訓練）	39
6	就労系サービス	
(1)	就労系サービスにおける共通的事項	39
(2)	就労移行支援	41
(3)	就労定着支援	43
(4)	就労継続支援A型	45
(5)	就労継続支援B型	48
7	相談系サービス	
(1)	計画相談支援、障害児相談支援	51
(2)	地域移行支援	56
(3)	地域定着支援	56
8	障害児通所支援	
(1)	障害児通所支援における共通事項	56
(2)	児童発達支援	61
(3)	医療型児童発達支援	62
(4)	放課後等デイサービス	62
(5)	居宅訪問型児童発達支援	63
(6)	保育所等訪問支援	64
9	障害児入所支援	
(1)	障害児入所支援における共通事項	64
(2)	福祉型障害児入所施設	65
(3)	医療型障害児入所施設	68

第3 終わりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

別紙1	障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて	
	[訪問系サービス]	72
	居宅介護サービス費	
	重度訪問介護サービス費	
	同行援護サービス費	
	行動援護サービス費	
	重度障害者等包括支援サービス費	
	[日中活動系サービス]	77
	療養介護サービス費	

生活介護サービス費	
短期入所サービス費	
[施設系・居住支援系サービス]	83
施設入所支援サービス費	
共同生活援助サービス費	
自立生活援助サービス費	
[訓練系サービス]	90
機能訓練サービス費	
生活訓練サービス費	
[就労系サービス]	92
就労移行支援サービス費	
就労継続支援A型サービス費	
就労継続支援B型サービス費	
就労定着支援サービス費	
[相談系サービス]	105
計画相談支援費	
障害児相談支援費	
地域移行支援サービス費	
地域定着支援サービス費	
[障害児通所支援]	107
児童発達支援給付費	
医療型児童発達支援給付費	
放課後等デイサービス給付費	
居宅訪問型児童発達支援給付費	
保育所等訪問支援給付費	
[障害児入所支援]	119
福祉型障害児入所施設給付費	
医療型障害児入所施設給付費	
別紙2 医療連携体制加算の見直しについて	127
別紙3 夜間支援等体制加算の見直しについて	130
別紙4 就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式について	138
別紙5 就労移行支援体制加算の見直しについて	141
別紙6 福祉・介護職員処遇改善加算の加算率について	147
別紙7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の加算率について	151
別紙8 地域区分について	154

第1 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方

1. これまでの経緯

- 障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行から14年が経過し、障害福祉サービス等の利用者は約120万人、国の予算額は約1.6兆円とそれぞれ約3倍に増加するなど、障害児者への支援は年々拡充している。
また、昨年5月には、令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を作成するための基本方針が示されている。
- 今般の報酬改定では、障害者の重度化・高齢化、医療的ケア児や精神障害者の増加などに伴う障害児者のニーズへの対応、サービス利用の中核となる相談支援に係る質の向上等のための報酬改定を行う必要がある。
- さらに、利用者数やサービスを提供する事業所数が急増しているサービスがある状況において、サービスの質の向上や制度の持続可能性の確保等の観点から、エビデンスに基づくメリハリのある報酬体系への転換が求められる。
- 一方、昨年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、障害福祉サービス等が利用者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、感染症等が発生した場合でも、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることが再認識された。
- 今般の新型コロナウイルス感染症への対応に際しては、各事業所において、大変な苦勞を払い、感染症対策を講じながら必要なサービス提供の確保に取り組まれており、今後も感染症への対応力を強化し、感染対策を徹底しながら、必要なサービスを継続的に提供していく体制を確保することが必要である。
- このような状況の中、昨年末の令和3年度予算の編成過程において、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は全体で+0.56%とし、感染症等への対応力を強化するとともに、サービスごとの報酬の設定においては、サービスの質の向上や制度の持続可能性の確保等の観点から、サービスごとの収支状況を踏まえつつ、メリハリのある対応を行うこととされた。
- 障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいては、昨年2月から18回にわたって議論を行い、この間46の関係団体からヒアリングを実施した上で、個々のサービスの現状と論点を整理しながら検討を積み重ねてきた。
この「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」は、上記の経緯等も踏まえつつ、これまでの検討内容を整理し、取りまとめたものである。

2. 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な考え方とその対応

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定は、以下の基本的な考え方に基づき、各サービスの報酬・基準についての見直しを行う。

- (1) 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等
 - 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援のために、地域における生活の場である共同生活援助について、重度化・高齢化に対応するための報酬等の見直しを行うとともに、生活介護等における重度障害者への支援の評価を行う。
 - 障害者が地域で安心して一人暮らしを継続できるよう、自立生活援助の整備促進のための見直しを行うとともに、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活を支えるために整備を進めている地域生活支援拠点等の機能の充実を図る。
 - 相談支援を担う人材の養成と地域の体制整備による質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直しを行う。
- (2) 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応
 - 障害者の希望や能力、適性に応じた効果的な就労支援に向けて、就労系サービスについて、前回改定で導入した実績に応じた報酬体系の更なる見直しを行うとともに、支援効果を高める取組の評価や多様な就労支援ニーズへの対応等行う。
 - 在宅生活の継続や家族のレスパイト等のニーズに応じるため、短期入所において、医療的ケアを要する者などの受入体制の強化を図るとともに、日中活動支援の充実を図る。
 - 施設入所支援、訪問系サービスにおける利用者のニーズへのきめ細かな対応を評価する。
- (3) 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進
 - 医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等の使用、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）の支援について、前回改定で導入した医療的ケア児に係る判定基準を見直すとともに、児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬区分に医療的ケア児の区分を設定すること等を通じて、医療的ケア児が地域において必要な支援を受けやすくなるようサービス提供体制を強化する。
 - 放課後等デイサービスの基本報酬について、区分1・区分2の体系を廃止する。
 - 児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、ケアニーズの高い障害

児の支援や専門職による支援などを評価する報酬体系に見直すとともに、支援の質を向上させるための従業者要件の見直しを行う。

- 障害児入所施設について、「障害児入所施設の在り方に関する検討会」による提言などを踏まえ、人員基準の見直し、小規模グループケアやソーシャルワーカーの配置等を推進する。

(4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- 精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する観点から、障害福祉サービス等報酬において、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を評価する。

(5) 感染症や災害への対応力の強化等

- 障害福祉サービスは障害のある方々やその家族の生活に必要不可欠なものであり、感染症や災害が発生した場合であっても、感染対策等を講じながら、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されるよう、これらの発生に備えた日頃からの備えや業務継続に向けた取組を推進する観点から、運営基準について必要な見直しを行う。
- 今般の新型コロナウイルス感染症への対応に係る障害福祉サービス等の臨時的な取扱いについて、感染症や災害の発生時も含めた支援の継続を見据えて、就労系サービスにおける在宅でのサービス利用や報酬上の加算の算定に必要な定期的な会議の開催等に係るICT等の活用等について、平時においても可能な取扱いとする。

(6) 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

- 障害福祉サービス等において利用者数・事業所数が大幅に増加しているサービスも見られるなど、その状況が変化する中で、制度の持続可能性を確保しつつ適切なサービス提供ができるよう、サービス提供を行う施設・事業所の実態等を踏まえた上で、報酬・基準等の見直しを行う。
- 障害福祉サービス等の現場の人材確保・ICTの活用による業務効率化を図るための報酬・基準等の見直しを行う。

第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

1. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

(1) 地域生活支援拠点等の整備促進・機能の充実

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活を支えるために整備を進めている地域生活支援拠点等について、整備の促進や機能の充実を図る。

- ① 緊急時における対応機能の強化【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 重度障害者等包括支援、自立生活援助、地域定着支援】
- ・ 市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた居宅介護事業所等について、地域生活支援拠点等として緊急対応の役割を担うことを評価する加算を創設する。（緊急時の対応を行った場合に加算）

《地域生活支援拠点等に係る加算【新設】》

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
+50単位/回※地域生活支援拠点等の場合
自立生活援助、地域定着支援
+50単位/日※地域生活支援拠点等の場合
※ 緊急時対応加算、緊急時支援加算（I）又は緊急時支援費（I）を算定した場合に更に+50単位を上乗せする。

- ② 緊急時のための受入機能の強化【短期入所、重度障害者等包括支援】
- ・ 市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、地域生活支援拠点等として緊急時の受入対応等の役割を担うことを評価する加算を創設する。（緊急時の受け入れに限らず加算）

《地域生活支援拠点等に係る加算【新設】》

100単位/日

- ※ 指定短期入所等を行った場合に、利用を開始した日に加算する。
- ※ 重度障害者等包括支援で実施する短期入所を含む。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、その構築に資する取組を評価する。

- ① 夜間の緊急対応・電話相談の評価【自立生活援助】
- ・ 業務を適切に評価する観点から、特に業務負担が大きい深夜帯における緊急対応や電話相談を評価する加算を創設する。

《緊急時支援加算【新設】》

- イ 緊急時支援加算（Ⅰ） 711単位／日
 + 50単位／日※地域生活支援拠点等の場合（再掲）
- ※ 緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に速やかに利用者の居宅等への訪問や一時的な滞在による支援を行った場合に加算する。
- ロ 緊急時支援加算（Ⅱ） 94単位／日
- ※ 緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に電話による相談援助を行った場合に加算する。ただし、緊急時支援加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。

② 地域生活支援拠点等の整備促進・機能の充実（再掲）

③ 地域移行実績の更なる評価【地域移行支援】

- 平成30年度報酬改定では、前年度に1人以上の地域移行があった事業所に対する報酬（地域移行支援サービス費（Ⅰ））を新たに設定したが、地域移行支援の取組を更に推進し地域移行に向けたインセンティブを高めるため、前年度に3人以上の地域移行実績を有する事業所を更に評価する。

《地域移行支援サービス費の見直し》

[現 行]

- イ 地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3,059単位／月
 ロ 地域移行支援サービス費（Ⅱ） 2,347単位／月

[見直し後]

- イ 地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3,504単位／月
 ロ 地域移行支援サービス費（Ⅱ） 3,062単位／月
 ハ 地域移行支援サービス費（Ⅲ） 2,349単位／月

- ※ 見直し後の地域移行支援サービス費（Ⅰ）を算定する事業所の要件
- 前年度に3人以上の地域移行の実績を有すること。
 - 次の要件のうちいずれかを満たすこと。
 - 従業者のうち1人以上は社会福祉士又は精神保健福祉士であること。
 - 従業者である相談支援専門員のうち1人以上は、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者であること。
 - 1以上の障害者支援施設又は精神科病院等（地域移行支援の対象施設）と緊密な連携が確保されていること。

④ 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援【地域移行支援】

- ・ 入院中の精神障害者に対する可能な限り早期の地域移行支援を推進する観点から、入院後1年未満に退院する場合について、退院・退所月加算による評価に加え、更に加算で評価する。

《退院・退所月加算の拡充》

[現 行]

退院・退所月加算 2,700単位/月

[見直し後]

退院・退所月加算 2,700単位/月
+500単位/月※

- ※ 退院・退所月加算を算定する者が精神科病院に入院後3月以上1年未満の期間内に退院した者である場合に加算する。

⑤ 精神保健医療と福祉の連携の促進【自立生活援助、地域定着支援】

- ・ 精神保健医療と福祉の情報連携の更なる推進を図る観点から、あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を精神科病院等に対して情報提供することを評価する加算を創設する。

《日常生活支援情報提供加算【新設】》 100単位/回（月1回を限度）

⑥ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進【自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援】

- ・ 障害者の居住先の確保及び居住支援を充実する観点から、地域相談支援事業者又は自立生活援助事業者が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「居住支援法人」という。）又は同法第51条に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設け、情報共有することを評価する加算を創設する。

《居住支援連携体制加算【新設】》 35単位/月（体制加算）

- ※ 以下のいずれの要件も満たす場合に算定する。

- (1) 居住支援法人又は居住支援協議会との連携体制を確保し、その旨公表していること。
- (2) 月に1回以上、居住支援法人又は居住支援協議会と情報連携を図る場を設けて、住宅の確保及び居住支援に係る必要な情報を共有すること。

- ・ 地域相談支援事業者や自立生活援助事業者が、居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、障害者総合支援法に基づく協議会や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告することを評価する加算を創設する。

《地域居住支援体制強化推進加算【新設】》 500単位/回（月1回を限度）

(3) ピアサポートの専門性の評価 【自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

- ・ ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、一定の要件を設けた上で、加算により評価する。
- ※ 就労継続支援B型についても、基本報酬の報酬体系の類型化に伴い、就労支援の実施に当たってのピアサポートの活用を評価する（後掲）。

《ピアサポート体制加算【新設】》 100単位/月（体制加算）

※ ピアサポート体制加算の算定要件

(1) 地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置していること（併設する事業所（計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援に限る。）の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が0.5人以上の場合も算定可。）。

① 障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者※

※ 「都道府県又は市町村」は、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援は都道府県、指定都市又は中核市、計画相談支援及び障害児相談支援は市町村。

② 管理者又は①の者と協働して支援を行う者

なお、令和6年3月31日までの間は、経過措置として、都道府県又は市町村が上記研修に準ずると認める研修を修了した①の者を常勤換算方法で0.5人以上配置する場合についても本要件を満たすものとする。（②の者の配置がない場合も算定可。）

(2) (1) の者により、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

(3) (1) の者を配置していることを公表していること。

(4) 感染症や災害への対応力の強化

障害福祉サービスは障害のある方々やその家族の生活に必要な不可欠なものであり、感染症や災害が発生した場合であっても、感染対策等を講じながら、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されるよう、これらの発生に備えた日頃からの備えや業務継続に向けた取組を推進する観点から、運営基準について必要な見直しを行うとともに、その取組を基本報酬で評価する。

① 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化【全サービス】

- ・ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける。その際、3年間の経過措置（準備期間）を設けることとする。

② 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化【全サービス】

- ・ 感染症や災害が発生した場合でも、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等を義務付ける。その際、3年間の経過措置（準備期間）を設けることとする。

③ 地域と連携した災害対策の推進【療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

- ・ 非常災害対策が求められる通所系、施設系、居住系サービス事業者を対象に、運営基準において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることを求めることとする。

《運営基準（療養介護の例）》

- 当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
- ※ 3年間の経過措置を設ける。

- 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

※ 3年間の経過措置を設ける。

- 事業者は、前項に規定する（非常災害に備えるための）訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

④ 新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な評価 【全サービス】

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応するため、かかり増しの経費が必要となること等を踏まえ、令和3年9月末までの間、報酬に対する特例的な評価を行うこととし、通常の基本報酬に0.1%分の上乗せを行う。

なお、同年10月以降については、この措置を延長しないことを基本の想定としつつ、感染状況や地域における障害福祉サービス等の実態等を踏まえ、必要に応じ柔軟に対応する。

《新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な評価》

全ての障害福祉サービス等事業所 基本報酬の合計単位数 × 0.1%

※ 原則、令和3年9月サービス提供分までの措置とする。

- (5) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し【居宅介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、計画相談支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設】

- ・ 各サービスの経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

→ 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

- (6) 医療連携体制加算の見直し【重度障害者等包括支援、短期入所、共同生活援助、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス】

- ・ 医療連携体制加算については、医療機関等との連携により、当該医療機関等から看護職員を訪問させ、利用者に見護を提供した場合や認定特定行為業

務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に算定できるところであるが、障害児者に真に必要な医療や看護を検討して適切に提供しているとは言い難い事例が散見されていることから、算定要件や報酬単価について、必要な見直しを行う。

- ① 医療・看護について、医療的ケアを要するなどの看護職員の手間の違いに応じて評価を行う。
- ② 医師からの指示は、原則、日頃から利用者を診察している主治医から個別に受けるものとするを明確化する。
- ③ 福祉型短期入所について、特に高度な医療的ケアを長時間必要とする場合の評価を設ける。
- ④ 共同生活援助における看護師の確保に係る医療連携体制加算について、看護師1人につき算定できる利用者数の上限（20名まで）を設ける。

《医療連携体制加算の見直し》

[現 行] ※ 短期入所の例

イ	医療連携体制加算 (I)	600単位/日 (利用者1人、4時間以下)
ロ	医療連携体制加算 (II)	300単位/日 (利用者2～8人、4時間以下)
ハ	医療連携体制加算 (III)	500単位/日
ニ	医療連携体制加算 (IV)	100単位/日
ホ	医療連携体制加算 (V)	39単位/日
ヘ	医療連携体制加算 (VI)	1,000単位/日 (利用者1人、4時間超)
ト	医療連携体制加算 (VII)	500単位/日 (利用者2～8人、4時間超)

[見直し後] ※ 短期入所の例

イ	医療連携体制加算 (I)	<u>32単位/日 (非医ケア、1時間未満)</u>
ロ	医療連携体制加算 (II)	<u>63単位/日 (非医ケア、1時間以上2時間未満)</u>
ハ	医療連携体制加算 (III)	<u>125単位/日 (非医ケア、2時間以上)</u>
ニ	医療連携体制加算 (IV) (4時間未満)	
	(1)	<u>960単位/日 (医ケア1人)</u>
	(2)	<u>600単位/日 (医ケア2人)</u>
	(3)	<u>480単位/日 (医ケア3～8人)</u>
ホ	医療連携体制加算 (V) (4時間以上)	
	(1)	<u>1,600単位/日 (医ケア1人)</u>
	(2)	<u>960単位/日 (医ケア2人)</u>
	(3)	<u>800単位/日 (医ケア3～8人)</u>
ヘ	医療連携体制加算 (VI) (8時間以上)	
	(1)	<u>2,000単位/日 (高度な医ケア (※) 1人)</u>
	(2)	<u>1,500単位/日 (高度な医ケア (※) 2人)</u>
	(3)	<u>1,000単位/日 (高度な医ケア (※) 3人)</u>

(※) 医療的ケアの判定スコアが16点以上の障害児者		
ト	医療連携体制加算 (VII)	500単位/日
チ	医療連携体制加算 (VIII)	100単位/日
リ	医療連携体制加算 (IX)	39単位/日

→「医療連携体制加算の見直しについて」(別紙2) 参照

(7) 障害者虐待防止の更なる推進【全サービス】

- ・ 障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。その際、施設・事業所が対応するためには一定の時間を要すると見込まれるため、まずは令和3年度から努力義務化した後、1年間の準備期間を設け、令和4年度から義務化する。また、小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組を行うことができるよう、具体的な方法等を示す。
 - ・ 虐待防止委員会(※)の設置等の義務化
 - ・ 従業者への研修の実施の義務化
 - ・ 虐待の防止等のための責任者の設置の義務化
- (※) 虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止、虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

《障害者虐待防止の更なる推進》

[現 行]

- ① 従業者への研修実施(努力義務)
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置(努力義務)

[見直し後]

- ① 従業者への研修実施(義務化)
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底(義務化)
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置(義務化)

(8) 身体拘束等の適正化【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

- ① 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。

その際、施設・事業所が対応を行うためには一定の時間を要すると見込まれるため、

 - ・ まずは令和3年度から努力義務化した後、1年間の準備期間を設け、令

和4年度から義務化

・ 減算の要件追加については令和5年4月から適用することとする。なお、虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものと扱う。

② 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も含め対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算（令和5年4月から適用）」を創設する。

今回追加する運営基準について、

- ・ 現在、その他のサービスにおいて義務となっている「やむを得ず身体拘束等を行う場合の記録」については、令和3年4月から義務化
- ・ その他のサービスにおいて今回改正で追加する事項については、令和3年度から努力義務化した後、1年間の準備期間を設け、令和4年度から義務化

することとする。なお、虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものと扱う。

《運営基準【一部新設】》

※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援は、全て新設。

[現 行]

身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

[見直し後]

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。(令和3年度は努力義務化、令和4年度から義務化)
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。(令和3年度は努力義務化、令和4年度から義務化)
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。(令和3年度は努力義務化、令和4年度から義務化)

《身体拘束廃止未実施減算【一部新設】》

5単位/日

[現 行]

次の基準を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。

身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状

況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

[見直し後]

次の基準のいずれかを満たしていない場合に、基本報酬を減算する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること
※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援は、新設。(令和5年4月から適用)
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること(令和5年4月から適用)
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること(令和5年4月から適用)
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること(令和5年4月から適用)

(9) 人員基準における両立支援への配慮等【全サービス】

- ① 障害福祉の現場において、仕事と育児や介護との両立を進め、離職防止・定着促進を図る観点から、「常勤」要件及び「常勤換算」要件を一部緩和する見直しを行う。

《人員基準における両立支援への配慮》

[現 行]

【常勤】指定障害福祉サービス事業所等(以下「事業所」という。)における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していること。

※ ただし、育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用している職員については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能。

【常勤換算方式】事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。

[見直し後]

- ① 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。

- ② 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。
- ③ 人員基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員基準を満たすことを認める。
- ④ ③の場合において、常勤職員の割合を要件とする福祉専門職員配置等加算等の加算について、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した当該職員についても常勤職員の割合に含めることを認める。

- ② 障害福祉の現場において、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、適切な職場環境維持（ハラスメント対策）を求めることとする。

《運営基準【新設】》

適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

- (10) 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

- ① 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）並びに福祉・介護職員処遇改善特別加算については、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。その際、令和3年3月末時点で同加算を算定している障害福祉サービス等事業所については、1年間の経過措置期間を設けることとする。
- ② 福祉・介護職員処遇改善加算の加算率の算定方法について、以下の見直しを行う。
- 福祉・介護職員数について、現行の加算率の算定に用いている社会福祉施設等調査では、障害者支援施設が実施している昼間の日中活動系サービスに従事する職員数がサービスごとに分類されていないことや、各サービスの常勤換算職員数と当該サービスの提供実態との間に乖離が見られることから、今後の加算率の算定に当たっては、障害福祉サービス等経営実態調査における従事者数及び報酬請求事業所数を用いることとする。

- ・ また、加算率については、サービスごとに設定しているところ、処遇改善加算の運用上、法人単位で加算額以上の賃金改善を行うことも可能としていることや類似するサービス間の均衡を踏まえ、類似する複数のサービスをグループ分けした上で加算率を設定する。
- ・ これらの見直しに際しては、加算率の大幅な変更による影響を緩和する観点から、各サービスの福祉・介護職員数や経営状況等を踏まえつつ、今回及び今後の報酬改定において段階的に反映させることとする。

③ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである「職場環境等要件」について、各事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。

ア 職場環境等要件について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行う。

- ・ 職員の新規採用や定着促進に資する取組
- ・ 職員のキャリアアップに資する取組
- ・ 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
- ・ 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
- ・ 生産性の向上につながる取組
- ・ 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組

イ 職場環境等要件に該当する取組の実施については、原則、当該年度における取組の実施を求めることとする。ただし、継続して処遇改善加算を取得している事業所において、当該年度に実施できない合理的な理由がある場合は、例外的に前年度の取組実績をもって、要件を充たすものとして認めても差し支えないこととする。

→「福祉・介護職員処遇改善加算の加算率について」（別紙6）参照

(11) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

① 福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、福祉・介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、加算の更なる取得促進を図るとともに、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、平均の賃金改善額の配分ルールについて、より柔軟な配分を可能とするよう「経験・技能のある障害福祉人材」は「他の障害福祉人材」の「2倍以上と

すること」とするルールについて、「より高くすること」に見直す。

※ 「その他の職種」は「他の障害福祉人材」の「2分の1を上回らないこと」とするルールはこれを維持する。

※ 障害福祉サービス等に従事する職員の特性を考慮して設けられている「職員分類の変更特例」について、実際の届出事例を踏まえ、変更特例の対象となりうる職種をより幅広く例示し、周知する。

- ② また、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の加算率について、上記(10)の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率と同様、類似する複数のサービスをグループ分けした上で加算率を設定する。

→「福祉・介護職員等特定処遇改善加算の加算率について」(別紙7)参照

(12) 障害福祉現場の業務効率化を図るためのICTの活用【全サービス】

- ・ 障害福祉現場の業務効率化を図るため、下記の運営基準や報酬算定上必要となる委員会等、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援について、テレビ電話装置等を用いた支援が可能であることを明確化する。

【委員会・会議等】

《感染症・食中毒の予防のための対策検討委員会》 ※全サービス共通

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

《身体拘束等の適正化のための対策検討委員会》 ※訪問系、通所系、入所系サービス

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

《虐待防止のための対策検討委員会》 ※全サービス共通

虐待防止のための対策を検討する委員会

《個別支援計画作成等に係る担当者等会議》 ※通所系、入所系サービス

利用者に対するサービス提供に当たる担当者等で行われる個別支援計画等の作成に係る会議

《サービス担当者会議・事例検討会等》 ※計画相談支援、障害児相談支援

サービス等利用計画の作成のために福祉サービスの担当者で行われる会議
基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等

《特定事業所加算》 ※訪問系サービス

利用者に関する情報若しくはサービスの提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における技術指導を目的とした会議

《リハビリテーション加算》 ※生活介護

リハビリテーション実施計画の作成や支援終了時に医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者で行われるリハビリテーションカンファレンス

《日中活動支援加算【新設】》 ※短期入所

日中活動実施計画を作成するに当たって、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同する場面

《経口移行加算》 ※施設入所支援

経口移行計画を作成するに当たって、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同する場面

《経口維持加算》 ※施設入所支援

経口維持計画を作成するに当たって、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議等

《支援計画会議実施加算【新設】》 ※就労移行支援

就労移行支援計画等の作成等に当たって、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等障害者の就労支援に従事する者により構成される会議

《定着支援連携促進加算【新設】》 ※就労定着支援

企業、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関等との連携を図るための関係機関を交えた会議

《居住支援連携体制加算【新設】》 ※自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援

精神障害者等の居住先の確保及び居住支援を充実する観点から、居住支援協議会や居住支援法人との情報連携・共有を図る場

《関係機関連携加算》 ※児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るための、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議

【相談・指導等】

《雇用に伴う日常生活の相談等》 ※就労定着支援

利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関して行う利用者に対する相談、指導等の支援

(13) 地域区分の見直し【全サービス】

- 地域区分について、平成30年度報酬改定と同様に、類似制度である介護報酬における地域区分との均衡を考慮し、原則、公務員の地域手当の設定に準拠している介護報酬の地域区分の考え方に合わせることにする。ただし、隣接する地域とのバランスを考慮して公平性を確保すべきと考えられる場合には、特例を適用できるものとする。

なお、見直しに当たっては、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、自治体の意見を聴取した上で、令和5年度末まで必要な経過措置を講じる。

→「地域区分の見直しについて」（別紙8）参照

(14) 補足給付の基準費用額の見直し【施設入所支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

- 施設入所者の食費や居住に要する費用（食費・光熱水費）については、低所得者に係る負担を軽減するため、基準費用額（食費・光熱水費に係る平均的な費用の額）から、所得に応じた負担限度額を控除した差額を「補足給付」として支給しているが、この補足給付の基準費用額について、令和2年障害福祉サービス等経営実態調査結果等を踏まえて見直す。

《補足給付に係る基準費用額の見直し》

	[現 行]	[見直し後]
基準費用額	53,500円	54,000円

(15) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い【生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援（児童発達支援、医療型児童発達支援については食事提供加算）】

- 令和2年度末までの経過措置とされていた食事提供体制加算について、栄養面など障害児者の特性に応じた配慮や食育的な観点など別の評価軸で評価することも考えられるかという点も含め、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、更に検討を深める必要があることから、今回の報酬改定においては、経過措置を延長する。

(16) 送迎加算の取扱い【就労継続支援A型、放課後等デイサービス】

- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において引き続き検討する事項とされていた、就労継続支援A型及び放課後等デイサービスの送迎加算について

て、送迎の実施に関する実態調査の結果を踏まえ、利用者の自立能力の獲得を妨げないように配慮することなどを改めて周知することとし、送迎加算の現行の枠組みは維持する。

- 各サービスの報酬・基準に係る改定項目のうち、以下の改定項目については、全サービス共通の改定項目であるため、「再掲」としての記載は行っていない。
- ・ 1(4)① 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化
 - ・ 1(4)② 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化
 - ・ 1(4)④ 新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な評価
 - ・ 1(7) 障害者虐待防止の更なる推進
 - ・ 1(9) 人員基準における両立支援への配慮等（常勤要件及び常勤換算要件の一部緩和、適切な職場環境維持（ハラスメント対策））
 - ・ 1(12) 障害福祉現場の業務効率化を図るためのICTの活用
 - ・ 1(13) 地域区分の見直し

2 訪問系サービス

(1) 居宅介護

- ① 居宅介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者に対する評価の見直し
- ・ サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置を段階的に廃止するため、当該暫定措置が適用されている場合について更なる減算を行う。

《居宅介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づき、居宅介護を提供した場合の評価の見直し》

[現 行]

居宅介護職員初任者研修課程修了者（「厚生労働大臣が定める者」（平成18年厚生労働省告示第548号）第6号の2に定める者。以下同じ。）をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の10%を減算する。

[見直し後]

居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の30%を減算する。

- ② 地域生活支援拠点等の緊急時における対応機能の強化（再掲）

- ③ 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し（再掲）
- ④ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑥ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

（2）重度訪問介護

- ① 運転中における駐停車時の緊急支援の評価
 - ・ ヘルパーは障害者に対して適時適切に必要な支援を行わなければならないことから、ヘルパーが運転する自動車で障害者を移送する際に、利用者の求めや体調の変化等に応じて駐停車をして、喀痰吸引などの医療的ケアや体位調整等の支援を緊急的に行った場合、その緊急性や安全管理等を評価する。

《移動介護緊急時支援加算【新設】》 240単位/日

※ 利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

- ② 地域生活支援拠点等の緊急時における対応機能の強化（再掲）
- ③ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ④ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑤ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

（3）同行援護

- ① 同行援護従業者要件の経過措置の延長
 - ・ 同行援護従業者の要件のうち、盲ろう者向け通訳・介助員を同行援護従業者養成研修修了者とみなす経過措置について、
 - 同行援護従業者養成研修カリキュラムと盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラムを精査し、適切な免除科目を設定する必要があることや、
 - 盲ろう者が盲ろう者向け通訳・介助員による支援を現に受けている実態があること
 等も踏まえて、令和5年度末まで延長する。

- ② 地域生活支援拠点等の緊急時における対応機能の強化（再掲）
- ③ 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し（再掲）
- ④ 身体拘束等の適正化（再掲）

- ⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑥ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

（4）行動援護

- ① 行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件の経過措置の延長
 - ・ 行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件のうち、介護福祉士や「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者」（実務者研修修了者）等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす経過措置について、
 - 従業者の約2割が経過措置対象者であり、そのうち約1割の者が同研修課程の修了予定がないことや、
 - 障害福祉人材の確保が困難である状況
 等を踏まえて、新たに資格を取得する者を除き当該経過措置を令和5年度末まで延長し、同研修課程を当該期間までに修了させるよう市町村等へ周知・徹底を図る。
- ② 地域生活支援拠点等の緊急時における対応機能の強化（再掲）
- ③ 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し（再掲）
- ④ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑥ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

（5）重度障害者等包括支援

- ① 対象者要件の見直し
 - ・ 調査研究等において把握された実態を踏まえ、支援を必要とする者に対して一律にサービス提供を行う公平性の観点から、「寝たきり状態にある者」に係る対象者要件について、「寝返り」だけでなく、「起き上がり」又は「座位保持」において全面的な支援が必要と認定された場合にも対象となるよう要件を緩和する。

《対象者要件の見直し》

[現 行]

対象者の判定基準：認定調査項目「1群 起居動作」の「寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定

[見直し後]

対象者の判定基準：認定調査項目「1群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定

- ② 地域生活支援拠点等の緊急時における対応機能及び緊急時のための受入機能の強化（再掲）
- ③ 医療連携体制加算の見直し（再掲）
- ④ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑥ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

3 日中活動系サービス

(1) 療養介護

① 対象者要件の明文化

- ・ 障害者支援施設での受け入れが困難な障害支援区分5以上の者であって、(1) 高度な医療的ケアを必要とする者、(2) 強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者、(3) 遷延性意識障害で医療的ケアを必要とする者、(4) これらに準じる状態と市町村が認めた者を療養介護の対象者として明文化する。

- ② 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ③ 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し（再掲）
- ④ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑥ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

(2) 生活介護

① 常勤看護職員等配置加算の拡充

- ・ 医療的ケアを必要とする利用者に対するサービス提供体制の充実を図るため、常勤看護職員等配置加算に、常勤の看護職員を3人以上配置し、判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を2名以上受け入れている事業所を評価する区分を創設する。

《常勤看護職員等配置加算の拡充》

[現 行]

イ 常勤看護職員等配置加算（Ⅰ）

※ 看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合。

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 利用定員が20人以下 | 28単位/日 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | 19単位/日 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | 11単位/日 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | 8単位/日 |
| (5) 利用定員が81人以上 | 6単位/日 |

ロ 常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）

※ 看護職員が常勤換算で2人以上配置されている場合。

(1) 利用定員が20人以下	56単位/日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	38単位/日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	22単位/日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	16単位/日
(5) 利用定員が81人以上	12単位/日

※判定スコアの項目

- ① レスピレーター管理
- ② 気管内挿管、気管切開
- ③ 鼻咽頭エアウェイ
- ④ O₂吸入又はs pO₂90パーセント以下の状態が10パーセント以上
- ⑤ 1回/時間以上の頻回の吸引= 8、6回/日以上以上の頻回の吸引
- ⑥ ネブライザー6回/日以上又は継続使用
- ⑦ IVH
- ⑧ 経口摂取(全介助)
- ⑨ 経管(経鼻・胃ろう含む。)
- ⑩ 腸ろう・腸管栄養
- ⑪ 持続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時)
- ⑫ 手術・服薬でも改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を3回/日以上
- ⑬ 継続する透析(腹膜灌(かん)流を含む。)
- ⑭ 定期導尿3回/日以上
- ⑮ 人工肛門
- ⑯ 体位交換6回/日以上

[見直し後]

イ 常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)

※ 看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合。

(1) 利用定員が20人以下	28単位/日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	19単位/日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	11単位/日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	8単位/日
(5) 利用定員が81人以上	6単位/日

ロ 常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)

※ 看護職員が常勤換算で2人以上配置されている場合。

(1) 利用定員が20人以下	56単位/日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	38単位/日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	22単位/日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	16単位/日
(5) 利用定員が81人以上	12単位/日

ハ 常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)

※ 看護職員が常勤換算で3人以上配置されている場合。

(1) 利用定員が20人以下	84単位/日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	57単位/日

(3) 利用定員が41人以上60人以下	33単位/日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	24単位/日
(5) 利用定員が81人以上	18単位/日

※判定スコアの項目

- ① 人工呼吸器（非侵襲的陽圧換気療法、NPPV、ネイザルハイフロー、パーカッションベンチレーター、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）
- ② 気管切開
- ③ 鼻咽頭エアウェイ
- ④ 酸素療法
- ⑤ 吸引（口鼻腔・気管内吸引）
- ⑥ 利用時間中のネブライザー使用・薬液吸入
- ⑦ 経管栄養（経鼻腸管、経胃腸管、腸瘻、食道瘻、経鼻胃管、胃瘻、持続経管注入ポンプ使用）
- ⑧ 中心静脈カテーテル（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など）
- ⑨ その他の注射管理（皮下注射（インスリン、麻薬など）、持続皮下注射ポンプ使用）
- ⑩ 血糖測定（利用時間中の観血的血糖測定器、埋め込み式血糖測定器による血糖測定）
- ⑪ 継続する透析（血液透析、腹膜透析を含む）
- ⑫ 排尿管理（利用時間中の間欠的導尿、持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ））
- ⑬ 排便管理（消化管ストーマ、利用時間中の排便・洗腸、利用時間中の洗腸）
- ⑭ 痙攣時の管理（坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動など）

② 重度障害者支援加算の見直し

- ・ 重度障害者支援加算に「重症心身障害者を支援している場合」に算定可能となる区分を創設し、人員配置体制加算と常勤看護職員等配置加算に上乘せする形で評価する。
- ・ 利用者の状態確認や利用者が環境の変化に適応するためのアセスメント期間を一定程度見直し、加算算定期間の延長及び加算の単位数を見直す。
- ・ 強度行動障害を有する者が、障害者支援施設が実施している生活介護を通所で利用している場合（当該障害者支援施設の施設入所支援の利用者以外の者が生活介護を利用している場合）であって、当該利用者の支援計画を作成し、当該計画に基づいて支援を行った場合についても加算の算定を可能とする。

《重度障害者支援加算の見直し》

[現 行]

重度障害者支援加算

- (一) 体制を整えた場合 7単位/日
- (二) 支援を行った場合 180単位/日

※ (二) について、加算の算定を開始した日から起算して90日以内は
＋700単位/日

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等（指定障害者支援施設等を除く。）において、指定生活介護等の提供を行った

場合に、1日につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

イ 重度障害者支援加算（Ⅰ） 50単位／日

※ 人員配置体制加算(Ⅰ)及び常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している指定生活介護事業所等であって、重症心身障害者が2人以上利用しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

ロ 重度障害者支援加算（Ⅱ）

(一) 体制を整えた場合 7単位／日

(二) 支援を行った場合 180単位／日

※ (二)について、加算の算定を開始した日から起算して180日以内は+500単位／日

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

※ イ、ロの加算については、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等の提供を行った場合は算定しない。

- ③ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ④ 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し（再掲）
- ⑤ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑥ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑦ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）
- ⑧ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い（再掲）

(3) 短期入所

① 基本報酬の見直し（一部再掲）

- ・ 医療型短期入所事業所の整備促進を図る観点から、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

② 医療型短期入所の対象者要件の見直し

- ・ 医療型短期入所の報酬算定を行うための対象者要件について、福祉型（強化）短期入所事業所では対応が困難な、高度な医療的ケアが必要であって強度行動障害により常時介護を必要とする障害児者や医療的ケア児判定スコアが16点以上の障害児等を加える。

《対象者要件の見直し》

[現 行]

- 医療型短期入所サービス費（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅳ）若しくは（Ⅴ）
 - ア 18歳以上の利用者
 - ・ 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
 - ・ 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者又は重症心身障害者
 - イ 障害児
 - ・ 重症心身障害児

- 医療型短期入所サービス費（Ⅲ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅲ）若しくは（Ⅵ）

区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等。

[見直し後]

- 医療型短期入所サービス費（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅳ）若しくは（Ⅴ）
 - ア 18歳以上の利用者
 - ・ 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
 - ・ 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者
 - ・ 重症心身障害者
 - ・ 区分5以上に該当し、強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者
 - ・ 区分5以上に該当し、遷延性意識障害があり医療的ケアを必要とする者
 - ・ その他これらに準ずる者として市町村が認めた者
 - イ 障害児
 - ・ 重症心身障害児
 - ・ 医療的ケア児判定スコアが16点以上の障害児

- 医療型短期入所サービス費（Ⅲ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅲ）若しくは（Ⅵ）

区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定

める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等。ただし、医療型短期入所サービス費（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅳ）若しくは（Ⅴ）の算定要件に該当する場合を除く。

③ 医療的ケア児者の受入体制の強化（特別重度支援加算の見直し）

- ・ 医療型短期入所事業所の整備促進を図り、医療度の高い利用者に対する支援を強化する観点から、特別重度支援加算の算定要件を見直すとともに、加算を細分化し利用者の状態像に応じて評価する。

《特別重度支援加算の見直し》

[現 行]

イ 特別重度支援加算（Ⅰ）	388単位／日 <u>（運動機能が座位までであって、判定スコアを合算し10点以上）</u>
ロ 特別重度支援加算（Ⅱ）	120単位／日

[見直し後]

イ 特別重度支援加算（Ⅰ）	<u>610単位／日（判定スコアを合算し25点以上）</u>
ロ 特別重度支援加算（Ⅱ）	<u>297単位／日（判定スコアを合算し10点以上）</u>
ハ 特別重度支援加算（Ⅲ）	120単位／日

※ 判定スコア

- (1) レスピレーター管理 = 10
- (2) 気管内挿管、気管切開 = 8
- (3) 鼻咽頭エアウェイ = 5
- (4) 酸素吸入 = 5
- (5) 1回／時間以上の頻回の吸引 = 8
6回／日以上での頻回の吸引 = 3
- (6) ネブライザー6回／日以上または継続使用 = 3
- (7) IVH = 10
- (8) 経口摂取（全介助） = 3
- (9) 経管（経鼻・胃ろう含む） = 5
- (10) 腸ろう・腸管栄養 = 8
- (11) 持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時） = 3
- (12) 手術・服薬でも改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正（3回／日以上） = 3
- (13) 継続する透析（腹膜灌流を含む） = 10
- (14) 定期導尿（3回／日以上） = 5
- (15) 人工肛門 = 5
- (16) 体位交換（6回／日以上） = 3

④ 医療型短期入所における日中活動支援の充実

- ・ 医療型短期入所について、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画又は障害児支援利用計画において、医療型短期入所事業所での日中活動支援が必要とされている場合であって、発達支援、成長支援の知識・経験を有する保育士やリハビリテーションを行う専門職を配置した上で、当該専門職が日中活動に係る支援計画を作成し、日中活動支援を実施していることを評価するための加算を創設する。

《日中活動支援加算【新設】》

200単位/日

- (1) 保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとの日中活動実施計画を作成していること。
- (2) 利用者ごとの日中活動実施計画に従い、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が指定短期入所を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。
- (3) 利用者ごとの日中活動実施計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

- ⑤ 地域生活支援拠点等の緊急時のための受入機能の強化（再掲）
- ⑥ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ⑦ 医療連携体制加算の見直し（再掲）
- ⑧ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑨ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑩ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）
- ⑪ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い（再掲）

4 施設系・居住支援系サービス

(1) 施設入所支援

① 口腔衛生管理の充実

- ・ 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、職員に口腔ケアに係る技術的助言を行っている場合等に評価を行う加算を創設する。

《口腔衛生管理体制加算【新設】》

30単位/月

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位を加算する。

《口腔衛生管理加算【新設】》

90単位/月

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知

事に届け出た指定障害者支援施設等において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

- イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。
- ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、施設従業者に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。
- ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する施設従業者からの相談等に必要に応じ対応すること。

② 摂食・嚥下機能支援の充実

- ・ 経口移行加算及び経口維持加算について、咀嚼能力等の口腔機能及び栄養状態を適切に把握しつつ、口から食べる楽しみを支援するための多職種による取組プロセスを評価するよう見直す。

《経口移行加算の要件の見直し》

[現 行]

- 1 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

(略)

[見直し後]

- 1 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

(略)

《経口維持加算の見直し》

[現 行]

- イ 経口維持加算（Ⅰ） 28単位／日
※ 経口により食事を摂取する者であって、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められるものを対象としていること。
- ロ 経口維持加算（Ⅱ） 5単位／日
※ 経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としていること。

[見直し後]

- イ 経口維持加算（Ⅰ） 400単位／月
※ 指定障害者支援施設等において、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
- ロ 経口維持加算（Ⅱ） 100単位／月
※ 協力歯科医療機関を定めている障害者支援施設等が、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であつて、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師（指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算する。

《療養食加算の要件の見直し》

[現 行]

注 栄養士が配置されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

[見直し後]

注 管理栄養士又は栄養士が配置されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算する。

③ 重度障害者支援加算の見直し

- ・ 利用者の状態確認や利用者が環境の変化に適応するためのアセスメント期間を一定程度見直し、加算算定期間の延長及び加算の単位数を見直す。

《重度障害者支援加算の見直し》

[現 行]

イ	重度障害者支援加算（Ⅰ）	28単位／日
ロ	重度障害者支援加算（Ⅱ）	
	（一）体制を整えた場合	7単位／日
	（二）支援を行った場合	180単位／日
	※（二）について、加算の算定を開始した日から起算して90日以内は	
	+700単位／日	

[見直し後]

イ	重度障害者支援加算（Ⅰ）	28単位／日
ロ	重度障害者支援加算（Ⅱ）	
	（一）体制を整えた場合	7単位／日
	（二）支援を行った場合	180単位／日
	※（二）について、加算の算定を開始した日から起算して <u>180日以内</u>	
	<u>は+500単位／日</u>	

④ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）

⑤ 身体拘束等の適正化（再掲）

⑥ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）

⑦ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

⑧ 補足給付の基準費用額の見直し（再掲）

(2) 共同生活援助

① 基本報酬の見直し（一部再掲）

- ・ 日中サービス支援型の基本報酬について、サービス創設の趣旨や手厚い人員体制の有効活用等の観点から、重度障害者の受け入れのインセンティブが働くよう、現行報酬より重度者と中軽度者の報酬の差を拡大し、メリハリのある報酬体系に見直す。
- ・ 介護サービス包括型及び外部サービス利用型の基本報酬について、重度障害者に配慮しつつ、経営の実態等を踏まえて見直す。

② 重度障害者支援加算の対象者の拡充（介護サービス包括型、日中サービス支援型）

- ・ 重度障害者支援加算について、重度障害者の受入体制を整備するために、施設入所支援の重度障害者支援加算（Ⅱ）と同様に、障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者を算定対象に加える。

《重度障害者支援加算の見直し》

[現 行]

重度障害者支援加算 360単位/日

[見直し後]

イ 重度障害者支援加算（Ⅰ） 360単位/日

ロ 重度障害者支援加算（Ⅱ） 180単位/日（※）

※ ロについては、以下の①から③のいずれにも該当する事業所において、障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者に対して指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、重度障害者支援加算（Ⅰ）が算定される場合は算定しない。

- ① 指定基準に定める員数に加えて支援に必要な生活支援員を加配
- ② サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が以下のいずれかの研修の修了者
 - ・ 強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）
 - ・ 行動援護従業者養成研修
- ③ 生活支援員のうち20%以上が、以下のいずれかの研修の修了者
 - ・ 強度行動障害者支援者養成研修（基礎研修）
 - ・ 行動援護従業者養成研修

③ 医療的ケアが必要な利用者への支援の評価

- ・ 短期入所の医療的ケア対応支援加算と同様に、医療的ケアが必要な者に対する支援を評価する加算を創設する。

《医療的ケア対応支援加算【新設】》 120単位/日

※ 指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置している事業所において、医療的ケアが必要な者に対して指定共同生活援助等を行った場合に加算する。ただし、重度障害者支援加算（Ⅰ）又は医療連携体制加算が算定される場合は算定しない。

- ④ 強度行動障害を有する者の受け入れを促進するための体験利用の評価（介護サービス包括型、日中サービス支援型）
- ・ 強度行動障害を有する者が地域移行のために体験利用を行う場合、強度行動障害支援者養成研修又は行動援護従業者養成研修の修了者を配置している事業所について、報酬上の評価を行う加算を創設する。

《強度行動障害者体験利用加算【新設】》 400単位/日

※ 以下の①及び②のいずれにも該当する事業所において、強度行動障害を有する者に対して体験利用として指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、重度障害者支援加算が算定される場合は算定しない。

- ① サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が以下のいずれかの研修の修了者
- ・ 強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）
 - ・ 行動援護従業者養成研修
- ② 生活支援員のうち20%以上が、以下のいずれかの研修の修了者
- ・ 強度行動障害者支援者養成研修（基礎研修）
 - ・ 行動援護従業者養成研修

- ⑤ 夜間支援等体制加算の見直し（介護サービス包括型、外部サービス利用型）
- ・ 夜間支援等体制加算（I）について、夜間支援業務の実態を踏まえ、入居者の障害支援区分に応じたメリハリのある加算に見直す。
 - ・ 手厚い支援体制の確保や適切な休憩時間の取得ができるよう、住居ごとに常駐の夜勤職員に加えて、事業所単位で夜勤又は宿直の職員を配置し、複数の住居を巡回して入居者を支援する場合に評価する加算を創設する。
 - ・ 現行の加算額は、支援対象者の人数が8人以上の場合は複数人ごとに加算額を設定しているため、支援対象者が多い方が合計の加算額が少なくなる事例が生じていることから、支援対象者の人数が1人増えるごとに加算の単位数を設定する。

《夜間支援等体制加算の見直し》

→「夜間支援等体制加算の見直しについて」（別紙3）参照

- ⑥ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長（介護サービス包括型、日中サービス支援型）
- ・ 令和3年3月31日までとされている重度障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制を確保する観点から、当該経過措置を令和6年3月31日まで延長する。

- ⑦ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ⑧ 医療連携体制加算の見直し（再掲）
- ⑨ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑩ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑪ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

（3）自立生活援助

① 基本報酬の対象者の見直し

- ・ 現行の基本報酬については、障害者支援施設、共同生活援助、精神科病院等から退所等をしてから1年以内の者を高い報酬区分（自立生活援助サービス費（I））、その他の者を低い報酬区分としているが、前者の対象者に、同居家族の死亡及びこれに準ずる理由として市町村が認める理由により単身生活を開始した日から1年以内の者を加える。

《基本報酬の対象者の見直し》

[現 行]

自立生活援助サービス費（I）

利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満	1,556単位／月
利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上	1,089単位／月

- ※ 障害者支援施設や精神科病院、共同生活援助等から退所等をしてから1年以内の者に対して指定自立生活援助を行った場合に加算する。

[見直し後]

自立生活援助サービス費（I）

利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満	<u>1,558単位／月</u>
利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上	<u>1,090単位／月</u>

- ※ 障害者支援施設や精神科病院、共同生活援助等から退所等をしてから1年以内の者又は同居家族の死亡及びこれに準ずる理由として市町村が認める理由により単身生活を開始した日から1年以内の者に対して指定自立生活援助を行った場合に加算する。

② 人員基準の緩和

- ・ 自立生活援助を必要とする障害者にサービスが行き渡るよう、サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務を認める。

《人員基準の見直し》

[現 行]

サービス管理責任者は地域生活支援員とは異なる者でなければならない。

[見直し後]

サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務を認める。

※ ただし、基本報酬の算定に当たっての地域生活支援員の人数については、サービス管理責任者と兼務する地域生活支援員は1人につき0.5人とみなして算定する。

③ 標準利用期間を超えて更にサービスが必要な場合の取扱い

- ・ 標準利用期間を超えて更にサービスが必要な場合については、原則1回ではなく、市町村審査会の個別審査を要件とした上で、複数回の更新を認める。

《支給決定の更新に係る利用期間の見直し》

[現 行]

標準利用期間（1年間）を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能である。（原則1回）

[見直し後]

標準利用期間（1年間）を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に更新が可能である。（必要に応じて更に更新可）

④ 同行支援加算の見直し

- ・ 同行支援加算について、業務を適切に評価する観点から、同行支援の回数に応じて評価する。

《同行支援加算の見直し》

[現 行]

- ・ (回数に関わらず) 外出を伴う支援を行った場合 500単位/月

[見直し後]

- ・ 月2回まで外出を伴う支援を行った場合 500単位/月
- ・ 月3回外出を伴う支援を行った場合 750単位/月
- ・ 月4回以上外出を伴う支援を行った場合 1,000単位/月

⑤ 地域生活支援拠点等の緊急時における対応機能の強化（再掲）

- ⑥ 夜間の緊急対応・電話相談の評価（再掲）
- ⑦ 精神保健医療と福祉の連携の促進（再掲）
- ⑧ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進（再掲）
- ⑨ ピアサポートの専門性の評価（再掲）

5 訓練系サービス

(1) 自立訓練（機能訓練）

- ① 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ② 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し（再掲）
- ③ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ④ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑤ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）
- ⑥ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い（再掲）

(2) 自立訓練（生活訓練）

- ① 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ② 医療連携体制加算の見直し（再掲）
- ③ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ④ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑤ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）
- ⑥ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い（再掲）

6 就労系サービス

(1) 就労系サービスにおける共通的事項

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出
 - ・ 令和3年度の実績の算出については、令和元年度又は令和2年度の実績を用いないことも可能（就労継続支援は平成30年度実績を用いることも可能）とする。また、令和4年度以降の取扱いは、今後の状況を踏まえ、改めて対応を検討する。

《令和3年度の実績の算出》

[就労移行支援]

次のいずれか2カ年度間の実績で評価

- (I) 令和元年度及び令和2年度
- (II) 平成30年度及び令和元年度

[就労定着支援]

次のいずれかの期間の実績で評価

- (I) 平成30年度、令和元年度及び令和2年度（3年間）
- (II) 平成30年度及び令和元年度（2年間）

〔就労継続支援A型〕

スコア方式の項目のうち、「1日の平均労働時間」については、次のいずれかの年度の実績で評価

- (Ⅰ) 平成30年度
- (Ⅱ) 令和元年度
- (Ⅲ) 令和2年度

※ 「生産活動収支の状況」については、前年度を「令和元年度」に置き換えた実績で評価することも可（その場合、前々年度は「平成30年度」を用いる）

※ それ以外の項目は、令和2年度実績で評価

〔就労継続支援B型〕 ※平均工賃月額に応じた報酬体系の場合

次のいずれかの年度の実績で評価

- (Ⅰ) 平成30年度
- (Ⅱ) 令和元年度
- (Ⅲ) 令和2年度

- ② 在宅でのサービス利用の要件の見直し（就労移行支援及び就労継続支援）
- ・ 在宅でのサービス利用について、新たな生活様式の定着を見据え、本人の希望や特性を踏まえつつ、更に促進するため、令和2年度に限って新型コロナウイルス感染症への対応として臨時的に要件緩和した取扱いを令和3年度以降は常時の取扱いとする。

《在宅でのサービス利用要件》

〔現 行〕

(利用者要件)

通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者。

(事業所要件)

- ア 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
- イ 1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成を行うこと。作業活動、訓練等の内容等に応じ、1日2回を超えた対応を行うこと。
- ウ 緊急時の対応ができること。
- エ 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- オ 事業所職員の訪問又は利用者の通所により、評価等を1週間につき1回は行うこと。
- カ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内にお

いて訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。
キ オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。

[見直し後]

(利用者要件)

在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者。

(事業所要件)

ア～エ 現行と同じ

オ 事業所職員による訪問、利用者の通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。

カ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

キ 現行と同じ

(その他)

在宅と通所による支援を組み合わせることも可能。

- ③ 一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労に係る加算の発展的な見直し（就労移行支援及び就労継続支援）
- ・ 施設外就労に係る加算（※）を廃止・再編し、一般就労への高い移行実績や高工賃を実現する事業所、地域連携の取組への評価に組み替える。
 - （※） 施設外就労加算及び移行準備支援体制加算（Ⅱ）
 - ・ 施設外就労については、一般就労への移行や工賃・賃金の向上を図るため有効であるとして促進してきたことから、引き続き実施していく。

(2) 就労移行支援

- ① 基本報酬及び報酬区分の決定に係る実績の算定方法の見直し（一部再掲）
- ・ 一般就労への高い移行実績を実現する事業所について、基本報酬において更に評価する。
 - ・ 「前年度において就職後6か月以上定着した者の割合（就労定着率）」としている基本報酬の区分の決定に係る実績について、標準利用期間が2年間であることを踏まえ、直近2か年度の実績により算定する。
 - ※ あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている就労移行支援事業所については、従前と同様に前年度の実績により算定する。

《基本報酬の区分決定に係る就労定着率の算出》

[現 行]

前年度において、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の利用定員で除して得た割合

[見直し後]

前年度及び前々年度において、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度及び前々年度の利用定員の合計数で除して得た割合

② アセスメントの質を高めるための取組の評価

- ・ 障害者本人の希望や適性・能力を的確に把握・評価を行うアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、本人や他の支援機関等を交えたケース会議等を実施した事業所を評価するための加算を創設する。

《支援計画会議実施加算【新設】》 583単位/回

各利用者の就労移行支援計画の作成又は見直しに当たって、外部の関係者を交えた会議を開催し、関係者の専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画の作成、変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、1月に1回（年4回を限度）、所定単位数を加算する。

③ 人員基準の柔軟化

- ・ 就労支援の中心的な役割を担う「就労支援員」について、同一法人内の就労継続支援事業所や就労定着支援事業所等との就労支援ノウハウの共有や人材利活用の観点から、常勤要件を緩和し、常勤換算による配置を可能とする。

《人員基準の見直し》

[現 行]

就労支援員：就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上を配置。うち、1人以上は常勤でなければならない。

[見直し後]

就労支援員：就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上を配置。

- ④ 実態を踏まえた一般就労の範囲の検討
 - ・ 平成30年度報酬改定において引き続き検討する事項とされていた就労移行支援の利用を経て一般就労した際のその一般就労の範囲については、実態として様々な雇用・勤務形態や労働時間数・日数において実際に働くことを実現した障害者がいることなどを踏まえ、現時点においては、雇用形態等による線引きはせず、引き続き雇用契約の有無をもって判断する。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出（再掲）
- ⑥ 在宅でのサービス利用の要件の見直し（再掲）
- ⑦ 一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労に係る加算の発展的な見直し（再掲）
- ⑧ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ⑨ 医療連携体制加算の見直し（再掲）
- ⑩ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑪ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑫ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）
- ⑬ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い（再掲）

(3) 就労定着支援

- ① 基本報酬及び基本報酬の区分の見直し（一部再掲）
 - ・ 経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
 - ・ 基本報酬の区分について、実績上位2区分に8割以上の事業所が分布している一方で、下位2区分には事業所がほとんどないことを踏まえ、よりきめ細かく実績を反映するため、各区分に係る実績の範囲を見直す。

〈基本報酬の区分に係る実績の範囲の見直し〉

[現 行]

- (1) 就労定着率が9割以上
- (2) 就労定着率が8割以上9割未満
- (3) 就労定着率が7割以上8割未満
- (4) 就労定着率が5割以上7割未満
- (5) 就労定着率が3割以上5割未満
- (6) 就労定着率が1割以上3割未満
- (7) 就労定着率が1割未満

[見直し後]

- (1) 就労定着率が9割5分以上
- (2) 就労定着率が9割以上9割5分未満
- (3) 就労定着率が8割以上9割未満

- (4) 就労定着率が7割以上8割未満
- (5) 就労定着率が5割以上7割未満
- (6) 就労定着率が3割以上5割未満
- (7) 就労定着率が3割未満

② 基本報酬の支給要件の見直し

- ・ 現在の支給要件としている「利用者との対面による1月1回（以上）の支援」について、実際の支援内容は多岐にわたり、個別性が高いものであること等を踏まえ、今後は、どのような支援を実施したか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者間で月1回共有することを要件とする。

《基本報酬の算定要件の見直し》

[現 行]

月1回以上の対面による支援を行った場合に、利用者数及び就労定着率に応じ、算定する。

[見直し後]

利用者及び当該利用者が雇用されている通常の事業所の事業主等に対し、支援内容を記載した報告書を月1回以上提供した場合に、利用者数及び就労定着率に応じ、算定する。

③ 関係機関等との連携強化に係る加算の見直し

- ・ 関係機関等との連携を強化し、個別の支援における協力関係を常時構築するため、関係機関等とのケース会議等を実施することを報酬上評価する。
- ・ 関係機関等と連携した支援については、支援期間にかかわらずに必要となることから、現在、支援開始1年目についてのみ評価している「企業連携等調整特別加算」を見直し、支援期間を通して評価する新たな加算を創設する。

《関係機関等との連携強化に係る加算の見直し》

[現 行]

企業連携等調整特別加算

240単位/月

就労定着支援の利用を開始した日から起算して1年間に限り、1月につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

定着支援連携促進加算【新設】

579単位/回

企業、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関等の関係機関との連携体制の構築を図るため、各利用者の就労定着支援計画に係る関係機関を交えた会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間（最大3年間）を通じ、1月につき1回（年4回を限度）所定単位数を加算する。

④ 対面での支援の要件緩和

- ・ 運営基準に規定している「対面での支援」について、ICTの活用を念頭に、「対面」要件を緩和することにより、障害者本人の希望や障害特性を踏まえ必要に応じた対面での支援とする（運営基準の見直し）。

《対面支援要件の緩和（運営基準の見直し）》

[現 行]

就労定着支援事業者は、利用者に対して支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行う。

[見直し後]

就労定着支援事業者は、利用者に対して支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行う。

⑤ 就労定着支援事業による支援の円滑な開始の促進

- ・ 就職後6か月が経過した後、希望する者に対し、円滑に就労定着支援事業所による支援が開始できるよう、本人が就労定着支援事業の利用を希望する場合、就労移行支援事業所等における6か月間の職場への定着支援の（努力）義務の期間において、就労移行支援事業所等が就労定着支援事業所等との連絡調整等を図る旨を就労移行支援事業所等の運営基準に規定する（※）。

（※）就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）及び生活介護の運営基準の見直し

⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出（再掲）

（4）就労継続支援A型

① 基本報酬の区分の決定に係る実績の評価方法の見直し

- ・ 基本報酬の算定に係る実績について、現行の「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直す。

→「就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式について」(別紙4) 参照

② 基本報酬の算定における評価内容の公表

- ・ 事業所のホームページ等を通じて、スコア方式による評価内容を全て公表することを事業所に義務付ける(運営基準の見直し)とともに、未公表の場合には基本報酬を減算する。

《スコア方式による評価内容の公表の義務付け(運営基準の見直し)【新設】》

就労継続支援A型事業者は1年に1回以上、事業所ごとの運営状況について自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

《自己評価未公表減算【新設】》

スコア方式による評価内容が未公表の場合、所定単位数の15%を減算する。

③ 一般就労への移行の促進

- ・ 障害者本人の希望と能力・適性に応じて一般就労への移行を促進していく観点から、就労移行支援体制加算を充実する。また、加算の充実については、実績による基本報酬の各区分に応じたものとする。
- ・ 就労継続支援から就労移行支援への移行について、新たに一定の評価をする加算(就労移行連携加算)を創設する。
- ・ 就労移行支援と同様に、就労継続支援についても、一般就労への移行の更なる促進を見込み、作業療法士を福祉専門職員配置等加算における有資格者として新たに評価する。

→「就労移行支援体制加算の見直しについて」(別紙5) 参照

《就労移行連携加算【新設】》 1,000単位

就労継続支援A型を受けた後に就労移行支援の支給決定を受けた者がいた場合において、当該者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、就労移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該申請を行うに当たり、就労継続支援A型における支援の状況等の情報を文書により相談支援事業者に対して提供している場合に、1回に限り、所定単位数を加算する。

《福祉専門職員配置等加算の要件の見直し》

[現 行]

イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 15単位/日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉

士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。

ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

[見直し後]

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。

ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

④ 最低賃金減額特例について

- 平成30年度報酬改定において引き続き検討する事項とされていた最低賃金減額特例については、実態として、約9割の事業所において適用者がおらず、また過去に適用者が3人以上いた事業所においても一般就労への移行者を多く出していることから、今回の報酬改定においては特段対応しないこととする。

⑤ 就労継続支援A型における送迎加算の取扱い（一部再掲）

- 平成30年度報酬改定において引き続き検討する事項とされていた就労継続支援A型の送迎加算について、実態として、送迎の理由は「公共交通機関がない等地域の実情」や「重度障害などの障害特性」などのやむを得ない事情が多く、多くの事業所において送迎の必要性を一律ではなく個別に判断していることを踏まえ、現行の枠組みは維持する。
- その上で、就労継続支援A型が利用者と雇用契約を締結していることや利用者の知識や能力向上のために必要な訓練を行うものであるということ念頭に、利用者の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することなどを改めて周知する。

⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出（再掲）

⑦ 在宅でのサービス利用の要件の見直し（再掲）

⑧ 一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労に係る加算の発展的な見直し（再掲）

⑨ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）

- ⑩ 医療連携体制加算の見直し（再掲）
- ⑪ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑫ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑬ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）
- ⑭ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い（再掲）

（４）就労継続支援Ｂ型

- ① 多様な就労支援ニーズに対応するための報酬体系の類型化
 - ・ 地域における多様な就労支援ニーズに対応する観点から、現行の「平均工賃月額」に応じて評価する報酬体系に加え、「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系を新たに設け、事業所ごとに選択することとする。
 - ※ 基本報酬の報酬体系の選択は各年度の４月に行うことを基本とし、年度途中での変更を行うことはできない。

《報酬体系の類型化》

[現 行]

「平均工賃月額」に応じた報酬体系
 （就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ））

[見直し後]

- ① 「平均工賃月額」に応じた報酬体系
 （就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ））
- ② 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系【新設】
 （就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ）、（Ⅳ））

- ② 「平均工賃月額」に応じた報酬体系における基本報酬及び基本報酬の区分の見直し（一部再掲）
 - ・ 高工賃を実現する事業所について、基本報酬において更に評価する。
 - ・ 現行の７段階の基本報酬の区分について、実績下位３区分に８割近くの事業所が分布していること等を踏まえ、よりきめ細かく実績を反映するため、各区分に係る実績の範囲を見直し、８段階の区分とする。

《基本報酬区分の見直し》

[現 行]

- （一）平均工賃月額が４万５千円以上
- （二）平均工賃月額が３万円以上４万５千円未満
- （三）平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満
- （四）平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満

- (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満
- (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満
- (七) 平均工賃月額が5千円未満

[見直し後]

- (一) 平均工賃月額が4万5千円以上
- (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満
- (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満
- (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満
- (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満
- (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満
- (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満
- (八) 平均工賃月額が1万円未満

- ③ 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系における地域住民との協働やピアサポートの専門性の評価（一部再掲）
- ・ 利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組として、就労の機会の提供や生産活動の実施に当たり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価する加算を創設する。
 - ・ 地域生活や就労を続ける上での不安の解消、生産活動の実施に向けた意欲の向上などへの支援を充実させるため、ピアサポートによる支援を実施する事業所に対して新たに報酬上の評価をする。

《地域協働加算【新設】》

30単位/日

「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系において、各利用者に対して、地域住民その他の関係者と協働して支援（生産活動収入があるものに限る。）を行うとともに、その活動の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

《ピアサポート実施加算【新設】》

100単位/月

「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系において、各利用者に対し、一定の支援体制（※）のもと、就労や生産活動等への参加等に係るピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定単位数を加算する。

※ 地域生活支援事業として行われる「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した障害者（障害者であったと都道府県、指定都市又は中核市が認める者を含む。）と管理者等を配置し、これらの者によ

り各事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

* 令和6年3月31日までの間は、都道府県、指定都市又は中核市が上記研修に準ずると認める研修でも可とするなどの経過措置を設ける。

④ 一般就労への移行の促進（一部再掲）

- ・ 「平均工賃月額」に応じた報酬体系においては、障害者本人の希望と能力・適性に応じて一般就労への移行を促進していく観点から、就労移行支援体制加算を充実する。また、加算の充実については、実績による基本報酬の各区分に応じたものとする。
- ・ 就労継続支援から就労移行支援への移行について、新たに一定の評価をする加算（就労移行連携加算）を創設する。
- ・ 就労移行支援と同様に、就労継続支援についても、一般就労への移行の更なる促進を見込み、作業療法士を福祉専門職員配置等加算における有資格者として新たに評価する。

→「就労移行支援体制加算の見直しについて」（別紙5）参照

《就労移行連携加算【新設】》

1,000単位

就労継続支援B型を受けた後に就労移行支援の支給決定を受けた者がいる場合において、当該者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、就労移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該申請を行うに当たり、就労継続支援B型における支援の状況等の情報を文書により相談支援事業者に対して提供している場合に、1回に限り、所定単位数を加算する。

《福祉専門職員配置等加算の要件の見直し》

[現 行]

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。

ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

[見直し後]

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。

ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出（再掲）
- ⑦ 在宅でのサービス利用の要件の見直し（再掲）
- ⑧ 一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労に係る加算の発展的な見直し（再掲）
- ⑨ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ⑩ 医療連携体制加算の見直し（再掲）
- ⑪ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑫ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑬ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）
- ⑭ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い（再掲）

7 相談系サービス

（1）計画相談支援、障害児相談支援

- ① 基本報酬及び特定事業所加算の見直し（一部再掲）
 - ・ 令和3年3月末までの措置とされていた特定事業所加算Ⅱ及びⅣを含め、現行の特定事業所加算に対応した段階別の基本報酬区分（機能強化型サービス利用支援費・機能強化型継続サービス利用支援費）を創設する。
 - ・ これに加えて、相談支援事業所における常勤専従職員の配置を促すため、現行の特定事業所加算Ⅳの「常勤専従の相談支援専門員を2名以上配置する」という要件を緩和した「2人のうち1人以上が常勤専従であること」を要件とする基本報酬区分を設ける。（機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）・機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ））
 - ・ 複数の事業所の協働による体制の確保や質の向上に向けた取組を評価する観点から、常勤専従の相談支援専門員1名配置を必須とした上で、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所で人員配置要件が満たされていることや24時間の連絡体制が確保されていることをもって、機能強化型サービス利用支援費等の算定要件を満たすことを可能にする。
 - ・ また、人材確保の困難性を踏まえ、他のサービスで認められている従たる事業所の設置を認める。
 - ・ 主任相談支援専門員の配置については、見直し後の基本報酬のいずれの区分においても、常勤専従の主任相談支援専門員を1人以上配置していることを別途評価する加算を創設する。

- ・ 経営状況等を勘案し、基本報酬を見直す。

《主任相談支援専門員配置加算【新設】》 100単位／月

主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、事業所の従業者に対し当該主任相談支援専門員がその資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。

《特定事業所加算【廃止】》⇒《機能強化型サービス利用支援費【新設】》
[現 行]

(1) 特定事業所加算Ⅰ 500単位／月
(算定要件)

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であること。
- ロ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。
- ハ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ニ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。
- ホ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、計画相談支援等を提供していること。
- ヘ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- ト 指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数（指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の利用者を含む。）が1月間において相談支援専門員1人当たり40件未満であること。

(2) 特定事業所加算（Ⅱ） 400単位／月
(算定要件)

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- ロ 特定事業所加算（Ⅰ）のロ、ハ、ホ、ヘ、トの要件を満たすこと。
- ハ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

(3) 特定事業所加算（Ⅲ） 300単位／月
(算定要件)

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- ロ 特定事業所加算（Ⅰ）のロ、ハ、ホ、ヘ、トの要件を満たすこと。

ハ 特定事業所加算（Ⅱ）のハの要件を満たすこと。

(4) 特定事業所加算（Ⅳ） 150単位／月
(算定要件)

イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

ロ 特定事業所加算（Ⅰ）のロ、ホ、へ、トの要件を満たすこと。

ハ 特定事業所加算（Ⅱ）のハの要件を満たすこと。

[見直し後]

(1) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ） 1,864単位／月
(算定要件)

現行の特定事業所加算（Ⅱ）の要件を満たすこと

※ 常勤専従の相談支援専門員1名配置を必須とした上で、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所で人員配置要件が満たされていることや24時間の連絡体制が確保されていることをもって算定要件を満たすことを可能にする。（以下、機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）及び機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）について同じ。）

(2) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ） 1,764単位／月
(算定要件)

現行の特定事業所加算（Ⅲ）の要件を満たすこと。

(3) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ） 1,672単位／月
(算定要件)

現行の特定事業所加算（Ⅳ）の要件を満たすこと。

(4) 機能強化型サービス利用支援（Ⅳ） 1,622単位／月
(算定要件)

イ 専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が常勤専従かつ相談支援従事者現任研修を修了していること。

ロ 現行の特定事業所加算（Ⅰ）のロ、ホ、へ、トの要件を満たすこと。

ハ 現行の特定事業所加算（Ⅱ）のハの要件を満たすこと。

※ 機能強化型継続サービス利用支援費並びに機能強化型障害児支援利用援助費及び機能強化型継続障害児支援利用援助費についても同様の算定要件。

② サービス等利用計画の策定時における相談支援業務の評価

- ・ 障害福祉サービスの利用申請から支給決定、サービスの利用開始（サービス等利用計画の策定）までの期間内に一定の要件を満たす相談支援の提

供を行った場合について、初回加算において更に評価する。

《初回加算の見直し》

[現 行]

初回加算

300単位/月 (計画相談)

500単位/月 (障害児相談)

[見直し後]

初回加算

300単位/月 (計画相談) ※

500単位/月 (障害児相談) ※

※ 従前から、新規に計画作成を行った場合に初回加算が算定されていたが、これに加えて

・ 指定計画相談支援の利用に係る契約をした日の属する月からサービス等利用計画案を利用者に交付した日の属する月までの期間が3か月を超える場合であって

・ 4か月目以降に月2回以上、利用者の居宅等(障害児の場合は居宅に限る。)に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合

は、上記の要件を満たす月について、その月分の初回加算に相当する額を加えた額の初回加算を算定

③ 計画決定月及びモニタリング対象月以外における相談支援業務の評価

- ・ サービス利用中であって、計画決定月及びモニタリング対象月以外の月に以下のいずれかの要件を満たす支援を行った場合に評価するための加算を創設する。

《集中支援加算【新設】》

300単位/月

- ① 障害福祉サービスの利用に関して、利用者等の求めに応じ、利用者の居宅等(障害児の場合は居宅に限る。)を訪問し、利用者及び家族との面接を月に2回以上実施した場合
- ② 利用者本人及び障害福祉サービス事業者等が参加するサービス担当者会議を開催した場合
- ③ 障害福祉サービスの利用に関連して、病院、企業、保育所、特別支援学校又は地方自治体等からの求めに応じ、当該機関の主催する会議へ参加した場合

④ 他機関へのつなぎのための相談支援業務の評価

- ・ サービス終了前後に、以下の要件に基づく他機関へのつなぎの支援を行った場合に評価するため、居宅介護支援事業所等連携加算を見直すとともに、障害児相談支援に保育・教育等移行支援加算を創設する。

《居宅介護支援事業所等連携加算の見直し、保育・教育等移行支援加算の創設》

[現 行]

居宅介護支援事業所等連携加算 100単位/月

[見直し後]

(計画相談)

居宅介護支援事業所等連携加算 300単位/月 (①、②)
100単位/月 (③)

(障害児相談)

保育・教育等移行支援加算 300単位/月 (①、②)
100単位/月 (③)

- ・ 介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者、又は、就学、進学、就職等に伴い障害福祉サービスの利用を終了する者であって保育所、特別支援学校、企業又は障害者就業・生活支援センター等との引継に一定期間を要するものに対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

① 当該月に2回以上、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合

② 他機関の主催する利用者の支援内容の検討に関する会議に参加した場合

③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等に関する情報提供を文書により実施した場合（この目的のために作成した文書に限る。）

- ※ 算定回数について、障害福祉サービスの利用中は2回、利用終了後（6か月以内）は月1回を限度とする。

⑤ 事務負担の軽減及び適切なモニタリング頻度の決定の推進

- ・ 加算の算定要件となる業務の挙証書類については、基準省令で定める記録（相談支援台帳等）等に記載、保管することで足りることとする。
- ・ 利用者の生活の維持・向上のための適切なモニタリング頻度を担保するため、以下のとおり対応する。
 - 利用者の個別性も踏まえてモニタリング頻度の決定を行う旨や、モニタリング期間の変更をする際の手続きを再度周知する。
 - 利用者の個別の状況によってモニタリング頻度を短くする必要がある場合を例示する。
 - モニタリング対象月以外における相談支援業務の評価（前述③）については、緊急的、臨時的な取扱いであることを明示し、頻回に算定が必要な利用者については、モニタリング頻度を改めて検証する必要があることを明示する。

⑥ ピアサポートの専門性の評価（再掲）

(2) 地域移行支援

- ① 地域移行実績の更なる評価（再掲）
- ② 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援（再掲）
- ③ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進（再掲）
- ④ ピアサポートの専門性の評価（再掲）

(3) 地域定着支援

- ① 地域生活支援拠点等の緊急時における対応機能の強化（再掲）
- ② 精神保健医療と福祉の連携の促進（再掲）
- ③ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進（再掲）
- ④ ピアサポートの専門性の評価（再掲）

8 障害児通所支援

(1) 障害児通所支援における共通事項

- ① 医療的ケア児に係る判定基準の見直し及び基本報酬区分の設定（児童発達支援及び放課後等デイサービス）
 - ・ 前回改定で導入した医療的ケア児に係る判定基準について、厚生労働科学研究において開発された見守り等のケアニーズ等を踏まえた医療的ケア児に係る判定基準に見直すとともに、児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬区分において、当該判定基準のスコアの点数に応じて段階的な評価を行う「医療的ケア児」の基本報酬区分を創設する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

- ② 医療連携体制加算の見直し（再掲）
- ③ 看護職員加配加算の見直し（児童発達支援及び放課後等デイサービス）
 - ・ 看護職員加配加算の算定要件について、上記①の医療的ケア児に係る判定基準を用いることとし、実態に即して以下のとおり見直す。

《看護職員加配加算の見直し》

[現 行]

- ① 看護職員加配加算（I） 【看護職員1人分の加算】
 - ア 主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所
 - ・ 現行の判定基準のスコアに該当する障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して1以上になること。
 - イ 主として重症心身障害児を通わせる事業所
 - ・ 現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して5以上になること。

※ 児童発達支援センター以外の場合、スコアが16点以上の障害児は2名としてカウントする。

② 看護職員加配加算（Ⅱ） 【看護職員2人分の加算】

ア 主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所

- ・ 現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して5以上になること。

イ 主として重症心身障害児を通わせる事業所

- ・ 現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して9以上になること。

③ 看護職員加配加算（Ⅲ） 【看護職員3人分の加算】

（主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所のみ）

- ・ 現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して9以上になること。

[見直し後]

<主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所>

主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所においては、医療的ケアを行うために必要な看護職員の配置の費用を含んだ医療的ケア児の基本報酬区分を創設することから、看護職員加配加算は廃止する。

<主として重症心身障害児を通わせる事業所>

① 看護職員加配加算（Ⅰ） 【看護職員1人分の加算】

医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数/開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が40点以上になること。

② 看護職員加配加算（Ⅱ） 【看護職員2人分の加算】

医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数/開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が72点以上になること。

④ 看護職員の基準人員の取扱いの見直し（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- ・ 医療的ケアを行う必要がある場合に配置する看護職員については、現行の機能訓練担当職員の配置要件と同様に、配置基準上必要となる従業者の員数に看護職員を含めてよいこととする（ただし、「医療的ケア児」の基本報酬、医療連携体制加算又は看護職員加配加算により配置する看護職員を除く。）。

《看護職員の基準人員の取扱いの見直し》

医療的ケア児に医療的ケアを行う場合は看護職員を置くこととし、置いた場合は当該看護職員を児童指導員等の員数に含めることができる（ただし、「医療的ケア児」の基本報酬、医療連携体制加算又は看護職員加配加算により

配置する看護職員を除く。)

※ 児童発達支援センター（主として難聴児・重症心身障害児を通わせる場合を除く。）は、機能訓練担当職員及び看護職員を児童指導員等の員数に含める場合、その半数は児童指導員又は保育士でなければならないものとする。

⑤ 退院直後から必要な障害福祉サービスの利用（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- ・ NICU等から退院し在宅生活を始める時期から乳幼児期（特に0～2歳）の医療的ケア児については、自治体職員による「5領域11項目」の調査のみでは、通常の発達の範囲として介助を要しているのか、医療的ケアの原因である内部障害等により通常の発達を超える介助を要する状態であるのか判断が難しいことから、医療的ケアに係る判定基準等において医療的ケアの原因である内部障害等により通常の発達を超える介助を要する状態にある旨の判定を行う際には、医師の判断を活用する。

⑥ 人員基準の見直し（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- ・ 専門性及び質の向上に向けて、現行の「障害福祉サービス経験者」を廃止し、保育士・児童指導員のみ人員基準を見直すこととする。（令和3年3月31日時点で旧基準に基づく指定を受けている事業所については、2年間の経過措置を設ける）。

《人員基準の見直し》

[現 行]

指定児童発達支援の単位ごとに、児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、障害児の数の区分に応じ、それぞれ定める数以上となるよう配置。（放課後等デイサービスも同様。）

[見直し後]

指定児童発達支援の単位ごとに、児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、障害児の数の区分に応じ、それぞれ定める数以上となるよう配置。（放課後等デイサービスも同様。）

※ 令和3年3月31日時点で、指定を受けている事業所については、2年間の経過措置を設ける。

⑦ 家族支援の評価の充実（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- ・ 家族支援の充実を図るため、訪問支援特別加算を家庭連携加算に統合した上で、要件を見直す。
- ・ 事業所内相談支援加算について、個別の相談援助だけでなくグループでの面談等も算定可能とするなどの見直しを行う。

《訪問支援特別加算の家庭連携加算への統合》

[現 行]

家庭連携加算（月2回を限度）

イ 1時間未満	187単位/回
ロ 1時間以上	280単位/回

訪問支援特別加算（月2回を限度）

イ 1時間未満	187単位/回
ロ 1時間以上	280単位/回

[見直し後]

家庭連携加算（月4回を限度）

イ 1時間未満	187単位/回
ロ 1時間以上	280単位/回

《事業所内相談支援加算の見直し》

[現 行]

事業所内相談支援加算（月1回を限度） 35単位/回

[見直し後]

事業所内相談支援加算（Ⅰ、Ⅱそれぞれ月1回を限度）

イ <u>事業所内相談支援加算（Ⅰ）（個別）</u>	<u>100単位/回</u>
ロ <u>事業所内相談支援加算（Ⅱ）（グループ）</u>	<u>80単位/回</u>

⑧ 著しく重度及びケアニーズの高い児童を支援した場合の評価（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- ・ 著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障害児への支援を充実させる観点から、児童発達支援及び医療型児童発達支援は5領域11項目の調査項目によるスコアを、放課後等デイサービスは指標該当児の判定スコアを用いて判定した結果、一定の要件に該当する障害児を受け入れたことを評価する加算を創設する。

《個別サポート加算（Ⅰ）【新設】》

100単位/日

⑨ 虐待等の要保護・要支援児童を支援した場合の評価（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- ・ 虐待等の要保護・要支援児童を受け入れた場合に、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や子育て世代包括支援センター等の公的機関や、要保護児童対策地域協議会、医師との連携（事業所からの報告に基づく経過観察の依頼を含む）により、児童発達支援等を行う必要のある児童を受け入れて支援することを評価する加算を創設する。

《個別サポート加算（Ⅱ）【新設】》

125単位／日

⑩ 児童指導員等加配加算の見直し及び専門的支援加算の創設（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- ・ 経営状況等を踏まえて、児童指導員等加配加算（Ⅰ）の報酬単価を見直すとともに、児童指導員等加配加算（Ⅱ）を廃止する一方、支援の質を向上させる観点から、専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理指導担当職員・国立障害者リハビリテーションセンター視覚障害学科履修者）を1名以上加配（常勤換算による算定）して行う支援を評価する加算を創設する。

※ 児童発達支援における専門的支援加算の算定要件については、対象となる未就学児への支援に当たり、特に集団生活への適応や他者との関係性の構築のために専門的で個別的な支援が必要であることから、児童福祉事業について5年以上経験のある保育士・児童指導員についても、専門職の職種の対象に含めることとする。

- ・ 難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加する。

《児童指導員等加配加算の見直し》

[現 行]

1 児童発達支援

イ 児童発達支援センターの場合

児童指導員等加配加算（Ⅰ） 10単位～105単位／日

ロ 児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所の場合

児童指導員等加配加算（Ⅰ） 36単位～418単位／日

児童指導員等加配加算（Ⅱ） 36単位～209単位／日

2 放課後等デイサービス

イ 放課後等デイサービス（区分1）

児童指導員等加配加算（Ⅰ） 36単位～209単位／日

児童指導員等加配加算（Ⅱ）	36単位～209単位／日
ロ 放課後等デイサービス（区分2）	
児童指導員等加配加算（Ⅰ）	36単位～209単位／日
ハ 放課後等デイサービス（重症心身障害児）	
児童指導員等加配加算（Ⅰ）	61単位～418単位／日

[見直し後]

1 児童発達支援

イ 児童発達支援センターの場合	<u>11単位～ 93単位</u> ／日
ロ 児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所の場合	36単位～ <u>374単位</u> ／日

2 放課後等デイサービス

イ 放課後等デイサービス	36単位～ <u>187単位</u> ／日
ロ 放課後等デイサービス（重症心身障害児）	<u>60単位～374単位</u> ／日

《専門的支援加算【新設】》

1 児童発達支援

イ 児童発達支援センターの場合	15単位～ 93単位／日
ロ 児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所の場合	49単位～374単位／日

2 放課後等デイサービス

イ 放課後等デイサービス	75単位～187単位／日
ロ 放課後等デイサービス（重症心身障害児）	125単位～374単位／日

(2) 児童発達支援

- ① 基本報酬の見直し及び医療的ケア児の基本報酬区分の設定（一部再掲）
 - ・ 児童発達支援の基本報酬について、経営の実態等を勘案しつつ、事業所の定員規模別の報酬単価も含めて見直しを行う。
 - ・ 基本報酬区分について、医療的ケア児のための判定基準のスコアの点数に応じて段階的な評価を行う「医療的ケア児」の基本報酬区分を創設する。

→ 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

- ② 医療連携体制加算の見直し（再掲）
- ③ 看護職員加配加算の見直し（再掲）
- ④ 看護職員の基準人員の取扱いの見直し（再掲）
- ⑤ 退院直後から必要な障害福祉サービスの利用（再掲）

- ⑥ 人員基準の見直し（再掲）
- ⑦ 家族支援の評価の充実（再掲）
- ⑧ 著しく重度及びケアニーズの高い児童を支援した場合の評価（再掲）
- ⑨ 虐待等の要保護・要支援児童を支援した場合の評価（再掲）
- ⑩ 児童指導員等加配加算の見直し及び専門的支援加算の創設（再掲）
- ⑪ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ⑫ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑬ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑭ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）
- ⑮ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い（再掲）

（3）医療型児童発達支援

- ① 家族支援の評価の充実（再掲）
- ② 著しく重度及びケアニーズの高い児童を支援した場合の評価（再掲）
- ③ 虐待等の要保護・要支援児童を支援した場合の評価（再掲）
- ④ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ⑤ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑥ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑦ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）
- ⑧ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い（再掲）

（4）放課後等デイサービス

- ① 基本報酬の見直し及び医療的ケア児の基本報酬区分の設定（一部再掲）
 - ・ 平成30年度報酬改定において導入された指標該当児童の割合による基本報酬の区分について、指標該当児童を受け入れた場合でも、当該事業所における指標該当児童の割合が50%以上に達しない限り、基本報酬上の評価がされないなどの指摘を踏まえ、現行の区分1・区分2の報酬体系を廃止するとともに、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
 - ・ 基本報酬区分について、医療的ケア児のための判定基準のスコアの点数に応じて段階的な評価を行う「医療的ケア児」の基本報酬区分を創設する。

→ 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

- ② 極端な短時間のサービス提供の取扱い
 - ・ 極端な短時間（30分以下）のサービス提供については報酬（基本報酬及び加算）を算定しないこととする。
 - ・ ただし、放課後等デイサービス計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた就学児については、この限りではない。また、利用児童の体調不良などにより、結果的に短時間（30分以下）のサービス

提供となった場合は、欠席時対応加算（Ⅱ）の算定を可能とする。

《欠席時対応加算（Ⅱ）【新設】》

94単位/回

③ 送迎加算の取扱い（再掲）

- ・ 平成30年度報酬改定において、引き続き検討する事項とされていた放課後等デイサービスの送迎加算について、送迎の実施に関する実態調査の結果（知的障害児の利用が多く、通所に当たっての安全面を十分に考慮することが必要である）を踏まえ、障害児の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することなどを改めて周知することとし、送迎加算の現行の枠組みは維持する。

④ 利用対象者の拡大の検討

- ・ 地方分権改革推進提案における放課後等デイサービスの利用対象者に専修学校等の通学者を加えるとの提案については、次期制度見直しに向けて検討することとし、今回の報酬改定において対応は行わない。

⑤ 医療連携体制加算の見直し（再掲）

⑥ 看護職員加配加算の見直し（再掲）

⑦ 看護職員の基準人員の取扱いの見直し（再掲）

⑧ 退院直後から必要な障害福祉サービスの利用（再掲）

⑨ 人員基準の見直し（再掲）

⑩ 家族支援の評価の充実（再掲）

⑪ 著しく重度及びケアニーズの高い児童を支援した場合の評価（再掲）

⑫ 虐待等の要保護・要支援児童を支援した場合の評価（再掲）

⑬ 児童指導員等加配加算の見直し及び専門的支援加算の創設（再掲）

⑭ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）

⑮ 身体拘束等の適正化（再掲）

⑯ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）

⑰ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

（5）居宅訪問型児童発達支援

① 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し（再掲）

② 身体拘束等の適正化（再掲）

③ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）

④ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

（6）保育所等訪問支援

① 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し（再掲）

- ② 身体拘束等の適正化（再掲）
- ③ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ④ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

9 障害児入所支援

(1) 障害児入所支援における共通事項

① 重度障害児支援加算と小規模グループケア加算の整理

- ・ 重度障害児支援加算について、ケアの小規模化を進めることを前提とした施設要件とはなっていないことから、小規模グループケアに対応した施設要件となるように見直す。

《重度障害児支援加算の要件の見直し》

[現 行]

- ①重度障害児専用棟の設置、②重度障害児入所棟の定員をおおむね20人、③居室については1階に設けること等の施設基準を満たし、一定の要件に該当する障害児を支援した場合に算定する。

[見直し後]

- ①重度障害児専用棟の設置、②重度障害児入所棟の定員をおおむね20人、③居室については1階に設けること等の施設基準を満たし、一定の要件に該当する障害児を支援した場合に算定する。ただし、小規模グループケア加算を算定している場合は、①と②の基準を満たさなくても算定できるものとする。

- ※ ③の基準は、重度障害児者の火災時等の安全確保の観点から、小規模グループケアを実施する場合であっても満たすことを求めることとする。

② ソーシャルワーカーの配置の評価

- ・ 地域移行に向けた支援として、障害者支援施設への入所の際や退所して地域へ移行する際に家庭や地域と連携した支援を専門に行うソーシャルワーカー（①社会福祉士、②障害福祉サービス事業、障害児通所支援又は障害児入所支援に5年以上従事した経験を有する者）を専任で配置することを評価する加算を設ける。

《ソーシャルワーカー配置加算【新設】》

※主として知的障害児に対して指定入所支援を行った場合の例

- ・ 利用定員が 10人以下 159単位/日
- ・ 利用定員が 11人以上 20人以下 79単位/日

・ 利用定員が 21人以上 30人以下	53単位/日
・ 利用定員が 31人以上 40人以下	40単位/日
・ 利用定員が 41人以上 50人以下	32単位/日
・ 利用定員が 51人以上 60人以下	26単位/日
・ 利用定員が 61人以上 70人以下	23単位/日
・ 利用定員が 71人以上 80人以下	20単位/日
・ 利用定員が 81人以上 90人以下	18単位/日
・ 利用定員が 91人以上100人以下	16単位/日
・ 利用定員が101人以上110人以下	14単位/日
・ 利用定員が111人以上120人以下	13単位/日
・ 利用定員が121人以上130人以下	12単位/日
・ 利用定員が131人以上150人以下	11単位/日
・ 利用定員が151人以上160人以下	10単位/日
・ 利用定員が161人以上180人以下	9単位/日
・ 利用定員が181人以上	8単位/日

③ 自活訓練加算の見直し

- ・ 退所後を見据えた早い段階からの支援を促進するため、自活訓練加算の算定要件を見直す。

《自活訓練加算の見直し》

[現 行]

- ・ 実施時期 特別支援学校等の卒業後の進路に合わせて設定。
- ・ 実施期間 同一の給付決定期間中に6月間（180日）を1回（さらに継続の必要がある場合は2回）。
- ・ 実施場所 施設に隣接した借家等。

[見直し後]

- ・ 実施時期 高校入学から措置延長も考慮し、20歳までの間で柔軟に設定。
- ・ 実施期間 同一の給付決定期間中に12月間（360日）の範囲内で柔軟に設定。
- ・ 実施場所 適切に支援を行うことが可能な範囲にある借家等。

(2) 福祉型障害児入所施設

① 人員基準及び基本報酬の見直し（一部再掲）

- ・ 主として知的障害児を入所させる施設、主として盲児又はろうあ児を入所させる施設の現行の職員配置について、質の向上を図る観点から4：1に見直すとともに、基本報酬を見直す。

《人員基準の見直し》

[現 行]

○ 児童指導員及び保育士の総数

- (1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設

おおむね障害児の数を4.3で除して得た数以上(30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えた数以上)

- (2) 主として盲児又はろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設

おおむね障害児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数以上(35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該合計数に1を加えた数以上)

[見直し後]

○ 児童指導員及び保育士の総数

- (1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設

おおむね障害児の数を4で除して得た数以上(30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えた数以上)

- (2) 主として盲児又はろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設

おおむね障害児の数を4で除して得た数以上(35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該合計数に1を加えた数以上)

② 愛着形成に配慮した評価の見直し

- ・ 幼児期における愛着形成を図るための評価について、全国の0～5歳の入所児童数を踏まえ、全ての乳幼児が対象となるよう、幼児加算を見直す。

《愛着形成に配慮した評価の見直し》

[現 行]

幼児加算

78単位/日

※ 幼児である障害児(盲児又はろうあ児に限る。)が利用する場合に算定。

[見直し後]

乳幼児加算

78単位/日

※ 乳幼児である障害児が利用する場合に算定。

③ 小規模グループケアの推進

- ・ 障害児が良好な家庭的環境において養育されるよう、ユニット化等によりケア単位の小規模化を推進する観点から、建物自体が本体施設から分離した場所（外部のアパート、法人所有の土地内の別の建物等）で、小規模な生活単位を設けて支援を行う（サテライト型）ことを可能とし、当該支援を行うことを評価するため、小規模グループケア加算を見直す。

《小規模グループケア加算の見直し》

[現 行] 小規模グループケア加算 240単位/日

[見直し後] 小規模グループケア加算 240単位/日

※ サテライト型として実施した場合 +308単位/日

④ 看護職員配置加算の見直し

- ・ 医療的ケア児を受け入れる体制を整備する観点から、看護職員配置加算（Ⅱ）の判定スコアについて、（１）①の医療的ケア児に係る新たな判定基準のスコアを用いることにするとともに、算定要件を見直す。

《看護職員配置加算（Ⅱ）の見直し》

[現 行]

現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して5以上になること。

[見直し後]

医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数/開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が40点以上になること。

⑤ 重度障害児支援加算と小規模グループケア加算の整理（再掲）

⑥ ソーシャルワーカーの配置の評価（再掲）

⑦ 自活訓練加算の見直し（再掲）

⑧ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）

⑨ 身体拘束等の適正化（再掲）

⑩ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）

⑪ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

⑫ 補給給付の基準費用額の見直し（再掲）

(3) 医療型障害児入所施設

① 重度重複障害児加算の見直し

- ・ 主に肢体不自由児を対象としている医療型障害児入所施設に入所している重症心身障害周辺児への支援の困難性を勘案し、当該施設での重度重複障害児加算について、複数（2以上）の障害を有する障害児を支援した場合にも評価できるよう算定要件を見直す。

《重度重複障害児加算の見直し》

[現 行]

視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそ
しゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害、知的障害又は精神障害のうち3
以上の障害を有する児童に支援を行う。

[見直し後]

視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそ
しゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害、知的障害又は精神障害のうち2
以上の障害を有する児童に支援を行う。

② 強度行動障害児の支援の評価

- ・ 強度行動障害児の支援について、医療的アプローチとともに、入所児童の発達保障の観点から環境調整をはじめとした福祉的アプローチの必要性があることから、福祉的支援の強化の観点より、強度行動障害児特別支援加算を医療型障害児入所施設においても算定できるように見直す。

《強度行動障害児特別支援加算【新設】》

781単位/日

※ 加算の算定を開始した日から起算して90日以内は+700単位/日

③ 小規模グループケアの推進

- ・ 医療型障害児入所施設における小規模グループケアの推進を図る観点から、小規模グループケア加算の算定要件を見直す（一定の要件を満たした場合に、台所・便所の設置を不要とすることを可能とする。）。

《小規模グループケア加算の算定要件の見直し》

[現 行]

設備については、小規模グループケアの各単位において、居室、居間・食
堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台
所、浴室、便所等を有していること。ただし、浴室については、当該小規模
グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用すること

ができる場合には設けないことができる。

[見直し後]

設備については、小規模グループケアの各单位において、居室、居間・食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。(ただし、以下の(1)から(3)までに掲げる設備の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める場合、それぞれ当該設備を設けないことができる。)

- (1) 台所： 利用者の障害の特性から、小規模グループケアの単位内で調理することが困難であって、敷地内にある他の建物の設備で調理することが適当な場合
- (2) 浴室： 当該小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合
- (3) 便所： 利用者の障害の特性から、当該小規模グループケアの単位に設置する必要がない場合

- ④ 重度障害児支援加算と小規模グループケア加算の整理（再掲）
- ⑤ ソーシャルワーカーを配置することの評価（再掲）
- ⑥ 自活訓練加算の見直し（再掲）
- ⑦ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ⑧ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑨ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑩ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）
- ⑪ 補足給付の基準費用額の見直し（再掲）

第3 終わりに

- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図るため、前回改定に引き続き、厚生労働省内に設置した検討チームにおいて、有識者の参画を得て公開の場で検討を行った。
- 今回の報酬改定に係る検討を行う中で出た意見等を踏まえ、以下の事項について、次期報酬改定に向けて引き続き検討・検証を行う。
 - ① ピアサポートの専門性について
 - ・ ピアサポートの専門性の評価の対象サービスについて、ピアサポート体制加算の運用状況を踏まえつつ、引き続き検討する。
 - ② 共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いについて
 - ・ 今年度末までの経過措置とされていた、共同生活援助を利用する重度の障害者が個人単位で居宅介護等を利用することについては、引き続きその在り方を検討する。
 - ③ 自立生活援助の標準利用期間について
 - ・ 自立生活援助の標準利用期間については、支給決定期間の更新の運用状況を踏まえつつ、今後の課題として引き続き検討する。
 - ④ 自立訓練における支援の在り方について
 - ・ 自立訓練における支援の在り方について、訓練効果の標準的な評価手法の検討や、機能訓練及び生活訓練の対象者の見直し後の運用状況等を踏まえ、引き続き検討する。
 - ⑤ 就労系サービスの在り方について
 - ・ 就労系サービスの在り方については、今回の報酬改定の内容を踏まえ、雇用担当部局と連携し、その検討を進める。
 - ⑥ 計画相談支援及び障害児相談支援の業務の報酬上の評価等について
 - ・ 多岐に渡る計画相談支援等の業務をより適切に評価するため、計画相談支援等の業務に関する報酬上の評価や担当件数、モニタリング実施標準期間の在り方について引き続き検討する。
 - ⑦ 放課後等デイサービスの在り方について
 - ・ 放課後等デイサービスが果たすべき役割等、制度の在り方を今後検討する。その中で、放課後等デイサービスの利用対象児童となる学校の範囲等について検討を深める。

- ⑧ 障害福祉サービス等経営実態調査等の活用について
- ・ 障害福祉サービス等の持続可能性を確保していくためには、今後も各サービスの経営状況やサービスの質を反映したきめ細かな報酬を設定する必要があることから、障害福祉サービス等経営実態調査等をより有効に活用し、精緻な分析を行うための方策について研究を進める。
- ⑨ 障害福祉現場の業務効率化の推進について
- ・ 人材確保の観点からも、障害福祉現場の業務効率化及び職員の負担軽減をさらに推進していく必要があることを踏まえ、調査研究等の実施を通じて、これらに関する実証データの収集に努めながら、その方策について検討を進める。
 - ・ また、各種会議や多職種間の連携及びサービス提供における I C T の活用方策等についても、今回の改定における I C T の活用等に係る実施状況を踏まえつつ、検討を進める。
- ⑩ 食事提供体制加算について
- ・ 食事提供体制加算については、栄養面など障害児者の特性に応じた配慮や食育的な観点など別の評価軸で評価することも考えられるかという点も含め、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、更に検討を深める。

障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて

見直し後	現行
<p>《訪問系サービス》</p> <p>第1 居宅介護</p> <p>居宅介護サービス費</p> <p>イ 居宅における身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30分未満の場合 <u>255 単位</u></p> <p>(2) 所要時間 30分以上1時間未満の場合 <u>402 単位</u></p> <p>(3) 所要時間 1時間以上1時間30分未満の場合 <u>584 単位</u></p> <p>(4) 所要時間 1時間30分以上2時間未満の場合 <u>666 単位</u></p> <p>(5) 所要時間 2時間以上2時間30分未満の場合 <u>750 単位</u></p> <p>(6) 所要時間 2時間30分以上3時間未満の場合 <u>833 単位</u></p> <p>(7) 所要時間 3時間以上の場合 <u>916 単位</u>に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに <u>83 単位</u>を加算した単位数</p> <p>ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30分未満の場合 <u>255 単位</u></p> <p>(2) 所要時間 30分以上1時間未満の場合 <u>402 単位</u></p> <p>(3) 所要時間 1時間以上1時間30分未満の場合 <u>584 単位</u></p> <p>(4) 所要時間 1時間30分以上2時間未満の場合 <u>666 単位</u></p> <p>(5) 所要時間 2時間以上2時間30分未満の場合 <u>750 単位</u></p> <p>(6) 所要時間 2時間30分以上3時間未満の場合 <u>833 単位</u></p>	<p>《訪問系サービス》</p> <p>第1 居宅介護</p> <p>居宅介護サービス費</p> <p>イ 居宅における身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30分未満の場合 <u>249 単位</u></p> <p>(2) 所要時間 30分以上1時間未満の場合 <u>393 単位</u></p> <p>(3) 所要時間 1時間以上1時間30分未満の場合 <u>571 単位</u></p> <p>(4) 所要時間 1時間30分以上2時間未満の場合 <u>652 単位</u></p> <p>(5) 所要時間 2時間以上2時間30分未満の場合 <u>734 単位</u></p> <p>(6) 所要時間 2時間30分以上3時間未満の場合 <u>815 単位</u></p> <p>(7) 所要時間 3時間以上の場合 <u>896 単位</u>に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに <u>81 単位</u>を加算した単位数</p> <p>ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30分未満の場合 <u>249 単位</u></p> <p>(2) 所要時間 30分以上1時間未満の場合 <u>393 単位</u></p> <p>(3) 所要時間 1時間以上1時間30分未満の場合 <u>571 単位</u></p> <p>(4) 所要時間 1時間30分以上2時間未満の場合 <u>652 単位</u></p> <p>(5) 所要時間 2時間以上2時間30分未満の場合 <u>734 単位</u></p> <p>(6) 所要時間 2時間30分以上3時間未満の場合 <u>815 単位</u></p>

(7) 所要時間 3 時間以上の場合 間から計算して所要時間 30 分を増すごとに <u>83 単位</u> を加算した単位数	<u>916 単位</u> に所要時間 3 時	(7) 所要時間 3 時間以上の場合 間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 81 単位を加算した単位数	<u>896 単位</u> に所要時間 3 時
ハ 家事援助が中心である場合		ハ 家事援助が中心である場合	
(1) 所要時間 30 分未満の場合	<u>105 単位</u>	(1) 所要時間 30 分未満の場合	<u>102 単位</u>
(2) 所要時間 30 以上 45 分未満の場合	<u>152 単位</u>	(2) 所要時間 30 以上 45 分未満の場合	<u>148 単位</u>
(3) 所要時間 45 分以上 1 時間未満の場合	<u>196 単位</u>	(3) 所要時間 45 分以上 1 時間未満の場合	<u>191 単位</u>
(4) 所要時間 1 時間以上 1 時間 15 分未満の場合	<u>238 単位</u>	(4) 所要時間 1 時間以上 1 時間 15 分未満の場合	<u>232 単位</u>
(5) 所要時間 1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>274 単位</u>	(5) 所要時間 1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>268 単位</u>
(6) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに <u>35 単位</u> を加算した単位数	<u>309 単位</u> に所要時間 1 時間 30	(6) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに <u>34 単位</u> を加算した単位数	<u>302 単位</u> に所要時間 1 時間 30
ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合		ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合	
(1) 所要時間 30 分未満の場合	<u>105 単位</u>	(1) 所要時間 30 分未満の場合	<u>102 単位</u>
(2) 所要時間 30 以上 1 時間未満の場合	<u>196 単位</u>	(2) 所要時間 30 以上 1 時間未満の場合	<u>191 単位</u>
(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>274 単位</u>	(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>268 単位</u>
(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに <u>69 単位</u> を加算した単位数	<u>343 単位</u> に所要時間 1 時間 30	(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 から計算して所要時間 30 分を増すごとに <u>68 単位</u> を加算した単位数	<u>336 単位</u> に所要時間 1 時間 30 分
ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合		ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合	
	<u>101 単位</u>		<u>98 単位</u>
※共生型サービスは上記と同様。		※共生型サービスは上記と同様。	
第 2 重度訪問介護		第 2 重度訪問介護	
重度訪問介護サービス費		重度訪問介護サービス費	
イ 病院等に入院又は入所中以外の障害者に対して提供した場合		イ 病院等に入院又は入所中以外の障害者に対して提供した場合	
(1) 所要時間 1 時間未満の場合	<u>185 単位</u>	(1) 所要時間 1 時間未満の場合	<u>184 単位</u>

(2) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>275 単位</u>	(2) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>274 単位</u>
(3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>367 単位</u>	(3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>366 単位</u>
(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>458 単位</u>	(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>457 単位</u>
(5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>550 単位</u>	(5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>549 単位</u>
(6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	<u>640 単位</u>	(6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	<u>639 単位</u>
(7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	<u>732 単位</u>	(7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	<u>731 単位</u>
(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 <u>817 単位</u> に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数		(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 <u>816 単位</u> に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	
(9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 <u>1,497 単位</u> に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数		(9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 <u>1,496 単位</u> に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	
(10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合 <u>2,172 単位</u> に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数		(10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合 <u>2,171 単位</u> に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	
(11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合 <u>2,818 単位</u> に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数		(11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合 <u>2,817 単位</u> に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数	
(12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合 <u>3,500 単位</u> に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数		(12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合 <u>3,499 単位</u> に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	
ロ 病院等に入院又は入所中の障害者に対して提供した場合		ロ 病院等に入院又は入所中の障害者に対して提供した場合	
(1) 所要時間 1 時間未満の場合	<u>185 単位</u>	(1) 所要時間 1 時間未満の場合	<u>184 単位</u>
(2) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>275 単位</u>	(2) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>274 単位</u>
(3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>367 単位</u>	(3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>366 単位</u>
(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>458 単位</u>	(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>457 単位</u>
(5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>550 単位</u>	(5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>549 単位</u>

(6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	<u>640 単位</u>
(7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	<u>732 単位</u>
(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合	<u>817 単位</u> に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
(9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合	<u>1,497 単位</u> に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
(10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合	<u>2,172 単位</u> に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数
(11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合	<u>2,818 単位</u> に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数
(12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合	<u>3,500 単位</u> に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数

※共生型サービスは上記と同様。

第3 同行援護

同行援護サービス費

イ 所要時間 30 分未満の場合	<u>190 単位</u>
ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	<u>300 単位</u>
ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>433 単位</u>
ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>498 単位</u>

(6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	<u>639 単位</u>
(7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	<u>731 単位</u>
(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合	<u>816 単位</u> に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
(9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合	<u>1,496 単位</u> に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
(10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合	<u>2,171 単位</u> に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数
(11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合	<u>2,817 単位</u> に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数
(12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合	<u>3,499 単位</u> に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数

※共生型サービスは上記と同様。

第3 同行援護

同行援護サービス費

イ 所要時間 30 分未満の場合	<u>184 単位</u>
ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	<u>292 単位</u>
ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>421 単位</u>
ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>485 単位</u>

ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>563 単位</u>	ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>548 単位</u>
ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>628 単位</u>	ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>611 単位</u>
ト 所要時間 3 時間以上の場合 <u>693 単位</u> に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに <u>65 単位</u> を加算した単位数		ト 所要時間 3 時間以上の場合 <u>674 単位</u> に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに <u>63 単位</u> を加算した単位数	
第 4 行動援護		第 4 行動援護	
行動援護サービス費		行動援護サービス費	
イ 所要時間 30 分未満の場合	<u>258 単位</u>	イ 所要時間 30 分未満の場合	<u>255 単位</u>
ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	<u>407 単位</u>	ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	<u>403 単位</u>
ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>592 単位</u>	ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>587 単位</u>
ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>741 単位</u>	ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>735 単位</u>
ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>891 単位</u>	ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>884 単位</u>
ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>1,040 単位</u>	ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>1,032 単位</u>
ト 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	<u>1,191 単位</u>	ト 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	<u>1,182 単位</u>
チ 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	<u>1,340 単位</u>	チ 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	<u>1,330 単位</u>
リ 所要時間 4 時間以上 4 時間 30 分未満の場合	<u>1,491 単位</u>	リ 所要時間 4 時間以上 4 時間 30 分未満の場合	<u>1,480 単位</u>
ヌ 所要時間 4 時間 30 分以上 5 時間未満の場合	<u>1,641 単位</u>	ヌ 所要時間 4 時間 30 分以上 5 時間未満の場合	<u>1,628 単位</u>
ル 所要時間 5 時間以上 5 時間 30 分未満の場合	<u>1,791 単位</u>	ル 所要時間 5 時間以上 5 時間 30 分未満の場合	<u>1,777 単位</u>
ヲ 所要時間 5 時間 30 分以上 6 時間未満の場合	<u>1,940 単位</u>	ヲ 所要時間 5 時間 30 分以上 6 時間未満の場合	<u>1,925 単位</u>
ワ 所要時間 6 時間以上 6 時間 30 分未満の場合	<u>2,091 単位</u>	ワ 所要時間 6 時間以上 6 時間 30 分未満の場合	<u>2,075 単位</u>
カ 所要時間 6 時間 30 分以上 7 時間未満の場合	<u>2,240 単位</u>	カ 所要時間 6 時間 30 分以上 7 時間未満の場合	<u>2,223 単位</u>
コ 所要時間 7 時間以上 7 時間 30 分未満の場合	<u>2,391 単位</u>	コ 所要時間 7 時間以上 7 時間 30 分未満の場合	<u>2,373 単位</u>
タ 所要時間 7 時間 30 分以上の場合	<u>2,540 単位</u>	タ 所要時間 7 時間 30 分以上の場合	<u>2,520 単位</u>

<p>第5 重度障害者等包括支援 重度障害者等包括支援サービス費</p> <p>イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合</p> <p>(1) 所要時間1時間未満の場合 <u>203単位</u></p> <p>(2) 所要時間1時間以上12時間未満の場合 <u>303単位</u>に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに100単位を加算した単位数</p> <p>(3) 所要時間12時間以上24時間未満の場合 <u>2,501単位</u>に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに98単位を加算した単位数</p> <p>ロ 短期入所を提供した場合（1日につき） <u>953単位</u></p> <p>ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1日につき） <u>1,003単位</u></p> <p>≪日中活動系サービス≫</p> <p>第1 療養介護 療養介護サービス費（1日につき）</p> <p>イ 療養介護サービス費</p> <p>(1) 療養介護サービス費(I)</p>	<p>第5 重度障害者等包括支援 重度障害者等包括支援サービス費</p> <p>イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合</p> <p>(1) 所要時間1時間未満の場合 <u>202単位</u></p> <p>(2) 所要時間1時間以上12時間未満の場合 <u>302単位</u>に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに100単位を加算した単位数</p> <p>(3) 所要時間12時間以上24時間未満の場合 <u>2,500単位</u>に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに98単位を加算した単位数</p> <p>ロ 短期入所を提供した場合（1日につき） <u>949単位</u></p> <p>ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1日につき） <u>1,000単位</u></p> <p>≪日中活動系サービス≫</p> <p>第1 療養介護 療養介護サービス費（1日につき）</p> <p>イ 療養介護サービス費</p> <p>(1) 療養介護サービス費(I)</p>
---	---

(一) 利用定員が 40 人以下	<u>965 単位</u>	(一) 利用定員が 40 人以下	<u>948 単位</u>
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>939 単位</u>	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>922 単位</u>
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>891 単位</u>	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>875 単位</u>
(四) 利用定員が 81 人以上	<u>853 単位</u>	(四) 利用定員が 81 人以上	<u>838 単位</u>
(2) 療養介護サービス費(Ⅱ)		(2) 療養介護サービス費(Ⅱ)	
(一) 利用定員が 40 人以下	<u>703 単位</u>	(一) 利用定員が 40 人以下	<u>690 単位</u>
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>667 単位</u>	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>655 単位</u>
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>619 単位</u>	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>608 単位</u>
(四) 利用定員が 81 人以上	<u>589 単位</u>	(四) 利用定員が 81 人以上	<u>578 単位</u>
(3) 療養介護サービス費(Ⅲ)		(3) 療養介護サービス費(Ⅲ)	
(一) 利用定員が 40 人以下	<u>556 単位</u>	(一) 利用定員が 40 人以下	<u>546 単位</u>
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>527 単位</u>	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>517 単位</u>
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>497 単位</u>	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>488 単位</u>
(四) 利用定員が 81 人以上	<u>475 単位</u>	(四) 利用定員が 81 人以上	<u>466 単位</u>
(4) 療養介護サービス費(Ⅳ)		(4) 療養介護サービス費(Ⅳ)	
(一) 利用定員が 40 人以下	<u>445 単位</u>	(一) 利用定員が 40 人以下	<u>437 単位</u>
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>409 単位</u>	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>401 単位</u>
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>381 単位</u>	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>374 単位</u>
(四) 利用定員が 81 人以上	<u>361 単位</u>	(四) 利用定員が 81 人以上	<u>354 単位</u>
(5) 療養介護サービス費(Ⅴ)		(5) 療養介護サービス費(Ⅴ)	
(一) 利用定員が 40 人以下	<u>445 単位</u>	(一) 利用定員が 40 人以下	<u>437 単位</u>
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>409 単位</u>	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>401 単位</u>
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>381 単位</u>	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>374 単位</u>
(四) 利用定員が 81 人以上	<u>361 単位</u>	(四) 利用定員が 81 人以上	<u>354 単位</u>

<p>ロ 経過的療養介護サービス費</p> <p>(1) 経過的療養介護サービス費 (I)</p> <p>(一) 利用定員が 40 人以下 <u>902 単位</u></p> <p>(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 <u>902 単位</u></p> <p>(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 <u>873 単位</u></p> <p>(四) 利用定員が 81 人以上 <u>838 単位</u></p> <p>第 2 生活介護</p> <p>生活介護サービス費 (1 日につき)</p> <p>イ 生活介護サービス費</p> <p>(1) 利用定員が 20 人以下</p> <p>(一) 区分 6 <u>1, 288 単位</u></p> <p>(二) 区分 5 <u>964 単位</u></p> <p>(三) 区分 4 <u>669 単位</u></p> <p>(四) 区分 3 <u>599 単位</u></p> <p>(五) 区分 2 以下 <u>546 単位</u></p> <p>(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下</p> <p>(一) 区分 6 <u>1, 147 単位</u></p> <p>(二) 区分 5 <u>853 単位</u></p> <p>(三) 区分 4 <u>585 単位</u></p> <p>(四) 区分 3 <u>524 単位</u></p> <p>(五) 区分 2 以下 <u>476 単位</u></p> <p>(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下</p> <p>(一) 区分 6 <u>1, 108 単位</u></p>	<p>ロ 経過的療養介護サービス費</p> <p>(1) 経過的療養介護サービス費 (I)</p> <p>(一) 利用定員が 40 人以下 <u>886 単位</u></p> <p>(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 <u>886 単位</u></p> <p>(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 <u>857 単位</u></p> <p>(四) 利用定員が 81 人以上 <u>823 単位</u></p> <p>第 2 生活介護</p> <p>生活介護サービス費 (1 日につき)</p> <p>イ 生活介護サービス費</p> <p>(1) 利用定員が 20 人以下</p> <p>(一) 区分 6 <u>1, 291 単位</u></p> <p>(二) 区分 5 <u>969 単位</u></p> <p>(三) 区分 4 <u>687 単位</u></p> <p>(四) 区分 3 <u>617 単位</u></p> <p>(五) 区分 2 以下 <u>564 単位</u></p> <p>(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下</p> <p>(一) 区分 6 <u>1, 151 単位</u></p> <p>(二) 区分 5 <u>859 単位</u></p> <p>(三) 区分 4 <u>605 単位</u></p> <p>(四) 区分 3 <u>544 単位</u></p> <p>(五) 区分 2 以下 <u>496 単位</u></p> <p>(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下</p> <p>(一) 区分 6 <u>1, 111 単位</u></p>
---	---

(二) 区分5	<u>820 単位</u>	(二) 区分5	<u>824 単位</u>
(三) 区分4	<u>562 単位</u>	(三) 区分4	<u>573 単位</u>
(四) 区分3	<u>496 単位</u>	(四) 区分3	<u>507 単位</u>
(五) 区分2以下	<u>453 単位</u>	(五) 区分2以下	<u>464 単位</u>
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下		(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(一) 区分6	<u>1,052 単位</u>	(一) 区分6	<u>1,055 単位</u>
(二) 区分5	<u>785 単位</u>	(二) 区分5	<u>789 単位</u>
(三) 区分4	<u>543 単位</u>	(三) 区分4	<u>554 単位</u>
(四) 区分3	<u>487 単位</u>	(四) 区分3	<u>498 単位</u>
(五) 区分2以下	<u>439 単位</u>	(五) 区分2以下	<u>450 単位</u>
(5) 利用定員が 81 人以上		(5) 利用定員が 81 人以上	
(一) 区分6	<u>1,039 単位</u>	(一) 区分6	<u>1,038 単位</u>
(二) 区分5	<u>774 単位</u>	(二) 区分5	<u>773 単位</u>
(三) 区分4	<u>541 単位</u>	(三) 区分4	<u>540 単位</u>
(四) 区分3	<u>484 単位</u>	(四) 区分3	<u>483 単位</u>
(五) 区分2以下	<u>434 単位</u>	(五) 区分2以下	<u>433 単位</u>
ロ 共生型生活介護サービス費		ロ 共生型生活介護サービス費	
(1) 共生型生活介護サービス費(Ⅰ)	<u>693 単位</u>	(1) 共生型生活介護サービス費(Ⅰ)	<u>698 単位</u>
(2) 共生型生活介護サービス費(Ⅱ)	<u>854 単位</u>	(2) 共生型生活介護サービス費(Ⅱ)	<u>859 単位</u>
ハ 基準該当生活介護サービス費		ハ 基準該当生活介護サービス費	
(1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ)	<u>693 単位</u>	(1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ)	<u>698 単位</u>
(2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ)	<u>854 単位</u>	(2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ)	<u>859 単位</u>
第3 短期入所		第3 短期入所	

短期入所サービス費（1日につき）		短期入所サービス費（1日につき）	
イ 福祉型短期入所サービス費		イ 福祉型短期入所サービス費	
(1) 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)		(1) 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)	
（一）区分6	<u>903単位</u>	（一）区分6	<u>902単位</u>
（二）区分5	<u>767単位</u>	（二）区分5	<u>766単位</u>
（三）区分4	<u>634単位</u>	（三）区分4	<u>633単位</u>
（四）区分3	<u>570単位</u>	（四）区分3	<u>569単位</u>
（五）区分1及び区分2	<u>498単位</u>	（五）区分1及び区分2	<u>497単位</u>
(2) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)		(2) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	
（一）区分6	<u>589単位</u>	（一）区分6	<u>588単位</u>
（二）区分5	<u>516単位</u>	（二）区分5	<u>515単位</u>
（三）区分4	<u>311単位</u>	（三）区分4	<u>310単位</u>
（四）区分3	<u>235単位</u>	（四）区分3	<u>234単位</u>
（五）区分1及び区分2	<u>169単位</u>	（五）区分1及び区分2	<u>168単位</u>
(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)		(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	
（一）区分3	<u>767単位</u>	（一）区分3	<u>766単位</u>
（二）区分2	<u>602単位</u>	（二）区分2	<u>601単位</u>
（三）区分1	<u>498単位</u>	（三）区分1	<u>497単位</u>
(4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)		(4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	
（一）区分3	<u>516単位</u>	（一）区分3	<u>515単位</u>
（二）区分2	<u>273単位</u>	（二）区分2	<u>272単位</u>
（三）区分1	<u>169単位</u>	（三）区分1	<u>168単位</u>
(5) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)		(5) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)	
（一）区分6	<u>1,104単位</u>	（一）区分6	<u>1,103単位</u>

(二) 区分5	<u>969 単位</u>	(二) 区分5	<u>968 単位</u>
(三) 区分4	<u>835 単位</u>	(三) 区分4	<u>834 単位</u>
(四) 区分3	<u>772 単位</u>	(四) 区分3	<u>771 単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>700 単位</u>	(五) 区分1及び区分2	<u>699 単位</u>
(6) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)		(6) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)	
(一) 区分6	<u>791 単位</u>	(一) 区分6	<u>790 単位</u>
(二) 区分5	<u>719 単位</u>	(二) 区分5	<u>718 単位</u>
(三) 区分4	<u>513 単位</u>	(三) 区分4	<u>512 単位</u>
(四) 区分3	<u>438 単位</u>	(四) 区分3	<u>437 単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>370 単位</u>	(五) 区分1及び区分2	<u>369 単位</u>
(7) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)		(7) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分3	<u>969 単位</u>	(一) 区分3	<u>968 単位</u>
(二) 区分2	<u>804 単位</u>	(二) 区分2	<u>803 単位</u>
(三) 区分1	<u>700 単位</u>	(三) 区分1	<u>699 単位</u>
(8) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)		(8) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分3	<u>719 単位</u>	(一) 区分3	<u>718 単位</u>
(二) 区分2	<u>475 単位</u>	(二) 区分2	<u>474 単位</u>
(三) 区分1	<u>370 単位</u>	(三) 区分1	<u>369 単位</u>
ロ 医療型短期入所サービス費		ロ 医療型短期入所サービス費	
(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>3,010 単位</u>	(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>2,907 単位</u>
(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>2,762 単位</u>	(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>2,703 単位</u>
(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	<u>1,747 単位</u>	(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	<u>1,690 単位</u>
ハ 医療型特定短期入所サービス費		ハ 医療型特定短期入所サービス費	
(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>2,835 単位</u>	(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>2,785 単位</u>

(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>2,636 単位</u>	(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>2,571 単位</u>
(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	<u>1,646 単位</u>	(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	<u>1,588 単位</u>
(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	<u>2,070 単位</u>	(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	<u>2,027 単位</u>
(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	<u>1,943 単位</u>	(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	<u>1,893 単位</u>
(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	<u>1,266 単位</u>	(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	<u>1,217 単位</u>
ニ 共生型短期入所サービス費		ニ 共生型短期入所サービス費	
(1) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ)	<u>767 単位</u>	(1) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ)	<u>766 単位</u>
(2) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)	<u>235 単位</u>	(2) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)	<u>234 単位</u>
(3) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ)	<u>965 単位</u>	(3) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ)	<u>964 単位</u>
(4) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ)	<u>436 単位</u>	(4) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ)	<u>435 単位</u>
ホ 基準該当短期入所サービス費		ホ 基準該当短期入所サービス費	
(1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>767 単位</u>	(1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>766 単位</u>
(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>235 単位</u>	(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>234 単位</u>
<u>《施設系・居住支援系サービス》</u>		<u>《施設系・居住支援系サービス》</u>	
第1 施設入所支援		第1 施設入所支援	
施設入所支援サービス費(1日につき)		施設入所支援サービス費(1日につき)	
イ 利用定員が40人以下		イ 利用定員が40人以下	
(1) 区分6	<u>459 単位</u>	(1) 区分6	<u>458 単位</u>
(2) 区分5	<u>387 単位</u>	(2) 区分5	<u>386 単位</u>
(3) 区分4	<u>312 単位</u>	(3) 区分4	<u>311 単位</u>
(4) 区分3	<u>236 単位</u>	(4) 区分3	<u>235 単位</u>
(5) 区分2以下	<u>171 単位</u>	(5) 区分2以下	<u>170 単位</u>
ロ 利用定員が41人以上60人以下		ロ 利用定員が41人以上60人以下	

(1) 区分6	<u>360 単位</u>	(1) 区分6	<u>359 単位</u>
(2) 区分5	<u>301 単位</u>	(2) 区分5	<u>300 単位</u>
(3) 区分4	<u>239 単位</u>	(3) 区分4	<u>238 単位</u>
(4) 区分3	<u>188 単位</u>	(4) 区分3	<u>187 単位</u>
(5) 区分2以下	<u>149 単位</u>	(5) 区分2以下	<u>148 単位</u>
ハ 利用定員が 61 人以上 80 人以下		ハ 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(1) 区分6	<u>299 単位</u>	(1) 区分6	<u>298 単位</u>
(2) 区分5	<u>251 単位</u>	(2) 区分5	<u>250 単位</u>
(3) 区分4	<u>201 単位</u>	(3) 区分4	<u>200 単位</u>
(4) 区分3	<u>165 単位</u>	(4) 区分3	<u>164 単位</u>
(5) 区分2以下	<u>135 単位</u>	(5) 区分2以下	<u>134 単位</u>
ニ 利用定員が 81 人以上		ニ 利用定員が 81 人以上	
(1) 区分6	<u>273 単位</u>	(1) 区分6	<u>272 単位</u>
(2) 区分5	<u>226 単位</u>	(2) 区分5	<u>225 単位</u>
(3) 区分4	<u>181 単位</u>	(3) 区分4	<u>180 単位</u>
(4) 区分3	<u>149 単位</u>	(4) 区分3	<u>148 単位</u>
(5) 区分2以下	<u>128 単位</u>	(5) 区分2以下	<u>127 単位</u>
第2 共同生活援助		第2 共同生活援助	
1 共同生活援助サービス費（1日につき）		1 共同生活援助サービス費（1日につき）	
イ 共同生活援助サービス費(I)		イ 共同生活援助サービス費(I)	
(1) 区分6	<u>667 単位</u>	(1) 区分6	<u>666 単位</u>
(2) 区分5	<u>552 単位</u>	(2) 区分5	<u>551 単位</u>
(3) 区分4	<u>471 単位</u>	(3) 区分4	<u>470 単位</u>

(4) 区分3	<u>381 単位</u>	(4) 区分3	<u>384 単位</u>
(5) 区分2	<u>292 単位</u>	(5) 区分2	<u>294 単位</u>
(6) 区分1以下	<u>243 単位</u>	(6) 区分1以下	<u>244 単位</u>
ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ)		ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ)	
(1) 区分6	<u>616 単位</u>	(1) 区分6	<u>615 単位</u>
(2) 区分5	<u>500 単位</u>	(2) 区分5	<u>499 単位</u>
(3) 区分4	<u>421 単位</u>	(3) 区分4	<u>420 単位</u>
(4) 区分3	<u>331 単位</u>	(4) 区分3	<u>333 単位</u>
(5) 区分2	<u>243 単位</u>	(5) 区分2	<u>244 単位</u>
(6) 区分1以下	<u>198 単位</u>	(6) 区分1以下	<u>199 単位</u>
ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ)		ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ)	
(1) 区分6	<u>583 単位</u>	(1) 区分6	<u>582 単位</u>
(2) 区分5	<u>467 単位</u>	(2) 区分5	<u>466 単位</u>
(3) 区分4	<u>387 単位</u>	(3) 区分4	<u>386 単位</u>
(4) 区分3	<u>298 単位</u>	(4) 区分3	<u>300 単位</u>
(5) 区分2	<u>209 単位</u>	(5) 区分2	<u>210 単位</u>
(6) 区分1以下	<u>170 単位</u>	(6) 区分1以下	<u>171 単位</u>
ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ)		ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ)	
(1) 区分6	<u>697 単位</u>	(1) 区分6	<u>696 単位</u>
(2) 区分5	<u>582 単位</u>	(2) 区分5	<u>581 単位</u>
(3) 区分4	<u>501 単位</u>	(3) 区分4	<u>500 単位</u>
(4) 区分3	<u>411 単位</u>	(4) 区分3	<u>414 単位</u>
(5) 区分2	<u>322 単位</u>	(5) 区分2	<u>324 単位</u>
(6) 区分1以下	<u>272 単位</u>	(6) 区分1以下	<u>274 単位</u>

ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合（特例）		ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合（特例）	
(1) 4：1の場合		(1) 4：1の場合	
(一) 区分6	<u>444 単位</u>	(一) 区分6	<u>443 単位</u>
(二) 区分5	<u>398 単位</u>	(二) 区分5	<u>397 単位</u>
(三) 区分4	<u>364 単位</u>	(三) 区分4	<u>363 単位</u>
(2) 5：1の場合		(2) 5：1の場合	
(一) 区分6	<u>393 単位</u>	(一) 区分6	<u>392 単位</u>
(二) 区分5	<u>346 単位</u>	(二) 区分5	<u>345 単位</u>
(三) 区分4	<u>314 単位</u>	(三) 区分4	<u>313 単位</u>
(3) 6：1の場合		(3) 6：1の場合	
(一) 区分6	<u>359 単位</u>	(一) 区分6	<u>358 単位</u>
(二) 区分5	<u>313 単位</u>	(二) 区分5	<u>312 単位</u>
(三) 区分4	<u>281 単位</u>	(三) 区分4	<u>280 単位</u>
1の2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（1日につき）		1の2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（1日につき）	
イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ）		イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ）	
(1) 区分6	<u>1,105 単位</u>	(1) 区分6	<u>1,104 単位</u>
(2) 区分5	<u>989 単位</u>	(2) 区分5	<u>988 単位</u>
(3) 区分4	<u>907 単位</u>	(3) 区分4	<u>906 単位</u>
(4) 区分3	<u>650 単位</u>	(4) 区分3	<u>721 単位</u>
ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅱ）		ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅱ）	
(1) 区分6	<u>1,021 単位</u>	(1) 区分6	<u>1,020 単位</u>
(2) 区分5	<u>904 単位</u>	(2) 区分5	<u>903 単位</u>
(3) 区分4	<u>822 単位</u>	(3) 区分4	<u>821 単位</u>

(4) 区分3	<u>574 単位</u>	(4) 区分3	<u>637 単位</u>
ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ)		ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ)	
(1) 区分6	<u>969 単位</u>	(1) 区分6	<u>968 単位</u>
(2) 区分5	<u>852 単位</u>	(2) 区分5	<u>851 単位</u>
(3) 区分4	<u>770 単位</u>	(3) 区分4	<u>769 単位</u>
(4) 区分3	<u>528 単位</u>	(4) 区分3	<u>585 単位</u>
ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)		ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)	
(1) 区分6	<u>1,135 単位</u>	(1) 区分6	<u>1,134 単位</u>
(2) 区分5	<u>1,019 単位</u>	(2) 区分5	<u>1,018 単位</u>
(3) 区分4	<u>937 単位</u>	(3) 区分4	<u>936 単位</u>
(4) 区分3	<u>677 単位</u>	(4) 区分3	<u>751 単位</u>
ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合		ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	
(1) 3：1の場合		(1) 3：1の場合	
(一) 区分6	<u>910 単位</u>	(一) 区分6	<u>909 単位</u>
(二) 区分5	<u>793 単位</u>	(二) 区分5	<u>792 単位</u>
(三) 区分4	<u>712 単位</u>	(三) 区分4	<u>711 単位</u>
(四) 区分3	<u>563 単位</u>	(四) 区分3	<u>624 単位</u>
(五) 区分2	<u>414 単位</u>	(五) 区分2	<u>459 単位</u>
(六) 区分1以下	<u>360 単位</u>	(六) 区分1以下	<u>399 単位</u>
(2) 4：1の場合		(2) 4：1の場合	
(一) 区分6	<u>826 単位</u>	(一) 区分6	<u>825 単位</u>
(二) 区分5	<u>709 単位</u>	(二) 区分5	<u>708 単位</u>
(三) 区分4	<u>627 単位</u>	(三) 区分4	<u>626 単位</u>
(四) 区分3	<u>486 単位</u>	(四) 区分3	<u>539 単位</u>

(五) 区分2	<u>337 単位</u>	(五) 区分2	<u>373 単位</u>
(六) 区分1以下	<u>292 単位</u>	(六) 区分1以下	<u>323 単位</u>
(3) 5：1の場合		(3) 5：1の場合	
(一) 区分6	<u>774 単位</u>	(一) 区分6	<u>773 単位</u>
(二) 区分5	<u>657 単位</u>	(二) 区分5	<u>656 単位</u>
(三) 区分4	<u>575 単位</u>	(三) 区分4	<u>574 単位</u>
(四) 区分3	<u>440 単位</u>	(四) 区分3	<u>488 単位</u>
(五) 区分2	<u>292 単位</u>	(五) 区分2	<u>323 単位</u>
(六) 区分1以下	<u>252 単位</u>	(六) 区分1以下	<u>279 単位</u>
(4) 体験利用の場合		(4) 体験利用の場合	
(一) 区分6	<u>940 単位</u>	(一) 区分6	<u>939 単位</u>
(二) 区分5	<u>824 単位</u>	(二) 区分5	<u>823 単位</u>
(三) 区分4	<u>742 単位</u>	(三) 区分4	<u>741 単位</u>
(四) 区分3	<u>590 単位</u>	(四) 区分3	<u>654 単位</u>
(五) 区分2	<u>441 単位</u>	(五) 区分2	<u>489 単位</u>
(六) 区分1以下	<u>387 単位</u>	(六) 区分1以下	<u>429 単位</u>
へ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居で過ごす者)		へ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居で過ごす者)	
(1) 3：1の場合		(1) 3：1の場合	
(一) 区分6	<u>698 単位</u>	(一) 区分6	<u>697 単位</u>
(二) 区分5	<u>651 単位</u>	(二) 区分5	<u>650 単位</u>
(三) 区分4	<u>617 単位</u>	(三) 区分4	<u>616 単位</u>
(2) 4：1の場合		(2) 4：1の場合	
(一) 区分6	<u>612 単位</u>	(一) 区分6	<u>611 単位</u>

(ニ) 区分5	<u>566 単位</u>	(ニ) 区分5	<u>565 単位</u>
(三) 区分4	<u>533 単位</u>	(三) 区分4	<u>532 単位</u>
(3) 5：1の場合		(3) 5：1の場合	
(一) 区分6	<u>561 単位</u>	(一) 区分6	<u>560 単位</u>
(ニ) 区分5	<u>515 単位</u>	(ニ) 区分5	<u>514 単位</u>
(三) 区分4	<u>482 単位</u>	(三) 区分4	<u>481 単位</u>
ト 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居以外で過ごす者)		ト 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居以外で過ごす者)	
(1) 3：1の場合		(1) 3：1の場合	
(一) 区分6	<u>605 単位</u>	(一) 区分6	<u>604 単位</u>
(ニ) 区分5	<u>558 単位</u>	(ニ) 区分5	<u>557 単位</u>
(三) 区分4	<u>525 単位</u>	(三) 区分4	<u>524 単位</u>
(2) 4：1の場合		(2) 4：1の場合	
(一) 区分6	<u>520 単位</u>	(一) 区分6	<u>519 単位</u>
(ニ) 区分5	<u>474 単位</u>	(ニ) 区分5	<u>473 単位</u>
(三) 区分4	<u>440 単位</u>	(三) 区分4	<u>439 単位</u>
(3) 5：1の場合		(3) 5：1の場合	
(一) 区分6	<u>469 単位</u>	(一) 区分6	<u>468 単位</u>
(ニ) 区分5	<u>422 単位</u>	(ニ) 区分5	<u>421 単位</u>
(三) 区分4	<u>389 単位</u>	(三) 区分4	<u>388 単位</u>
1の2の2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(1日につき)		1の2の2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(1日につき)	
イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ)	<u>243 単位</u>	イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ)	<u>244 単位</u>

ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ)	<u>198 単位</u>	ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ)	<u>199 単位</u>
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)	<u>170 単位</u>	ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)	<u>171 単位</u>
ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ)	<u>114 単位</u>	ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ)	<u>114 単位</u>
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ)	<u>272 単位</u>	ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ)	<u>274 単位</u>
1の3 受託居宅介護サービス費		1の3 受託居宅介護サービス費	
イ 所要時間 15分未満の場合	<u>96 単位</u>	イ 所要時間 15分未満の場合	<u>95 単位</u>
ロ 所要時間 15分以上 30分未満の場合	<u>193 単位</u>	ロ 所要時間 15分以上 30分未満の場合	<u>192 単位</u>
ハ 所要時間 30分以上 1時間 30分未満の場合 <u>262 単位</u> に所要時間 30分から計算して所要時間が 15分を増すごとに <u>87 単位</u> を加算した単位数		ハ 所要時間 30分以上 1時間 30分未満の場合 <u>261 単位</u> に所要時間 30分から計算して所要時間が 15分を増すごとに <u>86 単位</u> を加算した単位数	
ニ 所要時間 1時間 30分以上の場合 <u>561 単位</u> に所要時間 1時間 30分から計算して所要時間が 15分を増すごとに <u>37 単位</u> を加算した単位数		ニ 所要時間 1時間 30分以上の場合 <u>559 単位</u> に所要時間 1時間 30分から計算して所要時間が 15分を増すごとに <u>36 単位</u> を加算した単位数	
第3 自立生活援助		第3 自立生活援助	
自立生活援助サービス費		自立生活援助サービス費	
イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)		イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)	
(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 <u>1,558 単位</u>		(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 <u>1,556 単位</u>	
(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 <u>1,090 単位</u>		(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 <u>1,089 単位</u>	
ロ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)		ロ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 <u>1,166 単位</u>		(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 <u>1,165 単位</u>	
(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 <u>817 単位</u>		(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 <u>816 単位</u>	
《訓練系サービス》		《訓練系サービス》	
第1 自立訓練(機能訓練)		第1 自立訓練(機能訓練)	

機能訓練サービス費（1日につき）		機能訓練サービス費（1日につき）	
イ 機能訓練サービス費(I)		イ 機能訓練サービス費(I)	
(1) 利用定員が 20 人以下	<u>815 単位</u>	(1) 利用定員が 20 人以下	<u>795 単位</u>
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	<u>728 単位</u>	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	<u>710 単位</u>
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>692 単位</u>	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>675 単位</u>
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>664 単位</u>	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>647 単位</u>
(5) 利用定員が 81 人以上	<u>626 単位</u>	(5) 利用定員が 81 人以上	<u>610 単位</u>
ロ 機能訓練サービス費(II)		ロ 機能訓練サービス費(II)	
(1) 所要時間 1 時間未満の場合	<u>255 単位</u>	(1) 所要時間 1 時間未満の場合	<u>249 単位</u>
(2) 所要時間 1 時間以上の場合	<u>584 単位</u>	(2) 所要時間 1 時間以上の場合	<u>571 単位</u>
(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	<u>750 単位</u>	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	<u>734 単位</u>
ハ 共生型機能訓練サービス費	<u>717 単位</u>	ハ 共生型機能訓練サービス費	<u>699 単位</u>
ニ 基準該当機能訓練サービス費	<u>717 単位</u>	ニ 基準該当機能訓練サービス費	<u>699 単位</u>
第2 自立訓練（生活訓練）		第2 自立訓練（生活訓練）	
生活訓練サービス費（1日につき）		生活訓練サービス費（1日につき）	
イ 生活訓練サービス費(I)		イ 生活訓練サービス費(I)	
(1) 利用定員が 20 人以下	<u>748 単位</u>	(1) 利用定員が 20 人以下	<u>747 単位</u>
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	<u>668 単位</u>	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	<u>667 単位</u>
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>635 単位</u>	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>634 単位</u>
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>610 単位</u>	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>609 単位</u>
(5) 利用定員が 81 人以上	<u>573 単位</u>	(5) 利用定員が 81 人以上	<u>572 単位</u>
ロ 生活訓練サービス費(II)		ロ 生活訓練サービス費(II)	
(1) 所要時間 1 時間未満の場合	<u>255 単位</u>	(1) 所要時間 1 時間未満の場合	<u>249 単位</u>

(2) 所要時間 1 時間以上の場合	<u>584 単位</u>	(2) 所要時間 1 時間以上の場合	<u>571 単位</u>
(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	<u>750 単位</u>	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	<u>734 単位</u>
ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ)		ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ)	
(1) 利用期間が 2 年間以内の場合	<u>271 単位</u>	(1) 利用期間が 2 年間以内の場合	<u>270 単位</u>
(2) 利用期間が 2 年間を超える場合	<u>164 単位</u>	(2) 利用期間が 2 年間を超える場合	<u>163 単位</u>
ニ 生活訓練サービス費(Ⅳ)		ニ 生活訓練サービス費(Ⅳ)	
(1) 利用期間が 3 年間以内の場合	<u>271 単位</u>	(1) 利用期間が 3 年間以内の場合	<u>270 単位</u>
(2) 利用期間が 3 年間を超える場合	<u>164 単位</u>	(2) 利用期間が 3 年間を超える場合	<u>163 単位</u>
ホ 共生型生活訓練サービス費	<u>665 単位</u>	ホ 共生型生活訓練サービス費	<u>664 単位</u>
ヘ 基準該当生活訓練サービス費	<u>665 単位</u>	ヘ 基準該当生活訓練サービス費	<u>664 単位</u>
<u>《就労系サービス》</u>		<u>《就労系サービス》</u>	
第 1 就労移行支援		第 1 就労移行支援	
就労移行支援サービス費（1 日につき）		就労移行支援サービス費（1 日につき）	
イ 就労移行支援サービス費(Ⅰ)		イ 就労移行支援サービス費(Ⅰ)	
(1) 利用定員が 20 人以下		(1) 利用定員が 20 人以下	
(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>1,128 単位</u>	(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>1,094 単位</u>
(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>959 単位</u>	(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>939 単位</u>
(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>820 単位</u>	(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>811 単位</u>
(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>690 単位</u>	(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>689 単位</u>
(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>557 単位</u>	(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>567 単位</u>
(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>507 単位</u>	(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>527 単位</u>
(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>468 単位</u>	(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>502 単位</u>
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下		(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	

(一) 就職後6月以上定着率が5割以上	<u>1,035</u> 単位	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上	<u>1,004</u> 単位
(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満	<u>863</u> 単位	(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満	<u>845</u> 単位
(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満	<u>725</u> 単位	(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満	<u>717</u> 単位
(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満	<u>631</u> 単位	(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満	<u>630</u> 単位
(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満	<u>506</u> 単位	(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満	<u>515</u> 単位
(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満	<u>448</u> 単位	(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満	<u>466</u> 単位
(七) 就職後6月以上定着率が0	<u>414</u> 単位	(七) 就職後6月以上定着率が0	<u>444</u> 単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下		(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 就職後6月以上定着率が5割以上	<u>1,003</u> 単位	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上	<u>973</u> 単位
(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満	<u>838</u> 単位	(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満	<u>821</u> 単位
(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満	<u>693</u> 単位	(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満	<u>685</u> 単位
(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満	<u>596</u> 単位	(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満	<u>595</u> 単位
(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満	<u>497</u> 単位	(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満	<u>506</u> 単位
(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満	<u>428</u> 単位	(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満	<u>445</u> 単位
(七) 就職後6月以上定着率が0	<u>395</u> 単位	(七) 就職後6月以上定着率が0	<u>424</u> 単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下		(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 就職後6月以上定着率が5割以上	<u>948</u> 単位	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上	<u>919</u> 単位
(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満	<u>797</u> 単位	(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満	<u>780</u> 単位
(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満	<u>646</u> 単位	(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満	<u>639</u> 単位
(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満	<u>544</u> 単位	(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満	<u>543</u> 単位
(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満	<u>476</u> 単位	(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満	<u>485</u> 単位
(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満	<u>400</u> 単位	(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満	<u>416</u> 単位
(七) 就職後6月以上定着率が0	<u>369</u> 単位	(七) 就職後6月以上定着率が0	<u>396</u> 単位
(5) 利用定員が81人以上		(5) 利用定員が81人以上	

(一) 就職後6月以上定着率が5割以上	<u>915単位</u>	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上	<u>887単位</u>
(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満	<u>760単位</u>	(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満	<u>744単位</u>
(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満	<u>607単位</u>	(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満	<u>600単位</u>
(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満	<u>498単位</u>	(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満	<u>497単位</u>
(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満	<u>460単位</u>	(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満	<u>468単位</u>
(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満	<u>374単位</u>	(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満	<u>389単位</u>
(七) 就職後6月以上定着率が0	<u>346単位</u>	(七) 就職後6月以上定着率が0	<u>371単位</u>
ロ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)		ロ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下		(1) 利用定員が20人以下	
(一) 就職後6月以上定着率が5割以上	<u>736単位</u>	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上	<u>714単位</u>
(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満	<u>625単位</u>	(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満	<u>612単位</u>
(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満	<u>535単位</u>	(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満	<u>529単位</u>
(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満	<u>450単位</u>	(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満	<u>449単位</u>
(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満	<u>363単位</u>	(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満	<u>369単位</u>
(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満	<u>330単位</u>	(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満	<u>343単位</u>
(七) 就職後6月以上定着率が0	<u>305単位</u>	(七) 就職後6月以上定着率が0	<u>327単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下		(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 就職後6月以上定着率が5割以上	<u>679単位</u>	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上	<u>658単位</u>
(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満	<u>568単位</u>	(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満	<u>556単位</u>
(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満	<u>477単位</u>	(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満	<u>471単位</u>
(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満	<u>415単位</u>	(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満	<u>414単位</u>
(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満	<u>333単位</u>	(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満	<u>339単位</u>
(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満	<u>295単位</u>	(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満	<u>306単位</u>
(七) 就職後6月以上定着率が0	<u>273単位</u>	(七) 就職後6月以上定着率が0	<u>292単位</u>

(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下		(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>645 単位</u>	(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>625 単位</u>
(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>541 単位</u>	(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>529 単位</u>
(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>446 単位</u>	(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>441 単位</u>
(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>384 単位</u>	(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>383 単位</u>
(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>320 単位</u>	(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>326 単位</u>
(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>277 単位</u>	(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>287 単位</u>
(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>254 単位</u>	(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>272 単位</u>
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下		(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>638 単位</u>	(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>618 単位</u>
(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>535 単位</u>	(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>524 単位</u>
(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>435 単位</u>	(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>430 単位</u>
(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>366 単位</u>	(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>365 単位</u>
(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>320 単位</u>	(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>326 単位</u>
(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>268 単位</u>	(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>278 単位</u>
(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>248 単位</u>	(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>266 単位</u>
(5) 利用定員が 81 人以上		(5) 利用定員が 81 人以上	
(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>633 単位</u>	(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>614 単位</u>
(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>526 単位</u>	(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>515 単位</u>
(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>421 単位</u>	(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>416 単位</u>
(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>345 単位</u>	(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>344 単位</u>
(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>319 単位</u>	(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>324 単位</u>
(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>259 単位</u>	(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>269 単位</u>
(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>240 単位</u>	(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>257 単位</u>

第2 就労継続支援A型

就労継続支援A型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援A型サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下

(一) 評価点が170点以上の場合 724単位

(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 692単位

(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 676単位

(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 655単位

(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 527単位

(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 413単位

(七) 評価点が60点未満の場合 319単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(一) 評価点が170点以上の場合 643単位

(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 615単位

(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 601単位

(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 583単位

(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 468単位

(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 367単位

(七) 評価点が60点未満の場合 282単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

(一) 評価点が170点以上の場合 605単位

(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 578単位

(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 565単位

第2 就労継続支援A型

就労継続支援A型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援A型サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下

(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 618単位

(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合 606単位

(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合 597単位

(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合 589単位

(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合 501単位

(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合 412単位

(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 324単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 549単位

(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合 539単位

(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合 531単位

(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合 524単位

(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合 445単位

(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合 366単位

(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 287単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 516単位

(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合 506単位

(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合 499単位

(四) <u>評価点が 105 点以上 130 点未満の場合</u>	<u>547 単位</u>	(四) <u>1 日の平均労働時間数が 4 時間以上 5 時間未満の場合</u>	<u>492 単位</u>
(五) <u>評価点が 80 点以上 105 点未満の場合</u>	<u>439 単位</u>	(五) <u>1 日の平均労働時間数が 3 時間以上 4 時間未満の場合</u>	<u>417 単位</u>
(六) <u>評価点が 60 点以上 80 点未満の場合</u>	<u>344 単位</u>	(六) <u>1 日の平均労働時間数が 2 時間以上 3 時間未満の場合</u>	<u>343 単位</u>
(七) <u>評価点が 60 点未満の場合</u>	<u>265 単位</u>	(七) <u>1 日の平均労働時間数が 2 時間未満の場合</u>	<u>269 単位</u>
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下		(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(一) <u>評価点が 170 点以上の場合</u>	<u>593 単位</u>	(一) <u>1 日の平均労働時間数が 7 時間以上の場合</u>	<u>506 単位</u>
(二) <u>評価点が 150 点以上 170 点未満の場合</u>	<u>568 単位</u>	(二) <u>1 日の平均労働時間数が 6 時間以上 7 時間未満の場合</u>	<u>497 単位</u>
(三) <u>評価点が 130 点以上 150 点未満の場合</u>	<u>555 単位</u>	(三) <u>1 日の平均労働時間数が 5 時間以上 6 時間未満の場合</u>	<u>490 単位</u>
(四) <u>評価点が 105 点以上 130 点未満の場合</u>	<u>536 単位</u>	(四) <u>1 日の平均労働時間数が 4 時間以上 5 時間未満の場合</u>	<u>482 単位</u>
(五) <u>評価点が 80 点以上 105 点未満の場合</u>	<u>432 単位</u>	(五) <u>1 日の平均労働時間数が 3 時間以上 4 時間未満の場合</u>	<u>410 単位</u>
(六) <u>評価点が 60 点以上 80 点未満の場合</u>	<u>338 単位</u>	(六) <u>1 日の平均労働時間数が 2 時間以上 3 時間未満の場合</u>	<u>337 単位</u>
(七) <u>評価点が 60 点未満の場合</u>	<u>260 単位</u>	(七) <u>1 日の平均労働時間数が 2 時間未満の場合</u>	<u>264 単位</u>
(5) 利用定員が 81 人以上		(5) 利用定員が 81 人以上	
(一) <u>評価点が 170 点以上の場合</u>	<u>574 単位</u>	(一) <u>1 日の平均労働時間数が 7 時間以上の場合</u>	<u>490 単位</u>
(二) <u>評価点が 150 点以上 170 点未満の場合</u>	<u>547 単位</u>	(二) <u>1 日の平均労働時間数が 6 時間以上 7 時間未満の場合</u>	<u>479 単位</u>
(三) <u>評価点が 130 点以上 150 点未満の場合</u>	<u>534 単位</u>	(三) <u>1 日の平均労働時間数が 5 時間以上 6 時間未満の場合</u>	<u>472 単位</u>
(四) <u>評価点が 105 点以上 130 点未満の場合</u>	<u>518 単位</u>	(四) <u>1 日の平均労働時間数が 4 時間以上 5 時間未満の場合</u>	<u>466 単位</u>
(五) <u>評価点が 80 点以上 105 点未満の場合</u>	<u>416 単位</u>	(五) <u>1 日の平均労働時間数が 3 時間以上 4 時間未満の場合</u>	<u>395 単位</u>
(六) <u>評価点が 60 点以上 80 点未満の場合</u>	<u>327 単位</u>	(六) <u>1 日の平均労働時間数が 2 時間以上 3 時間未満の場合</u>	<u>326 単位</u>
(七) <u>評価点が 60 点未満の場合</u>	<u>252 単位</u>	(七) <u>1 日の平均労働時間数が 2 時間未満の場合</u>	<u>256 単位</u>
ロ 就労継続支援 A 型サービス費(Ⅱ)		ロ 就労継続支援 A 型サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が 20 人以下		(1) 利用定員が 20 人以下	
(一) <u>評価点が 170 点以上の場合</u>	<u>660 単位</u>	(一) <u>1 日の平均労働時間数が 7 時間以上の場合</u>	<u>563 単位</u>
(二) <u>評価点が 150 点以上 170 点未満の場合</u>	<u>630 単位</u>	(二) <u>1 日の平均労働時間数が 6 時間以上 7 時間未満の場合</u>	<u>552 単位</u>

(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>616 単位</u>	(三) 1 日の平均労働時間数が 5 時間以上 6 時間未満の場合	<u>544 単位</u>
(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>597 単位</u>	(四) 1 日の平均労働時間数が 4 時間以上 5 時間未満の場合	<u>537 単位</u>
(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>480 単位</u>	(五) 1 日の平均労働時間数が 3 時間以上 4 時間未満の場合	<u>456 単位</u>
(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>376 単位</u>	(六) 1 日の平均労働時間数が 2 時間以上 3 時間未満の場合	<u>375 単位</u>
(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>290 単位</u>	(七) 1 日の平均労働時間数が 2 時間未満の場合	<u>295 単位</u>
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下		(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	
(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>588 単位</u>	(一) 1 日の平均労働時間数が 7 時間以上の場合	<u>502 単位</u>
(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>563 単位</u>	(二) 1 日の平均労働時間数が 6 時間以上 7 時間未満の場合	<u>493 単位</u>
(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>549 単位</u>	(三) 1 日の平均労働時間数が 5 時間以上 6 時間未満の場合	<u>485 単位</u>
(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>532 単位</u>	(四) 1 日の平均労働時間数が 4 時間以上 5 時間未満の場合	<u>478 単位</u>
(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>426 単位</u>	(五) 1 日の平均労働時間数が 3 時間以上 4 時間未満の場合	<u>405 単位</u>
(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>335 単位</u>	(六) 1 日の平均労働時間数が 2 時間以上 3 時間未満の場合	<u>334 単位</u>
(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>258 単位</u>	(七) 1 日の平均労働時間数が 2 時間未満の場合	<u>262 単位</u>
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下		(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>546 単位</u>	(一) 1 日の平均労働時間数が 7 時間以上の場合	<u>466 単位</u>
(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>522 単位</u>	(二) 1 日の平均労働時間数が 6 時間以上 7 時間未満の場合	<u>457 単位</u>
(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>510 単位</u>	(三) 1 日の平均労働時間数が 5 時間以上 6 時間未満の場合	<u>450 単位</u>
(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>494 単位</u>	(四) 1 日の平均労働時間数が 4 時間以上 5 時間未満の場合	<u>444 単位</u>
(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>397 単位</u>	(五) 1 日の平均労働時間数が 3 時間以上 4 時間未満の場合	<u>377 単位</u>
(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>312 単位</u>	(六) 1 日の平均労働時間数が 2 時間以上 3 時間未満の場合	<u>311 単位</u>
(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>240 単位</u>	(七) 1 日の平均労働時間数が 2 時間未満の場合	<u>244 単位</u>
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下		(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>535 単位</u>	(一) 1 日の平均労働時間数が 7 時間以上の場合	<u>456 単位</u>
(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>511 単位</u>	(二) 1 日の平均労働時間数が 6 時間以上 7 時間未満の場合	<u>447 単位</u>

(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	499 単位	(三) 1 日の平均労働時間数が 5 時間以上 6 時間未満の場合	441 単位
(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	484 単位	(四) 1 日の平均労働時間数が 4 時間以上 5 時間未満の場合	435 単位
(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	388 単位	(五) 1 日の平均労働時間数が 3 時間以上 4 時間未満の場合	369 単位
(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	305 単位	(六) 1 日の平均労働時間数が 2 時間以上 3 時間未満の場合	304 単位
(七) 評価点が 60 点未満の場合	235 単位	(七) 1 日の平均労働時間数が 2 時間未満の場合	239 単位
(5) 利用定員が 81 人以上		(5) 利用定員が 81 人以上	
(一) 評価点が 170 点以上の場合	516 単位	(一) 1 日の平均労働時間数が 7 時間以上の場合	440 単位
(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	493 単位	(二) 1 日の平均労働時間数が 6 時間以上 7 時間未満の場合	432 単位
(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	482 単位	(三) 1 日の平均労働時間数が 5 時間以上 6 時間未満の場合	426 単位
(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	467 単位	(四) 1 日の平均労働時間数が 4 時間以上 5 時間未満の場合	420 単位
(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	375 単位	(五) 1 日の平均労働時間数が 3 時間以上 4 時間未満の場合	356 単位
(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	295 単位	(六) 1 日の平均労働時間数が 2 時間以上 3 時間未満の場合	294 単位
(七) 評価点が 60 点未満の場合	226 単位	(七) 1 日の平均労働時間数が 2 時間未満の場合	230 単位
第 3 就労継続支援 B 型		第 3 就労継続支援 B 型	
就労継続支援 B 型サービス費 (1 日につき)		就労継続支援 B 型サービス費 (1 日につき)	
イ 就労継続支援 B 型サービス費 (I)		イ 就労継続支援 B 型サービス費 (I)	
(1) 利用定員が 20 人以下		(1) 利用定員が 20 人以下	
(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	702 単位	(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	649 単位
(二) 平均工賃月額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合	672 単位	(二) 平均工賃月額が 3 万円以上 4 万 5 千円未満の場合	624 単位
(三) 平均工賃月額が 3 万円以上 3 万 5 千円未満の場合	657 単位	(三) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	612 単位
(四) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	643 単位	(四) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	600 単位
(五) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	631 単位	(五) 平均工賃月額が 1 万円以上 2 万円未満の場合	589 単位
(六) 平均工賃月額が 1 万 5 千円以上 2 万円未満の場合	611 単位	(六) 平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満の場合	574 単位

(七) 平均工賃月額が <u>1万円以上1万5千円未満</u> の場合	<u>590単位</u>	(七) 平均工賃月額が <u>5千円未満</u> の場合	<u>565単位</u>
(八) 平均工賃月額が <u>1万円未満</u> の場合	<u>566単位</u>	(新設)	
(2) 利用定員が21人以上40人以下		(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>625単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>575単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万5千円以上4万5千円未満</u> の場合	<u>598単位</u>	(二) 平均工賃月額が <u>3万円以上4万5千円未満</u> の場合	<u>555単位</u>
(三) 平均工賃月額が <u>3万円以上3万5千円未満</u> の場合	<u>584単位</u>	(三) 平均工賃月額が <u>2万5千円以上3万円未満</u> の場合	<u>544単位</u>
(四) 平均工賃月額が <u>2万5千円以上3万円未満</u> の場合	<u>572単位</u>	(四) 平均工賃月額が <u>2万円以上2万5千円未満</u> の場合	<u>534単位</u>
(五) 平均工賃月額が <u>2万円以上2万5千円未満</u> の場合	<u>551単位</u>	(五) 平均工賃月額が <u>1万円以上2万円未満</u> の場合	<u>524単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>1万5千円以上2万円未満</u> の場合	<u>541単位</u>	(六) 平均工賃月額が <u>5千円以上1万円未満</u> の場合	<u>511単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>1万円以上1万5千円未満</u> の場合	<u>525単位</u>	(七) 平均工賃月額が <u>5千円未満</u> の場合	<u>503単位</u>
(八) 平均工賃月額が <u>1万円未満</u> の場合	<u>504単位</u>	(新設)	
(3) 利用定員が41人以上60人以下		(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>586単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>540単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>562単位</u>	(二) 平均工賃月額が <u>3万円以上4万5千円未満</u> の場合	<u>521単位</u>
(三) 平均工賃月額が <u>3万円以上3万5千円未満</u> の場合	<u>549単位</u>	(三) 平均工賃月額が <u>2万5千円以上3万円未満</u> の場合	<u>511単位</u>
(四) 平均工賃月額が <u>2万5千円以上3万円未満</u> の場合	<u>537単位</u>	(四) 平均工賃月額が <u>2万円以上2万5千円未満</u> の場合	<u>501単位</u>
(五) 平均工賃月額が <u>2万円以上2万5千円未満</u> の場合	<u>518単位</u>	(五) 平均工賃月額が <u>1万円以上2万円未満</u> の場合	<u>492単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>1万5千円以上2万円未満</u> の場合	<u>508単位</u>	(六) 平均工賃月額が <u>5千円以上1万円未満</u> の場合	<u>479単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>1万円以上1万5千円未満</u> の場合	<u>493単位</u>	(七) 平均工賃月額が <u>5千円未満</u> の場合	<u>472単位</u>
(八) 平均工賃月額が <u>1万円未満</u> の場合	<u>473単位</u>	(新設)	
(4) 利用定員が61人以上80人以下		(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>576単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>530単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>552単位</u>	(二) 平均工賃月額が <u>3万円以上4万5千円未満</u> の場合	<u>511単位</u>
(三) 平均工賃月額が <u>3万円以上3万5千円未満</u> の場合	<u>539単位</u>	(三) 平均工賃月額が <u>2万5千円以上3万円未満</u> の場合	<u>502単位</u>

(四) 平均工賃月額が <u>2万5千円以上3万円未満</u> の場合	<u>527単位</u>	(四) 平均工賃月額が <u>2万円以上2万5千円未満</u> の場合	<u>492単位</u>
(五) 平均工賃月額が <u>2万円以上2万5千円未満</u> の場合	<u>508単位</u>	(五) 平均工賃月額が <u>1万円以上2万円未満</u> の場合	<u>483単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>1万5千円以上2万円未満</u> の場合	<u>498単位</u>	(六) 平均工賃月額が <u>5千円以上1万円未満</u> の場合	<u>471単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>1万円以上1万5千円未満</u> の場合	<u>484単位</u>	(七) 平均工賃月額が <u>5千円未満</u> の場合	<u>463単位</u>
(八) <u>平均工賃月額が1万円未満</u> の場合	<u>464単位</u>	(新設)	
(5) 利用定員が81人以上		(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>557単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>513単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万5千円以上4万5千円未満</u> の場合	<u>533単位</u>	(二) 平均工賃月額が <u>3万円以上4万5千円未満</u> の場合	<u>494単位</u>
(三) 平均工賃月額が <u>3万円以上3万5千円未満</u> の場合	<u>521単位</u>	(三) 平均工賃月額が <u>2万5千円以上3万円未満</u> の場合	<u>485単位</u>
(四) 平均工賃月額が <u>2万5千円以上3万円未満</u> の場合	<u>510単位</u>	(四) 平均工賃月額が <u>2万円以上2万5千円未満</u> の場合	<u>476単位</u>
(五) 平均工賃月額が <u>2万円以上2万5千円未満</u> の場合	<u>491単位</u>	(五) 平均工賃月額が <u>1万円以上2万円未満</u> の場合	<u>467単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>1万5千円以上2万円未満</u> の場合	<u>482単位</u>	(六) 平均工賃月額が <u>5千円以上1万円未満</u> の場合	<u>454単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>1万円以上1万5千円未満</u> の場合	<u>468単位</u>	(七) 平均工賃月額が <u>5千円未満</u> の場合	<u>447単位</u>
(八) <u>平均工賃月額が1万円未満</u> の場合	<u>448単位</u>	(新設)	
ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)		ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下		(1) 利用定員が20人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>640単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>590単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万5千円以上4万5千円未満</u> の場合	<u>613単位</u>	(二) 平均工賃月額が <u>3万円以上4万5千円未満</u> の場合	<u>568単位</u>
(三) 平均工賃月額が <u>3万円以上3万5千円未満</u> の場合	<u>599単位</u>	(三) 平均工賃月額が <u>2万5千円以上3万円未満</u> の場合	<u>558単位</u>
(四) 平均工賃月額が <u>2万5千円以上3万円未満</u> の場合	<u>586単位</u>	(四) 平均工賃月額が <u>2万円以上2万5千円未満</u> の場合	<u>547単位</u>
(五) 平均工賃月額が <u>2万円以上2万5千円未満</u> の場合	<u>565単位</u>	(五) 平均工賃月額が <u>1万円以上2万円未満</u> の場合	<u>537単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>1万5千円以上2万円未満</u> の場合	<u>554単位</u>	(六) 平均工賃月額が <u>5千円以上1万円未満</u> の場合	<u>523単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>1万円以上1万5千円未満</u> の場合	<u>538単位</u>	(七) 平均工賃月額が <u>5千円未満</u> の場合	<u>515単位</u>
(八) <u>平均工賃月額が1万円未満</u> の場合	<u>516単位</u>	(新設)	

(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下		(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	
(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	<u>571 単位</u>	(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	<u>526 単位</u>
(二) 平均工賃月額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合	<u>547 単位</u>	(二) 平均工賃月額が 3 万円以上 4 万 5 千円未満の場合	<u>507 単位</u>
(三) 平均工賃月額が 3 万円以上 3 万 5 千円未満の場合	<u>534 単位</u>	(三) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	<u>497 単位</u>
(四) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	<u>523 単位</u>	(四) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	<u>488 単位</u>
(五) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	<u>504 単位</u>	(五) 平均工賃月額が 1 万円以上 2 万円未満の場合	<u>479 単位</u>
(六) 平均工賃月額が 1 万 5 千円以上 2 万円未満の場合	<u>494 単位</u>	(六) 平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満の場合	<u>467 単位</u>
(七) 平均工賃月額が 1 万円以上 1 万 5 千円未満の場合	<u>480 単位</u>	(七) 平均工賃月額が 5 千円未満の場合	<u>460 単位</u>
(八) 平均工賃月額が 1 万円未満の場合	<u>461 単位</u>	(新設)	
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下		(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	<u>529 単位</u>	(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	<u>489 単位</u>
(二) 平均工賃月額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合	<u>507 単位</u>	(二) 平均工賃月額が 3 万円以上 4 万 5 千円未満の場合	<u>471 単位</u>
(三) 平均工賃月額が 3 万円以上 3 万 5 千円未満の場合	<u>495 単位</u>	(三) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	<u>462 単位</u>
(四) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	<u>485 単位</u>	(四) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	<u>452 単位</u>
(五) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	<u>467 単位</u>	(五) 平均工賃月額が 1 万円以上 2 万円未満の場合	<u>444 単位</u>
(六) 平均工賃月額が 1 万 5 千円以上 2 万円未満の場合	<u>458 単位</u>	(六) 平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満の場合	<u>433 単位</u>
(七) 平均工賃月額が 1 万円以上 1 万 5 千円未満の場合	<u>445 単位</u>	(七) 平均工賃月額が 5 千円未満の場合	<u>426 単位</u>
(八) 平均工賃月額が 1 万円未満の場合	<u>427 単位</u>	(新設)	
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下		(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	<u>519 単位</u>	(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	<u>479 単位</u>
(二) 平均工賃月額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合	<u>497 単位</u>	(二) 平均工賃月額が 3 万円以上 4 万 5 千円未満の場合	<u>461 単位</u>
(三) 平均工賃月額が 3 万円以上 3 万 5 千円未満の場合	<u>485 単位</u>	(三) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	<u>452 単位</u>
(四) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	<u>475 単位</u>	(四) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	<u>443 単位</u>
(五) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	<u>458 単位</u>	(五) 平均工賃月額が 1 万円以上 2 万円未満の場合	<u>435 単位</u>

(六) 平均工賃月額が <u>1万5千円以上2万円未満</u> の場合	<u>449単位</u>	(六) 平均工賃月額が <u>5千円以上1万円未満</u> の場合	<u>424単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>1万円以上1万5千円未満</u> の場合	<u>436単位</u>	(七) 平均工賃月額が <u>5千円未満</u> の場合	<u>417単位</u>
(八) <u>平均工賃月額が1万円未満</u> の場合	<u>418単位</u>	(新設)	
(5) 利用定員が81人以上		(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>501単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>462単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>480単位</u>	(二) 平均工賃月額が <u>3万円以上4万5千円未満</u> の場合	<u>444単位</u>
(三) 平均工賃月額が <u>3万円以上3万5千円未満</u> の場合	<u>468単位</u>	(三) 平均工賃月額が <u>2万5千円以上3万円未満</u> の場合	<u>436単位</u>
(四) 平均工賃月額が <u>2万5千円以上3万円未満</u> の場合	<u>459単位</u>	(四) 平均工賃月額が <u>2万円以上2万5千円未満</u> の場合	<u>428単位</u>
(五) 平均工賃月額が <u>2万円以上2万5千円未満</u> の場合	<u>442単位</u>	(五) 平均工賃月額が <u>1万円以上2万円未満</u> の場合	<u>420単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>1万5千円以上2万円未満</u> の場合	<u>434単位</u>	(六) 平均工賃月額が <u>5千円以上1万円未満</u> の場合	<u>409単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>1万円以上1万5千円未満</u> の場合	<u>421単位</u>	(七) 平均工賃月額が <u>5千円未満</u> の場合	<u>403単位</u>
(八) <u>平均工賃月額が1万円未満</u> の場合	<u>404単位</u>	(新設)	
ハ <u>就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)</u>		(新設)	
(1) <u>利用定員が20人以下</u>	<u>556単位</u>		
(2) <u>利用定員が21人以上40人以下</u>	<u>494単位</u>		
(3) <u>利用定員が41人以上60人以下</u>	<u>463単位</u>		
(4) <u>利用定員が61人以上80人以下</u>	<u>454単位</u>		
(5) <u>利用定員が81人以上</u>	<u>438単位</u>		
ニ <u>就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)</u>		(新設)	
(1) <u>利用定員が20人以下</u>	<u>506単位</u>		
(2) <u>利用定員が21人以上40人以下</u>	<u>451単位</u>		
(3) <u>利用定員が41人以上60人以下</u>	<u>417単位</u>		
(4) <u>利用定員が61人以上80人以下</u>	<u>408単位</u>		
(5) <u>利用定員が81人以上</u>	<u>394単位</u>		

第4 就労定着支援

就労定着支援サービス費（1月につき）

イ 利用者数が20人以下

- (1) 就労定着率が9割5分以上の場合 3,449単位
- (2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合 3,285単位
- (3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 2,710単位
- (4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 2,176単位
- (5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 1,642単位
- (6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 1,395単位
- (7) 就労定着率が3割未満の場合 1,046単位

ロ 利用者数が21人以上40人以下

- (1) 就労定着率が9割5分以上の場合 2,759単位
- (2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合 2,628単位
- (3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 2,168単位
- (4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 1,741単位
- (5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 1,314単位
- (6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 1,117単位
- (7) 就労定着率が3割未満の場合 837単位

ハ 利用者数が41人以上

- (1) 就労定着率が9割5分以上の場合 2,587単位
- (2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合 2,463単位
- (3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 2,032単位
- (4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 1,632単位

第4 就労定着支援

就労定着支援サービス費（1月につき）

イ 利用者数が20人以下

- (1) 就労定着率が9割以上の場合 3,215単位
- (2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 2,652単位
- (3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 2,130単位
- (4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 1,607単位
- (5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 1,366単位
- (6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合 1,206単位
- (7) 就労定着率が1割未満の場合 1,045単位

ロ 利用者数が21人以上40人以下

- (1) 就労定着率が9割以上の場合 2,572単位
- (2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 2,122単位
- (3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 1,704単位
- (4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 1,286単位
- (5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 1,093単位
- (6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合 964単位
- (7) 就労定着率が1割未満の場合 836単位

ハ 利用者数が41人以上

- (1) 就労定着率が9割以上の場合 2,411単位
- (2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 1,989単位
- (3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 1,597単位
- (4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 1,206単位

(5) 就労定着率が <u>5割以上7割未満</u> の場合	<u>1,232 単位</u>	(5) 就労定着率が <u>3割以上5割未満</u> の場合	<u>1,025 単位</u>
(6) 就労定着率が <u>3割以上5割未満</u> の場合	<u>1,047 単位</u>	(6) 就労定着率が <u>1割以上3割未満</u> の場合	<u>904 単位</u>
(7) 就労定着率が <u>3割未満</u> の場合	<u>785 単位</u>	(7) 就労定着率が <u>1割未満</u> の場合	<u>784 単位</u>
<u>《相談系サービス》</u>		<u>《相談系サービス》</u>	
第1 計画相談支援費		第1 計画相談支援費	
イ サービス利用支援費		イ サービス利用支援費	
(1) <u>機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)</u>	<u>1,864 単位</u>	(新設)	
(2) <u>機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)</u>	<u>1,764 単位</u>	(新設)	
(3) <u>機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)</u>	<u>1,672 単位</u>	(新設)	
(4) <u>機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)</u>	<u>1,622 単位</u>	(新設)	
(5) サービス利用支援費(Ⅰ)	<u>1,522 単位</u>	(1) サービス利用支援費(Ⅰ)	<u>1,462 単位</u>
(6) サービス利用支援費(Ⅱ)	<u>732 単位</u>	(2) サービス利用支援費(Ⅱ)	<u>731 単位</u>
ロ 継続サービス利用支援費		ロ 継続サービス利用支援費	
(1) <u>機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)</u>	<u>1,613 単位</u>	(新設)	
(2) <u>機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)</u>	<u>1,513 単位</u>	(新設)	
(3) <u>機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)</u>	<u>1,410 単位</u>	(新設)	
(4) <u>機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)</u>	<u>1,360 単位</u>	(新設)	
(5) 継続サービス利用支援費(Ⅰ)	<u>1,260 単位</u>	(1) 継続サービス利用支援費(Ⅰ)	<u>1,211 単位</u>
(6) 継続サービス利用支援費(Ⅱ)	<u>606 単位</u>	(2) 継続サービス利用支援費(Ⅱ)	<u>605 単位</u>
第2 障害児相談支援費		第2 障害児相談支援費	
イ 障害児支援利用援助費		イ 障害児支援利用援助費	
(1) <u>機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)</u>	<u>2,027 単位</u>	(新設)	

(2) <u>機能強化型障害児支援利用支援費(Ⅱ)</u>	<u>1,927 単位</u>	(新設)	
(3) <u>機能強化型障害児支援利用支援費(Ⅲ)</u>	<u>1,842 単位</u>	(新設)	
(4) <u>機能強化型障害児支援利用支援費(Ⅳ)</u>	<u>1,792 単位</u>	(新設)	
(5) 障害児支援利用援助費(Ⅰ)	<u>1,692 単位</u>	(1) 障害児支援利用援助費(Ⅰ)	<u>1,625 単位</u>
(6) 障害児支援利用援助費(Ⅱ)	<u>815 単位</u>	(2) 障害児支援利用援助費(Ⅱ)	<u>814 単位</u>
□ 継続障害児支援利用援助費		□ 継続障害児支援利用援助費	
(1) <u>機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)</u>	<u>1,724 単位</u>	(新設)	
(2) <u>機能強化型継続障害児支援利用支援費(Ⅱ)</u>	<u>1,624 単位</u>	(新設)	
(3) <u>機能強化型継続障害児支援利用支援費(Ⅲ)</u>	<u>1,527 単位</u>	(新設)	
(4) <u>機能強化型継続障害児支援利用支援費(Ⅳ)</u>	<u>1,476 単位</u>	(新設)	
(5) 継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	<u>1,376 単位</u>	(1) 継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	<u>1,322 単位</u>
(6) 継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	<u>662 単位</u>	(2) 継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	<u>661 単位</u>
第3 地域移行支援		第3 地域移行支援	
地域移行支援サービス費		地域移行支援サービス費	
イ <u>地域移行支援サービス費(Ⅰ)</u>	<u>3,504 単位</u>	(新設)	
ロ <u>地域移行支援サービス費(Ⅱ)</u>	<u>3,062 単位</u>	イ <u>地域移行支援サービス費(Ⅰ)</u>	<u>3,059 単位</u>
ハ <u>地域移行支援サービス費(Ⅲ)</u>	<u>2,349 単位</u>	ロ <u>地域移行支援サービス費(Ⅱ)</u>	<u>2,347 単位</u>
第4 地域定着支援		第4 地域定着支援	
地域定着支援サービス費		地域定着支援サービス費	
イ 体制確保費	<u>306 単位</u>	イ 体制確保費	<u>305 単位</u>
ロ 緊急時支援費		ロ 緊急時支援費	
(1) 緊急時支援費(Ⅰ)	<u>712 単位</u>	(1) 緊急時支援費(Ⅰ)	<u>711 単位</u>

(2) 緊急時支援費(Ⅱ) <u>95 単位</u>	(2) 緊急時支援費(Ⅱ) <u>94 単位</u>
<u>《障害児通所支援》</u>	<u>《障害児通所支援》</u>
第1 児童発達支援	第1 児童発達支援
児童発達支援給付費（1日につき）	児童発達支援給付費（1日につき）
イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）	イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）
(1) <u>医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合</u>	(新設)
（一） <u>利用定員 30 人以下の場合</u> <u>3,086 単位</u>	
（二） <u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u> <u>3,005 単位</u>	
（三） <u>利用定員 41 人以上 50 人以下の場合</u> <u>2,930 単位</u>	
（四） <u>利用定員 51 人以上 60 人以下の場合</u> <u>2,859 単位</u>	
（五） <u>利用定員 61 人以上 70 人以下の場合</u> <u>2,830 単位</u>	
（六） <u>利用定員 71 人以上 80 人以下の場合</u> <u>2,804 単位</u>	
（七） <u>利用定員 81 人以上の場合</u> <u>2,778 単位</u>	
(2) <u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上 32 点未満）の場合</u>	(新設)
（一） <u>利用定員 30 人以下の場合</u> <u>2,086 単位</u>	
（二） <u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u> <u>2,005 単位</u>	
（三） <u>利用定員 41 人以上 50 人以下の場合</u> <u>1,930 単位</u>	
（四） <u>利用定員 51 人以上 60 人以下の場合</u> <u>1,859 単位</u>	
（五） <u>利用定員 61 人以上 70 人以下の場合</u> <u>1,830 単位</u>	
（六） <u>利用定員 71 人以上 80 人以下の場合</u> <u>1,804 単位</u>	
（七） <u>利用定員 81 人以上の場合</u> <u>1,778 単位</u>	

(3) <u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点未満）の場合</u>		(新設)	
(一) <u>利用定員 30 人以下の場合</u>	<u>1,753 単位</u>		
(二) <u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u>	<u>1,672 単位</u>		
(三) <u>利用定員 41 人以上 50 人以下の場合</u>	<u>1,597 単位</u>		
(四) <u>利用定員 51 人以上 60 人以下の場合</u>	<u>1,526 単位</u>		
(五) <u>利用定員 61 人以上 70 人以下の場合</u>	<u>1,497 単位</u>		
(六) <u>利用定員 71 人以上 80 人以下の場合</u>	<u>1,471 単位</u>		
(七) <u>利用定員 81 人以上の場合</u>	<u>1,445 単位</u>		
(4) <u>(1)から(3)まで以外の場合</u>			
(一) <u>利用定員 30 人以下の場合</u>	<u>1,086 単位</u>	(1) <u>利用定員が 30 人以下の場合</u>	<u>1,085 単位</u>
(二) <u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u>	<u>1,005 単位</u>	(2) <u>利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合</u>	<u>1,004 単位</u>
(三) <u>利用定員 41 人以上 50 人以下の場合</u>	<u>930 単位</u>	(3) <u>利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合</u>	<u>929 単位</u>
(四) <u>利用定員 51 人以上 60 人以下の場合</u>	<u>859 単位</u>	(4) <u>利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合</u>	<u>858 単位</u>
(五) <u>利用定員 61 人以上 70 人以下の場合</u>	<u>830 単位</u>	(5) <u>利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合</u>	<u>829 単位</u>
(六) <u>利用定員 71 人以上 80 人以下の場合</u>	<u>804 単位</u>	(6) <u>利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合</u>	<u>803 単位</u>
(七) <u>利用定員 81 人以上の場合</u>	<u>778 単位</u>	(7) <u>利用定員が 81 人以上の場合</u>	<u>777 単位</u>
ロ <u>児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合</u>		ロ <u>児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合</u>	
(1) <u>医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合</u>		(新設)	
(一) <u>利用定員 20 人以下の場合</u>	<u>3,384 単位</u>		
(二) <u>利用定員 21 人以上 30 人以下の場合</u>	<u>3,191 単位</u>		

(三) <u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u>	<u>3,075 単位</u>		
(四) <u>利用定員 41 人以上の場合</u>	<u>2,975 単位</u>		
(2) <u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上 32 点未満）の場合</u>		(新設)	
(一) <u>利用定員 20 人以下の場合</u>	<u>2,384 単位</u>		
(二) <u>利用定員 21 人以上 30 人以下の場合</u>	<u>2,191 単位</u>		
(三) <u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u>	<u>2,075 単位</u>		
(四) <u>利用定員 41 人以上の場合</u>	<u>1,975 単位</u>		
(3) <u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点未満）の場合</u>		(新設)	
(一) <u>利用定員 20 人以下の場合</u>	<u>2,051 単位</u>		
(二) <u>利用定員 21 人以上 30 人以下の場合</u>	<u>1,858 単位</u>		
(三) <u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u>	<u>1,742 単位</u>		
(四) <u>利用定員 41 人以上の場合</u>	<u>1,642 単位</u>		
(4) <u>(1)から(3)まで以外の場合</u>			
(一) <u>利用定員 20 人以下の場合</u>	<u>1,384 単位</u>	(1) <u>利用定員が 20 人以下の場合</u>	<u>1,383 単位</u>
(二) <u>利用定員 21 人以上 30 人以下の場合</u>	<u>1,191 単位</u>	(2) <u>利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合</u>	<u>1,190 単位</u>
(三) <u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u>	<u>1,075 単位</u>	(3) <u>利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合</u>	<u>1,074 単位</u>
(四) <u>利用定員 41 人以上の場合</u>	<u>975 単位</u>	(4) <u>利用定員が 41 人以上の場合</u>	<u>974 単位</u>
ハ <u>児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合</u>		ハ <u>児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合</u>	

(1) 利用定員 15 人以下の場合	<u>1,331 単位</u>	(1) 利用定員が 15 人以下の場合	<u>1,330 単位</u>
(2) 利用定員 16 人以上 20 人以下の場合	<u>1,040 単位</u>	(2) 利用定員が 16 人以上 20 人以下の場合	<u>1,039 単位</u>
(3) 利用定員 21 人以上の場合	<u>924 単位</u>	(3) 利用定員が 21 人以上の場合	<u>923 単位</u>
ニ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）		ニ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）	
(1) 主に小学校就学前の障害児に対し指定児童発達支援を行う場合		(1) 主に小学校就学前の障害児に対し指定児童発達支援を行う場合	
(一) 医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合		(新設)	
(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>2,885 単位</u>		
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>2,613 単位</u>		
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>2,486 単位</u>		
(二) 医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上 32 点未満）の場合		(新設)	
(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,885 単位</u>		
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,613 単位</u>		
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,486 単位</u>		
(三) 医療的ケア児（判定スコアで 16 点未満）の場合		(新設)	
(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,552 単位</u>		
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,280 単位</u>		
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,153 単位</u>		
(四) (一)から(三)まで以外の場合			
(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>885 単位</u>	(一) 利用定員が 10 人以下の場合	<u>830 単位</u>
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>613 単位</u>	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	<u>559 単位</u>
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>486 単位</u>	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	<u>435 単位</u>

(2) (1)以外の場合		(2) (1)以外の場合	
(一) <u>医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合</u>		(新設)	
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>2,754 単位</u>		
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>2,513 単位</u>		
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>2,404 単位</u>		
(二) <u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上 32 点未満）の場合</u>		(新設)	
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>1,754 単位</u>		
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>1,513 単位</u>		
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>1,404 単位</u>		
(三) <u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点未満）の場合</u>		(新設)	
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>1,421 単位</u>		
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>1,180 単位</u>		
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>1,071 単位</u>		
(四) <u>(一)から(三)まで以外の場合</u>			
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>754 単位</u>	(一) <u>利用定員が 10 人以下の場合</u>	<u>706 単位</u>
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>513 単位</u>	(二) <u>利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>467 単位</u>
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>404 単位</u>	(三) <u>利用定員が 21 人以上の場合</u>	<u>361 単位</u>
ホ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合		ホ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) <u>利用定員 5 人の場合</u>	<u>2,098 単位</u>	(1) <u>利用定員が 5 人の場合</u>	<u>2,096 単位</u>
(2) <u>利用定員 6 人の場合</u>	<u>1,757 単位</u>	(2) <u>利用定員が 6 人の場合</u>	<u>1,755 単位</u>
(3) <u>利用定員 7 人の場合</u>	<u>1,511 単位</u>	(3) <u>利用定員が 7 人の場合</u>	<u>1,509 単位</u>

(4) 利用定員 8 人の場合	<u>1,326 単位</u>	(4) 利用定員が 8 人の場合	<u>1,325 単位</u>
(5) 利用定員 9 人の場合	<u>1,184 単位</u>	(5) 利用定員が 9 人の場合	<u>1,183 単位</u>
(6) 利用定員 10 人の場合	<u>1,069 単位</u>	(6) 利用定員が 10 人の場合	<u>1,068 単位</u>
(7) 利用定員 11 人以上の場合	<u>837 単位</u>	(7) 利用定員が 11 人以上の場合	<u>836 単位</u>
へ 共生型児童発達支援給付費	<u>591 単位</u>	へ 共生型児童発達支援給付費	<u>562 単位</u>
ト 基準該当児童発達支援給付費		ト 基準該当児童発達支援給付費	
(1) 基準該当児童発達支援給付費(Ⅰ)	<u>701 単位</u>	(1) 基準該当児童発達支援給付費(Ⅰ)	<u>667 単位</u>
(2) 基準該当児童発達支援給付費(Ⅱ)	<u>591 単位</u>	(2) 基準該当児童発達支援給付費(Ⅱ)	<u>562 単位</u>

別表：医療的ケア判定スコア（児童発達支援、放課後等デイサービス共通）

医療的ケア判定スコア	基本スコア	見守りスコア		
		高	中	低
① 人工呼吸器（NPPV、ネイブカハイパー、パカッションポンプフィルター、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）	10	2	1	0
② 気管切開	8	2		0
③ 鼻咽頭エアウェイ	5	1		0
④ 酸素療法	8	1		0
⑤ 吸引	口鼻腔・気管内吸引	8	1	0
⑥ 利用時間中のネブライザー使用・薬液吸入		3	0	
⑦ 経管栄養	経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻	8	2	0
	経鼻胃管、胃瘻	8	2	0
	持続経管注入ポンプ使用	3	1	0

⑧ 中心静脈カテーテル	中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など	8	2	0
⑨ その他の注射管理	皮下注射（インスリン、麻薬など）	5	1	0
	持続皮下注射ポンプ使用	3	1	0
⑩ 血糖測定	利用時間中の観血的血糖測定器	3	0	
	埋め込み式血糖測定器による血糖測定	3	1	0
⑪ 継続する透析（血液透析、腹膜透析を含む）		8	2	0
⑫ 排尿管理	利用時間中の間欠的導尿	5	0	
	持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ）	3	1	0
⑬ 排便管理	消化管ストーマ	5	1	0
	利用時間中の摘便、洗腸	5	0	
	利用時間中の浣腸	3	0	
⑭ 痙攣時の管理	坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動など	3	2	0

<注意事項>

- 1) 人工呼吸器の見守りスコアについては、人工呼吸器回路が外れた場合、自発呼吸がないために直ちに対応する必要がある場合は「高」2点、直ちにではないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合は「中」1点、それ以外の場合は「低」0点と分類する。
- 2) 人工呼吸器と気管切開の両方に該当する場合は、気管切開の見守りスコアを加点しない。
- 3) ⑩血糖測定、⑫排尿管理、⑬排便管理については、細項目のいずれか一つ

<p>を選択する。</p> <p>4) インスリン持続皮下注射ポンプと埋め込み式血糖測定器とが連動している場合は、血糖測定の項目を加点しない。</p> <p>第2 医療型児童発達支援 医療型児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>イ 指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 <u>389単位</u></p> <p>ロ 指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 <u>501単位</u></p> <p>ハ 指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 <u>338単位</u></p> <p>ニ 指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 <u>450単位</u></p> <p>第3 放課後等デイサービス 放課後等デイサービス給付費（1日につき）</p> <p>イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）</p> <p>(1) <u>区分1（3時間以上）</u></p> <p>(-) <u>医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合</u></p> <p>(a) <u>利用定員10人以下の場合</u> <u>2,604単位</u></p> <p>(b) <u>利用定員11人以上20人以下の場合</u> <u>2,402単位</u></p>	<p>第2 医療型児童発達支援 医療型児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>イ 指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 <u>388単位</u></p> <p>ロ 指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 <u>500単位</u></p> <p>ハ 指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 <u>337単位</u></p> <p>ニ 指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 <u>449単位</u></p> <p>第3 放課後等デイサービス 放課後等デイサービス給付費（1日につき）</p> <p>イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。） (新設)</p>
---	---

(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>2,302 単位</u>		
(㉔) <u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上 32 点未満）の場合</u>		(新設)	
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>1,604 単位</u>		
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>1,402 単位</u>		
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>1,302 単位</u>		
(㉔) <u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点未満）の場合</u>		(新設)	
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>1,271 単位</u>		
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>1,069 単位</u>		
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>969 単位</u>		
(四) <u>(一)から(三)まで以外の場合</u>		(新設)	
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>604 単位</u>		
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>402 単位</u>		
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>302 単位</u>		
(削る)		(1) <u>区分 1 の 1</u>	
		(一) <u>利用定員が 10 人以下の場合</u>	<u>660 単位</u>
		(二) <u>利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>443 単位</u>
		(三) <u>利用定員が 21 人以上の場合</u>	<u>333 単位</u>
(削る)		(2) <u>区分 1 の 2</u>	
		(一) <u>利用定員が 10 人以下の場合</u>	<u>649 単位</u>
		(二) <u>利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>433 単位</u>
		(三) <u>利用定員が 21 人以上の場合</u>	<u>326 単位</u>
(2) <u>区分 2（3 時間未満）</u>		(新設)	
(一) <u>医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合</u>			
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>2,591 単位</u>		

(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>2,393 単位</u>	
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>2,295 単位</u>	
(二) <u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上 32 点未満）の場合</u>		
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>1,591 単位</u>	
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>1,393 単位</u>	
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>1,295 単位</u>	
(三) <u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点未満）の場合</u>		(新設)
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>1,258 単位</u>	
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>1,060 単位</u>	
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>962 単位</u>	
(四) <u>(一)から(三)まで以外の場合</u>		(新設)
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>591 単位</u>	
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>393 単位</u>	
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>295 単位</u>	
(削る)		(3) <u>区分 2 の 1</u>
		(一) <u>利用定員が 10 人以下の場合</u> <u>612 単位</u>
		(二) <u>利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</u> <u>407 単位</u>
		(三) <u>利用定員が 21 人以上の場合</u> <u>306 単位</u>
(削る)		(4) <u>区分 2 の 2</u>
		(一) <u>利用定員が 10 人以下の場合</u> <u>599 単位</u>
		(二) <u>利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</u> <u>398 単位</u>
		(三) <u>利用定員が 21 人以上の場合</u> <u>299 単位</u>
ロ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサ		ロ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサ

ービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）	ービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）
(1) <u>医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合</u>	(新設)
(一) <u>利用定員 10 人以下の場合</u> 2,721 単位	
(二) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u> 2,480 単位	
(三) <u>利用定員 21 人以上の場合</u> 2,372 単位	
(2) <u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上 32 点未満）の場合</u>	(新設)
(一) <u>利用定員 10 人以下の場合</u> 1,721 単位	
(二) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u> 1,480 単位	
(三) <u>利用定員 21 人以上の場合</u> 1,372 単位	
(3) <u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点未満）の場合</u>	(新設)
(一) <u>利用定員 10 人以下の場合</u> 1,388 単位	
(二) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u> 1,147 単位	
(三) <u>利用定員 21 人以上の場合</u> 1,039 単位	
(4) (1)から(3)まで以外の場合	(新設)
(一) <u>利用定員 10 人以下の場合</u> 721 単位	
(二) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u> 480 単位	
(三) <u>利用定員 21 人以上の場合</u> 372 単位	
(削る)	(1) <u>区分 1</u>
	(一) <u>利用定員が 10 人以下の場合</u> 792 単位
	(二) <u>利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</u> 532 単位
	(三) <u>利用定員が 21 人以上の場合</u> 412 単位
(削る)	(2) <u>区分 2</u>
	(一) <u>利用定員が 10 人以下の場合</u> 730 単位
	(二) <u>利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</u> 486 単位

		(三) <u>利用定員が 21 人以上の場合</u>	<u>376 単位</u>
ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合		ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1) 授業の終了後に行う場合		(1) 授業の終了後に行う場合	
(一) 利用定員が 5 人の場合	<u>1,756 単位</u>	(一) 利用定員が 5 人の場合	<u>1,754 単位</u>
(二) 利用定員が 6 人の場合	<u>1,467 単位</u>	(二) 利用定員が 6 人の場合	<u>1,466 単位</u>
(三) 利用定員が 7 人の場合	<u>1,263 単位</u>	(三) 利用定員が 7 人の場合	<u>1,262 単位</u>
(四) 利用定員が 8 人の場合	<u>1,108 単位</u>	(四) 利用定員が 8 人の場合	<u>1,107 単位</u>
(五) 利用定員が 9 人の場合	<u>989 単位</u>	(五) 利用定員が 9 人の場合	<u>988 単位</u>
(六) 利用定員が 10 人の場合	<u>893 単位</u>	(六) 利用定員が 10 人の場合	<u>892 単位</u>
(七) 利用定員が 11 人以上の場合	<u>686 単位</u>	(七) 利用定員が 11 人以上の場合	<u>685 単位</u>
(2) 休業日に行う場合		(2) 休業日に行う場合	
(一) 利用定員が 5 人の場合	<u>2,038 単位</u>	(一) 利用定員が 5 人の場合	<u>2,036 単位</u>
(二) 利用定員が 6 人の場合	<u>1,706 単位</u>	(二) 利用定員が 6 人の場合	<u>1,704 単位</u>
(三) 利用定員が 7 人の場合	<u>1,466 単位</u>	(三) 利用定員が 7 人の場合	<u>1,465 単位</u>
(四) 利用定員が 8 人の場合	<u>1,288 単位</u>	(四) 利用定員が 8 人の場合	<u>1,287 単位</u>
(五) 利用定員が 9 人の場合	<u>1,150 単位</u>	(五) 利用定員が 9 人の場合	<u>1,149 単位</u>
(六) 利用定員が 10 人の場合	<u>1,039 単位</u>	(六) 利用定員が 10 人の場合	<u>1,038 単位</u>
(七) 利用定員が 11 人以上の場合	<u>810 単位</u>	(七) 利用定員が 11 人以上の場合	<u>809 単位</u>
ニ 共生型放課後等デイサービス給付費		ニ 共生型放課後等デイサービス給付費	
(1) 授業の終了後に行う場合	<u>426 単位</u>	(1) 授業の終了後に行う場合	<u>429 単位</u>
(2) 休業日に行う場合	<u>549 単位</u>	(2) 休業日に行う場合	<u>554 単位</u>

ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費		ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費	
(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)		(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)	
(一) 授業の終了後に行う場合	<u>529 単位</u>	(一) 授業の終了後に行う場合	<u>533 単位</u>
(二) 休業日に行う場合	<u>652 単位</u>	(二) 休業日に行う場合	<u>658 単位</u>
(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)		(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)	
(一) 授業の終了後に行う場合	<u>426 単位</u>	(一) 授業の終了後に行う場合	<u>429 単位</u>
(二) 休業日に行う場合	<u>549 単位</u>	(二) 休業日に行う場合	<u>554 単位</u>
第4 居宅訪問型児童発達支援		第4 居宅訪問型児童発達支援	
居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき)	<u>1,035 単位</u>	居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき)	<u>991 単位</u>
第5 保育所等訪問支援		第5 保育所等訪問支援	
保育所等訪問支援給付費(1日につき)	<u>1,035 単位</u>	保育所等訪問支援給付費(1日につき)	<u>991 単位</u>
<u>《障害児入所支援》</u>		<u>《障害児入所支援》</u>	
第1 福祉型障害児入所施設		第1 福祉型障害児入所施設	
福祉型障害児入所施設給付費(1日につき)		福祉型障害児入所施設給付費(1日につき)	
イ 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。)に対し指定入所支援を行う場合		イ 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。)に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>941 単位</u>	(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>897 単位</u>
(2) 入所定員が10人の場合		(2) 入所定員が10人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき		(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	

	<u>823 単位</u>		<u>784 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,697 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,617 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>941 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>897 単位</u>
(3) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合		(3) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>654 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>623 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,090 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,039 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>863 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>822 単位</u>
(4) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	<u>823 単位</u>	(4) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	<u>784 単位</u>
(5) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	<u>688 単位</u>	(5) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	<u>655 単位</u>
(6) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>614 単位</u>	(6) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>585 単位</u>
(7) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>590 単位</u>	(7) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>562 単位</u>
(8) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>568 単位</u>	(8) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>541 単位</u>
(9) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>545 単位</u>	(9) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>519 単位</u>
(10) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>526 単位</u>	(10) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>501 単位</u>
(11) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	<u>504 単位</u>	(11) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	<u>480 単位</u>
(12) 入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合	<u>501 単位</u>	(12) 入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合	<u>477 単位</u>
(13) 入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合	<u>499 単位</u>	(13) 入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合	<u>475 単位</u>
(14) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	<u>496 単位</u>	(14) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	<u>472 単位</u>
(15) 入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合	<u>493 単位</u>	(15) 入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合	<u>469 単位</u>
(16) 入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合	<u>490 単位</u>	(16) 入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合	<u>466 単位</u>
(17) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合	<u>485 単位</u>	(17) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合	<u>462 単位</u>
(18) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合	<u>481 単位</u>	(18) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合	<u>458 単位</u>
(19) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合	<u>477 単位</u>	(19) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合	<u>454 単位</u>

(20) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合	<u>473 単位</u>	(20) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合	<u>450 単位</u>
(21) 入所定員が 191 人以上の場合	<u>470 単位</u>	(21) 入所定員が 191 人以上の場合	<u>447 単位</u>
ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 30 人以下の場合	<u>831 単位</u>	(1) 入所定員が 30 人以下の場合	<u>792 単位</u>
(2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	<u>759 単位</u>	(2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	<u>723 単位</u>
(3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>721 単位</u>	(3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>687 単位</u>
(4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>689 単位</u>	(4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>656 単位</u>
(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>657 単位</u>	(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>626 単位</u>
(6) 入所定員が 71 人以上の場合	<u>626 単位</u>	(6) 入所定員が 71 人以上の場合	<u>596 単位</u>
ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合		ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 5 人の場合		(1) 入所定員が 5 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1, 225 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1, 054 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>971 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>835 単位</u>
(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合		(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>891 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>766 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>971 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>835 単位</u>
(3) 入所定員が 10 人の場合		(3) 入所定員が 10 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>891 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>766 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1, 870 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1, 608 単位</u>

(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>971 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>835 単位</u>
(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合		(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>682 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>586 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,337 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,150 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>885 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>761 単位</u>
(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合		(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>633 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>544 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,122 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>965 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>885 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>761 単位</u>
(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合		(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>567 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>487 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,005 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>864 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>856 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>736 単位</u>
(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合		(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>533 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>458 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>856 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>736 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>856 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>736 単位</u>
(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	<u>754 単位</u>	(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	<u>648 単位</u>

(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	<u>701 単位</u>	(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	<u>603 単位</u>
(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>615 単位</u>	(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>529 単位</u>
(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>593 単位</u>	(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>510 単位</u>
(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>572 単位</u>	(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>492 単位</u>
(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>550 単位</u>	(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>473 単位</u>
(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>531 単位</u>	(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>456 単位</u>
(15) 入所定員が 91 人以上の場合	<u>510 単位</u>	(15) 入所定員が 91 人以上の場合	<u>438 単位</u>
ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所 支援を行う場合		ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所 支援を行う場合	
(1) 入所定員が 5 人の場合		(1) 入所定員が 5 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1, 225 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1, 054 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>966 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>831 単位</u>
(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合		(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>913 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>785 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>966 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>831 単位</u>
(3) 入所定員が 10 人の場合		(3) 入所定員が 10 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>913 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>785 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1, 857 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1, 597 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>966 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>831 単位</u>
(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合		(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき		(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	

	<u>683 単位</u>		<u>587 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,326 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,141 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>880 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>757 単位</u>
(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合		(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>636 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>547 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,120 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>963 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>880 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>757 単位</u>
(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合		(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>563 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>484 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>949 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>816 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>851 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>732 単位</u>
(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合		(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>536 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>461 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>851 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>732 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>851 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>732 単位</u>
(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	<u>750 単位</u>	(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	<u>645 単位</u>
(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	<u>698 単位</u>	(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	<u>600 単位</u>
(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>612 単位</u>	(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>526 単位</u>
(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>590 単位</u>	(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>507 単位</u>

(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>570 単位</u>	(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>490 単位</u>
(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>548 単位</u>	(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>471 単位</u>
(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>528 単位</u>	(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>454 単位</u>
(15) 入所定員が 91 人以上の場合	<u>509 単位</u>	(15) 入所定員が 91 人以上の場合	<u>437 単位</u>
ホ 主として肢体不自由（法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		ホ 主として肢体不自由（法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 50 人以下の場合	<u>753 単位</u>	(1) 入所定員が 50 人以下の場合	<u>752 単位</u>
(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>739 単位</u>	(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>738 単位</u>
(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>724 単位</u>	(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>723 単位</u>
(4) 入所定員が 71 人以上の場合	<u>708 単位</u>	(4) 入所定員が 71 人以上の場合	<u>707 単位</u>
第 2 医療型障害児入所施設		第 2 医療型障害児入所施設	
医療型障害児入所施設給付費（1 日につき）		医療型障害児入所施設給付費（1 日につき）	
イ 指定医療型障害児入所施設の場合（ロに該当する場合を除く。）		イ 指定医療型障害児入所施設の場合（ロに該当する場合を除く。）	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	<u>352 単位</u>	(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	<u>351 単位</u>
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>175 単位</u>	(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>174 単位</u>
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>914 単位</u>	(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>913 単位</u>
ロ 指定医療型障害児入所施設で短期有目的の支援を行う場合		ロ 指定医療型障害児入所施設で短期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合		(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60 日目まで	<u>420 単位</u>	(一) 60 日目まで	<u>419 単位</u>
(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>384 単位</u>	(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>383 単位</u>
(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>352 単位</u>	(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>351 単位</u>
(四) 181 日目以降	<u>319 単位</u>	(四) 181 日目以降	<u>318 単位</u>

(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60日目まで	<u>206 単位</u>	(一) 60日目まで	<u>205 単位</u>
(二) 61日目以降 90日目まで	<u>190 単位</u>	(二) 61日目以降 90日目まで	<u>189 単位</u>
(三) 91日目以降 180日目まで	<u>175 単位</u>	(三) 91日目以降 180日目まで	<u>174 単位</u>
(四) 181日目以降	<u>160 単位</u>	(四) 181日目以降	<u>159 単位</u>
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合		(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60日目まで	<u>1,101 単位</u>	(一) 60日目まで	<u>1,100 単位</u>
(二) 61日目以降 90日目まで	<u>1,003 単位</u>	(二) 61日目以降 90日目まで	<u>1,002 単位</u>
(三) 91日目以降 180日目まで	<u>914 単位</u>	(三) 91日目以降 180日目まで	<u>913 単位</u>
(四) 181日目以降	<u>825 単位</u>	(四) 181日目以降	<u>824 単位</u>
ハ 指定発達支援医療機関の場合（二に該当する場合を除く。）		ハ 指定発達支援医療機関の場合（二に該当する場合を除く。）	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>127 単位</u>	(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>126 単位</u>
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>890 単位</u>	(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>889 単位</u>
ニ 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合		ニ 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60日目まで	<u>153 単位</u>	(一) 60日目まで	<u>152 単位</u>
(二) 61日目以降 90日目まで	<u>139 単位</u>	(二) 61日目以降 90日目まで	<u>138 単位</u>
(三) 91日目以降 180日目まで	<u>127 単位</u>	(三) 91日目以降 180日目まで	<u>126 単位</u>
(四) 181日目以降	<u>115 単位</u>	(四) 181日目以降	<u>114 単位</u>
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合		(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60日目まで	<u>1,077 単位</u>	(一) 60日目まで	<u>1,076 単位</u>
(二) 61日目以降 90日目まで	<u>979 単位</u>	(二) 61日目以降 90日目まで	<u>978 単位</u>
(三) 91日目以降 180日目まで	<u>890 単位</u>	(三) 91日目以降 180日目まで	<u>889 単位</u>
(四) 181日目以降	<u>801 単位</u>	(四) 181日目以降	<u>800 単位</u>

医療連携体制加算の見直しについて

見直し後	現行
(短期入所)	(短期入所)
イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)
ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)
ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(新設)
ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)(4時間未満)	(新設)
(1) 看護職員が看護を行う利用者が1人	
(2) 看護職員が看護を行う利用者が2人	
(3) 看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下	
ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)(4時間以上)	(新設)
(1) 看護職員が看護を行う利用者が1人	
(2) 看護職員が看護を行う利用者が2人	
(3) 看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下	
ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)(8時間以上、高度な医ケア)	(新設)
(1) 看護職員が看護を行う利用者が1人	
(2) 看護職員が看護を行う利用者が2人	
(3) 看護職員が看護を行う利用者が3人	
ト 医療連携体制加算(Ⅶ)	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)
チ 医療連携体制加算(Ⅷ)	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)
リ 医療連携体制加算(Ⅸ)	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)
(削る)	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)
(削る)	ト 医療連携体制加算(Ⅶ)
(重度障害者等包括支援)	(重度障害者等包括支援)
イ 短期入所を提供する場合	イ 短期入所を提供する場合
(1) 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ)
(2) 医療連携体制加算(Ⅱ)	(2) 医療連携体制加算(Ⅱ)
(3) 医療連携体制加算(Ⅲ)	(新設)

(4) <u>医療連携体制加算(IV) (4時間未満)</u>		(新設)	
(一) <u>看護職員が看護を行う利用者が1人</u>	<u>960単位</u>		
(二) <u>看護職員が看護を行う利用者が2人</u>	<u>600単位</u>		
(三) <u>看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下</u>	<u>480単位</u>		
(5) <u>医療連携体制加算(V) (4時間以上)</u>		(新設)	
(一) <u>看護職員が看護を行う利用者が1人</u>	<u>1,600単位</u>		
(二) <u>看護職員が看護を行う利用者が2人</u>	<u>960単位</u>		
(三) <u>看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下</u>	<u>800単位</u>		
(6) <u>医療連携体制加算(VI) (8時間以上、高度な医ケア)</u>		(新設)	
(一) <u>看護職員が看護を行う利用者が1人</u>	<u>2,000単位</u>		
(二) <u>看護職員が看護を行う利用者が2人</u>	<u>1,500単位</u>		
(三) <u>看護職員が看護を行う利用者が3人</u>	<u>1,000単位</u>		
(7) <u>医療連携体制加算(VII)</u>	500単位	(3) <u>医療連携体制加算(III)</u>	500単位
(8) <u>医療連携体制加算(VIII)</u>	100単位	(4) <u>医療連携体制加算(IV)</u>	100単位
(削る)		(5) <u>医療連携体制加算(V)</u>	<u>1,000単位</u>
(削る)		(6) <u>医療連携体制加算(VI)</u>	<u>500単位</u>
□ <u>共同生活援助を提供する場合</u>		□ <u>共同生活援助を提供する場合</u>	
(1) <u>医療連携体制加算(I)</u>	<u>32単位</u>	(1) <u>医療連携体制加算(I)</u>	<u>500単位</u>
(2) <u>医療連携体制加算(II)</u>	<u>63単位</u>	(2) <u>医療連携体制加算(II)</u>	<u>250単位</u>
(3) <u>医療連携体制加算(III)</u>	<u>125単位</u>	(新設)	
(4) <u>医療連携体制加算(IV)</u>		(新設)	
(一) <u>看護職員が看護を行う利用者が1人</u>	<u>800単位</u>		
(二) <u>看護職員が看護を行う利用者が2人</u>	<u>500単位</u>		
(三) <u>看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下</u>	<u>400単位</u>		
(5) <u>医療連携体制加算(V)</u>	500単位	(3) <u>医療連携体制加算(III)</u>	500単位
(6) <u>医療連携体制加算(VI)</u>	100単位	(4) <u>医療連携体制加算(IV)</u>	100単位
(自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援)		(自立訓練(生活訓練)・就労移行支援、就労継続支援)	
イ <u>医療連携体制加算(I)</u>	<u>32単位</u>	イ <u>医療連携体制加算(I)</u>	<u>500単位</u>
ロ <u>医療連携体制加算(II)</u>	<u>63単位</u>	ロ <u>医療連携体制加算(II)</u>	<u>250単位</u>
ハ <u>医療連携体制加算(III)</u>	<u>125単位</u>	(新設)	
ニ <u>医療連携体制加算(IV)</u>		(新設)	
(1) <u>看護職員が看護を行う利用者が1人</u>	<u>800単位</u>		
(2) <u>看護職員が看護を行う利用者が2人</u>	<u>500単位</u>		

(3) <u>看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下</u>	<u>400単位</u>		
<u>ホ 医療連携体制加算(V)</u>	<u>500単位</u>	<u>ハ 医療連携体制加算(III)</u>	<u>500単位</u>
<u>へ 医療連携体制加算(VI)</u>	<u>100単位</u>	<u>ニ 医療連携体制加算(IV)</u>	<u>100単位</u>
(共同生活援助)		(共同生活援助)	
<u>イ 医療連携体制加算(I)</u>	<u>32単位</u>	<u>イ 医療連携体制加算(I)</u>	<u>500単位</u>
<u>ロ 医療連携体制加算(II)</u>	<u>63単位</u>	<u>ロ 医療連携体制加算(II)</u>	<u>250単位</u>
<u>ハ 医療連携体制加算(III)</u>	<u>125単位</u>	(新設)	
<u>ニ 医療連携体制加算(IV)</u>		(新設)	
<u>(1) 看護職員が看護を行う利用者が1人</u>	<u>800単位</u>		
<u>(2) 看護職員が看護を行う利用者が2人</u>	<u>500単位</u>		
<u>(3) 看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下</u>	<u>400単位</u>		
<u>ホ 医療連携体制加算(V)</u>	<u>500単位</u>	<u>ハ 医療連携体制加算(III)</u>	<u>500単位</u>
<u>へ 医療連携体制加算(VI)</u>	<u>100単位</u>	<u>ニ 医療連携体制加算(IV)</u>	<u>100単位</u>
<u>ト 医療連携体制加算(VII)</u>	<u>39単位</u>	<u>ホ 医療連携体制加算(V)</u>	<u>39単位</u>
(児童発達支援、放課後等デイサービス)		(児童発達支援、放課後等デイサービス)	
<u>イ 医療連携体制加算(I)</u>	<u>32単位</u>	<u>イ 医療連携体制加算(I)</u>	<u>500単位</u>
<u>ロ 医療連携体制加算(II)</u>	<u>63単位</u>	<u>ロ 医療連携体制加算(II)</u>	<u>250単位</u>
<u>ハ 医療連携体制加算(III)</u>	<u>125単位</u>	(新設)	
<u>ニ 医療連携体制加算(IV) (4時間未満)</u>		(新設)	
<u>(1) 看護職員が看護を行う利用者が1人</u>	<u>800単位</u>		
<u>(2) 看護職員が看護を行う利用者が2人</u>	<u>500単位</u>		
<u>(3) 看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下</u>	<u>400単位</u>		
<u>ホ 医療連携体制加算(V) (4時間以上)</u>		(新設)	
<u>(1) 看護職員が看護を行う利用者が1人</u>	<u>1,600単位</u>		
<u>(2) 看護職員が看護を行う利用者が2人</u>	<u>960単位</u>		
<u>(3) 看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下</u>	<u>800単位</u>		
<u>へ 医療連携体制加算(VI)</u>	<u>500単位</u>	<u>ハ 医療連携体制加算(III)</u>	<u>500単位</u>
<u>ト 医療連携体制加算(VII)</u>	<u>100単位</u>	<u>ニ 医療連携体制加算(IV)</u>	<u>100単位</u>
(削る)		<u>ホ 医療連携体制加算(V)</u>	<u>1,000単位</u>
(削る)		<u>へ 医療連携体制加算(VI)</u>	<u>500単位</u>

夜間支援等体制加算の見直しについて（共同生活援助（介護サービス包括型・外部サービス利用型））

見直し後	現行
イ 夜間支援等体制加算(I) (1) 夜間及び深夜の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者（以下この1の5において「夜間支援対象利用者」という。）が2人以下 (一) 区分4以上 <u>672単位</u> (二) 区分3 <u>560単位</u> (三) 区分2以下 <u>448単位</u> (2) 夜間支援対象利用者が3人 (一) 区分4以上 <u>448単位</u> (二) 区分3 <u>373単位</u> (三) 区分2以下 <u>299単位</u> (3) 夜間支援対象利用者が4人 (一) 区分4以上 <u>336単位</u> (二) 区分3 <u>280単位</u> (三) 区分2以下 <u>224単位</u> (4) 夜間支援対象利用者が5人 (一) 区分4以上 <u>269単位</u> (二) 区分3 <u>224単位</u> (三) 区分2以下 <u>179単位</u> (5) 夜間支援対象利用者が6人 (一) 区分4以上 <u>224単位</u> (二) 区分3 <u>187単位</u> (三) 区分2以下 <u>149単位</u> (6) 夜間支援対象利用者が7人 (一) 区分4以上 <u>192単位</u> (二) 区分3 <u>160単位</u>	イ 夜間支援等体制加算(I) (1) 夜間及び深夜の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者（以下この1の5において「夜間支援対象利用者」という。）が2人以下 <u>672単位</u> (新設) (新設) (新設) (2) 夜間支援対象利用者が3人 <u>448単位</u> (新設) (新設) (新設) (3) 夜間支援対象利用者が4人 <u>336単位</u> (新設) (新設) (新設) (4) 夜間支援対象利用者が5人 <u>269単位</u> (新設) (新設) (新設) (5) 夜間支援対象利用者が6人 <u>224単位</u> (新設) (新設) (新設) (6) 夜間支援対象利用者が7人 <u>192単位</u> (新設) (新設)

(7) <u>夜間支援対象利用者が8人</u>	<u>128単位</u>	(新設)	
(一) <u>区分4以上</u>	<u>168単位</u>	(新設)	
(二) <u>区分3</u>	<u>140単位</u>	(新設)	
(三) <u>区分2以下</u>	<u>112単位</u>	(新設)	
(8) <u>夜間支援対象利用者が9人</u>		(新設)	
(一) <u>区分4以上</u>	<u>149単位</u>		
(二) <u>区分3</u>	<u>124単位</u>		
(三) <u>区分2以下</u>	<u>99単位</u>		
(9) <u>夜間支援対象利用者が10人</u>		(新設)	
(一) <u>区分4以上</u>	<u>135単位</u>		
(二) <u>区分3</u>	<u>113単位</u>		
(三) <u>区分2以下</u>	<u>90単位</u>		
(10) <u>夜間支援対象利用者が11人</u>		(新設)	
(一) <u>区分4以上</u>	<u>122単位</u>		
(二) <u>区分3</u>	<u>102単位</u>		
(三) <u>区分2以下</u>	<u>81単位</u>		
(11) <u>夜間支援対象利用者が12人</u>		(新設)	
(一) <u>区分4以上</u>	<u>112単位</u>		
(二) <u>区分3</u>	<u>93単位</u>		
(三) <u>区分2以下</u>	<u>75単位</u>		
(12) <u>夜間支援対象利用者が13人</u>		(新設)	
(一) <u>区分4以上</u>	<u>103単位</u>		
(二) <u>区分3</u>	<u>86単位</u>		
(三) <u>区分2以下</u>	<u>69単位</u>		
(13) <u>夜間支援対象利用者が14人</u>		(新設)	
(一) <u>区分4以上</u>	<u>96単位</u>		
(二) <u>区分3</u>	<u>80単位</u>		
(三) <u>区分2以下</u>	<u>64単位</u>		
(14) <u>夜間支援対象利用者が15人</u>		(新設)	
(一) <u>区分4以上</u>	<u>90単位</u>		
(二) <u>区分3</u>	<u>75単位</u>		
(三) <u>区分2以下</u>	<u>60単位</u>		
(15) <u>夜間支援対象利用者が16人</u>		(新設)	
		(7) <u>夜間支援対象利用者が8人以上10人以下</u>	<u>149単位</u>
		(8) <u>夜間支援対象利用者が11人以上13人以下</u>	<u>112単位</u>
		(9) <u>夜間支援対象利用者が14人以上16人以下</u>	<u>90単位</u>

(一) <u>区分4以上</u>	<u>84単位</u>		
(二) <u>区分3</u>	<u>70単位</u>		
(三) <u>区分2以下</u>	<u>56単位</u>		
(16) <u>夜間支援対象利用者が17人</u>		(10) <u>夜間支援対象利用者が17人以上20人以下</u>	<u>75単位</u>
(一) <u>区分4以上</u>	<u>79単位</u>	(新設)	
(二) <u>区分3</u>	<u>66単位</u>	(新設)	
(三) <u>区分2以下</u>	<u>53単位</u>	(新設)	
(17) <u>夜間支援対象利用者が18人</u>		(新設)	
(一) <u>区分4以上</u>	<u>75単位</u>		
(二) <u>区分3</u>	<u>63単位</u>		
(三) <u>区分2以下</u>	<u>50単位</u>		
(18) <u>夜間支援対象利用者が19人</u>		(新設)	
(一) <u>区分4以上</u>	<u>71単位</u>		
(二) <u>区分3</u>	<u>59単位</u>		
(三) <u>区分2以下</u>	<u>47単位</u>		
(19) <u>夜間支援対象利用者が20人</u>		(新設)	
(一) <u>区分4以上</u>	<u>67単位</u>		
(二) <u>区分3</u>	<u>56単位</u>		
(三) <u>区分2以下</u>	<u>45単位</u>		
(20) <u>夜間支援対象利用者が21人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）に入居している場合に限る。）</u>		(11) <u>夜間支援対象利用者が21人以上30人以下（夜間支援対象利用者が同一の共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）に入居している場合に限る。）</u>	<u>54単位</u>
(一) <u>区分4以上</u>	<u>64単位</u>	(新設)	
(二) <u>区分3</u>	<u>53単位</u>	(新設)	
(三) <u>区分2以下</u>	<u>43単位</u>	(新設)	
(21) <u>夜間支援対象利用者が22人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）</u>		(新設)	
(一) <u>区分4以上</u>	<u>61単位</u>		
(二) <u>区分3</u>	<u>51単位</u>		
(三) <u>区分2以下</u>	<u>41単位</u>		
(22) <u>夜間支援対象利用者が23人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）</u>		(新設)	
(一) <u>区分4以上</u>	<u>58単位</u>		
(二) <u>区分3</u>	<u>48単位</u>		

(三) <u>区分2以下</u>	39単位	
(23) <u>夜間支援対象利用者が24人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u>		(新設)
(一) <u>区分4以上</u>	56単位	
(二) <u>区分3</u>	47単位	
(三) <u>区分2以下</u>	37単位	
(24) <u>夜間支援対象利用者が25人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u>		(新設)
(一) <u>区分4以上</u>	54単位	
(二) <u>区分3</u>	45単位	
(三) <u>区分2以下</u>	36単位	
(25) <u>夜間支援対象利用者が26人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u>		(新設)
(一) <u>区分4以上</u>	51単位	
(二) <u>区分3</u>	43単位	
(三) <u>区分2以下</u>	34単位	
(26) <u>夜間支援対象利用者が27人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u>		(新設)
(一) <u>区分4以上</u>	50単位	
(二) <u>区分3</u>	42単位	
(三) <u>区分2以下</u>	33単位	
(27) <u>夜間支援対象利用者が28人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u>		(新設)
(一) <u>区分4以上</u>	48単位	
(二) <u>区分3</u>	40単位	
(三) <u>区分2以下</u>	32単位	
(28) <u>夜間支援対象利用者が29人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u>		(新設)
(一) <u>区分4以上</u>	46単位	
(二) <u>区分3</u>	38単位	
(三) <u>区分2以下</u>	31単位	
(28) <u>夜間支援対象利用者が30人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u>		(新設)
(一) <u>区分4以上</u>	45単位	

(二) <u>区分3</u>	<u>38単位</u>		
(三) <u>区分2以下</u>	<u>30単位</u>		
□ <u>夜間支援等体制加算(Ⅱ)</u>		□ <u>夜間支援等体制加算(Ⅱ)</u>	
(1) <u>夜間支援対象利用者が4人以下</u>	<u>112単位</u>	(1) <u>夜間支援対象利用者が4人以下</u>	<u>112単位</u>
(2) <u>夜間支援対象利用者が5人</u>	<u>90単位</u>	(2) <u>夜間支援対象利用者が5人</u>	<u>90単位</u>
(3) <u>夜間支援対象利用者が6人</u>	<u>75単位</u>	(3) <u>夜間支援対象利用者が6人</u>	<u>75単位</u>
(4) <u>夜間支援対象利用者が7人</u>	<u>64単位</u>	(4) <u>夜間支援対象利用者が7人</u>	<u>64単位</u>
(5) <u>夜間支援対象利用者が8人</u>	<u>56単位</u>	(5) <u>夜間支援対象利用者が8人以上10人以下</u>	<u>50単位</u>
(6) <u>夜間支援対象利用者が9人</u>	<u>50単位</u>	(新設)	
(7) <u>夜間支援対象利用者が10人</u>	<u>45単位</u>	(新設)	
(8) <u>夜間支援対象利用者が11人</u>	<u>40単位</u>	(6) <u>夜間支援対象利用者が11人以上13人以下</u>	<u>37単位</u>
(9) <u>夜間支援対象利用者が12人</u>	<u>37単位</u>	(新設)	
(10) <u>夜間支援対象利用者が13人</u>	<u>34単位</u>	(新設)	
(11) <u>夜間支援対象利用者が14人</u>	<u>32単位</u>	(7) <u>夜間支援対象利用者が14人以上16人以下</u>	<u>30単位</u>
(12) <u>夜間支援対象利用者が15人</u>	<u>30単位</u>	(新設)	
(13) <u>夜間支援対象利用者が16人</u>	<u>28単位</u>	(新設)	
(14) <u>夜間支援対象利用者が17人</u>	<u>26単位</u>	(8) <u>夜間支援対象利用者が17人以上20人以下</u>	<u>25単位</u>
(15) <u>夜間支援対象利用者が18人</u>	<u>25単位</u>	(新設)	
(16) <u>夜間支援対象利用者が19人</u>	<u>23単位</u>	(新設)	
(17) <u>夜間支援対象利用者が20人</u>	<u>22単位</u>	(新設)	
(18) <u>夜間支援対象利用者が21人</u> (夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	<u>21単位</u>	(9) <u>夜間支援対象利用者が21人以上30人以下</u> (夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	<u>18単位</u>
(19) <u>夜間支援対象利用者が22人</u> (夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	<u>20単位</u>	(新設)	
(20) <u>夜間支援対象利用者が23人</u> (夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	<u>19単位</u>	(新設)	
(21) <u>夜間支援対象利用者が24人</u> (夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	<u>18単位</u>	(新設)	
(22) <u>夜間支援対象利用者が25人</u> (夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	<u>18単位</u>	(新設)	
(23) <u>夜間支援対象利用者が26人</u> (夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	<u>17単位</u>	(新設)	
(24) <u>夜間支援対象利用者が27人</u> (夜間支援対象利用者が同一の共		(新設)	

同生活住居に入居している場合に限る。)	16単位	
(25) <u>夜間支援対象利用者が28人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u>	16単位	(新設)
(26) <u>夜間支援対象利用者が29人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u>	15単位	(新設)
(27) <u>夜間支援対象利用者が30人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u>	15単位	(新設)
ハ (略)		ハ (略)
ニ <u>夜間支援等体制加算(IV)</u>		(新設)
(1) <u>夜間支援対象利用者が15人以下</u>	60単位	
(2) <u>夜間支援対象利用者が16人</u>	56単位	
(3) <u>夜間支援対象利用者が17人</u>	53単位	
(4) <u>夜間支援対象利用者が18人</u>	50単位	
(5) <u>夜間支援対象利用者が19人</u>	47単位	
(6) <u>夜間支援対象利用者が20人</u>	45単位	
(7) <u>夜間支援対象利用者が21人</u>	43単位	
(8) <u>夜間支援対象利用者が22人</u>	41単位	
(9) <u>夜間支援対象利用者が23人</u>	39単位	
(10) <u>夜間支援対象利用者が24人</u>	37単位	
(11) <u>夜間支援対象利用者が25人</u>	36単位	
(12) <u>夜間支援対象利用者が26人</u>	34単位	
(13) <u>夜間支援対象利用者が27人</u>	33単位	
(14) <u>夜間支援対象利用者が28人</u>	32単位	
(15) <u>夜間支援対象利用者が29人</u>	31単位	
(16) <u>夜間支援対象利用者が30人</u>	30単位	
ホ <u>夜間支援等体制加算(V)</u>		(新設)
(1) <u>夜間支援対象利用者が15人以下</u>	30単位	
(2) <u>夜間支援対象利用者が16人</u>	28単位	
(3) <u>夜間支援対象利用者が17人</u>	26単位	
(4) <u>夜間支援対象利用者が18人</u>	25単位	
(5) <u>夜間支援対象利用者が19人</u>	23単位	

(6) <u>夜間支援対象利用者が 20 人</u>	<u>22 単位</u>	
(7) <u>夜間支援対象利用者が 21 人</u>	<u>21 単位</u>	
(8) <u>夜間支援対象利用者が 22 人</u>	<u>20 単位</u>	
(9) <u>夜間支援対象利用者が 23 人</u>	<u>19 単位</u>	
(10) <u>夜間支援対象利用者が 24 人</u>	<u>18 単位</u>	
(11) <u>夜間支援対象利用者が 25 人</u>	<u>18 単位</u>	
(12) <u>夜間支援対象利用者が 26 人</u>	<u>17 単位</u>	
(13) <u>夜間支援対象利用者が 27 人</u>	<u>16 単位</u>	
(14) <u>夜間支援対象利用者が 28 人</u>	<u>16 単位</u>	
(15) <u>夜間支援対象利用者が 29 人</u>	<u>15 単位</u>	
(16) <u>夜間支援対象利用者が 30 人</u>	<u>15 単位</u>	
△ <u>夜間支援等体制加算(Ⅵ)</u>		(新設)
(1) <u>夜間支援対象利用者が 15 人以下</u>	<u>30 単位</u>	
(2) <u>夜間支援対象利用者が 16 人</u>	<u>28 単位</u>	
(3) <u>夜間支援対象利用者が 17 人</u>	<u>26 単位</u>	
(4) <u>夜間支援対象利用者が 18 人</u>	<u>25 単位</u>	
(5) <u>夜間支援対象利用者が 19 人</u>	<u>23 単位</u>	
(6) <u>夜間支援対象利用者が 20 人</u>	<u>22 単位</u>	
(7) <u>夜間支援対象利用者が 21 人</u>	<u>21 単位</u>	
(8) <u>夜間支援対象利用者が 22 人</u>	<u>20 単位</u>	
(9) <u>夜間支援対象利用者が 23 人</u>	<u>19 単位</u>	
(10) <u>夜間支援対象利用者が 24 人</u>	<u>18 単位</u>	
(11) <u>夜間支援対象利用者が 25 人</u>	<u>18 単位</u>	
(12) <u>夜間支援対象利用者が 26 人</u>	<u>17 単位</u>	
(13) <u>夜間支援対象利用者が 27 人</u>	<u>16 単位</u>	
(14) <u>夜間支援対象利用者が 28 人</u>	<u>16 単位</u>	
(15) <u>夜間支援対象利用者が 29 人</u>	<u>15 単位</u>	
(16) <u>夜間支援対象利用者が 30 人</u>	<u>15 単位</u>	
注 1～3 (略)		注 1～3 (略)
4 <u>二については、イの夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している指定共同生活援助事業所等であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事者を 1 名配置する共同生活住居に巡回させることにより、利用者に</u>		(新設)

<p>対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。</p>	(新設)
<p>5 <u>ホについては、イの夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している指定共同生活援助事業所等であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事者を1名配置する共同生活住居に巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ニの夜間支援等体制加算(Ⅳ)の算定対象となる利用者については、算定しない。</u></p>	(新設)
<p>6 <u>ヘについては、イの夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している指定共同生活援助事業所等であって、更に宿直を行う夜間支援従事者を配置し、同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事者を1名配置する共同生活住居に巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ニの夜間支援等体制加算(Ⅳ)又はホの夜間支援等体制加算(Ⅴ)の算定対象となる利用者については、算定しない。</u></p>	

就労継続支援 A 型の基本報酬におけるスコア方式について

I 労働時間	(評価要素)
1日の平均労働時間の状況	・ 1日の平均労働時間
(評価の視点)	
「1日の平均労働時間」が長いほど、利用者の賃金増加につながることや、支援コストがかかると考えられるため、「1日の平均労働時間」により評価。	
(評価方法)	
前年度において、 <u>雇用契約を締結していた利用者の労働時間の合計数を当該利用者の合計数で除して算出した事業所における1日当たりの平均労働時間数によって8段階の評価。</u>	
7時間以上	: 80点
6時間以上7時間未満	: 70点
5時間以上6時間未満	: 55点
4時間30分以上5時間未満	: 45点
4時間以上4時間30分未満	: 40点
3時間以上4時間未満	: 30点
2時間以上3時間未満	: 20点
2時間未満	: 5点
(その他)	
令和3年度の報酬の取扱いとして、「平成30年度」「令和元年度」「令和2年度」いずれかの実績で評価することを可とする。(※)	

II 生産活動	(評価要素)
生産活動収支の状況	・ 前年度及び前々年度における生産活動収支の状況
(評価の視点)	
生産活動収支の状況が健全であることは、利用者の賃金確保、水準にも大きく影響することから、事業所の生産活動収支の状況に基づき評価を行う。	
(評価方法)	
前年度及び前々年度の各年度において生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額（以下、生産活動収支という。）が、利用者に支払う賃金の総額以上であるかによって4段階評価の評価。	
前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。	: 40点
前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。	: 25点
前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。	: 20点
前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。	: 5点
(その他)	
令和3年度の報酬の取扱いとして、前年度を「令和元年度」に置き換えた実績で評価することを可（その場合、前々年度は「平成30年度」を用いる。）とする。(※)	

Ⅲ 多様な働き方	<p>(評価要素)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 免許及び資格の取得の促進並びに検定の受験の勧奨に関する事項 ② 当該就労継続支援A型事業所の利用者を、職員（利用者を除く）として登用する制度に係る試験等の手続、対象者の要件及び採用時期に関する事項 ③ 在宅勤務に係る労働条件及び服務規律に関する事項 ④ フレックスタイム制に係る労働条件に関する事項 ⑤ 1日の所定労働時間を短縮するに当たり必要な労働条件に関する事項 ⑥ 早出遅出勤務に係る労働条件に関する事項 ⑦ 時間を単位として有給休暇を付与又は計画付与制度の取得に関する事項 ⑧ 従業者が私的に負傷し、又は疾病にかかった場合の療養のための休暇の取得に関する事項
多様な働き方に係る 制度整備及び実施状 況	
<p>(評価の視点)</p> <p>利用者の多様な働き方のニーズに対応できるかどうかは就労の機会の提供の観点で重要であることから、多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価。</p>	
<p>(評価方法)</p> <p>任意の5項目について規程等（就業規則その他これに準ずるものに限る。）で定めており、前年度において雇用契約を締結していた利用者の希望により当該5項目に係る制度を活用した実績があった場合に、各項目ごとに評価値を2（実績がない場合は1）として評価（最大10）した上で、その合計に応じて以下3段階の評価。</p> <p style="text-align: center;">8以上の場合：35点 6又は7の場合：25点 1以上5以下の場合：15点</p>	
<p>(その他)</p> <p>令和3年度の報酬の取扱いにおいては「令和2年度」の実績で評価。（※）</p>	

Ⅳ 支援力向上	<p>(評価要素)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 職員の研修に関する計画に基づく障害者雇用、障害者福祉その他障害者就労に関する外部研修会等の参加又は外部講師による内部研修会の開催状況 ② 外部研修会等への講師派遣、学会等での研究発表又は実践報告の実施状況 ③ 障害者就労に係る先進的な取組を行う他の事業所等への視察若しくは実習への参加又は他の事業所等からの視察等の受入状況 ④ 販路拡大、事業拡大等に向けた展示会への出展、商談会への参加その他生産活動収益の増加に資するビジネスマッチングに係る取組の実施状況 ⑤ 昇給、昇格と連動した人事評価制度の整備状況 ⑥ 障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修の修了し、利用者の就労又は生産活動等の支援を実施するピアサポートの配置状況 ⑦ 前年度末日から過去3年以内の福祉サービス第三者評価の受審状況 ⑧ 国際標準化機構が制定したマネジメントシステム規格等の認証取得又は更新審査等の受審状況
安心な職場環境の基 礎となる支援力向上 の取組	
<p>(評価の視点)</p> <p>職員が常に仕事に対して意欲的に臨めるようなキャリアアップの機会を組織として提供し、第三者の評価を踏まえて、支援環境の整備につとめることは、基礎となる職員の支援力を高め、利用者に対する支援の質の向上に繋がることから、支援力向上に係る取組の実施状況により評価。</p>	
<p>(評価方法)</p> <p>任意の5項目について、各項目の取組実績に応じて別に定める算定方法に従い評価値として各1～2として評価（最大10）した上で、その合計に応じて以下3段階の評価。</p> <p style="text-align: center;">8以上の場合：35点 6又は7の場合：25点 1以上5以下の場合：15点</p>	
<p>(その他)</p> <p>令和3年度の報酬の取扱いにおいては「令和2年度」の実績で評価。（※）</p>	

V 地域連携活動	(評価要素) <ul style="list-style-type: none"> ・地元企業と連携した高付加価値の商品開発や販売の取組の有無 ・施設外就労による地域での働く場の確保等地域と連携した事業や取組
地域連携活動の実施状況	
(評価の視点) 事業所がその事業を展開する中で、利用者と地域との接点や関係を作り、地域での利用者の活躍の場を広げていくことは、利用者がそこで暮らし、自立した生活を実現していく上でも大切なことから、事業所における地域と連携した事業や取組（地域連携活動）の実施状況により評価。	
(評価方法) <u>前年度に実施した地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労による地域での働く場の確保等地域と連携した取組について、当該取組をまとめた報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表するとともに、当該報告書において連携先である地元企業等から当該取組が地域連携活動である旨の意見又は評価が付されていることをもって評価する。</u> 1 事例以上ある場合 : 10点	
(その他) 令和3年度の報酬の取扱いにおいては「令和2年度」の実績で評価。（※）	

項目	点数	
I 労働時間	5点 ~ 80点	
II 生産活動	5点 ~ 40点	
III 多様な働き方	0点 ~ 35点	
IV 支援力向上のための取組	0点 ~ 35点	
V 地域連携活動	0点 ~ 10点	

	170点以上	150点以上 170点未満	130点以上 150点未満	105点以上 130点未満	80点以上 105点未満	60点以上 80点未満	60点未満
20人以下	●単位	●単位	●単位	●単位	●単位	●単位	●単位
.....							
81人以上	●単位	●単位	●単位	●単位	●単位	●単位	●単位

(※) 令和4年度以降の報酬の取扱いは、その時の状況を踏まえ、改めて検討。

就労移行支援体制加算の見直しについて

(1) 就労継続支援 A 型

見直し後	現行
イ 就労移行支援体制加算（I） ※ 就労継続支援 A 型サービス費（I）を算定している事業所が対象 (1) 利用定員が20人以下 (一) 評価点が170点以上の場合 <u>93単位/日</u> (二) 評価点が150点以上170点未満の場合 <u>87単位/日</u> (三) 評価点が130点以上150点未満の場合 <u>80単位/日</u> (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 <u>73単位/日</u> (五) 評価点が80点以上105点未満の場合 <u>65単位/日</u> (六) 評価点が60点以上80点未満の場合 <u>57単位/日</u> (七) 評価点が60点未満の場合 <u>50単位/日</u> (2) 利用定員が21人以上40人以下 (一) 評価点が170点以上の場合 <u>49単位/日</u> (二) 評価点が150点以上170点未満の場合 <u>45単位/日</u> (三) 評価点が130点以上150点未満の場合 <u>41単位/日</u> (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 <u>37単位/日</u> (五) 評価点が80点以上105点未満の場合 <u>32単位/日</u> (六) 評価点が60点以上80点未満の場合 <u>27単位/日</u> (七) 評価点が60点未満の場合 <u>23単位/日</u> (3) 利用定員が41人以上60人以下 (一) 評価点が170点以上の場合 <u>35単位/日</u> (二) 評価点が150点以上170点未満の場合 <u>32単位/日</u> (三) 評価点が130点以上150点未満の場合 <u>28単位/日</u> (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 <u>25単位/日</u> (五) 評価点が80点以上105点未満の場合 <u>21単位/日</u> (六) 評価点が60点以上80点未満の場合 <u>17単位/日</u> (七) 評価点が60点未満の場合 <u>14単位/日</u>	イ 就労移行支援体制加算（I） ※ 就労継続支援 A 型サービス費（I）を算定している事業所が対象 (1) 利用定員が20人以下 <u>42単位/日</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (2) 利用定員が21人以上40人以下 <u>18単位/日</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (3) 利用定員が41人以上60人以下 <u>10単位/日</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)

<p>(4) 利用定員が61人以上80人以下</p> <p>(一) 評価点が170点以上の場合 <u>27単位/日</u></p> <p>(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 <u>25単位/日</u></p> <p>(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 <u>21単位/日</u></p> <p>(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 <u>19単位/日</u></p> <p>(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 <u>16単位/日</u></p> <p>(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 <u>13単位/日</u></p> <p>(七) 評価点が60点未満の場合 <u>10単位/日</u></p> <p>(5) 利用定員が81人以上</p> <p>(一) 評価点が170点以上の場合 <u>22単位/日</u></p> <p>(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 <u>20単位/日</u></p> <p>(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 <u>17単位/日</u></p> <p>(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 <u>16単位/日</u></p> <p>(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 <u>13単位/日</u></p> <p>(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 <u>11単位/日</u></p> <p>(七) 評価点が60点未満の場合 <u>8単位/日</u></p>	<p>(4) 利用定員が61人以上80人以下 <u>7単位/日</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 利用定員が81人以上 <u>6単位/日</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>ロ 就労移行支援体制加算（Ⅱ）</p> <p>※ 就労継続支援A型サービス費（Ⅱ）を算定している事業所が対象</p> <p>(1) 利用定員が20人以下</p> <p>(一) 評価点が170点以上の場合 <u>90単位/日</u></p> <p>(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 <u>84単位/日</u></p> <p>(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 <u>77単位/日</u></p> <p>(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 <u>70単位/日</u></p> <p>(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 <u>62単位/日</u></p> <p>(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 <u>54単位/日</u></p> <p>(七) 評価点が60点未満の場合 <u>47単位/日</u></p> <p>(2) 利用定員が21人以上40人以下</p> <p>(一) 評価点が170点以上の場合 <u>48単位/日</u></p> <p>(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 <u>44単位/日</u></p> <p>(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 <u>40単位/日</u></p> <p>(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 <u>36単位/日</u></p> <p>(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 <u>31単位/日</u></p> <p>(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 <u>26単位/日</u></p> <p>(七) 評価点が60点未満の場合 <u>22単位/日</u></p>	<p>ロ 就労移行支援体制加算（Ⅱ）</p> <p>※ 就労継続支援A型サービス費（Ⅱ）を算定している事業所が対象</p> <p>(1) 利用定員が20人以下 <u>39単位/日</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 利用定員が21人以上40人以下 <u>17単位/日</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(3) 利用定員が41人以上60人以下 (一) 評価点が170点以上の場合 <u>34単位/日</u> (二) 評価点が150点以上170点未満の場合 <u>31単位/日</u> (三) 評価点が130点以上150点未満の場合 <u>27単位/日</u> (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 <u>24単位/日</u> (五) 評価点が80点以上105点未満の場合 <u>20単位/日</u> (六) 評価点が60点以上80点未満の場合 <u>16単位/日</u> (七) 評価点が60点未満の場合 <u>13単位/日</u>	(3) 利用定員が41人以上60人以下 <u>9単位/日</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)
(4) 利用定員が61人以上80人以下 (一) 評価点が170点以上の場合 <u>27単位/日</u> (二) 評価点が150点以上170点未満の場合 <u>25単位/日</u> (三) 評価点が130点以上150点未満の場合 <u>21単位/日</u> (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 <u>19単位/日</u> (五) 評価点が80点以上105点未満の場合 <u>16単位/日</u> (六) 評価点が60点以上80点未満の場合 <u>13単位/日</u> (七) 評価点が60点未満の場合 <u>10単位/日</u>	(4) 利用定員が61人以上80人以下 <u>7単位/日</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)
(5) 利用定員が81人以上 (一) 評価点が170点以上の場合 <u>21単位/日</u> (二) 評価点が150点以上170点未満の場合 <u>19単位/日</u> (三) 評価点が130点以上150点未満の場合 <u>16単位/日</u> (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 <u>15単位/日</u> (五) 評価点が80点以上105点未満の場合 <u>12単位/日</u> (六) 評価点が60点以上80点未満の場合 <u>10単位/日</u> (七) 評価点が60点未満の場合 <u>7単位/日</u>	(5) 利用定員が81人以上 <u>5単位/日</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)

(2) 就労継続支援 B 型

見直し後	現行
イ 就労移行支援体制加算（I） ※ 就労継続支援 B 型サービス費（I）を算定している事業所が対象 (1) 利用定員が 20 人以下 (一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合 <u>93 単位/日</u> (二) 平均工賃月額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合 <u>86 単位/日</u> (三) 平均工賃月額が 3 万円以上 3 万 5 千円未満の場合 <u>79 単位/日</u>	イ 就労移行支援体制加算（I） ※ 就労継続支援 B 型サービス費（I）を算定している事業所が対象 (1) 利用定員が 20 人以下 <u>42 単位/日</u> (新設) (新設) (新設)

(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	72単位/日	(新設)	
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	65単位/日	(新設)	
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	58単位/日	(新設)	
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	51単位/日	(新設)	
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	48単位/日	(新設)	
(2) 利用定員が21人以上40人以下		(2) 利用定員が21人以上40人以下	<u>18単位/日</u>
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	49単位/日	(新設)	
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	44単位/日	(新設)	
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	40単位/日	(新設)	
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	36単位/日	(新設)	
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	32単位/日	(新設)	
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	28単位/日	(新設)	
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	23単位/日	(新設)	
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	22単位/日	(新設)	
(3) 利用定員が41人以上60人以下		(3) 利用定員が41人以上60人以下	<u>10単位/日</u>
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	35単位/日	(新設)	
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	31単位/日	(新設)	
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	28単位/日	(新設)	
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	24単位/日	(新設)	
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	21単位/日	(新設)	
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	18単位/日	(新設)	
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	14単位/日	(新設)	
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	13単位/日	(新設)	
(4) 利用定員が61人以上80人以下		(4) 利用定員が61人以上80人以下	<u>7単位/日</u>
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	27単位/日	(新設)	
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	24単位/日	(新設)	
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	21単位/日	(新設)	
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	18単位/日	(新設)	
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	16単位/日	(新設)	
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	13単位/日	(新設)	
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	10単位/日	(新設)	
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	9単位/日	(新設)	
(5) 利用定員が81人以上		(5) 利用定員が81人以上	<u>6単位/日</u>
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	22単位/日	(新設)	
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	20単位/日	(新設)	
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	17単位/日	(新設)	

(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	15単位/日	(新設)
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	13単位/日	(新設)
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	11単位/日	(新設)
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	8単位/日	(新設)
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	7単位/日	(新設)
ロ 就労移行支援体制加算(Ⅱ)		ロ 就労移行支援体制加算(Ⅱ)
※ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)を算定している事業所が対象		※ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)を算定している事業所が対象
(1) 利用定員が20人以下		(1) 利用定員が20人以下 <u>39単位/日</u>
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	90単位/日	(新設)
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	83単位/日	(新設)
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	76単位/日	(新設)
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	69単位/日	(新設)
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	62単位/日	(新設)
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	55単位/日	(新設)
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	48単位/日	(新設)
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	45単位/日	(新設)
(2) 利用定員が21人以上40人以下		(2) 利用定員が21人以上40人以下 <u>17単位/日</u>
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	48単位/日	(新設)
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	43単位/日	(新設)
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	39単位/日	(新設)
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	35単位/日	(新設)
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	31単位/日	(新設)
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	27単位/日	(新設)
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	22単位/日	(新設)
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	21単位/日	(新設)
(3) 利用定員が41人以上60人以下		(3) 利用定員が41人以上60人以下 <u>9単位/日</u>
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	34単位/日	(新設)
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	30単位/日	(新設)
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	27単位/日	(新設)
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	23単位/日	(新設)
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	20単位/日	(新設)
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	17単位/日	(新設)
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	13単位/日	(新設)
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	12単位/日	(新設)

<p>(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下</p> <p>(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合 <u>27 単位/日</u></p> <p>(二) 平均工賃月額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合 <u>24 単位/日</u></p> <p>(三) 平均工賃月額が 3 万円以上 3 万 5 千円未満の場合 <u>21 単位/日</u></p> <p>(四) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合 <u>18 単位/日</u></p> <p>(五) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合 <u>16 単位/日</u></p> <p>(六) 平均工賃月額が 1 万 5 千円以上 2 万円未満の場合 <u>13 単位/日</u></p> <p>(七) 平均工賃月額が 1 万円以上 1 万 5 千円未満の場合 <u>10 単位/日</u></p> <p>(八) 平均工賃月額が 1 万円未満の場合 <u>9 単位/日</u></p>	<p>(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 <u>7 単位/日</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(5) 利用定員が 81 人以上</p> <p>(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合 <u>21 単位/日</u></p> <p>(二) 平均工賃月額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合 <u>19 単位/日</u></p> <p>(三) 平均工賃月額が 3 万円以上 3 万 5 千円未満の場合 <u>16 単位/日</u></p> <p>(四) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合 <u>14 単位/日</u></p> <p>(五) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合 <u>12 単位/日</u></p> <p>(六) 平均工賃月額が 1 万 5 千円以上 2 万円未満の場合 <u>10 単位/日</u></p> <p>(七) 平均工賃月額が 1 万円以上 1 万 5 千円未満の場合 <u>7 単位/日</u></p> <p>(八) 平均工賃月額が 1 万円未満の場合 <u>6 単位/日</u></p>	<p>(5) 利用定員が 81 人以上 <u>5 単位/日</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>ハ 就労移行支援体制加算 (Ⅲ)</p> <p>※ 就労継続支援 B 型サービス費 (Ⅲ) を算定している事業所が対象</p> <p>(1) 利用定員が 20 人以下 <u>42 単位/日</u></p> <p>(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 <u>18 単位/日</u></p> <p>(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 <u>10 単位/日</u></p> <p>(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 <u>7 単位/日</u></p> <p>(5) 利用定員が 81 人以上 <u>6 単位/日</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>ニ 就労移行支援体制加算 (Ⅳ)</p> <p>※ 就労継続支援 B 型サービス費 (Ⅳ) を算定している事業所が対象</p> <p>(1) 利用定員が 20 人以下 <u>39 単位/日</u></p> <p>(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 <u>17 単位/日</u></p> <p>(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 <u>9 単位/日</u></p> <p>(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 <u>7 単位/日</u></p> <p>(5) 利用定員が 81 人以上 <u>5 単位/日</u></p>	<p>(新設)</p>

福祉・介護職員処遇改善加算の加算率について

見直し後				現行			
<居宅介護>				<居宅介護>			
イ	(I)	所定単位数	× <u>27.4%</u>	イ	(I)	所定単位数	× <u>30.2%</u>
ロ	(II)	所定単位数	× <u>20.0%</u>	ロ	(II)	所定単位数	× <u>22.0%</u>
ハ	(III)	所定単位数	× <u>11.1%</u>	ハ	(III)	所定単位数	× <u>12.2%</u>
<重度訪問介護>				<重度訪問介護>			
イ	(I)	所定単位数	× <u>20.0%</u>	イ	(I)	所定単位数	× <u>19.1%</u>
ロ	(II)	所定単位数	× <u>14.6%</u>	ロ	(II)	所定単位数	× <u>13.9%</u>
ハ	(III)	所定単位数	× <u>8.1%</u>	ハ	(III)	所定単位数	× <u>7.7%</u>
<同行援護>				<同行援護>			
イ	(I)	所定単位数	× <u>27.4%</u>	イ	(I)	所定単位数	× <u>30.2%</u>
ロ	(II)	所定単位数	× <u>20.0%</u>	ロ	(II)	所定単位数	× <u>22.0%</u>
ハ	(III)	所定単位数	× <u>11.1%</u>	ハ	(III)	所定単位数	× <u>12.2%</u>
<行動援護>				<行動援護>			
イ	(I)	所定単位数	× <u>23.9%</u>	イ	(I)	所定単位数	× <u>25.0%</u>
ロ	(II)	所定単位数	× <u>17.5%</u>	ロ	(II)	所定単位数	× <u>18.2%</u>
ハ	(III)	所定単位数	× <u>9.7%</u>	ハ	(III)	所定単位数	× <u>10.1%</u>
<療養介護>				<療養介護>			
イ	(I)	所定単位数	× <u>6.4%</u>	イ	(I)	所定単位数	× <u>3.5%</u>
ロ	(II)	所定単位数	× <u>4.7%</u>	ロ	(II)	所定単位数	× <u>2.5%</u>
ハ	(III)	所定単位数	× <u>2.6%</u>	ハ	(III)	所定単位数	× <u>1.4%</u>

<生活介護>				<生活介護>					
イ	(I)	所定単位数	×	<u>4.4%</u>	イ	(I)	所定単位数	×	<u>4.2%</u>
ロ	(II)	所定単位数	×	<u>3.2%</u>	ロ	(II)	所定単位数	×	<u>3.1%</u>
ハ	(III)	所定単位数	×	<u>1.8%</u>	ハ	(III)	所定単位数	×	<u>1.7%</u>
<短期入所>				<短期入所>					
イ	(I)	所定単位数	×	<u>8.6%</u>	イ	(I)	所定単位数	×	<u>6.9%</u>
ロ	(II)	所定単位数	×	<u>6.3%</u>	ロ	(II)	所定単位数	×	<u>5.0%</u>
ハ	(III)	所定単位数	×	<u>3.5%</u>	ハ	(III)	所定単位数	×	<u>2.8%</u>
<重度障害者等包括支援>				<重度障害者等包括支援>					
イ	(I)	所定単位数	×	<u>8.9%</u>	イ	(I)	所定単位数	×	<u>2.5%</u>
ロ	(II)	所定単位数	×	<u>6.5%</u>	ロ	(II)	所定単位数	×	<u>1.8%</u>
ハ	(III)	所定単位数	×	<u>3.6%</u>	ハ	(III)	所定単位数	×	<u>1.0%</u>
<施設入所支援>				<施設入所支援>					
イ	(I)	所定単位数	×	<u>8.6%</u>	イ	(I)	所定単位数	×	<u>6.9%</u>
ロ	(II)	所定単位数	×	<u>6.3%</u>	ロ	(II)	所定単位数	×	<u>5.0%</u>
ハ	(III)	所定単位数	×	<u>3.5%</u>	ハ	(III)	所定単位数	×	<u>2.8%</u>
<自立訓練（機能訓練）>				<自立訓練（機能訓練）>					
イ	(I)	所定単位数	×	<u>6.7%</u>	イ	(I)	所定単位数	×	<u>5.7%</u>
ロ	(II)	所定単位数	×	<u>4.9%</u>	ロ	(II)	所定単位数	×	<u>4.1%</u>
ハ	(III)	所定単位数	×	<u>2.7%</u>	ハ	(III)	所定単位数	×	<u>2.3%</u>
<自立訓練（生活訓練）>				<自立訓練（生活訓練）>					
イ	(I)	所定単位数	×	<u>6.7%</u>	イ	(I)	所定単位数	×	<u>5.7%</u>
ロ	(II)	所定単位数	×	<u>4.9%</u>	ロ	(II)	所定単位数	×	<u>4.1%</u>
ハ	(III)	所定単位数	×	<u>2.7%</u>	ハ	(III)	所定単位数	×	<u>2.3%</u>
<就労移行支援>				<就労移行支援>					
イ	(I)	所定単位数	×	<u>6.4%</u>	イ	(I)	所定単位数	×	<u>6.7%</u>
ロ	(II)	所定単位数	×	<u>4.7%</u>	ロ	(II)	所定単位数	×	<u>4.9%</u>
ハ	(III)	所定単位数	×	<u>2.6%</u>	ハ	(III)	所定単位数	×	<u>2.7%</u>

<就労継続支援A型>				<就労継続支援A型>			
イ	(I)	所定単位数	× 5.7%	イ	(I)	所定単位数	× 5.4%
ロ	(II)	所定単位数	× 4.1%	ロ	(II)	所定単位数	× 4.0%
ハ	(III)	所定単位数	× 2.3%	ハ	(III)	所定単位数	× 2.2%
<就労継続支援B型>				<就労継続支援B型>			
イ	(I)	所定単位数	× 5.4%	イ	(I)	所定単位数	× 5.2%
ロ	(II)	所定単位数	× 4.0%	ロ	(II)	所定単位数	× 3.8%
ハ	(III)	所定単位数	× 2.2%	ハ	(III)	所定単位数	× 2.1%
<共同生活援助(指定共同生活援助)>				<共同生活援助(指定共同生活援助)>			
イ	(I)	所定単位数	× 8.6%	イ	(I)	所定単位数	× 7.4%
ロ	(II)	所定単位数	× 6.3%	ロ	(II)	所定単位数	× 5.4%
ハ	(III)	所定単位数	× 3.5%	ハ	(III)	所定単位数	× 3.0%
<共同生活援助(日中サービス支援型)>				<共同生活援助(日中サービス支援型)>			
イ	(I)	所定単位数	× 8.6%	イ	(I)	所定単位数	× 7.4%
ロ	(II)	所定単位数	× 6.3%	ロ	(II)	所定単位数	× 5.4%
ハ	(III)	所定単位数	× 3.5%	ハ	(III)	所定単位数	× 3.0%
<共同生活援助(外部サービス利用型)>				<共同生活援助(外部サービス利用型)>			
イ	(I)	所定単位数	× 15.0%	イ	(I)	所定単位数	× 17.0%
ロ	(II)	所定単位数	× 11.0%	ロ	(II)	所定単位数	× 12.4%
ハ	(III)	所定単位数	× 6.1%	ハ	(III)	所定単位数	× 6.9%
<児童発達支援>				<児童発達支援>			
イ	(I)	所定単位数	× 8.1%	イ	(I)	所定単位数	× 7.6%
ロ	(II)	所定単位数	× 5.9%	ロ	(II)	所定単位数	× 5.6%
ハ	(III)	所定単位数	× 3.3%	ハ	(III)	所定単位数	× 3.1%
<医療型児童発達支援>				<医療型児童発達支援>			
イ	(I)	所定単位数	× 12.6%	イ	(I)	所定単位数	× 14.6%
ロ	(II)	所定単位数	× 9.2%	ロ	(II)	所定単位数	× 10.6%
ハ	(III)	所定単位数	× 5.1%	ハ	(III)	所定単位数	× 5.9%

<放課後等デイサービス>				<放課後等デイサービス>					
イ	(I)	所定単位数	×	<u>8.4%</u>	イ	(I)	所定単位数	×	<u>8.1%</u>
ロ	(II)	所定単位数	×	<u>6.1%</u>	ロ	(II)	所定単位数	×	<u>5.9%</u>
ハ	(III)	所定単位数	×	<u>3.4%</u>	ハ	(III)	所定単位数	×	<u>3.3%</u>
<居宅訪問型児童発達支援>				<居宅訪問型児童発達支援>					
イ	(I)	所定単位数	×	<u>8.1%</u>	イ	(I)	所定単位数	×	<u>7.9%</u>
ロ	(II)	所定単位数	×	<u>5.9%</u>	ロ	(II)	所定単位数	×	<u>5.8%</u>
ハ	(III)	所定単位数	×	<u>3.3%</u>	ハ	(III)	所定単位数	×	<u>3.2%</u>
<保育所等訪問支援>				<保育所等訪問支援>					
イ	(I)	所定単位数	×	<u>8.1%</u>	イ	(I)	所定単位数	×	<u>7.9%</u>
ロ	(II)	所定単位数	×	<u>5.9%</u>	ロ	(II)	所定単位数	×	<u>5.8%</u>
ハ	(III)	所定単位数	×	<u>3.3%</u>	ハ	(III)	所定単位数	×	<u>3.2%</u>
<福祉型障害児入所施設>				<福祉型障害児入所施設>					
イ	(I)	所定単位数	×	<u>9.9%</u>	イ	(I)	所定単位数	×	<u>6.2%</u>
ロ	(II)	所定単位数	×	<u>7.2%</u>	ロ	(II)	所定単位数	×	<u>4.5%</u>
ハ	(III)	所定単位数	×	<u>4.0%</u>	ハ	(III)	所定単位数	×	<u>2.5%</u>
<医療型障害児入所施設>				<医療型障害児入所施設>					
イ	(I)	所定単位数	×	<u>7.9%</u>	イ	(I)	所定単位数	×	<u>3.5%</u>
ロ	(II)	所定単位数	×	<u>5.8%</u>	ロ	(II)	所定単位数	×	<u>2.5%</u>
ハ	(III)	所定単位数	×	<u>3.2%</u>	ハ	(III)	所定単位数	×	<u>1.4%</u>

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の加算率について

見直し後	現行
<居宅介護>	<居宅介護>
イ (I) 所定単位数 × <u>7.0%</u>	イ (I) 所定単位数 × <u>7.4%</u>
ロ (II) 所定単位数 × <u>5.5%</u>	ロ (II) 所定単位数 × <u>5.8%</u>
<重度訪問介護>	<重度訪問介護>
イ (I) 所定単位数 × <u>7.0%</u>	イ (I) 所定単位数 × <u>4.5%</u>
ロ (II) 所定単位数 × <u>5.5%</u>	ロ (II) 所定単位数 × <u>3.6%</u>
<同行援護>	<同行援護>
イ (I) 所定単位数 × <u>7.0%</u>	イ (I) 所定単位数 × <u>14.8%</u>
ロ (II) 所定単位数 × <u>5.5%</u>	ロ (II) 所定単位数 × <u>11.5%</u>
<行動援護>	<行動援護>
イ (I) 所定単位数 × <u>7.0%</u>	イ (I) 所定単位数 × <u>6.9%</u>
ロ (II) 所定単位数 × <u>5.5%</u>	ロ (II) 所定単位数 × <u>5.7%</u>
<療養介護>	<療養介護>
イ (I) 所定単位数 × <u>2.1%</u>	イ (I) 所定単位数 × <u>2.5%</u>
ロ (II) 所定単位数 × <u>1.9%</u>	ロ (II) 所定単位数 × <u>2.3%</u>
<生活介護>	<生活介護>
イ (I) 所定単位数 × 1.4%	イ (I) 所定単位数 × 1.4%
ロ (II) 所定単位数 × 1.3%	ロ (II) 所定単位数 × 1.3%
<短期入所>	<短期入所>
所定単位数 × <u>2.1%</u>	所定単位数 × <u>1.9%</u>

<p><重度障害者等包括支援> 所定単位数 × <u>6.1%</u></p>	<p><重度障害者等包括支援> 所定単位数 × <u>1.5%</u></p>
<p><施設入所支援> 所定単位数 × <u>2.1%</u></p>	<p><施設入所支援> 所定単位数 × <u>1.9%</u></p>
<p><自立訓練（機能訓練）> イ（Ⅰ）所定単位数 × <u>4.0%</u> ロ（Ⅱ）所定単位数 × <u>3.6%</u></p>	<p><自立訓練（機能訓練）> イ（Ⅰ）所定単位数 × <u>5.0%</u> ロ（Ⅱ）所定単位数 × <u>4.5%</u></p>
<p><自立訓練（生活訓練）> イ（Ⅰ）所定単位数 × <u>4.0%</u> ロ（Ⅱ）所定単位数 × <u>3.6%</u></p>	<p><自立訓練（生活訓練）> イ（Ⅰ）所定単位数 × <u>3.9%</u> ロ（Ⅱ）所定単位数 × <u>3.4%</u></p>
<p><就労移行支援> イ（Ⅰ）所定単位数 × <u>1.7%</u> ロ（Ⅱ）所定単位数 × <u>1.5%</u></p>	<p><就労移行支援> イ（Ⅰ）所定単位数 × <u>2.0%</u> ロ（Ⅱ）所定単位数 × <u>1.7%</u></p>
<p><就労継続支援A型> イ（Ⅰ）所定単位数 × <u>1.7%</u> ロ（Ⅱ）所定単位数 × <u>1.5%</u></p>	<p><就労継続支援A型> イ（Ⅰ）所定単位数 × <u>0.4%</u> ロ（Ⅱ）所定単位数 × <u>0.4%</u></p>
<p><就労継続支援B型> イ（Ⅰ）所定単位数 × <u>1.7%</u> ロ（Ⅱ）所定単位数 × <u>1.5%</u></p>	<p><就労継続支援B型> イ（Ⅰ）所定単位数 × <u>2.0%</u> ロ（Ⅱ）所定単位数 × <u>1.7%</u></p>
<p><共同生活援助（指定共同生活援助）> イ（Ⅰ）所定単位数 × <u>1.9%</u> ロ（Ⅱ）所定単位数 × <u>1.6%</u></p>	<p><共同生活援助（指定共同生活援助）> イ（Ⅰ）所定単位数 × <u>1.8%</u> ロ（Ⅱ）所定単位数 × <u>1.5%</u></p>
<p><共同生活援助（日中サービス支援型）> イ（Ⅰ）所定単位数 × <u>1.9%</u> ロ（Ⅱ）所定単位数 × <u>1.6%</u></p>	<p><共同生活援助（日中サービス支援型）> イ（Ⅰ）所定単位数 × <u>1.8%</u> ロ（Ⅱ）所定単位数 × <u>1.5%</u></p>
<p><共同生活援助（外部サービス利用型）> イ（Ⅰ）所定単位数 × <u>1.9%</u></p>	<p><共同生活援助（外部サービス利用型）> イ（Ⅰ）所定単位数 × <u>2.0%</u></p>

□ (Ⅱ) 所定単位数 × <u>1.6%</u>	□ (Ⅱ) 所定単位数 × <u>1.6%</u>
<児童発達支援>	<児童発達支援>
イ (Ⅰ) 所定単位数 × <u>1.3%</u>	イ (Ⅰ) 所定単位数 × <u>2.5%</u>
□ (Ⅱ) 所定単位数 × <u>1.0%</u>	□ (Ⅱ) 所定単位数 × <u>2.2%</u>
<医療型児童発達支援>	<医療型児童発達支援>
イ (Ⅰ) 所定単位数 × <u>1.3%</u>	イ (Ⅰ) 所定単位数 × <u>9.2%</u>
□ (Ⅱ) 所定単位数 × <u>1.0%</u>	□ (Ⅱ) 所定単位数 × <u>8.2%</u>
<放課後等デイサービス>	<放課後等デイサービス>
イ (Ⅰ) 所定単位数 × <u>1.3%</u>	イ (Ⅰ) 所定単位数 × <u>0.7%</u>
□ (Ⅱ) 所定単位数 × <u>1.0%</u>	□ (Ⅱ) 所定単位数 × <u>0.5%</u>
<居宅訪問型児童発達支援>	<居宅訪問型児童発達支援>
所定単位数 × <u>1.1%</u>	所定単位数 × <u>5.1%</u>
<保育所等訪問支援>	<保育所等訪問支援>
所定単位数 × <u>1.1%</u>	所定単位数 × <u>5.1%</u>
<福祉型障害児入所施設>	<福祉型障害児入所施設>
イ (Ⅰ) 所定単位数 × <u>4.3%</u>	イ (Ⅰ) 所定単位数 × <u>5.5%</u>
□ (Ⅱ) 所定単位数 × <u>3.9%</u>	□ (Ⅱ) 所定単位数 × <u>5.0%</u>
<医療型障害児入所施設>	<医療型障害児入所施設>
イ (Ⅰ) 所定単位数 × <u>4.3%</u>	イ (Ⅰ) 所定単位数 × <u>3.0%</u>
□ (Ⅱ) 所定単位数 × <u>3.9%</u>	□ (Ⅱ) 所定単位数 × <u>2.7%</u>

地域区分の見直しについて

【原則】 公務員（国家・地方）の地域手当の設定に準拠している介護報酬の地域区分の考え方に合わせる。

【経過措置】 令和2年度までの地域区分と令和3年度における介護報酬の地域区分の範囲で設定する。

※ 平成30年度報酬改定の際に設けられた経過措置（平成30年度以前の見直し前の上乗せ割合から見直し後の最終的な上乗せ割合の範囲内において設定可能とするもの）を適用している自治体において、当該自治体の意向により、令和5年度まで延長することを認める。

【特例】 以下の①又は②の場合、隣接地域の地域区分のうち一番低い区分までの範囲で見直すことを認める。

① 高い地域区分の地域に全て囲まれている場合 ※ 低い級地に囲まれている場合の引き下げも可能

② 公務員の地域手当の設定がない(0%)地域であって、当該地域よりも高い地域区分の地域が複数隣接しており、かつ、その中に3級地以上の級地差がある地域が含まれている場合

※ 引き下げは、地域手当の設定がある地域も可能

→ 経過措置及び特例の適用については、各自治体の意向を踏まえることとする。

○ 令和3～5年度における地域区分の適用地域（障害児サービス）

		見直し後の障害児の地域区分									
		1級地 (0%)	2級地 (0.6%)	3級地 (0.5%)	4級地 (0.2%)	5級地 (0.0%)	6級地 (0%)	7級地 (0%)	その他 (0%)		
現 行 の 障 害 児 の 地 域 区 分	1級地 (0%)	東京都 特別区									
	2級地 (0.6%)	千葉県 船ヶ瀬市、白南市 東京都 町田市、荏原市、多摩市 神奈川県 横浜市中区、川崎市 大阪府 大阪市	東京都 武蔵野市、国分寺市、清瀬市、東久留米市								
	3級地 (0.5%)		埼玉県 志、久美市、船光市 千葉県 成田市 東京都 八王子市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、小金井市、小平市、日野市、国立市、福生市、稲城市、西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋 大阪府 守口市、大東市、門真市 兵庫県 西宮市、芦屋市、宝塚市	千葉県 習志野市、八千代市							
	4級地 (0.2%)		東京都 東村山市	茨城県 牛久市 埼玉県 東松山市、朝霞市、志木市 千葉県 船橋市、浦安市 東京都 立川市、昭島市、東大和市 神奈川県 相模原市、横浜市中区、足立市、厚木市 大阪府 豊中市、池田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市 兵庫県 神戸市	茨城県 取手市、つぎ市						
	5級地 (0.0%)			神奈川県 海老名市 愛知県 刈谷市、豊田市	茨城県 水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、守谷市 埼玉県 新洲市、富士見市、ふじみ野市、三芳町 千葉県 市川市、松戸市、松戸市、市原市、四街道市 東京都 あきる野市 神奈川県 横浜市中区、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、相模原市、綾瀬市、藤沢市、茅ヶ崎市、愛川町 愛知県 西尾市 滋賀県 大津市、草津市 京都府 京都市 大阪府 堺市、枚方市、茨木市、八尾市、松原市、摂津市、高石市、東大和市、交野市 兵庫県 尼崎市、伊丹市、三田市、川西市 広島県 広島市、府中町 福岡県 福岡市	愛知県 豊田市 大阪府 豊田市					
	6級地 (0%)		大阪府 四條畷市		千葉県 安房 愛知県 みよし市 福岡県 春日市	宮城県 仙台市 茨城県 古河市、利根町 栃木県 宇都宮市、下野市、野木町 群馬県 太田市 埼玉県 川越市、川口市、行田市、所沢市、加須市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蓮田市、入間市、桶川市、久喜市、北本町、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、白岡市、伊奈町、宮代町、杉戸町、松伏町 千葉県 野田市、茂原市、船市、流山市、白井市、酒々井町 東京都 武蔵野市、東多摩町 神奈川県 三浦市、秦野市、葉山町、二宮町、大磯町、清川村 長野県 塩尻市 岐阜県 岐阜市 静岡県 静岡市 愛知県 岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、稲沢市、大府市、知立市、愛西市、北名古屋市、弥生町、あま市、大井町、蟹江町 三重県 津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市 滋賀県 彦根市、守山市、栗東市、甲賀市 京都府 宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、精華町 大阪府 岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、和泉市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、島本町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤松村 兵庫県 明石市、芦屋市 奈良県 奈良市、大和郡山田市、大和郡山田市、生駒市 和歌山県 和歌山市、橋本町 福岡県 大野城市、太宰府市、糸島市、福津市、粕屋町	茨城県 ひたちなか市 栃木県 大田原市 埼玉県 滑川町 静岡県 沼津市、御殿場市 愛知県 知多市				
	7級地 (0%)			東京都 日の出町	埼玉県 飯沼市 東京都 羽村町、瑞穂町、檜原町 愛知県 日進市、清洲市、長久手市、東郷町、豊山町、磯島村 大阪府 豊前町	北海道 札幌市 茨城県 越前市、笠間市、那珂市、筑西市、坂東市、船橋市、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、埴町 栃木県 栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、さつ市、壬生町 群馬県 前橋市、太田市、渋川市、伊勢崎町 埼玉県 熊谷市、深谷市、日高市、毛呂山町、越生町、吉貝町、鳩山町、寄居町 千葉県 木更津市、東金市、君津市、富津市、八街市、長狭町、長南町 神奈川県 鶴巻町 静岡県 磐田市 富山県 富山市 石川県 金沢市、内灘町 福井県 福井市 山梨県 甲府市 長野県 長野市、松本市、諏訪市、伊那市 岐阜県 大府市、多治見市、美濃加茂市、各務原市、可児市 静岡県 浜松市、三島市、富士宮市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、小山町、川勝町、森町 愛知県 豊橋市、一宮市、半田市、刈谷市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、尾張旭市、高浜市、田原市、阿久比町、東浦町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村 三重県 名張市、伊賀市、いなべ市、木曽郡、東員町、菟野町、朝日町、川越町 滋賀県 長浜市、野洲市、湖南市、東近江市 京都府 城陽市、大山崎町、久美山町 兵庫県 姫路市、加古川市、三木市 奈良県 大塔市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、王寺町、山添村、平群町、三郷町、磯崎町、安堵町、川西町、三宅町、田原町、菅原町、明日香村、上牧町、広陵町、河合町 岡山県 岡山市 広島県 三原市、東広島市、廿日市市、海田町、坂町 山口県 周南市 徳島県 徳島市 香川県 高松市 福岡県 北九州市、飯塚市、筑紫野市 長崎県 長崎市	宮城県 名取市 兵庫県 赤穂市				
その他 (0%)				宮城県 多賀城市 千葉県 鎌ヶ谷市	茨城県 下妻市、常総市、かすみヶ谷市、つぎみヶ谷市、大井町 東京都 三河町 埼玉県 川島町 千葉県 富津市 神奈川県 山梨町 静岡県 藤田町 愛知県 津島市、岩倉市、大町、扶桑町 福岡県 那珂川市	茨城県 下妻市、常総市、かすみヶ谷市、つぎみヶ谷市、大井町 東京都 三河町 埼玉県 川島町 千葉県 富津市 神奈川県 山梨町 静岡県 藤田町 愛知県 津島市、岩倉市、大町、扶桑町 福岡県 那珂川市	全ての都道府県 1級地から7級地までの地域				

令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定 における主な改定内容

令和 3 年 2 月 4 日

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進、感染症等への対応力の強化などの課題に対応
- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.56% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 +0.05%（令和3年9月末までの間）

1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

- (1) グループホームにおける重度化・高齢化に対応するための報酬の見直し
 - ・ 強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者に対する支援の評価等
- (2) 自立生活援助の整備を促進するための報酬・人員基準等の見直し
- (3) 地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実を図るための加算の創設
- (4) 生活介護等における重度障害者への支援の評価の見直し
 - ・ 重度障害者支援加算の算定期間の延長及び単位数の見直し等
- (5) 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し
 - ・ 基本報酬の充実
 - ・ 従来評価されていなかった相談支援業務の評価等

2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応

- (1) 就労移行支援・就労定着支援の質の向上に資する報酬等の見直し
 - ・ 一般就労への移行の更なる評価等
 - ・ 定着実績を踏まえたきめ細かな評価等
- (2) 就労継続支援A型の基本報酬等の見直し（スコア方式の導入）
- (3) 就労継続支援B型の基本報酬等の見直し（報酬体系の類型化）
- (4) 医療型短期入所における受入体制の強化
 - ・ 基本報酬の充実
 - ・ 医療的ケアを必要とする障害児を利用対象者に位置付け

3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

- (1) 医療的ケアが必要な障害児に対する支援の充実
 - ・ 新判定スコアを用いた基本報酬の創設
 - ・ 看護職員加配加算の算定要件の見直し
- (2) 放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し
 - ・ 基本報酬区分の見直し
 - ・ より手厚い支援を評価する加算の創設（(3)も同様）
- (3) 児童発達支援の報酬等の見直し
- (4) 障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し
 - ・ 人員配置基準の見直し
 - ・ ソーシャルワーカーの配置に対する評価

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- ・ 自立生活援助における夜間の緊急対応・電話相談の評価
- ・ 地域移行支援における地域移行実績の更なる評価
- ・ 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援の評価
- ・ 精神保健医療と福祉の連携の促進
- ・ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進
- ・ ピアサポートの専門性の評価

5 感染症や災害への対応力の強化

- (1) 日頃からの感染症対策の強化や業務継続に向けた取組の推進
 - ・ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底（委員会開催、指針の整備、訓練の実施）
 - ・ 業務継続に向けた取組の強化（業務継続計画の策定・研修及び訓練の実施）
 - ・ 地域と連携した災害対応の強化（訓練に当たっての地域住民との連携）
- (2) 支援の継続を見据えた障害福祉現場におけるICTの活用
 - ・ 運営基準や報酬算定上必要となる会議等について、テレビ電話等を用いた対応を可能とする。

6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

- (1) 医療連携体制加算の見直し
 - ・ 医療的ケア等の看護の濃度を考慮した加算額の設定
- (2) 障害者虐待防止の更なる推進、身体拘束等の適正化の推進
 - ・ 虐待防止委員会の設置
 - ・ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の見直し
 - ・ より柔軟な配分ルールへの見直しによる加算の取得促進
 - ・ 処遇改善加算(IV)及び(V)等の廃止
 - ・ 加算率の見直し
- (4) 業務効率化のためのICTの活用（再掲）
- (5) その他経過措置の取扱い等
 - ・ 食事提供体制加算の経過措置の延長
 - ・ 送迎加算の継続（就労継続支援A型、放課後等デイサービス）

グループホームにおける重度化・高齢化への対応

① 重度障害者支援加算の対象者の拡充（強度行動障害を有する者に対する評価）

グループホームにおける重度障害者の受入体制を整備するため、障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者を算定対象に加える。

重度障害者支援加算（Ⅰ）360単位/日 ※ 重度障害者等包括支援の対象者（区分6かつ意思疎通が困難である等の一定の要件を満たす者）

【新設】 重度障害者支援加算（Ⅱ）180単位/日 ※ 区分4以上の強度行動障害を有する者

② 医療的ケアが必要な者に対する評価

グループホームにおける医療的ケアが必要な者に対する支援について、看護職員を配置するグループホームに対する加算を創設。

【新設】 医療的ケア対応支援加算 120単位/日

③ 強度行動障害を有する者の受入促進（体験利用の評価）

強度行動障害を有する者が地域移行のためにグループホームにおいて体験利用を行う場合に、強度行動障害支援者養成研修又は行動援護従業者養成研修の修了者を配置するグループホームに対する加算を創設。

【新設】 強度行動障害者体験利用加算 400単位/日

④ 基本報酬の見直し

「日中サービス支援型グループホーム」の基本報酬について、重度障害者の受入れのインセンティブが働くようメリハリのある報酬体系に見直し。

（例）日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ）

【現行】 区分6：1,104単位/日、区分5：988単位/日、区分4：906単位/日、区分3：721単位/日

【見直し後】 区分6：1,105単位/日、区分5：989単位/日、区分4：907単位/日、区分3：650単位/日

※ 介護サービス包括型・外部サービス利用型の基本報酬についても、重度障害者に配慮しつつ、経営の実態等を踏まえて見直し。



⑤ 夜間支援等体制加算の見直し

入居者の状況に応じた手厚い支援体制の確保や適切な休憩時間の取得ができるよう、

- ・夜間支援等体制加算（Ⅰ）を入居者の障害支援区分に応じたメリハリのある加算に見直した上で、
- ・夜間支援等体制加算（Ⅰ）による住居ごとの常駐の夜勤職員に加えて、更に事業所単位で夜勤又は宿直の職員を追加配置した場合の加算を創設。

夜間支援等体制加算（Ⅰ）・住居ごとの夜勤職員を配置 ※1

【新設】 夜間支援等体制加算（Ⅳ）・事業所単位で夜勤職員を追加配置

夜間支援等体制加算（Ⅱ）・宿直職員を配置

【新設】 夜間支援等体制加算（Ⅴ）・事業所単位で夜勤職員（夜間の一部時間）を追加配置

夜間支援等体制加算（Ⅲ）・警備会社への委託等

【新設】 夜間支援等体制加算（Ⅵ）・事業所単位で宿直職員を追加配置

➡（Ⅰ）に上乗せで加算 ※2

※1 夜間支援等体制加算（Ⅰ）の見直し

（例）利用者が5人の場合 【現行】（区分に関わらず）269単位/日 ⇒ 【見直し後】 区分4以上：269単位/日 区分3：224単位/日 区分2以下：179単位/日

※2 【新設】 夜間支援等体制加算（Ⅳ）（Ⅴ）（Ⅵ）

（例）利用者が15人以下の場合 夜間支援等体制加算（Ⅳ）60単位/日 夜間支援等体制加算（Ⅴ）30単位/日 夜間支援等体制加算（Ⅵ）30単位/日

※ 重度障害者の個人単位のホームヘルパーの利用の経過措置については、重度障害者の受入体制を確保する観点から引き続き継続。

自立生活援助の整備の促進

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等を支援する自立生活援助の整備を促進するため、人員基準、支給決定の運用、報酬の見直しを行う。

人員基準の緩和

- 自立生活援助を必要とする障害者にサービスが行き渡るよう、別々の者を配置することとしていた「サービス管理責任者」と「地域生活支援員」の兼務を認める。

支給決定に係る運用の見直し

- 標準利用期間（1年）を超えて更にサービスが必要な場合について、原則1回ではなく、市町村審査会の個別審査を要件とした上で、複数回の更新を認める。

報酬の見直し（主なもの）

● 自立生活援助サービス費（Ⅰ）の対象者の拡充

同居家族の死亡等により急遽一人暮らしをすることとなった者を加える。

【見直し後】

障害者支援施設や精神科病院、グループホーム等から退所等してから1年以内の者
又は 同居家族の死亡等により単身生活を開始した日から1年以内の者

(参考)基本報酬	地域生活支援員1人当たり	
	30人未満	30人以上
自立生活援助サービス費(Ⅰ)	1,558単位/月	1,090単位/月
自立生活援助サービス費(Ⅱ)	1,166単位/月	817単位/月

● 同行支援加算の見直し

業務の適切な評価の観点から、加算の算定方法を見直す。

【現行】同行支援加算

(同行支援の回数にかかわらず) 500単位/月



【見直し後】同行支援加算

(月2回まで) 500単位/月 (月3回) 750単位/月 (月4回以上) 1,000単位/月

● 夜間の緊急対応・電話対応の新たな評価

特に業務負担が大きい深夜帯における緊急対応や電話相談に対する加算を創設。

【新設】

イ 緊急時支援加算(Ⅰ) 711単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合+50単位/日
・緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等による支援を行った場合に評価。

ロ 緊急時支援加算(Ⅱ) 94単位/日
・緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合に評価。

● 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進

住宅施策との連携や体制強化について加算として評価。

【新設】居住支援連携体制加算 35単位/月(体制加算)

・居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合に評価。

【新設】地域居住支援体制強化推進加算 500単位/回(月1回を限度)

・住居の確保及び居住支援に係る課題を文書により報告する等の居住支援体制強化の取組を評価。



地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実

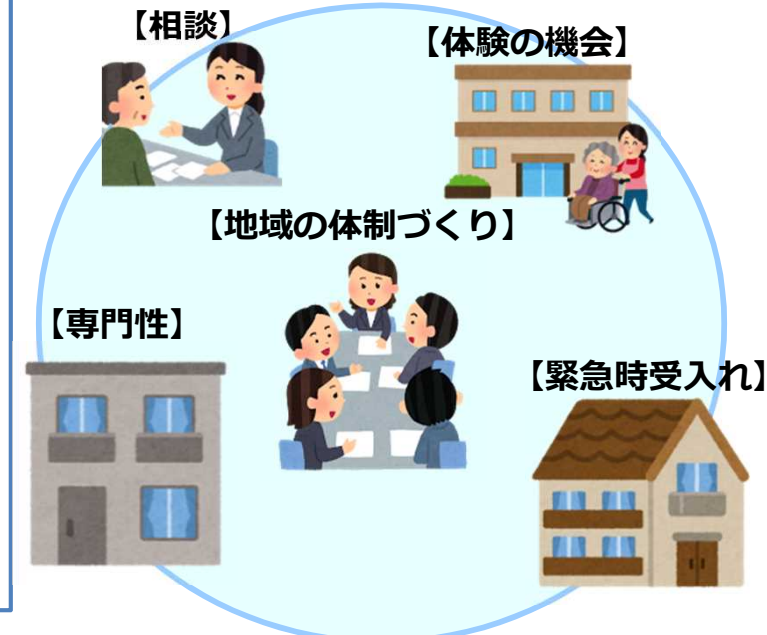
- 地域生活支援拠点等の整備の促進や機能の充実を図るため、市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所や緊急対応を行う訪問系サービス等について、地域生活支援拠点等としての役割を評価する加算を創設。

<地域生活支援拠点について>

- ・ 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。
- ・ 第6期障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）では「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本」としている。

(参考) 全国1,741市町村の整備状況 ※速報値であり変更がありうる
 令和2年4月時点における整備状況 468市町村（うち、圏域整備：65圏域268市町村）
 令和2年度末時点における整備見込 1,107市町村（うち、圏域整備：141圏域567市町村）

地域生活支援拠点等



緊急時における対応機能の強化（訪問系サービス等）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた訪問系サービス事業所等について、緊急時の対応を行った場合に加算。

【新設】

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 +50単位/回 ※地域生活支援拠点等の場合
- 自立生活援助、地域定着支援 +50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
- ・ 緊急時対応加算、緊急時支援加算（Ⅰ）又は緊急時支援費（Ⅰ）を算定した場合、更に+50単位を上乗せ。

緊急時のための受入機能の強化（短期入所）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、短期入所を行った場合に加算（緊急時の受入れに限らない）。

【新設】

- 短期入所 +100単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
- ・ 短期入所のサービス利用の開始日に加算。

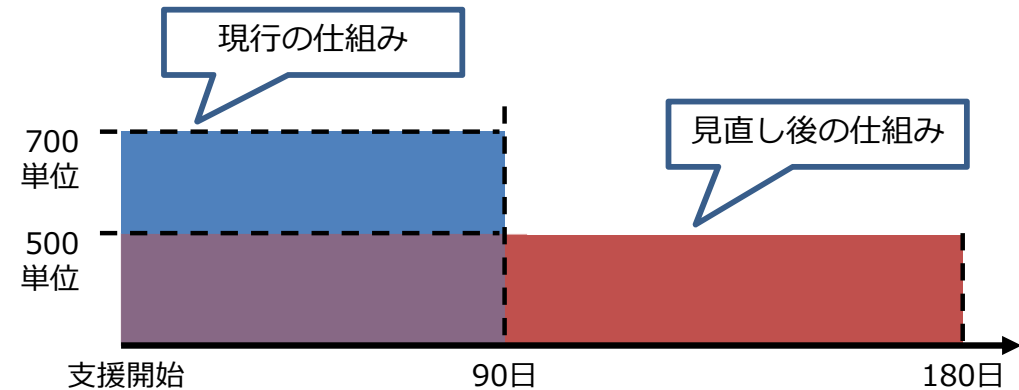
(参考) 地域生活支援拠点等に係るその他の主な加算（平成30年度～）
 (計画相談支援・障害児相談支援) 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回（月4回限度）、地域体制強化共同支援加算2,000単位/月（月1回限度）
 (地域移行支援) 障害福祉サービス体験利用支援加算 +50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合

重度障害者支援加算の見直し（生活介護・施設入所支援）

1. 共通事項

- 強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行う場合の、利用者の状態確認や利用者が環境の変化に適応するためのアセスメント期間を一定程度見直し、加算算定期間の延長及び加算の単位数を見直す。

- ・ 算定期間：（現行） 90日 →（改正後） 180日
- ・ 単位数： （現行） 700単位 →（改正後） 500単位



2. 生活介護（強度行動障害関係）

- 強度行動障害を有する者が、障害者支援施設が実施している生活介護を通所で利用している場合であって、当該利用者に対する支援計画を作成し、当該計画に基づいて支援を実施している場合には、重度障害者支援加算の算定を可能とする。

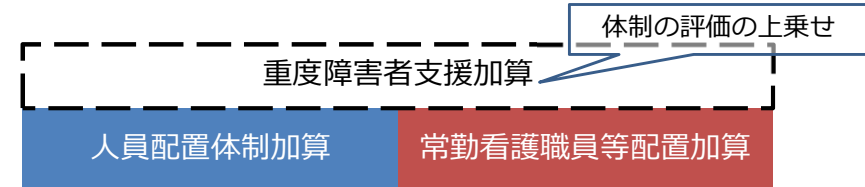
- ・ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を1人以上配置し、支援計画を作成する体制を整備 7単位/日
- ・ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を実施 180単位/日

3. 生活介護（重症心身障害者関係）

- 重症心身障害者の受入を評価するため

- ・ 人員配置体制加算（Ⅰ）※直接処遇職員を1.7:1以上配置
- ・ 常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）※常勤換算で看護職員を3人以上配置

を算定している場合に、両加算の要件を超える人員配置をしている場合に加算を算定可能とする。



質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し

①基本報酬の充実（単位数の引き上げと加算の組み込み）

- **I** 計画相談支援・障害児相談支援の経営実態を踏まえ、**経営実態が厳しい小規模事業所について大幅に基本報酬を引き上げ**
- **II** 人員体制（相談支援専門員の常勤配置数）に応じた従来の「特定事業所加算」については、事務負担が軽減されるよう、**基本報酬へ組み込み**
- **III** 常勤専従職員の配置を更に促進するため、**従来より要件緩和した報酬区分を創設**

[令和3年改定後の段階別基本報酬単価]

報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	サービス利用支援費	
		現行	報酬引き上げ 旧特定事業所 加算の組み込み
機能強化(Ⅰ)	4名以上		1,864単位
機能強化(Ⅱ)	3名以上		1,764単位
機能強化(Ⅲ)	2名以上	1,462単位	1,672単位
機能強化(Ⅳ)	1名以上		1,622単位
機能強化なし			1,522単位
報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	継続サービス利用支援費	
		現行	報酬引き上げ 旧特定事業所 加算の組み込み
機能強化(Ⅰ)	4名以上		1,613単位
機能強化(Ⅱ)	3名以上		1,513単位
機能強化(Ⅲ)	2名以上	1,211単位	1,410単位
機能強化(Ⅳ)	1名以上		1,360単位
機能強化なし			1,260単位

- 常勤専従1名の配置が必須の上で、複数の事業所で24時間の連絡体制が確保されること等で機能強化型の算定要件を満たすことを可能とする
(地域生活支援拠点等を構成する指定特定相談支援事業所間の協働である場合。)



- 全ての報酬区分において常勤専従の主任相談支援専門員を1人以上配置することを評価(100単位)

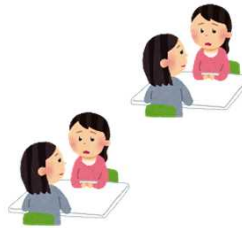
②従来評価されていなかった相談支援業務の新たな評価

- 従来評価されていなかった、計画決定月・モニタリング対象月以外の以下の業務について、新たに報酬上の評価を行う

支給決定前

【初回加算の拡充】

- ・ 利用開始前に、居宅等を訪問し、月2回以上の面接



要件を満たした月につき、300単位/月を追加

障害福祉サービス 利用期間中

※モニタリング対象月以外

【集中支援加算の新設】

- ①居宅等を訪問し、月2回以上の面接
- ②サービス担当者会議の開催
- ③他機関の主催する会議へ参加



面接、会議開催、会議参加について 各300単位

サービス終了前後

【居宅介護支援事業所等連携加算の拡充】

- ①居宅等を訪問し、月2回以上の面接
- ②他機関の主催する会議へ参加
- ③他機関への書面による情報提供



300単位

※書面による情報提供は100単位

③事務負担軽減及び適切なモニタリング頻度の設定について

- 事務負担軽減のため、加算の算定要件となる業務の挙証書類については基準省令で定める記録(相談支援台帳(サービス等利用計画))等に記載・保管することで可とする。
- 適切なモニタリング頻度を担保するために以下の方策を行う
 - ・ 利用者の個別性も踏まえてモニタリング頻度を決定すること等の周知徹底
 - ・ モニタリング頻度を短くする必要がある場合の例示 等

就労移行支援・就労定着支援における支援の質向上に資する報酬等の見直し

【就労移行支援】

- 一般就労の高い移行実績を実現する事業所について、基本報酬において更に評価。
- 「前年度において就職後6か月以上定着した者の割合（就労定着率）」としている基本報酬の区分の決定に係る実績について、標準利用期間が2年間であることを踏まえ、直近2か年度の実績により算定。

就労定着率	基本報酬	
	【現行】	【見直し後】
5割以上	1,094単位/日	1,128単位/日
4割以上5割未満	939単位/日	959単位/日
3割以上4割未満	811単位/日	820単位/日
2割以上3割未満	689単位/日	690単位/日
1割以上2割未満	567単位/日	557単位/日
0割以上1割未満	527単位/日	507単位/日
0割	502単位/日	468単位/日

※定員20人以下の場合の単位

【現行】

前年度において
就職後6か月以上定着した者
前年度の利用定員数

【見直し後】

前年度及び前々年度において
就職後6か月以上定着した者
前年度の利用定員数 + 前々年度の利用定員数

- 障害者本人の希望や適性・能力を的確に把握・評価を行うアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、本人や他の支援機関等を交えたケース会議等を実施した事業所を評価するための加算を創設。

【支援計画会議実施加算】583単位/回（新設）

（1月につき1回かつ1年につき4回を限度）



【就労定着支援】

- 経営の実態等を踏まえ、基本報酬の見直しを実施。
- 基本報酬の区分について、実績上位2区分に8割以上の事業所が分布している一方で、下位2区分には事業所がほとんどないことを踏まえ、よりきめ細かく実績を反映するため、各区分に係る実績の範囲を見直す。

【現行】

就労定着率	基本報酬
9割以上	3,215単位/月
8割以上9割未満	2,652単位/月
7割以上8割未満	2,130単位/月
5割以上7割未満	1,607単位/月
3割以上5割未満	1,366単位/月
1割以上3割未満	1,206単位/月
1割未満	1,045単位/月

【見直し後】

就労定着率	基本報酬
9割5分以上	3,449単位/月
9割以上9割5分未満	3,285単位/月
8割以上9割未満	2,710単位/月
7割以上8割未満	2,176単位/月
5割以上7割未満	1,642単位/月
3割以上5割未満	1,395単位/月
3割未満	1,046単位/月

※利用者20人以下の場合の単位

- 支給要件について、特定の支援内容を要件とはせず、どのような支援をしたか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者で月1回共有することを要件とする。

【現行】

「利用者との対面により1月に1回以上の支援」を行った場合に算定

【見直し後】

どのような支援をしたか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者で月1回共有した場合に算定

- 関係機関との連携を強化し、個別の支援における協力関係を常時構築するため、関係機関とのケース会議等を実施した事業所を評価する新たな加算を創設。

【定着支援連携促進加算】579単位/回（新設）

（1月につき1回かつ1年につき4回を限度）

※ 令和3年度における基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、前年度（令和2年度）実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。

就労継続支援 A 型の基本報酬等の見直し

現行

- 「1日の平均労働時間」に応じて報酬を算定

平均労働時間	基本報酬
7時間以上	618単位/日
6時間以上 7時間未満	606単位/日
5時間以上 6時間未満	597単位/日
4時間以上 5時間未満	589単位/日
3時間以上 4時間未満	501単位/日
2時間以上 3時間未満	412単位/日
2時間未満	324単位/日

※ 従業員配置7.5 : 1、定員20人以下の場合の単位

見直し後

- 基本報酬の算定に係る実績について、現行の「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直す。

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～80点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	5点～40点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価	0点～35点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～35点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価

スコア合計点	基本報酬
170点以上	724単位/日
150点以上170点未満	692単位/日
130点以上150点未満	676単位/日
105点以上130点未満	655単位/日
80点以上105点未満	527単位/日
60点以上80点未満	413単位/日
60点未満	319単位/日

※ 従業員配置7.5 : 1、定員20人以下の場合の単位

- 事業所ホームページ等を通じて、スコア方式による評価内容は全て公表することを事業所に義務づける（運営基準の見直し）とともに、未公表の場合には基本報酬を減算する。



※ 令和3年度における基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「1日の平均労働時間」や「生産活動収支の状況」について前年度（令和2年度）実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。

就労継続支援 B 型の基本報酬等の見直し

現行

- 「平均工賃月額」に応じた報酬体系

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	649単位/日
3万円以上 4.5万円未満	624単位/日
2.5万円以上 3万円未満	612単位/日
2万円以上 2.5万円未満	600単位/日
1万円以上 2万円未満	589単位/日
5千円以上 1万円未満	574単位/日
5千円未満	565単位/日

従業員配置7.5 : 1、定員20人以下の場合の単位

(※) 令和3年度の基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「平均工賃月額」に応じた報酬体系において前年度（令和2年度）実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。

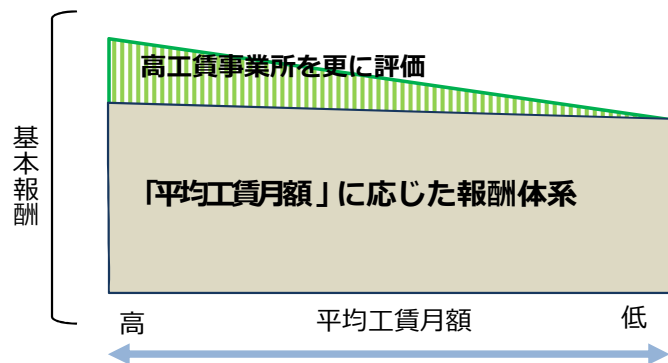
見直し後

基本報酬の報酬体系の類型化

- 「平均工賃月額」に応じた報酬体系 (※)
 - ・ 高工賃を実現している事業所を更に評価
 - ・ よりきめ細かく実績を反映するため8段階の評価を導入

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	702単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	672単位/日
3万円以上3.5万円未満	657単位/日
2.5万円以上3万円未満	643単位/日
2万円以上2.5万円未満	631単位/日
1.5万円以上2万円未満	611単位/日
1万円以上1.5万円未満	590単位/日
1万円未満	566単位/日

従業員配置7.5 : 1、定員20人以下の場合の単位



- 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系【新設】

定員	基本報酬
20人以下	556単位/日

従業員配置7.5 : 1の場合の単位

新たな加算の創設



【地域協働加算】（新設） 30単位/日
 利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組として、就労や生産活動の実施にあたり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価。

【ピアサポート実施加算】（新設） 100単位/月
 就労を続ける上での不安の解消、生産活動の実施に向けた意欲の向上などへの支援を充実させるため、ピアサポートによる支援を実施する事業所を評価。



「利用者の就労や生産活動等への参加等」
 をもって一律に評価する報酬体系（新設）

基本報酬



地域協働加算（新設）

ピアサポート実施加算（新設）

加算

医療型短期入所の受入体制強化

1. 基本報酬

- 医療型短期入所事業所の整備促進を図る観点から、経営実態も踏まえつつ、基本報酬を引き上げる。
(例) 医療型短期入所サービス費 (I) : (現行) 2,907単位/日 → (改正後) 3,010単位/日
医療型特定短期入所サービス費 (I) : (現行) 2,785単位/日 → (改定後) 2,835単位/日

2. 医療型短期入所の対象者の整理

- 障害支援区分5以上に該当し、強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者を対象とする。
- 障害支援区分5以上に該当し、遷延性意識障害があり医療的ケアを必要とする者について、療養介護の対象者として明文化されることから、医療型短期入所においても、より単位数の高い報酬区分の対象者とする。
- 医療的ケアの新判定スコアにおいて、16点以上である障害児を対象とする。

3. 特別重度支援加算の算定要件と単位数の見直し

- 特別重度支援加算の算定要件について、強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者や医療的ケア(新スコア16点以上)を必要とする障害児を医療型短期入所の対象者とするに伴い、いわゆる「動ける医ケア児」に対する支援を実施した場合にも特別重度支援加算を算定可能となるよう、「運動機能が座位まで」の要件を削除。
- その上で、利用者が必要とする医療的ケアの判定スコアの合算点数に応じて、単位数にメリハリをつける。
(現行) 388単位/日 (改正後) 610単位/日 (25点以上) 又は 297単位/日 (10点以上)

4. 日中活動支援の評価

- 医療型短期入所の利用者は、当該短期入所事業所から通所事業所へ通うことに困難を伴うことが想定される。
- 相談支援専門員が作成するサービス等利用計画又は障害児支援利用計画において、医療型短期入所事業所での日中活動支援が必要されている場合であって、当該事業所において、保育士やリハビリテーションを行う専門職を配置した上で、当該専門職が日中活動に係る支援計画を作成し、日中活動を実施している場合に評価する加算を創設する。

医療的ケア児者に対する支援の充実（全体像）

■ 看護職員の配置に関する改定項目

	サービス名	項目	改定概要
障害児	児童発達支援 放課後等デイサービス	新 基本報酬の新設 (一般事業所)	いわゆる「動ける医ケア児」にも対応した新たな判定スコアを用い、医療的ケア児を直接評価する基本報酬を新設。医療濃度に応じ、「3：1（新スコア15点以下の児）」「2：1（新スコア16～31点の児）」又は「1：1（新スコア32点以上の児）」の看護職員配置を想定し、当該配置を行った場合に必要な額を手当て。
		改 看護職員加配加算の要件緩和（重心事業所）	看護職員加配加算の要件を、「8点以上の医療的ケア児5人以上」から、8点以上の児に限らずに「その事業所の医療的ケア児の合計点数40点以上」に見直し。
		改 看護職員の基準人員への算入	看護職員(※)について、現行の機能訓練担当職員の配置要件と同様に、配置基準上必要となる従業者の員数に含めることを可能とする。 (※医療的ケア児の基本報酬又は看護職員加配加算の対象としている場合を除く)
	福祉型障害児入所施設	改 看護職員配置加算の要件緩和	(障害児通所支援と同様に) 看護職員加配加算の要件を「8点以上の医療的ケア児5人以上」から、8点以上の児に限らずに「その事業所の医療的ケア児の合計点数40点以上」に見直し。
障害者	生活介護	新 常勤看護職員等加配加算 (Ⅲ)	常勤換算で看護職員を3人以上配置し、新判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を2名以上受け入れている事業所を評価する区分を創設。
共通	サービス共通（短期入所・重度障害者包括支援・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス)	医療連携体制加算 一部 新	<ul style="list-style-type: none"> 従来、看護の濃度に関わらず一律単価であった加算額について、医療的ケアの単価を充実させ、非医療的ケア（健康観察等）の単価を適正化。また複数の利用者を対象とする健康観察等は短時間の区分を創設することにより適正化。 通常は看護師配置がない福祉型短期入所でも、高度な医療的ケアを必要とする者の受入れが可能となるよう、新単価(8時間以上2000単位)を創設。

■ 看護職員の配置以外の改定項目（再掲：詳細は各サービスの改定資料を参照）

	サービス名	項目	改定概要
障害児者	医療型短期入所	改 対象者要件	新たに、医療的ケア(新スコア16点以上)を必要とする障害児や、高度な医療的ケアが必要で強度行動障害により常時介護を必要とする障害者等を対象とする。
		改 特別重度支援加算	いわゆる「動ける医ケア児」に対応できるよう「運動機能が座位まで」の要件を削除した上で、医療度の高い者の評価を引き上げる。
障害者	共同生活援助	新 医療的ケア対応支援加算	医療的ケアが必要な者に対する支援を評価する加算を創設する。

医療的ケア児の基本報酬の創設（障害児通所支援）

■ 基本的な考え方

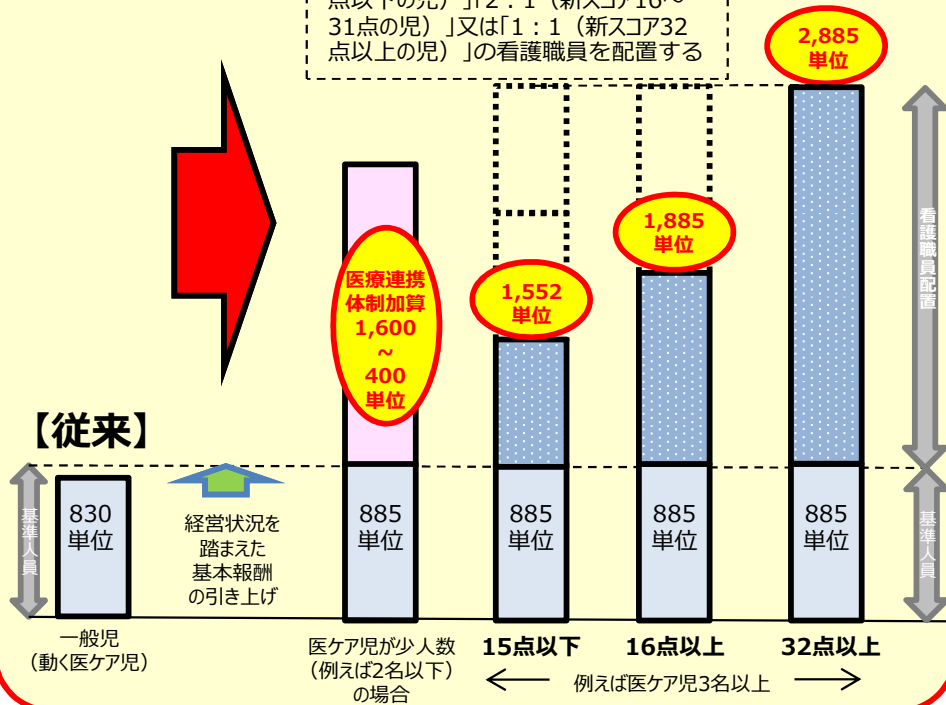
- 従来は、障害児通所サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス）の基本報酬において、医療的ケア児を直接評価しておらず、一般児と同じ報酬単価であったため、受入れの裾野が十分に広がってこなかった。
- **今回改定においては、いわゆる「動ける医ケア児」にも対応した新たな判定スコア（右下欄★）を用い、医療的ケア児を直接評価する基本報酬を新設。**
基本報酬においては、医療濃度に応じ、「3：1（新スコア15点以下の児）」「2：1（新スコア16～31点の児）」又は「1：1（新スコア32点以上の児）」の看護職員配置を想定し、当該配置を行った場合は必要な額を手当て。
- また、**1事業所当たりごく少数人数の医ケア児の場合（基本報酬では採算が取りづらい）であっても幅広い事業所で受入れが進むよう「医療連携体制加算」の単価を大幅に拡充。**（※従来の看護職員加配加算を改組）
- ※ さらに、従来、NICU等から退院直後の乳児期は、自治体において障害児としての判定が難しいために障害福祉サービスの支給決定が得られにくいという課題があることから、**新たな判定スコアを用いた医師の判断を活用することにより、新生児から円滑に障害福祉サービスの支給決定が得られるよう運用改善を行う。**

一般事業所

<例：児童発達支援事業所（10人定員）の場合の単価例>

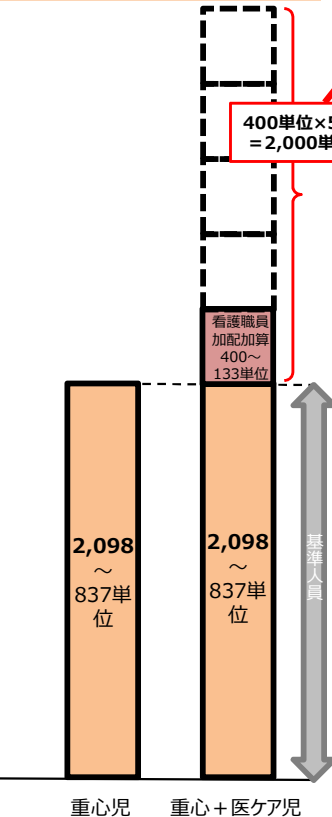
【改定後】

月単位（平均）で「3：1（新スコア15点以下の児）」「2：1（新スコア16～31点の児）」又は「1：1（新スコア32点以上の児）」の看護職員を配置する



重心事業所（5人定員）

400単位×5人 = 2,000単位



重心事業所（主として重症心身障害児を通わせる事業所）については、従来どおり基本報酬（5人定員の場合、現行2,098単位）に、看護職員加配加算を加える構造を維持するが、実情に合わせ、**看護職員加配加算の要件を緩和（従来：「8点以上の医ケア児が5人以上」⇒改定後：「その事業所の医ケア児の合計点数40点以上」）。**

★ 医療的ケアの新判定スコア

■ 点数変更（要件変更を含む） ■ 追加項目

項目	基本スコア	見守りスコア		
		高	中	低
人工呼吸器（NPPV、ネイザルハイフロー、1パーカッションベンチレーター、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）	10	2	1	0
2 気管切開	8	2	0	0
3 鼻咽頭エアウェイ	5	1	0	0
4 酸素療法	8	1	0	0
5 吸引	8	1	0	0
6 利用時間中のネブライザー使用・薬液吸入	3	0	0	0
7 経管栄養	8	2	0	0
		8	2	0
8 中心静脈カテーテル	8	2	0	0
9 その他の注射管理	5	1	0	0
		3	1	0
10 血糖測定	3	0	0	0
		3	1	0
11 継続する透析（血液透析、腹膜透析を含む）	8	2	0	0
12 排尿管理	5	0	0	0
		3	1	0
13 排便管理	5	1	0	0
		5	0	0
		3	0	0
14 療養時の管理	3	2	12	0

医療的ケアのスコアを見直すとともに、新たに「見守りスコア」を設定

児童発達支援センターの報酬等の見直し

○ 児童発達支援センターについて、乳幼児期の障害児の支援の中核機関として、より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かい支援が可能となるよう、以下の加算の算定を新たに可能とする。

① 個別サポート加算Ⅰ：ケアニーズの高い児童（著しく重度および行動上の課題のある児童）への支援を評価

② 個別サポート加算Ⅱ：虐待等の要保護児童等への支援について評価

③ 専門的支援加算：専門的支援を必要とする児童のため専門職の配置を評価（※）

（※）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者、5年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員を常勤換算で1以上配置した場合に評価

○ さらに、難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加。

○ 児童指導員等加配加算の単位数については、経営状況を踏まえ見直し。

現行

加算	1.理学療法士等 46単位 2.児童指導員等 34単位 3.その他 20単位	児童指導員等加配加算Ⅰ
	《基本報酬》 929 単位	保育士or児童指導員 児童発達支援管理責任者 管理者
基準人員		

見直し後

[] は対象児童数により増減

加算	100単位	①個別サポート加算Ⅰ	①個別サポート加算Ⅰ	①個別サポート加算Ⅰ	
	125単位	②個別サポート加算Ⅱ	②個別サポート加算Ⅱ	②個別サポート加算Ⅱ	
	1.理学療法士等 42単位 2.児童指導員 27単位	③専門的支援加算			
	1.理学療法士等 42単位 2.児童指導員等 27単位 3.その他 20単位	児童指導員等加配加算			
基準人員	《基本報酬》 930 単位	保育士or児童指導員 児童発達支援管理責任者 管理者			

※単位数は障害児（難聴児、重症心身障害児に対し支援を行う場合を除く）に支援する場合の定員 41人以上50人以下の場合を記載

※上記図の高さは単位数とは一致しない

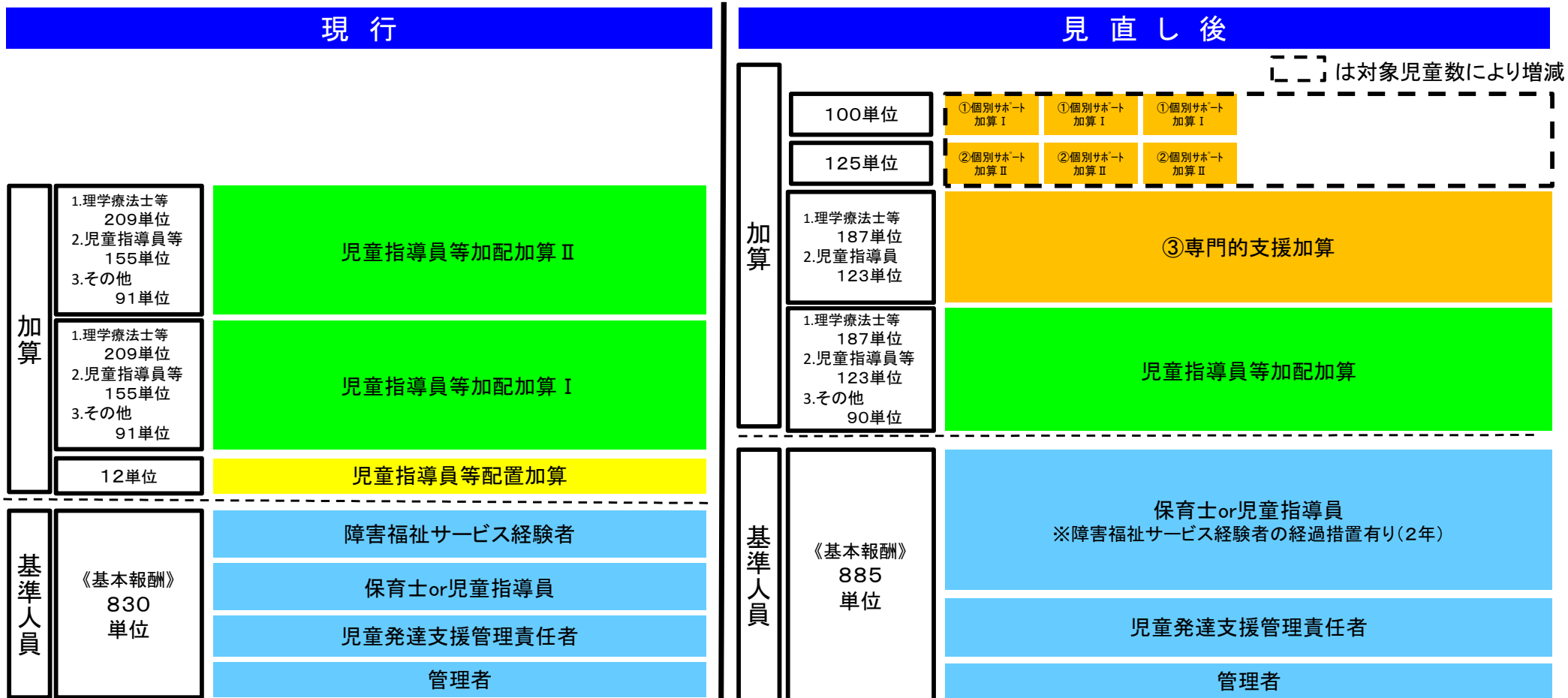
児童発達支援事業所（センター以外）の報酬等の見直し

○ 児童発達支援事業所（センター以外）について、従業者の配置に対して一律に加算する「児童指導員等加配加算Ⅱ」を改め、より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かい支援が可能となるよう、以下の加算に組み替える。

- ① 個別サポート加算Ⅰ：ケアニーズの高い児童（著しく重度および行動上の課題のある児童）への支援を評価
- ② 個別サポート加算Ⅱ：虐待等の要保護児童等への支援について評価
- ③ 専門的支援加算：専門的支援を必要とする児童のため専門職の配置を評価（※）

（※）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者、5年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員を常勤換算で1以上配置した場合に評価

- また、支援の質を向上させるための従業者要件の見直し（障害福祉サービス経験者を廃止）を行う。（経過措置有り）
- さらに、難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加。
- 基本報酬及び児童指導員等加配加算の単位数については、経営状況を踏まえ見直し。



※単位数は主に小学校就学前の障害児に対して支援を行う利用定員10名以下の場合を記載

※上記図の高さは単位数とは一致しない

障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し

- 「障害児入所施設の在り方に関する検討会」報告書（令和2年2月）を踏まえ、障害児入所施設の支援の質の向上を図るため、人員配置基準の見直し（4.3：1→4:1等）をするとともに、基本報酬の引き上げを行う。
- 障害児入所施設の18歳以上の入所者の地域移行を推進するため、ソーシャルワーカーを配置した場合の報酬上の評価等を行う。

○ 福祉型障害児入所施設における人員配置基準等の見直し

- ・ 主として知的障害児を入所させる施設（4.3：1）、主として盲児又はろうあ児を入所させる施設（乳児又は幼児 4:1・少年 5:1）の現行の職員配置について、質の向上を図る観点から4：1に見直すとともに、基本報酬の見直しを行う。

【人員配置基準の見直し内容】

区 分	現 行	見直し後
主として知的障害児を入所させる施設	4.3：1	4：1
主として盲児又はろうあ児を入所させる施設	乳児又は幼児 4：1 少年 5：1	4：1
主として肢体不自由児を入所させる施設	3.5：1	3.5：1

【参考：児童養護施設の人員基準】

- ・ 0～1歳児 1.6：1（1.3：1まで加算で対応）
- ・ 2歳児 2：1
- ・ 3歳児～就学前 4：1（3：1まで加算で対応）
- ・ 就学児 5.5：1（4：1まで加算で対応）

【基本報酬の見直しの内容】

※定員が31人以上40人以下の場合の例

主として知的障害児を入所させる施設 （現行）655単位 → （見直し後）688単位

○ ソーシャルワーカーを配置した場合の報酬上の評価

- ・ 施設入所の際や退所して地域へ移行する際に家庭や地域と連携した支援を専門に行うソーシャルワーカーを専任で配置した場合、報酬上の評価を行う。（利用定員、提供児童等に応じた単位を設定 8～159単位）

【ソーシャルワーカーの概要】

区 分	概 要
ソーシャルワーカーの資格要件	社会福祉士、5年以上障害福祉サービス等に従事した者
配置対象施設	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所児童が18歳になり退所して地域のグループホーム等に移行していくため、地域の様々な社会資源等と有機的に結びつける ・ 障害児について里親やファミリーホームの施策の活用による家庭的な養育環境を推進する など

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- 精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する観点から、当該ケアシステムの構築に資する取組を評価する。

夜間の緊急対応・電話相談の評価

- 自立生活援助事業者が緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等又は電話による相談援助を行った場合を評価。

利用者の居宅等への訪問や一時的な滞在による支援の場合
(新) イ 緊急時支援加算 (I) 711単位/日

電話による相談援助を行った場合
(新) ロ 緊急時支援加算 (II) 94単位/日



地域移行実績の更なる評価

- 障害者の地域移行を更に促進するため、地域移行支援事業者における地域移行実績や専門職の配置、病院等との緊密な連携を評価した新たな基本報酬を設定。

地域移行支援サービス費

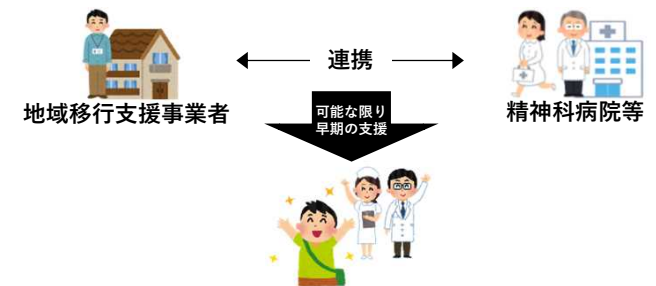
	現行	改定後
(I)	3,059単位/月	(新)3,504単位/月
(II)	2,347単位/月	3,062単位/月
(III)		2,349単位/月

(※)地域移行支援サービス費 (I) は前年度に3人以上の地域移行の実績を有すること等の要件を満たすこと。

可能な限り早期の地域移行支援

- 可能な限り早期の地域移行支援を推進するため、入院後1年未満で退院する場合に退院・退所月加算による評価に加え、更に加算で評価。

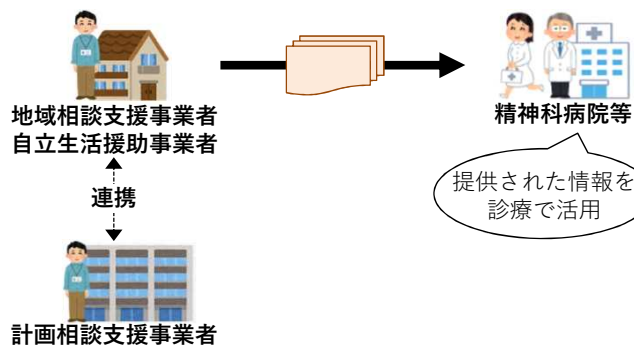
(見直し後) 退院・退所月加算 2,700単位/月
(1年未満で退院する場合) +500単位/月



精神保健医療と福祉の連携の促進

- あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供することを評価。

(新) 日常生活支援情報提供加算 100単位/回 (月に1回を限度)



居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進

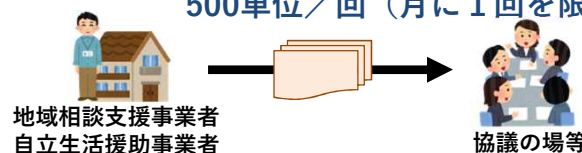
- 地域相談支援事業者又は自立生活援助事業者と居住支援法人・居住支援協議会との連携体制を評価。

(新) 居住支援連携体制加算 35単位/月



- 住居の確保及び居住支援に係る課題を報告する等の居住支援体制強化の取組を評価。

(新) 地域居住支援体制強化推進加算 500単位/回 (月に1回を限度)



ピアサポートの専門性の評価

- ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、研修等の一定の要件を設けた上で評価。

(新) ピアサポート体制加算 100単位/月

- (※1) 計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援で算定可能。
- (※2) 就労継続支援B型についても、基本報酬の類型化に伴い、就労支援の実施に当たってのピアサポートの活躍を別途評価。
- (※3) 身体障害、知的障害においても同様に評価。

経験者としての視点で、リハビリ体験を活かした助言や共に行動をする支援



感染症や災害への対応力強化

- 感染症や災害への対応力強化を図る観点から、感染症対策や業務継続に向けた取組、災害に当たっての地域と連携した取組を強化する。

1 感染症対策の強化（全サービス）

- 全ての障害福祉サービス等事業者に、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務づける。
※ 3年の経過措置期間を設ける

2 業務継続に向けた取組の強化（全サービス）

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。
※ 3年の経過措置期間を設ける

3 地域と連携した災害対応の強化（施設系、通所系、居住系サービス）

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる障害福祉サービス等事業者（施設系、通所系、居住系）において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

障害福祉現場の業務効率化のためのICT活用



- 運営基準や報酬算定上必要となる委員会等や、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援について、テレビ電話装置等を用いた対応を可能とする。

事項	対象サービス	内容	
委員会・会議等	感染症・食中毒の予防のための対策検討委員会	全サービス共通	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	身体拘束等の適正化のための対策検討委員会	訪問系サービス、通所系サービス、入所系サービス	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	虐待防止のための対策検討委員会	全サービス共通	虐待の防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	個別支援計画作成等に係る担当者等会議	通所系サービス、入所系サービス	利用者に対するサービス提供に当たる担当者等で行われる個別支援計画等の作成に係る会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	サービス担当者会議事例検討会等	計画相談支援、障害児相談支援	サービス等利用計画の作成のために福祉サービスの担当者で行われる会議や基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	特定事業所加算	訪問系サービス	利用者に関する情報若しくはサービスの提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における技術指導を目的とした会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	リハビリテーション加算	生活介護	リハビリテーション実施計画の作成や支援終了時に医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者で行われるリハビリテーションカンファレンスについて、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	日中活動支援加算(新設)	短期入所	日中活動実施計画を作成するに当たって、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同する場面について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	経口移行加算	施設入所支援	経口移行計画を作成するに当たって、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同する場面について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	経口維持加算	施設入所支援	経口維持計画を作成するに当たって、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	支援計画会議実施加算(新設)	就労移行支援	就労移行支援計画等の作成等に当たって、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等障害者の就労支援に従事する者により構成される会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	定着支援連携促進加算(新設)	就労定着支援	地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関等との連携を図るため、関係機関等を交えた会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	居住支援連携体制加算(新設)	自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援	精神障害者等の居住先の確保及び居住支援を充実する観点から、居住支援協議会や居住支援法人との情報連携・共有を図る場について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	関係機関連携加算	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
相談等	雇用に伴う日常生活上の相談等	就労定着支援	利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する利用者に対する相談、指導等の支援について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

医療連携体制加算の見直し ～医療的ケアの単価の充実等～

対象サービス： 短期入所^{a)}・重度障害者包括支援^{b)}・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援
 共同生活援助・児童発達支援・放課後等デイサービス

- 従来、**看護の濃度に関わらず一律単価であった加算額について、医療的ケアの単価を充実**させ、非医療的ケア（健康観察等）の単価の適正化を図る。また複数の利用者を対象とする健康観察等は短時間の区分を創設することにより適正化。
- 通常は看護師配置がない**福祉型短期入所について、高度な医療的ケアを必要とする者の受入れが可能となるよう、新単価(8時間以上2000単位)を創設**。

改定後							改定前 (対象者数)		
	内容で分類		対象サービス及び時間	算定要件 (対象者数)			1名	2～8名	
	医ケア以外	医ケア		1名	2名	3～8名 「6」の場合：3名			
1	○	}	1時間未満	32単位			a,b) 600単位 その他) 500単位	a,b) 300単位 その他) 250単位	
2	○		1時間以上2時間未満	63単位					
3	○		2時間以上	125単位					
4		○	4時間未満 ^{注1)}	a,b) 960単位 その他) 800単位	600単位 500単位	480単位 400単位	1,000単位	500単位	
5		○	<福祉型短期入所・児等発達支援・放デイ> 4時間以上	1,600単位	960単位	800単位			
6		○	<福祉型短期入所> 8時間以上 注) 新スコア要件あり	2,000単位	1,500単位	1,000単位			
7	<福祉型短期入所・共同生活援助> 日常的な健康管理や医療ニーズへの適切な対応がとれる体制等を整備している場合：39単位/日								

注1) 重度障害者包括支援・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助は、時間の設定なし。

※ 上記の他、喀痰吸引等に係る指導・実施に係る単価あり。

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

[現 行]

- ① 従業者への**研修**実施（**努力義務**）
- ② 虐待の防止等のための**責任者**の設置（**努力義務**）

[見直し後]

- ① 従業者への**研修**実施（**義務化**）
- ② 虐待防止のための対策を検討する**委員会**として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（**義務化（新規）**）
- ③ 虐待の防止等のための**責任者**の設置（**義務化**）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。
※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。
※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

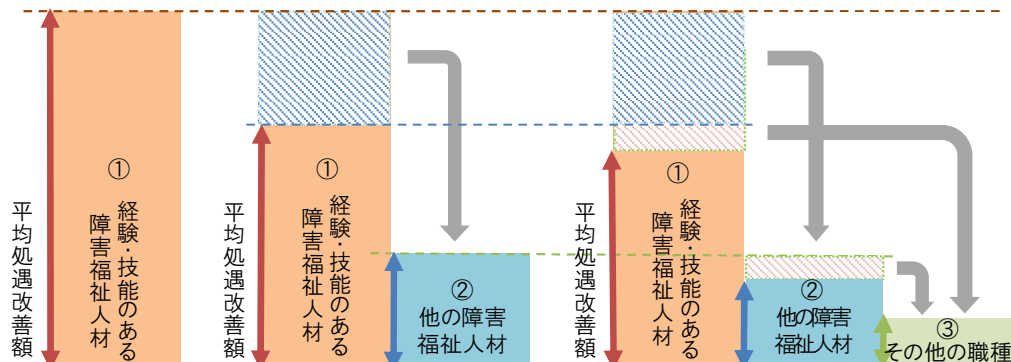
福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の見直し

- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りつつ、更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、事業者が活用しやすい仕組みとする観点から、より柔軟な配分を可能とするよう配分ルールを見直すことにより取得促進を図る。
- 処遇改善加算及び特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、事業者による職場環境改善の取組をより実効性の高いものとする観点からの見直しを行う。
 - ① 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行う。
 - ・職員の新規採用や定着促進に資する取組
 - ・職員のキャリアアップに資する取組
 - ・両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
 - ・生産性の向上につながる取組
 - ・腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
 - ・仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
 - ② 職場環境等要件に基づく取組の実施について、原則、当該年度における取組の実施を求めることとする。
- 従来からの処遇改善加算の減算区分であるIV及びV並びに処遇改善特別加算（※）について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、1年の経過措置を設けた上で廃止する。（※）処遇改善加算よりも下位の加算（障害報酬における独自の加算）
- 処遇改善加算等の加算率の算定方法を見直す（※）。見直しに際しては、加算率の変更による影響を緩和する観点から、各サービスの経営状況等を踏まえつつ、今回及び今後の報酬改定において段階的に反映する。
 - （※）処遇改善加算の加算率の算定方法の見直し
 これまで用いている社会福祉施設等調査では、各サービスの常勤換算職員数と当該サービスの提供実態との間に乖離がみられること等から、今後の加算率の算定に当たっては、複数のサービスにグループ分けした上で、障害福祉サービス等経営実態調査における従事者数及び報酬請求事業所数を用いる。

特定処遇改善加算の配分ルールの緩和

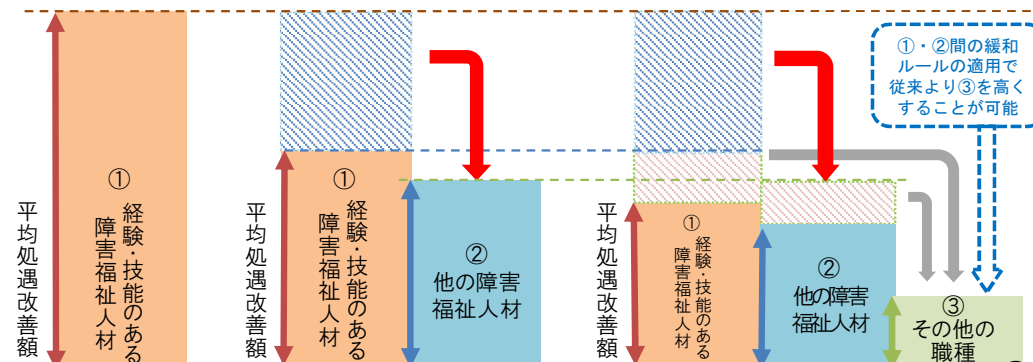
<見直し前>

- ① 「A：経験・技能のある障害福祉人材」のうち1人以上は、月額8万円の賃上げ又は年収440万円までの賃金増
- ② グループ（①、②、③）の平均処遇改善額について、
 - ・「①は、②の2倍以上」
 - ・「③は、②の2分の1以下」



<見直し後>

- ① 「A：経験・技能のある障害福祉人材」のうち1人以上は、月額8万円の賃上げ又は年収440万円までの賃金増 → 維持
- ② グループ（①、②、③）の平均処遇改善額について、
 - ・「①は、②より高く」 → 緩和
 - ・「③は、②の2分の1以下」 → 維持



(参考) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算・処遇改善加算の全体のイメージ

<福祉・介護職員等特定処遇改善の取得要件>

- ・ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得していること
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

<サービス種類内の加算率>

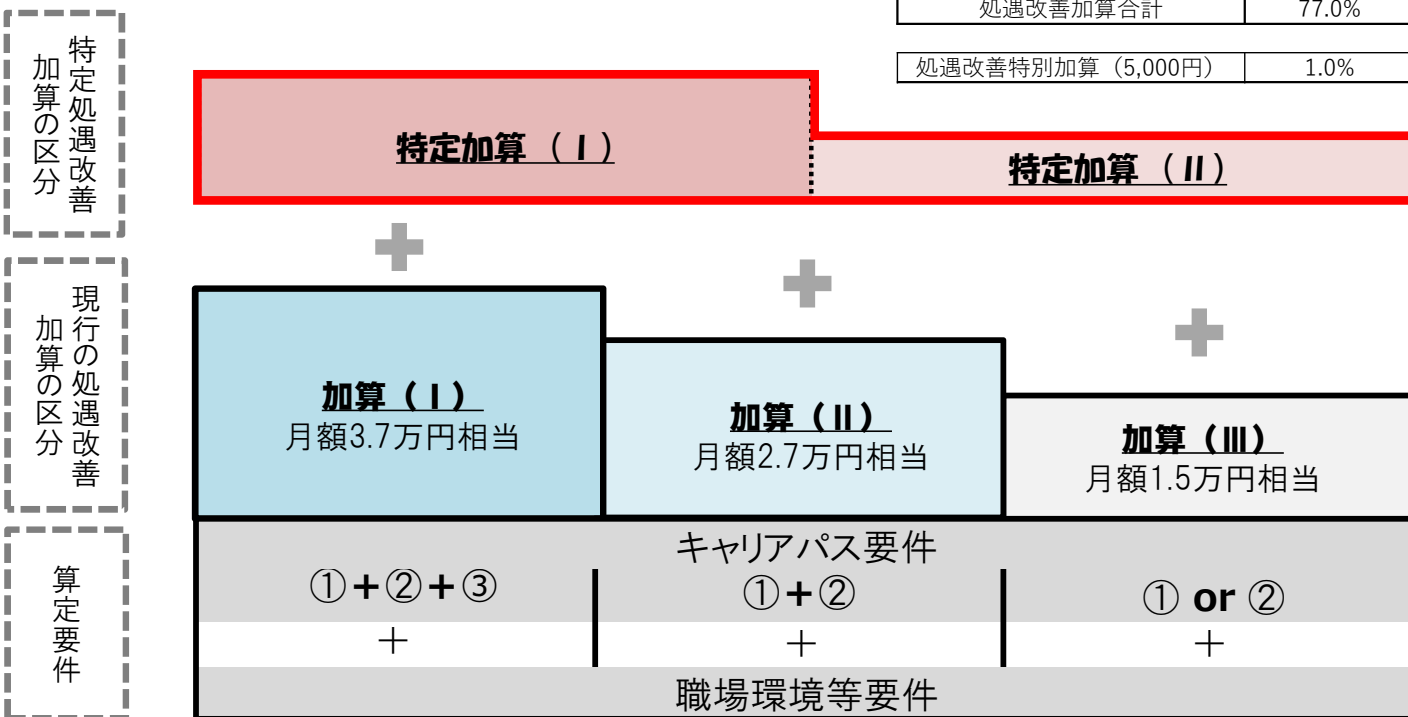
- ・ 福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を2段階に設定

<特定処遇改善加算の取得状況>

	令和元年10月	令和2年1月	令和2年4月	令和2年9月
(Ⅰ)	21.5%	24.4%	28.3%	29.2%
(Ⅱ)	11.6%	14.2%	17.2%	17.6%
合計	33.1%	38.5%	45.5%	46.8%

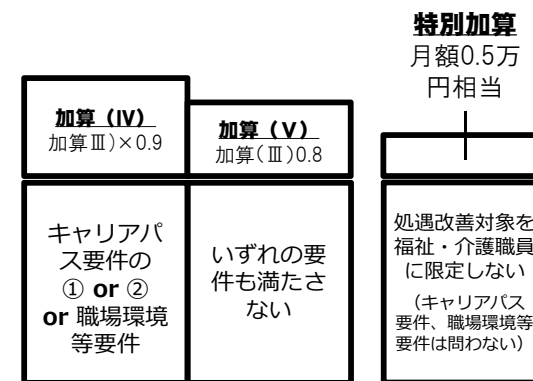
<処遇改善加算・処遇改善特別加算の取得状況>

	平成29年4月	平成30年4月	平成31年4月	令和2年4月	令和2年9月
Ⅰ (37,000円)	48.8%	58.1%	62.7%	67.5%	68.1%
Ⅱ (27,000円)	14.8%	9.9%	8.6%	7.4%	7.3%
Ⅲ (15,000円)	11.8%	9.8%	8.7%	7.2%	7.0%
Ⅳ (Ⅲ×0.9)	1.0%	0.8%	0.6%	0.4%	0.4%
Ⅴ (Ⅲ×0.8)	0.6%	0.6%	0.5%	0.3%	0.3%
処遇改善加算合計	77.0%	79.2%	81.1%	82.8%	83.1%
処遇改善特別加算 (5,000円)	1.0%	0.9%	0.6%	0.5%	0.5%



以下の加算区分は廃止

※ 経過措置として、令和2年度末から引き続き算定する事業所のみ令和3年度中(令和4年3月サービス提供分)までは算定可能



(注) 「キャリアパス要件①」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
 「キャリアパス要件②」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
 「キャリアパス要件③」…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること
 「職場環境等要件」…賃金改善以外の処遇改善を実施すること

明 障 福 第 1 1 4 9 号
2021年(令和3年)10月27日

障害福祉サービス事業所 各位
障害児通所支援事業所 各位
(特定・障害児相談支援事業所を除く)

明石市福祉局生活支援室障害福祉課長

サービスの提供の確認の取扱いについて

平素より、本市の障害福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

サービスの提供の記録及びサービス提供実績記録票について、明石市の取扱いを下記の通り定めました。関係団体、関係機関の皆様におかれましては、周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。

記

<サービスの提供の記録>

- 事業者は、サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。
(療養介護、宿泊型自立訓練、共同生活援助、施設入所支援、障害児入所支援については、後日一括して記録して差し支えない。)
- 事業者は、サービス利用者(保護者)に対し、サービスの提供の記録の記載内容を提示し、自署又は押印にて確認を受ける。
- 事業所において定める任意の様式にて行うこととする。
(例：個人日誌、日報、ケース記録等事業所にて保管が可能な書類に限る。)

<サービス提供実績記録票>

- 事業者は、サービス利用者(保護者)に対し、原則としてサービスの提供の都度、サービス提供実績記録票の記載内容を提示し、サービス提供実績記録票の確認欄に自署又は押印にて確認を受ける。
- 障害児通所支援において、医療的ケア区分に応じた基本報酬と医療連携体制加算については、月末にいずれの報酬を算定するかを決める場合もあるため、そうした可能性がある場合は、あらかじめ保護者の同意を得て、月末に、サービス提供実績記録票を修正し、改めて保護者から確認を受ける。

<共通>

- サービスの提供の確認については、サービス利用者(保護者)による自署又は押印により行うこととし、事業所職員による記入は認めない。
(レ点、○、チェック等簡素な記号による確認は不可)

<明石市独自の取扱い>

○サービスの提供の確認については、原則サービスの提供の記録及びサービス提供実績記録票の両方に対して自署又は押印にて確認を受けることとする。ただし、サービスの提供の記録又はサービス提供実績記録票のどちらか一方にサービス提供の都度確認を受けている場合、もう一方については後日一括して自署又は押印による確認を受けても差し支えないものとする。

(サービスの提供の記録及びサービス提供実績記録票については、報酬算定の重要な証拠書類であることから、「上記内容について確認した」等の文言に自署又は押印を行う等の方法により一括して同意を得ることは認められない。後日改めて内容を説明の上、各日毎に自署又は押印にて確認を受けること。)

(関係法令等)

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日号外厚生労働省令第 171 号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日号外厚生労働省令第 172 号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日号外厚生労働省令第 27 号）
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年 2 月 3 日号外厚生労働省令第 15 号）
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備、運営に関する基準（平成 24 年 2 月 3 日号外厚生労働省令第 16 号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 19 年 1 月 26 日障発第 0126001 号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 21 号）
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号）
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 13 号）
- ・ 介護給付費等に係る支給決定事務等について（令和 3 年 4 月版）
- ・ 障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（令和 3 年 4 月版）

【問い合わせ先】

明石市福祉局自立支援室障害福祉課自立支援係
TEL：078-918-1344（直通）FAX：078-918-5244
メールアドレス：shoufuku@city.akashi.lg.jp

令和3年度 厚生労働省障害者総合福祉推進事業

就労継続支援事業所における

就労支援事業の評価と会計処理基準に則した適正な運用にかかる調査研究



就労支援事業会計の 運用ガイドライン

令和3年度 厚生労働省障害者総合福祉推進事業
就労継続支援事業所における
就労支援事業の評価と会計処理基準に則した適正な運用にかかる調査研究

就労支援事業会計の 運用ガイドライン



1 ガイドライン作成の背景

2 目的と方向性

3 基本的な考え方

- 1) 就労支援事業会計とは
- 2) 就労支援事業会計の対象事業
- 3) 就労支援事業会計における会計区分
- 4) 就労支援事業会計における作成書類
- 5) 就労支援事業会計における利用者賃金・工賃への配分

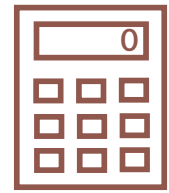
4 標準的な処理方法

- 1) 福祉事業活動と生産活動の会計区分
- 2) 共通経費の按分処理
- 3) 就労支援事業会計において留意すべき会計処理

5 資料

1 ガイドライン作成の背景

◎ 法人によって運用が異なる会計処理



就労移行支援、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業（以下、これらを「就労支援事業」といいます）における会計処理にあたっては、社会福祉法人は社会福祉法人会計基準により、社会福祉法人以外の法人は就労支援事業の会計処理の基準（以下、「就労支援事業会計処理基準」といいます）により、就労支援事業における生産活動に係る会計とその他の活動（以下、「福祉事業活動」といいます）に係る会計を区分すべきことが定められています。

しかしながら、実務上の問題点として、生産活動に係る会計に区分すべき経費か、福祉事業活動に係る会計に区分すべき経費かの判断基準に悩むケースが多いという意見が挙げられてきました。実際に、令和2年度障害者総合福祉推進事業「就労系障害福祉サービスにおける就労支援事業会計の管理の実態と会計処理における課題に関する調査研究」のアンケート調査では、各法人の解釈の違いにより、例えば地代家賃・水道光熱費・減価償却費等の同じ費目であっても、生産活動に係る会計に区分する法人、福祉事業活動に係る会計に区分する法人、共通経費として按分して両方の会計に区分する法人など、法人によって会計処理が異なる現状が浮き彫りとなりました。

◎ 会計処理の運用上の取扱いを明確化する必要性

他方で、例えば就労継続支援 A 型事業においては、生産活動収支が赤字の場合、経営改善計画を提出し、収支の改善に努めることが求められています。しかし、上記のように、法人によって会計処理に違いがあることから、たとえ同じ収支状況であっても、ある費目の会計区分を生産活動に係る会計に区分するか、福祉事業活動に係る会計に区分するかによって、生産活動収支が黒字となる法人と赤字となる法人とに分かれてしまうということも生じ得ます。これでは、本来把握したい生産活動収支の健全性を示す会計データになっていない可能性も出てきます。

このような問題をなるべく解消し、生産活動収支の実態を適切に把握するためには、会計処理の運用上の取扱いを示すことで、一定程度の統一を図る必要があると考えられます。

◎ 作成すべき会計書類が作成されていない現状

就労支援事業を行う法人は、会計年度ごとに生産活動収支の状況等を示す一定の会計書類を作成すべきこととなっています。しかしながら、前述の調査研究におけるアンケート調査では、法人の種別によって差はあるものの、作成していない法人が多数見受けられました。

社会福祉法人会計基準及び就労支援事業会計処理基準において、作成すべき会計書類が明示されているものの、その認識に不足があるという現状も浮き彫りとなりました。

2 目的と方向性

当ガイドラインは、就労支援事業における会計処理の実例や留意すべき事項、作成すべき会計書類などを分かりやすくお示しすることで、各法人での日々の会計処理が円滑に行われるための一助となることを第一の目的として策定したものです。

また、このようなガイドラインを策定することによって、実地指導の場面などで指定権者と各法人が会計基準に対する共通の理解を持つことができ、そのことによって、就労支援事業の経営強化と改善に向けたより具体的かつ実効的な相談・指導が可能となることも期待しています。

加えて、各法人の会計判断のばらつきが少なくなり均質化されていくことによって、特に就労継続支援 A 型事業において令和3年度より採用された事業の基本報酬算定のためのスコア方式における生産活動収支の評価等の各項目を、一定程度公平かつ公正な指標として機能させていくことも期待しています。



以上のような考え方から、当ガイドラインは以下のような方向性を目指して策定しました。

- ・ 標準的な処理例の提示による各法人での会計判断の円滑化・均質化
- ・ 処理例の提示による実地指導時における指定権者と法人の認識のずれの解消
- ・ 会計基準とこれに基づいて法人が作成すべき会計書類の再確認
- ・ 正しい会計処理による就労支援事業会計の公平・公正な事業評価

3 基本的な考え方

1) 就労支援事業会計とは

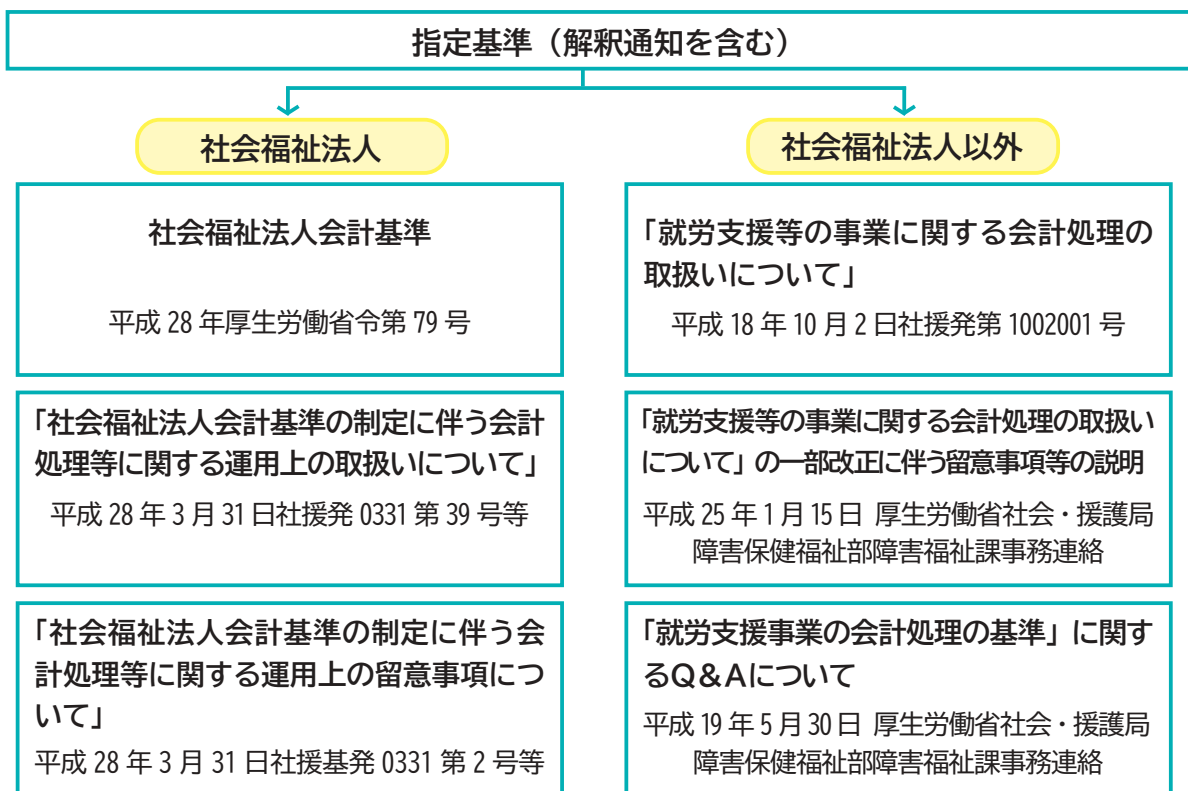
就労支援事業は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「指定基準」という。）において、指定事業所等ごとに経理を区分することが求められています。

さらに、指定基準（解釈通知※を含む）において、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を賃金・工賃として利用者へ支払われなければならないとされています。（各事業ごとの詳細はp.20を参照のこと）

適正な利用者賃金・工賃を算出するためには、生産活動における適切な原価管理を行う必要があることから、就労支援事業における会計について、社会福祉法人は社会福祉法人会計基準、社会福祉法人以外の法人は就労支援事業会計処理基準の定めるところにより、会計処理を行うこととされています。

※解釈通知＝「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号）

◎ 準拠すべき会計基準（通知・事務連絡を含む）

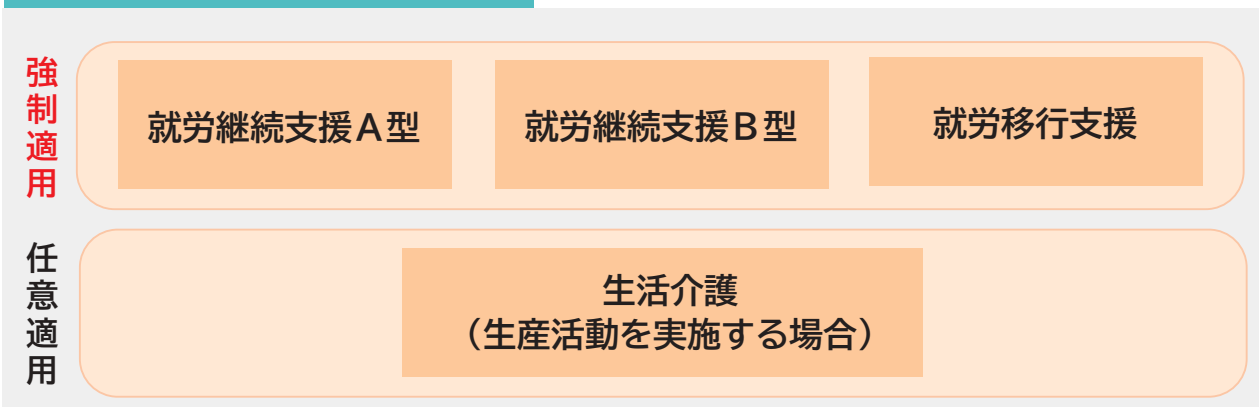


なお、社会福祉法人以外の法人は、それぞれの法人の種別毎に定められている会計基準（企業会計原則、公益法人会計基準等）にも準拠すべきことに留意してください。

2) 就労支援事業会計の対象事業

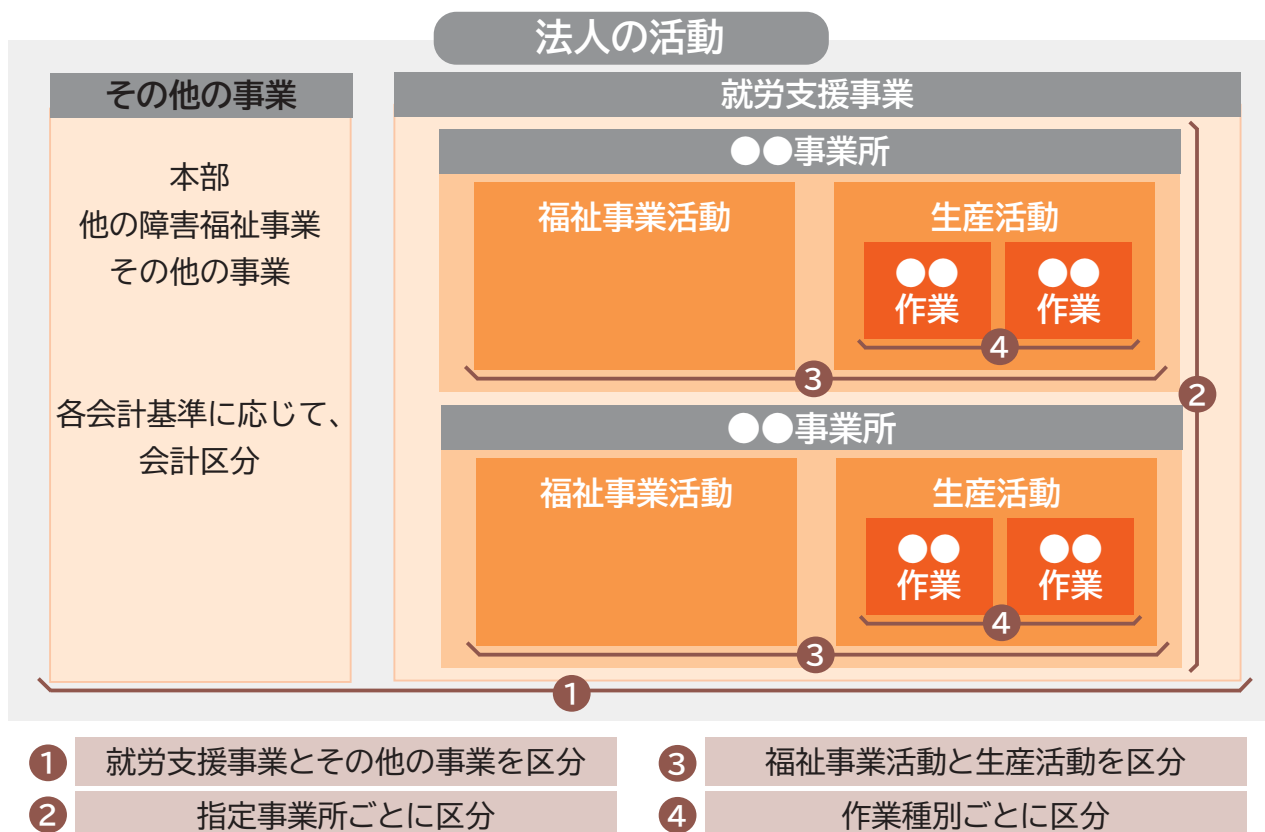
就労支援事業会計の対象となる事業は、「就労継続支援 A 型」「就労継続支援 B 型」「就労移行支援」となります。これらの事業に加えて、生産活動を実施している生活介護事業は、法人の選択により就労支援事業会計を適用することができます。

就労支援事業会計の対象事業



3) 就労支援事業会計における会計区分

就労支援事業会計では、適切な原価管理を行うため、生産活動に係る会計と福祉事業活動に係る会計とを明確に区分することが大きな特徴になります。また、同一事業所において複数の生産活動を行う場合には、原則として作業種別ごとに会計を区分することも求められます。

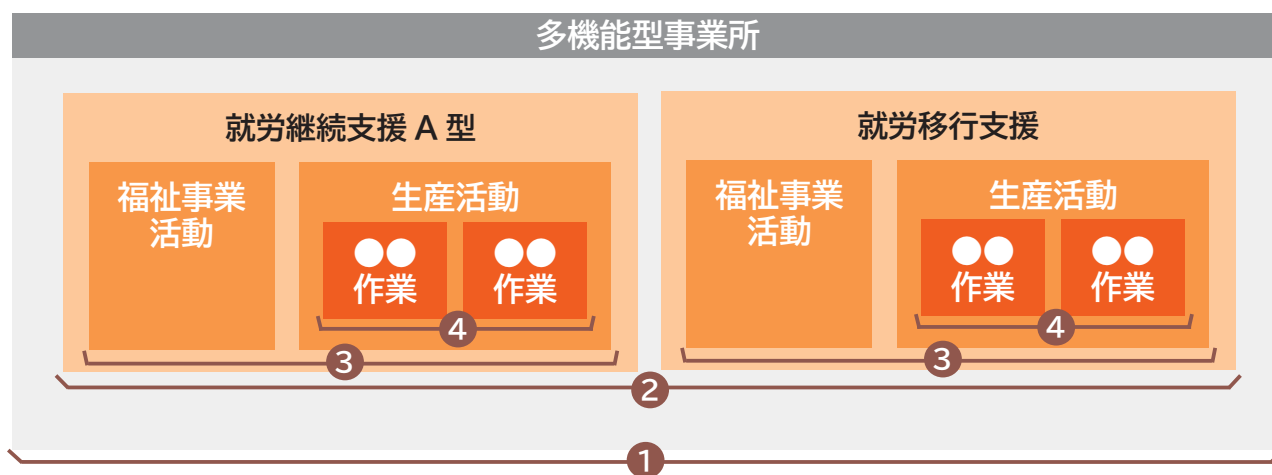


◎ 就労支援事業会計における会計区分の留意点

留意点①

多機能型事業所の場合は1つの指定事業所になりますが、さらに実施する就労支援事業ごとに会計区分を設けなければなりません。

Ex.) 多機能型事業所において、就労継続支援 A 型と就労移行支援を行う場合



- | | | | |
|---|-------------|---|----------------|
| ① | 指定事業所ごとに区分 | ③ | 福祉事業活動と生産活動を区分 |
| ② | 就労支援事業ごとに区分 | ④ | 作業種別ごとに区分 |

留意点②

多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区分することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略することができます。

4) 就労支援事業会計における作成書類



社会福祉法人以外の法人の作成書類

就労支援事業を行う社会福祉法人以外の法人は、就労支援事業会計処理基準により次の書類を作成することが義務付けられており、指定権者より求めがあった場合には提出が必要です。なお、各法人で準拠すべき会計基準により作成することとされている計算書類（法人全体の貸借対照表や損益計算書等）に加えて作成する必要があることに留意してください。

書類の名称 (*1)	書類の概要	対象法人
就労支援事業事業活動計算書 (別紙1)	就労支援事業全体の計算書	全ての法人 が作成
就労支援事業事業活動内訳表 (別紙2)	指定事業所ごとの損益の内訳表	複数の指定事業 所を運営する法人 のみ作成
就労支援事業別事業活動明細書 (表1) ※多機能型事業所の場合：(表5)	1つの指定事業所の生産活動に係る計算書	全ての法人が指定 事業所ごとに作成
就労支援事業製造原価明細書 (表2) ※多機能型事業所の場合：(表6)	1つの指定事業所の生産活動に係る製造業務 に係る費用の明細書	全ての法人が 「表2 + 表3」又 は「表4」のい ずれかを指定事 業所ごとに作成 (*2)
就労支援事業販管費明細書 (表3) ※多機能型事業所の場合：(表7)	1つの指定事業所の生産活動に係る販売業務 に係る費用の明細書	
就労支援事業明細書 (表4) ※多機能型事業所の場合：(表8)	1つの指定事業所の生産活動に係る費用の明 細書	
その他の積立金明細表 (別紙3) (*3)	積立金の増加及び減少状況を示す明細表	積立金を計上して いる全ての法人が 作成
その他の積立資産明細表 (別紙4) (*3)	積立金に対応する積立資産の増加及び減少状 況を示す明細表	積立資産を計上し ている全ての法人 が作成

(*1) 各法人で準拠すべき会計基準により、名称は変更可能です。(例：就労支援事業損益計算書、就労支援事業別損益明細書、等)

(*2) 生産活動に係る年間売上高が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合は、表2・表3の作成に替えて、表4の作成のみでよいこととされています。(表4の作成では、製造業務と販売業務に係る費用を区分する必要がないことから、会計処理は簡便的です)

(*3) 積立金及び積立資産の意義及び具体的な会計処理については、P31を参照してください。

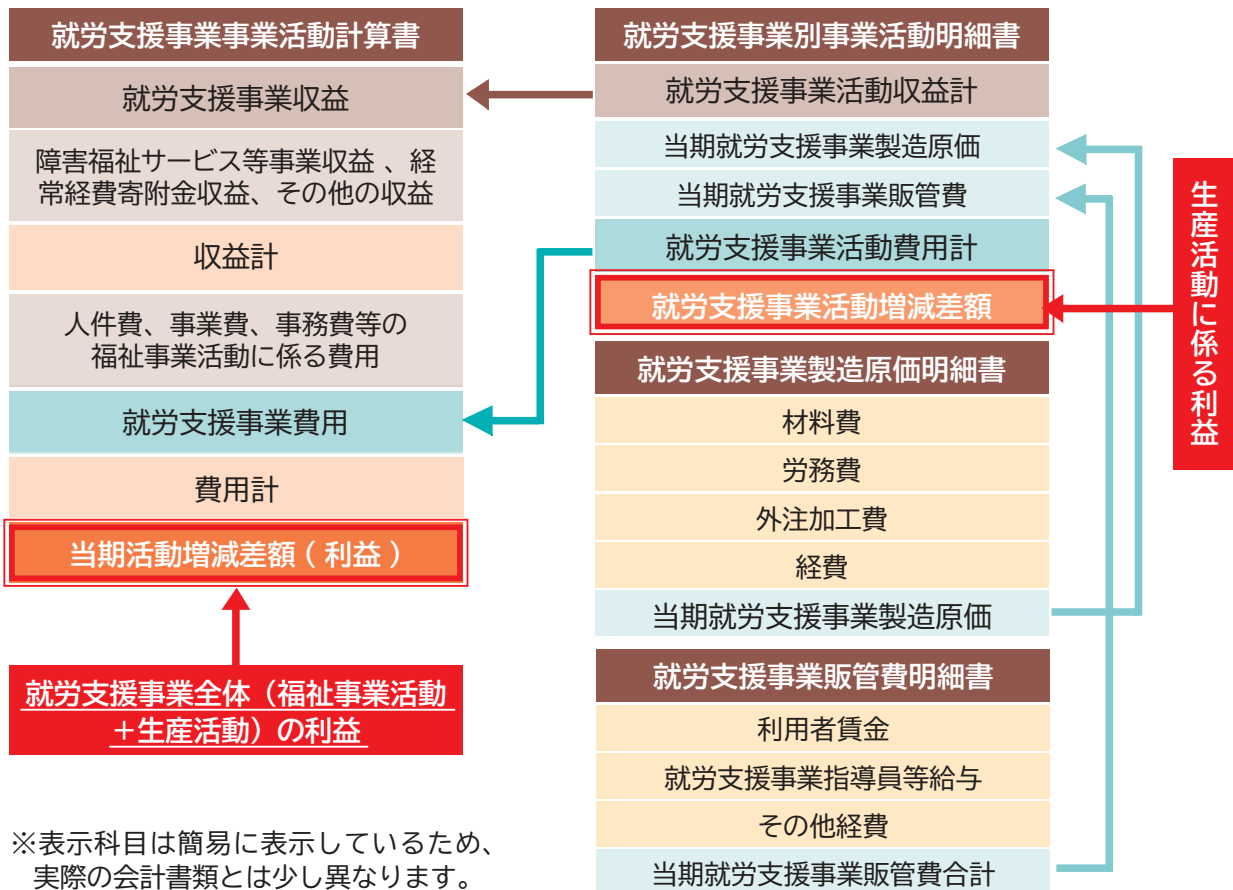
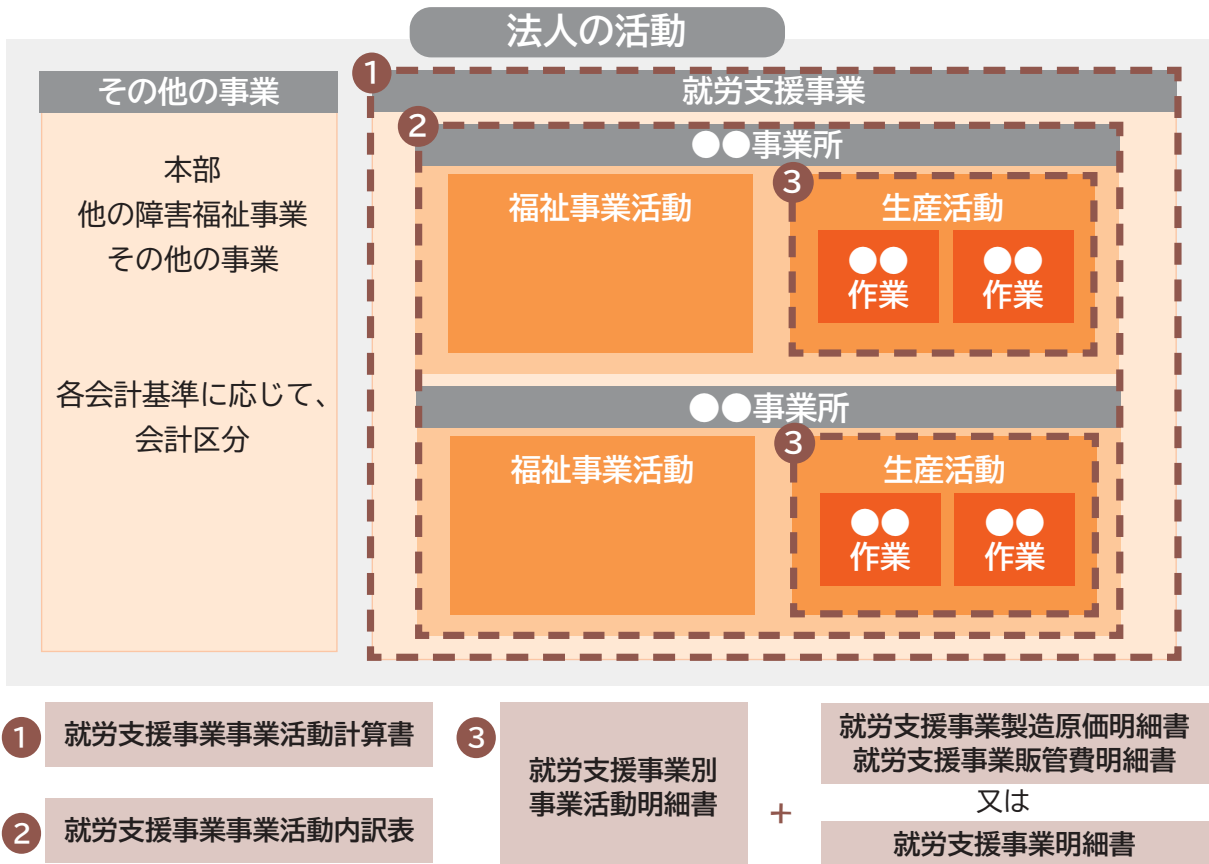
社会福祉法人の作成書類

就労支援事業を行う社会福祉法人は、社会福祉法人会計基準により、就労支援事業に関する会計書類を作成することになります。

社会福祉法人についても概ね上記と同様の書類を作成することとされていますが、社会福祉法人は拠点区分及びサービス区分という会計区分の単位により事業活動計算書及び附属明細書を作成することから、作成する書類に含まれる事業の範囲に違いが生じる可能性があります。

本ガイドラインでは、社会福祉法人が作成する具体的な書類については、説明を割愛します。

◎ 就労支援事業における決算書類の関係（概略） ※社会福祉法人以外の法人



◎ 各会計書類の作成例（多機能型事業所がない場合）

（参考様式）

各法人が準拠する会計基準の様式で可

別紙1

就労支援事業事業活動計算書
(自) 令和○年○月○日 (至) 令和○年○月○日 (単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	当年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス 収益	就労支援事業収益			
	障害福祉サービス等事業収益			
	経営経費寄附金収益			
	その他の収益			
	サービス活動収益計(1)			
サービス 活動 増減の 部	人件費			
	事業費			
	事務費			
	就労支援事業費用			
	利用者負担軽減額			
	減価償却費			
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△×××	△×××	
	徴収不能額			
	徴収不能引当金繰入			
	その他の費用			

生産活動に係る会計を
明確に区分する。

別紙2は、複数の事業所を
運営する場合に作成

別紙2

就労支援事業事業活動内訳表
自 令和○年○月○日 至 令和○年○月○日 (単位:円)

勘定科目		A事業所	B事業所	C事業所	事業所合計	内部取引消去	合計
サービス 収益	就労支援事業収益						
	障害福祉サービス等事業収益						
	経営経費寄附金収益						
	その他の収益						
	サービス活動収益計(1)						
サービス 費用	人件費						
	事業費						
	事務費						

例) 就労移行
支援のみ

例) 就労継続
支援 A 型のみ

例) 就労継続
支援 B 型のみ

A ~ C 事業所のそれぞれで、
各明細書(表1~3)又は
(表1, 表4)を作成する。

(表1) 就労支援事業別事業活動明細書

自 令和○年○月○日 至 令和○年○月○日

勘定科目		合計	〇〇作業	△△作業
収益	就労支援事業収益	X		
	就労支援事業活動収益計	X		
費用	就労支援事業販売原価	A+B+C-D		
	期首製品(商品)棚卸高	A		
	当期就労支援事業製造原価	B		
	当期就労支援事業仕入高	C		
	合計	A+B+C		
	期末製品(商品)棚卸高	D		
	差引	A+B+C-D		
	就労支援事業販管費	E		
	就労支援事業活動費用計	Y(=A+B+C-D+E)		
	就労支援事業活動増減差額	X-Y		

生産活動に係る売上高
(生産活動収入)

表2の数値が入る

表3の数値が入る

生産活動に係る利益

多種少額の生産
活動を行う等の理
由により、作業種
別ごとに区別する
ことが困難な場合
は、作業種別ごと
の区分を省略でき
る。(表1~4共通)

(表2) 就労支援事業製造原価明細書

自 令和〇年〇月〇日		至 令和〇年〇月〇日	
勘定科目	合 計	〇〇作業	△△作業
I 材料費			
1. 期首材料棚卸高			
2. 当期材料仕入高			
計			
3. 期末材料棚卸高			
当期材料費			
II 労務費			
1. 利用者賃金			
2. 利用者工賃			
3. 就労支援事業指導員等給与			
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入			
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用			
6. 法定福利費			
当期労務費			
III 外注加工費			
(うち内部外注加工費)			
当期外注加工費			
IV 経費			
1. 福利厚生費			
2. 旅費交通費			
3. 器具什器費			
4. 消耗品費			
5. 印刷製本費			
6. 水道光熱費			
7. 燃料費			
8. 修繕費			
9. 通信運搬費			
10. 会議費			
11. 損害保険料			
12. 賃借料			
13. 図書・教育費			
14. 租税公課			
15. 減価償却費			
16. 国庫補助金等特別積立金取崩額 (控除項目)			
17. 雑費			
当期経費			
当期就労支援事業製造総費用			
期首仕掛品棚卸高			
合 計			
期末仕掛品棚卸高			
当期就労支援事業製造原価			

製造部門の利用者の人件費 (賃金・工賃) を計上

指定基準で定める人員配置基準を超えて生産活動に専ら従事する職員 (報酬・加算で評価される職員を除く) の人件費を計上

多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区別することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略できる。(表1~4共通)

(表3) 就労支援事業販管費明細書

自 令和〇年〇月〇日		至 令和〇年〇月〇日	
勘定科目	合 計	〇〇作業	△△作業
1. 利用者賃金			
2. 利用者工賃			
3. 就労支援事業指導員等給与			
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入			
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用			
6. 法定福利費			
7. 福利厚生費			
8. 旅費交通費			
9. 器具什器費			
10. 消耗品費			
11. 印刷製本費			
12. 水道光熱費			
13. 燃料費			
14. 修繕費			
15. 通信運搬費			
16. 受注活動費			
17. 会議費			
18. 損害保険料			
19. 賃借料			
20. 図書・教育費			
21. 租税公課			
22. 減価償却費			
23. 国庫補助金等特別積立金取崩額 (控除項目)			
24. 徴収不能引当金繰入額			
25. 徴収不能額			
26. 雑費			
就労支援事業販管費合計			

販売部門の利用者の人件費 (賃金・工賃) を計上

指定基準で定める人員配置基準を超えて生産活動に専ら従事する職員 (報酬・加算で評価される職員を除く) の人件費を計上

多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区別することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略できる。(表1~4共通)

表1に入る

(表4) 就労支援事業明細書

自 令和〇年〇月〇日		至 令和〇年〇月〇日	
勘定科目	合 計	〇〇作業	△△作業
I 材料費			
1. 期首材料棚卸高			
2. 当期材料仕入高			
計			
3. 期末材料棚卸高			
当期材料費			
II 労務費			
1. 利用者賃金			
2. 利用者工賃			
3. 就労支援事業指導員等給与			
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰越入			
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用			
6. 法定福利費			
当期労務費			
III 外注加工費			
(うち内部外注加工費)			
当期外注加工費			
IV 経費			
1. 福利厚生費			
2. 旅費交通費			
3. 器具什器費			
4. 消耗品費			
5. 印刷製本費			
6. 水道光熱費			
7. 燃料費			
8. 修繕費			
9. 通信運搬費			
10. 受注活動費			
11. 会議費			
12. 損害保険料			
13. 賃借料			
14. 図書・教育費			
15. 租税公課			
16. 減価償却費			
17. 国庫補助金等特別積立金取崩額 (控除項目)			
18. 徴収不能引当金繰越額			
19. 徴収不能額			
20. 雑費			
当期就労支援事業製造総費用			
期首仕掛品棚卸高			
合計			
期末仕掛品棚卸高			
就労支援事業費			

利用者の人件費（賃金・工賃）を計上

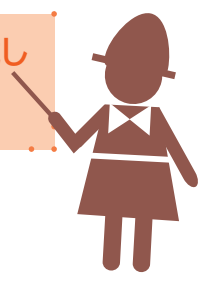
多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区別することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略できる。(表1～4共通)

指定基準で定める人員配置基準を超えて生産活動に専ら従事する職員（報酬・加算で評価される職員を除く）の人件費を計上

生産活動に係る年間売上高が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う理由により、製造業務と販売業務にかかる費用を区分することが困難な場合は、表2と表3に代えて、表4を作成すれば足りる。

表1に入る
(表1は「当期就労支援事業製造原価」を「就労支援事業費」と読み替え、「就労支援事業販管費」を削除して作成する)

※ 就労支援事業明細書の各勘定科目の説明を巻末の資料編に掲載していますので、ご活用ください。



5) 就労支援事業会計における利用者賃金・工賃への配分

利用者への賃金及び工賃に関しては、各事業の指定基準及び解釈通知において次のように定められています。

事業	内容
就労継続支援 A 型	(指定基準第 192 条) <ul style="list-style-type: none"> 生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。 賃金の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。 (解釈通知第11の3(4)) <ul style="list-style-type: none"> 指定就労継続支援A型事業については、原則として余剰金は発生しない(以下省略)
就労継続支援 B 型	(指定基準第 201 条) <ul style="list-style-type: none"> 利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
就労移行支援	(指定基準第 85 条、第 184 条) <ul style="list-style-type: none"> 生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
生活介護	



$$[\text{生産活動収入}] - [\text{生産活動に係る経費}] = [\text{利用者に支払う賃金・工賃}]$$

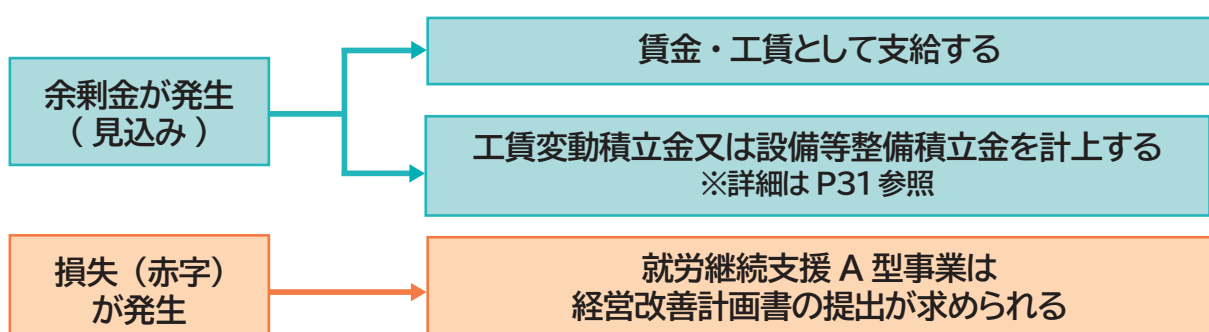
生産活動により余剰金が生じる場合は、全て賃金・工賃として支払うこととされているため、生産活動に係る余剰金は原則として生じません。

ただし、将来にわたって安定的に賃金・工賃を支給するため又は安定的かつ円滑に就労支援事業を継続するため、一定の条件の下に積立金を計上することが認められており、その年度に積立てた金額までは、生産活動に係る余剰金が生じてもよいこととされています。

※ここでいう生産活動収入及び生産活動に係る経費は、現預金の収支に基づくものではなく、収入は実現主義、経費は発生主義に基づく、いわゆる損益ベースにより計上されるものであることに留意してください。

特に、社会福祉法人においては、資金収支計算書における支払資金の増減に基づいて計上されるものではないことにも留意してください。

生産活動に係る余剰金の状況により求められる対応





Tips

◎ 正しい損益管理を行い、経営状況を管理しましょう

就労支援事業は、生産活動に係る余剰金を発生させないことが原則となりますので、生産活動に係る損益状況をタイムリーに把握していく必要があります。

また、社会福祉事業である就労支援事業の安定的かつ円滑な継続という面からも、それぞれの事業ごとに経営管理及び経営判断を行っていくことは必要不可欠であり、そのためにも就労支援事業会計を理解したうえで、適切に会計処理を行っていくことがとても重要になります。

特に、就労継続支援 A 型事業に関しては、生産活動において赤字を生じさせてはならないとされていますので、経営管理はとても重要な課題となります。

就労支援事業会計を適用することで、生産活動の損益状況を把握し、無駄なコストの削減、法人としての高コスト構造の是正、各事業の安定的な運営、事業収益の増大による賃金の増加等が可能となるよう経営管理を行っていく必要があります。

具体的には、以下のような取り組みが考えられますので、法人の実態に合わせて経営管理を正しく行ってください。

① コスト構造を把握して損益分岐点を算出し、販売価格を設定する

どれだけ頑張って生産活動をしていても、販売をすればするほど赤字となる価格設定をしては本末転倒です。まずは、いくら販売価格にすればきちんと利益が出るのかを把握しましょう。

② 年度ごとの事業計画及び予算を作成する

新たな年度が始まる前に、事業計画とそれに基づく予算を作成しましょう。生産活動によりいくら利益が見込め、利用者の方へいくら賃金・工賃を配分するかを予め試算して計画を立てましょう。

③ 月次決算により損益状況を早期把握し、タイムリーに対策を講じる

毎月決算を行い、②で作成した予算との乖離がどの程度あるかという観点で状況を確認します。計画通りに進んでいない場合は、何が問題なのか、どのようにすれば改善できるかをしっかり検討して、対策を講じましょう。

上記①の販売価格の設定について、以下に簡単な例を示します。

《例》 パンを製造し、販売する場合（年間200日営業、50個/日生産）



製造原価が1個50円のパンで期首と期末における在庫がなかったとし、販管費を100,000円とした場合の価格設定をしてみましょう。

製造原価 (10,000個 × @50円) 500,000円 + 販管費 100,000円 = 600,000円

600,000円 ÷ 10,000個 = 60円

(※ 上記の製造原価及び販管費には、利用者の賃金は含めずに計算することに留意してください。)

この計算により、10,000個のパンを販売する場合には、販売価格は1個60円が損益分岐点となり、賃金原資となる剰余金を生じさせるためにはそれ以上に設定する必要があることが分かります。

これをもとに販売価格を設定することになりますが、例えば1個110円で売るとして試算してみると、

販売価格 110円 - 1個あたり必要経費 60円 = 50円の差額(剰余金)が出るため、

50円 × 10,000個 = 500,000円相当を賃金総額に反映できることになります。

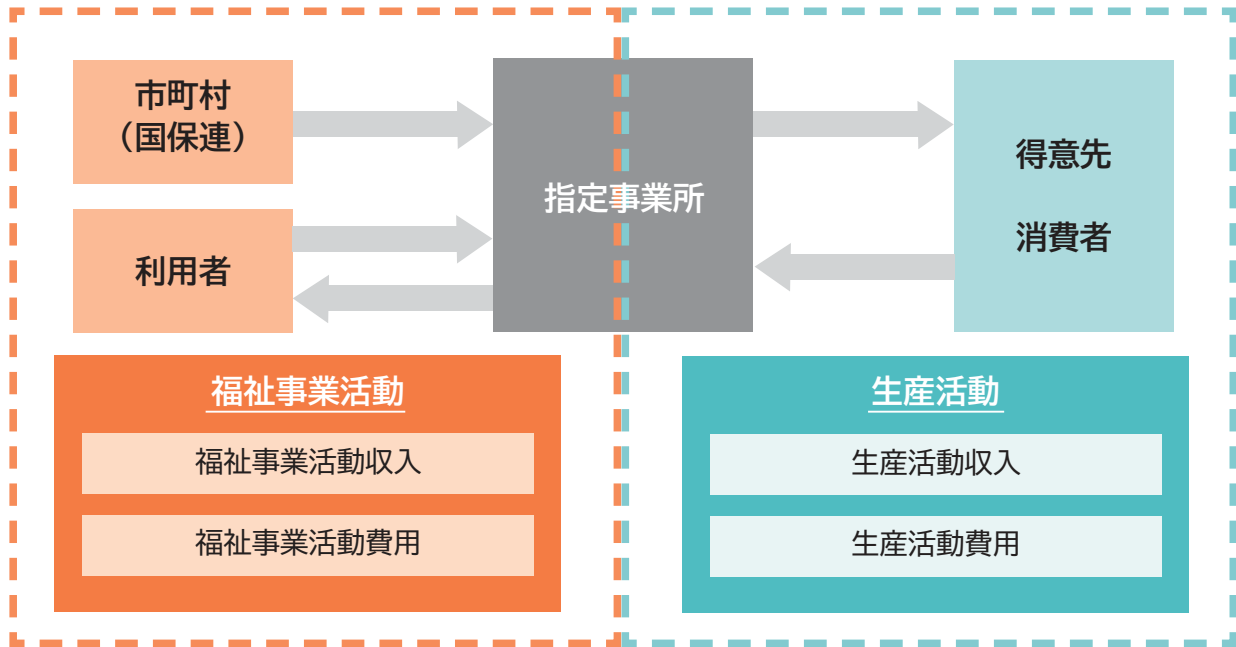
原則としてこの差額がなくなるように、目標賃金額合計を踏まえた1人当たりの賃金額を設定し、実際の販売価格の設定を行いましょう。

※ 上記の例では分かりやすく考えるために、販売数量を固定にしています。より厳密に損益分岐点及び剰余金の額を求めるためには、経費を変動費と固定費に区分して、販売価格だけでなく販売数量の目標も設定します。

4 標準的な処理方法

1) 福祉事業活動と生産活動の会計区分

就労支援事業という1つの事業であっても、福祉事業活動と生産活動とに会計を区分する必要があります。



◎ 福祉事業活動と生産活動に係る収入の区分

就労支援事業における収入は、福祉事業活動により生じた収入と生産活動により生じた収入を以下のように区分します。

福祉事業活動収入	生産活動収入
国保連からの自立支援給付費	生産活動により生じた収入 例) ✓ パン・クッキーなどの製品の販売収入 ✓ 仕入れた商品の販売収入 ✓ 下請け作業による加工賃収入 ✓ 清掃などの受託収入 等
利用者からの本人負担金、日用品等の実費負担金	
寄附金としての受領額	
その他、職員からの給食代や自動販売機収入等の雑収益	

※ 障害者雇用調整金・報奨金、特定求職者雇用開発助成金等については、生産活動により生じた収入とは言いがたく、福祉事業活動収入に区分するのが通例です。

◎ 福祉事業活動と生産活動に係る費用の区分

就労支援事業における経費は、福祉事業活動により生じた費用と生産活動により生じた費用を以下のように区分します。

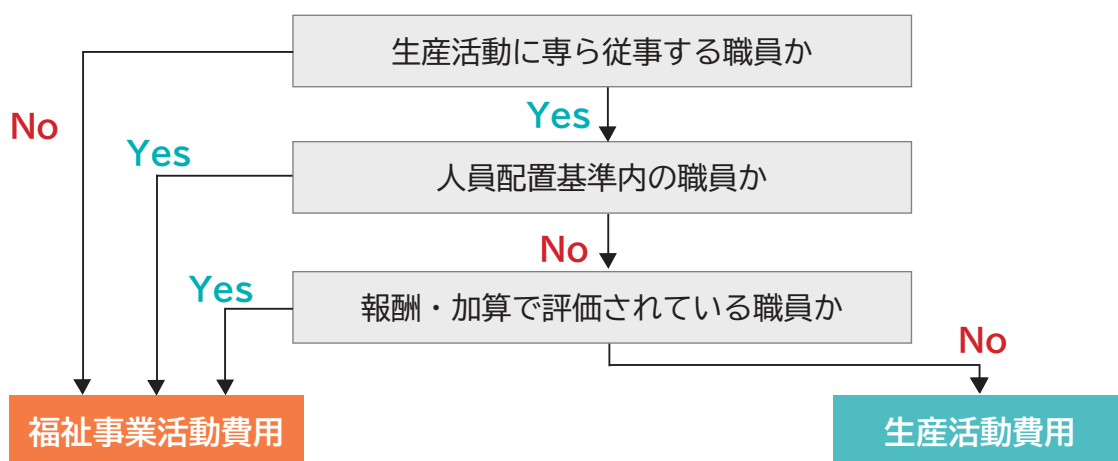


1つの事業所内で生じた経費をどちらに区分すべきかの判断に迷うことが想定されるケースとして、具体的な例を以下に記載します。

① 人件費（労務費）の区分

福祉事業活動収入を得るために必要な人員か、生産活動収入を得るために必要な人員かにより区分します。具体的には、生産活動に従事しない職員や指定基準に定める人員配置基準内の職員、報酬・加算で評価される職員は福祉事業活動費用として処理し、それ以外の職員は生産活動費用として処理します。

※ ただし、生産活動と福祉事業活動の両方に従事している場合や他の事業所との兼務をしている場合などは、法人で合理的な基準に基づき決定した按分方法により按分して費用計上することが必要です。



▶ 報酬・加算で評価されている職員とは？

- ✓ 就労継続支援 A 型事業又は B 型事業において、手厚い就労支援体制（「7.5:1」以上）をとってサービス費（Ⅰ）（B 型事業はサービス費（Ⅲ）を含む）により報酬算定している場合における当該支援体制の人員基準内の職員
- ✓ 就労継続支援 A 型事業における賃金向上達成指導員配置加算や就労継続支援 B 型事業における目標工賃達成指導員配置加算の対象としている職員



② その他の経費の区分

人件費以外の経費の区分例を以下に記載します。

なお、法人が行う生産活動の業種・業態によりさまざまな経費が想定されますので、各法人の取引の実態に即した合理的な区分により、福祉事業活動費用と生産活動費用との区分を行ってください。P30のTIPSでもQ&Aを設けていますので、参考にしてください。

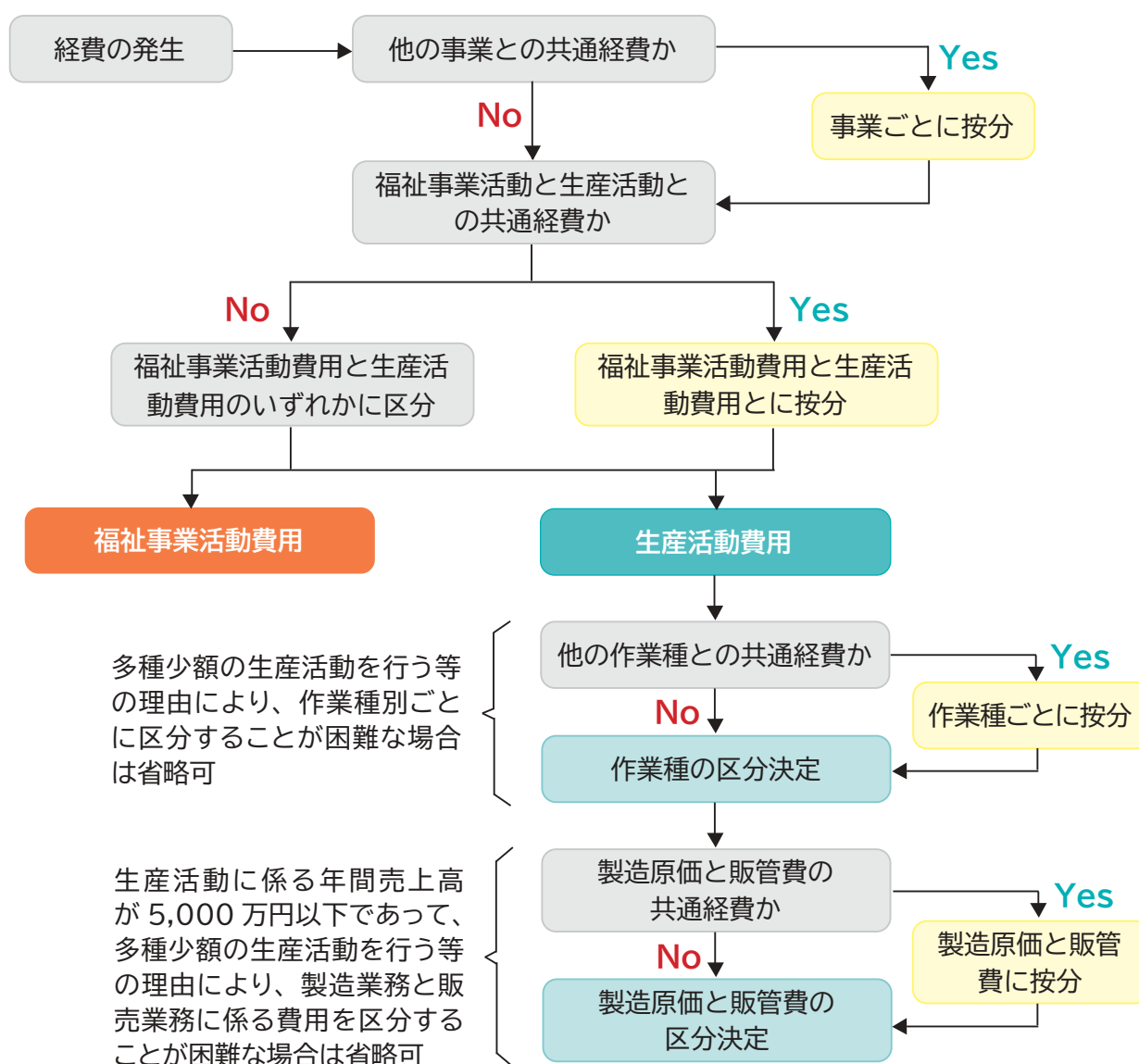
経費の内容	区分判定
家賃、共益費等	<p>【判定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定を受けた事業所（訓練・作業室を含む）の家賃、共益費等は、福祉事業活動費用として処理 商品・製品保管専用の倉庫の賃借料等、専ら生産活動に要する費用は、生産活動費用として処理 <p>【考え方】</p> <p>指定を受ける事業所は、指定基準に定める設備基準を満たす必要があり、訓練・作業室を含めて利用者支援の場であると考えられますので、その事業所に係る家賃、共益費等は福祉事業活動費用として計上します。</p>
建物（附属設備を含む）の減価償却費、修繕費、損害保険料、保守料等	<p>【判定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定を受けた事業所（建物）に係る減価償却費等は、福祉事業活動費用として処理 商品・製品保管専用の倉庫に係る減価償却費等、専ら生産活動に要する費用は、生産活動費用として処理 <p>【考え方】</p> <p>家賃、共益費等と同様の考え方となります。</p>
器具及び備品や機械装置、車両運搬具等の減価償却費	<p>【判定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の支援や事務運営に必要な器具及び備品等に係る減価償却費は、福祉事業活動費用として処理 生産活動に要する器具及び備品等に係る減価償却費は、生産活動費用として処理 <p>【考え方】</p> <p>その固定資産の使用実態により、いずれの区分に属する経費とするかを決定します。なお、どちらの区分にも属する経費であれば、共通経費として按分計上します。</p>
水道光熱費（電気代・ガス代・水道代）	<p>【判定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産活動を行うことにより増加する部分の水道光熱費は、生産活動費用として処理 上記以外の水道光熱費は、福祉事業活動費用として処理 <p>【考え方】</p> <p>例えばガスを生産活動でしか使用しない場合はガス代の全額を生産活動費用として処理するなど、使用実態により生産活動を行うことで増加する部分の水道光熱費の額を特定します。なお、特定することが難しい場合には、共通経費として按分計上します。</p>
健康診断、予防接種費用	<p>【判定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の健康診断費用等は、福祉事業活動費用として処理 職員の健康診断費用等は、各職員の人件費の区分に応じて処理 <p>【考え方】</p> <p>利用者の健康保持のための適切な措置を講じることは指定基準に定められており、その措置に係る経費は、利用者支援に必要なものと考えられますので、福祉事業活動費用として処理します。</p> <p>一方で、職員に係る健康診断費用等については、P25の人件費の区分に準じて判定します。</p>

2) 共通経費の按分処理

複数の事業間（多機能型事業所として複数事業を行う場合を含む）、福祉事業活動と生産活動間、作業種別、製造原価と販管費において、共通経費が発生することがあります。共通経費は、合理的な基準に基づき適正に按分処理をする必要があります。

その按分方法は、一律に定められるものではなく、各法人が事業の実態に応じて按分方法を決定し、明確かつ適正な賃金・工賃の算出をするための基準として活用します。

経費処理のフローチャート



継続して採用している共通経費の按分基準を実地指導の際にも提示できるように「**按分基準表**」を作成するようにしてください。

利益操作を防止する観点等から、一度採用した按分基準は、継続性の原則にしたがい、合理的な理由がない限りはみだりに変更してはなりません。

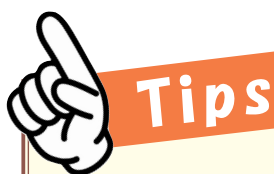


◎ 共通経費の按分基準例

- ・「介護保険の給付対象事業における会計の区分について（H13.3.28 老健局課長通知）」を参考に、就労支援事業で使用されることが想定される勘定科目をもとに作成していますが、これによりがたい場合は、実態に即した合理的な按分方法によることとして差し支えありません。
- ・社会福祉法人会計基準による勘定科目の科目例となりますので、各法人で準拠する会計基準による勘定科目に置き換えて使用してください。
- ・生産活動費用は就労支援事業明細書の科目例となりますので、就労支援事業製造原価明細書、就労支援事業販管費明細書を作成する場合は、それらの科目に置き換えて使用してください。
- ・1つの就労支援事業所内で福祉事業活動費用と生産活動費用との共通経費を按分する場合には、例えば延利用者数割合や職種別人員配置割合などの適用はないことに留意してください。

想定される勘定科目例		按分方法	
福祉事業活動費用	生産活動費用	原則	原則が困難な場合
人件費	労務費		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員給料 ・ 職員賞与 ・ 非常勤職員給与 ・ 派遣職員費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労支援事業指導員等給与 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務時間割合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職種別人員配置割合 ・ 届出人員割合 ・ 延利用者数割合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 賞与引当金繰入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入 		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 退職給付費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労支援事業指導員等退職給付費用 		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定福利費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定福利費 		
事業費・事務費	経費		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 給食費 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実際食数割合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延利用者数割合 ・ 収入割合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 福利厚生費 ・ 職員被服費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福利厚生費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与費割合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延利用者数割合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅費交通費 ・ 通信運搬費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅費交通費 ・ 通信運搬費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延利用者数割合 ・ 職種別人員配置割合 ・ 給与費割合 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 諸会費 ・ 雑費 ・ 渉外費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雑費 (諸会費、渉外費などの科目を設定している場合は、その科目) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費金額 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延利用者数割合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗器具備品費 ・ 事務消耗品費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 器具什器費 ・ 消耗品費 		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受注活動費 		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議内容による事業個別費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延利用者数割合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道光熱費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道光熱費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ メーター等による測定割合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物床面積割合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 修繕費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修繕費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物修繕は、当該修繕部分 ・ 建物修繕以外は事業個別費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物床面積割合

想定される勘定科目例		按分方法	
福祉事業活動費用	生産活動費用	原則	原則が困難な場合
事業費・事務費	経費		
・ 車両費	・ 燃料費 (自動車用燃料費の場合)	・ 使用高割合(距離数等)	・ 送迎利用者数割合 ・ 延利用者数割合
・ 賃借料 ・ 土地建物賃借料	・ 賃借料	・ 使用割合	・ 建物床面積割合
・ 保険料	・ 損害保険料	・ 建物床面積割合 ・ 自動車関係は送迎利用者数割合又は使用高割合 ・ 損害保険料等は延利用者数割合	—
・ 租税公課	・ 租税公課		
・ 保守料	・ 雑費 (保守料などの科目を設定している場合は、その科目)	・ 保守契約対象物件の設置場所等に基づき事業個別費	・ 延利用者数割合
・ 業務委託費	・ 雑費 (業務委託費などの科目を設定している場合は、その科目)	・ 消費金額	(寝具) ・ 延利用者数割合 (給食) ・ 延利用者数割合 ・ 実際食数割合 (その他) ・ 建物床面積割合 ・ 延利用者数割合
・ 研修研究費	・ 図書・教育費	・ 研修内容等、目的、出席者等の実態に応じた事業個別費	・ 延利用者数割合
・ 減価償却費	・ 減価償却費	(建物、構築物等) ・ 建物床面積割合 (車両運搬具、機械及び装置等) ・ 使用高割合 (その他) ・ 延利用者数割合	(建物、構築物等) ・ 延利用者数割合 (車両運搬具、機械及び装置等) ・ 延利用者数割合
・ 徴収不能額	・ 徴収不能額	・ それぞれの個別発生金額	・ 収入割合
・ 徴収不能引当金繰入額	・ 徴収不能引当金繰入額	・ 債権金額に引当率を乗じた金額	・ 延利用者数割合
・ 支払利息	—	・ 事業借入目的の借入金に対する期末残高割合	・ 借入金が主として土地建物の取得の場合は建物床面積割合 ・ それ以外は、延利用者数割合



【Q】経費を福祉事業活動費用と生産活動費用とに区分する具体例を教えてください。

【A】例えば、以下のようなものが考えられます。

◆ **車両関係の経費（ガソリン代、車検代、自動車保険料等）**

利用者の送迎用車両は福祉事業活動費用に、それ以外の生産活動用車両（配達・営業活動等）は生産活動費用に区分します。

◆ **携帯電話代等の通信費**

利用者の支援者用（管理者、サービス管理責任者等）は福祉活動事業費用に、配達・営業職員用は生産活動費用に区分します。

◆ **損害保険料**

指定事業所（建物）の火災保険や施設賠償責任保険は福祉事業活動費用に、生産物賠償責任保険や生産活動用の機械保険は生産活動費用に区分します。

◆ **パソコンやタブレット等のリース料**

事務用（給付費請求・サービス提供記録・会計管理等）は福祉事業活動費用に、生産活動（売上管理・顧客管理・入出荷管理等）は生産活動費用に区分します。

複数台のリース料であれば、1台あたりのリース料を算出して、用途ごとにそれぞれの台数分を計上します。

【Q】共通経費に該当するかどうかの区分、共通経費を按分する具体例を教えてください。

【A】例えば自動車の例で以下のように考えてみましょう。ただし、按分方法は自社の実情に合わせて最も合理的な基準を決定してください。

◆ **農作物や農機具の輸送に使用する軽トラック**

生産活動である農業でしか使用しない自動車であるため、この自動車に関連して発生する経費は共通経費には該当せず、100%が生産活動費用に区分されます。

◆ **利用者の送迎用にも、商品配達用にも使用するバン**

利用者の送迎に要する経費は福祉事業活動費用に、商品配達に要する経費は生産活動費用となりますので、この自動車に関連して発生する経費は共通経費に該当します。

共通経費の按分の仕方としては、運行記録簿に記録した走行距離をもとに按分することが考えられます。

（例）利用者送迎：2,500 km / 年

商品配達：7,500 km / 年 使用の場合

→福祉事業活動費用：25%、生産活動費用：75%



3) 就労支援事業会計において留意すべき会計処理

◎ 積立金について

就労支援事業においては、原則として剰余金は発生せず、就労支援事業別事業活動明細書における就労支援事業活動増減差額は生じないこととなりますが、将来にわたって安定的に賃金・工賃を支給するため又は安定的かつ円滑に就労支援事業を継続するため、下記の留意事項に記載した条件を満たす場合は、就労支援事業活動増減差額から一定の金額を次の2種類の積立金として計上することができます。なお、積立金を積み立てるには理事会等の議決が必要であり、これを取り崩す場合にも同様の手続きが必要です。

種類	説明	各年度における積立額の限度	積立上限額
工賃変動積立金	将来の一定の賃金・工賃水準を下回った場合に、賃金・工賃を補填することに備える目的で計上する積立金	過去3年間の平均賃金・工賃の10%以内	過去3年間の平均賃金・工賃の50%以内
設備等整備積立金	生産活動に要する設備等の更新又は新たな業種への展開を行うための、設備等の導入に備える目的で計上する積立金	就労支援事業収入の10%以内	就労支援事業資産の取得価額の75%以内

留意事項

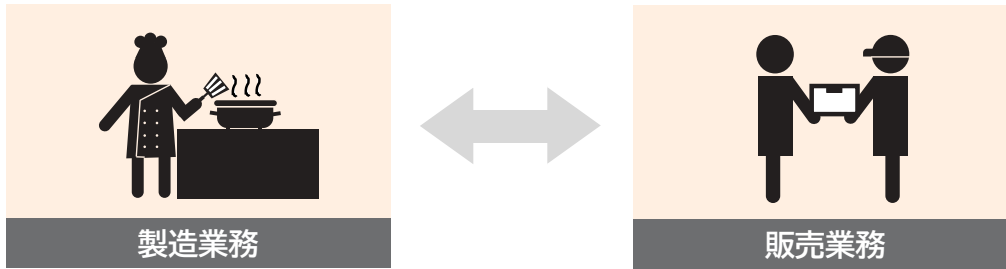
【積立て】

- ・ 積立金は、社会福祉法人は事業活動計算書（第2号第4様式）、社会福祉法人以外の法人は就労支援事業活動計算書（別紙1）の当期末繰越金活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額の範囲内で計上します。
- ・ 積立金の計上時期は、就労支援事業活動増減差額が生じた年度の計算書類に反映させます。（計算書類の承認を決議する理事会等を開催する年度ではありません）
- ・ 積立金は、当該年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払額が、前年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払い実績額を下回らない場合に限り計上できます。
- ・ 積立金を計上する場合は、同額の積立資産（積立金の使用目的に充てる財源を確保するため、積み立てられる現預金等をいい、固定資産に区分）を計上しなければなりません。

【取崩し】

- ・ 工賃変動積立金及びそれに対応する積立資産は、保障すべき一定の工賃水準（天災等により工賃が大幅に減少した年度を除き、過去3年間の最低工賃をいう）を下回った年度について、取り崩して工賃を補填し、補填された工賃を利用者に支給します。
- ・ 設備等整備積立金及びそれに対応する積立資産は、生産活動に要する設備等の更新、新たな生産活動への展開を行うための設備等を導入した場合に、取り崩します。
- ・ その他の目的のために取り崩して流用することは、認められません。ただし、就労支援事業に伴う自立支援給付費収入の受取時期が2ヶ月以上遅れる場合に限り、一時繰替使用はできます。その場合でも、自立支援給付費収入により必ず補填しなければならず、積立金の目的の達成に支障を来たさないようにしなければなりません。

◎ 製造原価と販管費の区分



原則

製造業務に係る費用と販売業務に係る費用とをそれぞれ「製造原価」「販管費」として区分

① 製品を製造販売する生産活動の場合

製造業務と販売業務とを明確に区分して、それぞれの業務に係る経費に区分します。例えば、製造業務に携わる利用者の賃金・工賃は製造原価に、販売業務に携わる利用者の賃金・工賃は販管費に区分します（共通経費がある場合は、按分処理）。

② 製品の製造を伴わない生産活動の場合

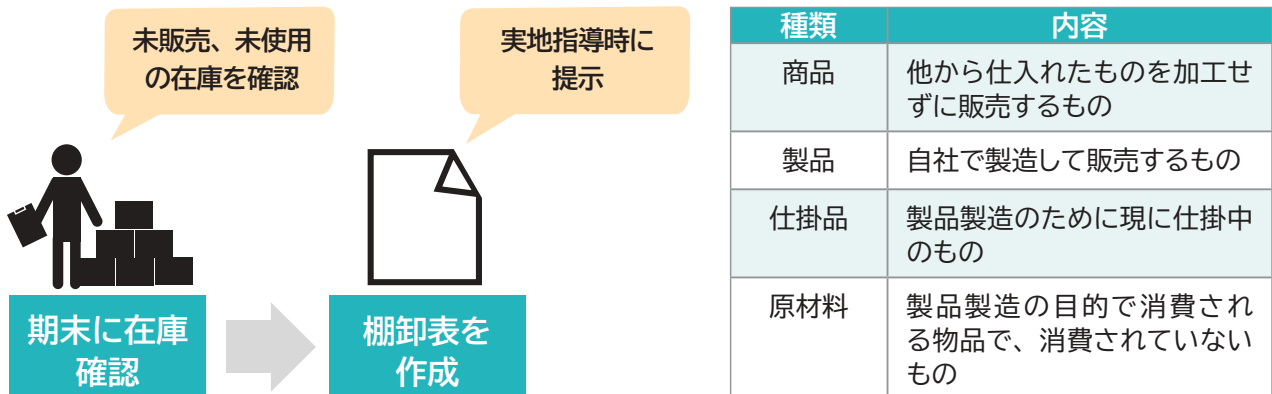
製造業務がないため、利用者の賃金・工賃も含めて、全て販売業務に係る経費として販管費のみに計上します。

例外

各指定事業所ごと（多機能型事業所は各就労支援事業ごと）の生産活動に係る年間売上が5,000万円以下で、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合は、「製造原価」「販管費」の区分は不要

◎ 棚卸資産

商品や製品などの棚卸資産については、商品や製品を販売等した時に費用として処理することとなります。したがって、期末時点でまだ販売等していない製品や商品などがある場合には、それらは資産として計上しなければならず、期中に費用計上している場合には、その費用を除外する決算整理を行う必要があります。



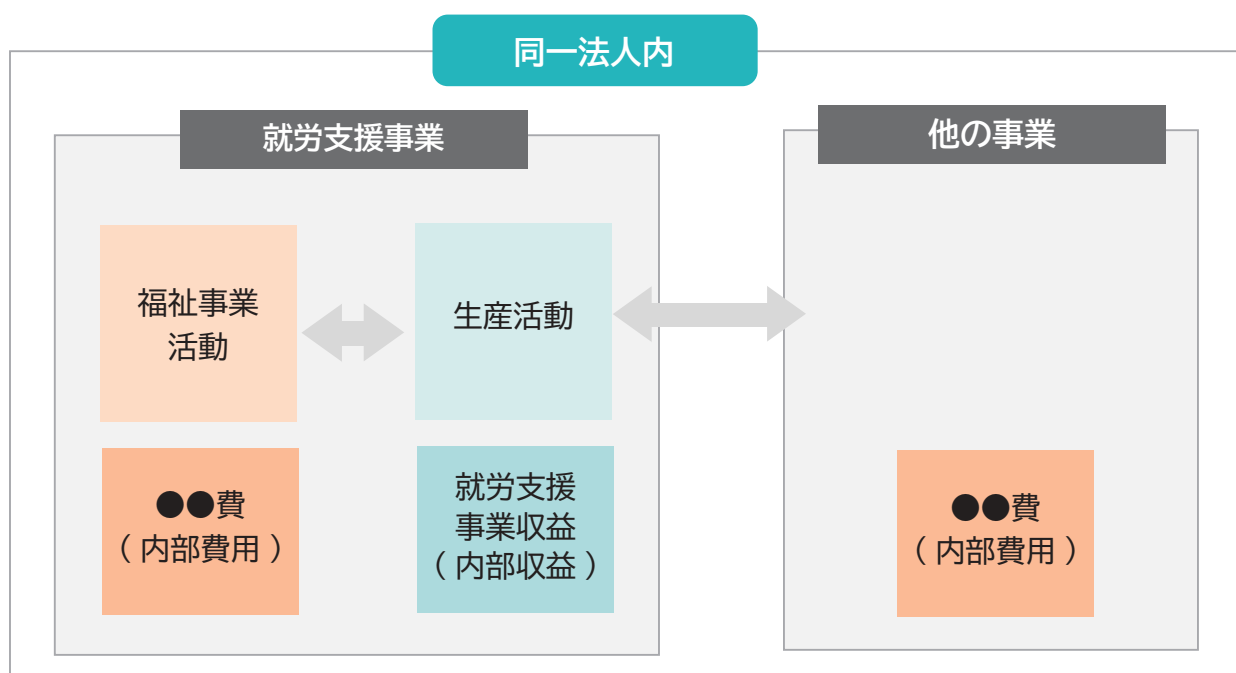
棚卸資産の評価方法例（在庫計上する各棚卸資産の単価を決定する方法）

個別法	先入先出法	総平均法	移動平均法	売価還元法	最終仕入原価法
-----	-------	------	-------	-------	---------

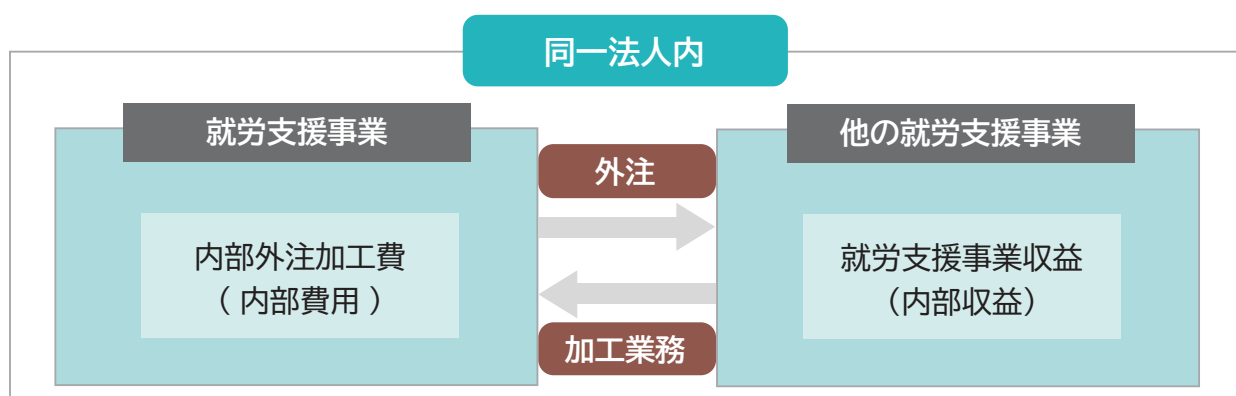
◎ 法人内部の生産活動

生産活動による商品や製品を法人内部で消費したり、法人内部の清掃活動等を生産活動として行う場合であっても、生産活動収入として計上します。ただし、内部間の取引価格を過大又は過小に設定するようなことは認められません。例えば、外部へ販売する金額と同じ価格に設定する、仮にその業務を法人外部へ委託するとした場合の価格を参考にする等、内部の取引設定価格に合理性があることが求められます。

例) 生産活動で製造したクッキーを、会議用の茶菓子として消費した。



例) 他の就労支援事業へ外注加工を委託した



- ✓ 消費税を納税している法人は、内部取引については消費税の課税対象とはならないことに留意してください。
- ✓ 全体の計算書類を作成する場合は、内部取引は相殺消去して表示しますが、就労支援事業別事業活動明細書では、それぞれの生産活動収入及び生産活動費用に含めて表示することに留意してください。



5 資 料

◎ 就労支援事業明細書（表4）勘定科目の説明

※勘定科目は社会福祉法人会計基準に準じた記載にしていますが、それぞれが準拠する会計基準に基づく勘定科目に変更して差し支えありません。

なお、勘定科目の説明欄に記載される「就労支援事業」は、「生産活動」と同義になります。

勘定科目	説明	例
材料費	就労支援事業に関する当該会計年度の材料の受入高をいう。	
期首材料棚卸高	期首における主要材料及び補助材料（商品を含む）の棚卸高をいう。	<u>前期末に在庫として計上された、製造材料</u>
当期材料仕入高	当期における主要材料及び補助材料（商品を含む）の仕入高をいう。	<u>当期に購入した製造材料（仕入れに付随する運搬費用も含む）</u>
期末材料棚卸高	期末における主要材料及び補助材料（商品を含む）の棚卸高をいう。	<u>当期末に在庫として計上された、製造材料</u>
当期材料費	「期首材料棚卸高」＋「当期材料仕入高」－「期末材料棚卸高」	
労務費	就労支援事業に関する当該会計年度の労務費	
利用者賃金	就労支援事業に係る利用者に支払う作業賃金をいう。	雇用契約を締結した利用者に支払う給与・賞与（就労継続支援A型事業所のみ）
利用者工賃	就労支援事業に係る利用者に支払う作業工賃をいう。	雇用契約を締結しない利用者に支払う工賃
就労支援事業指導員等給与	就労支援事業に従事する職業指導員等に支払う給料、賞与等をいう。	指定基準で定める人員配置基準を超えて生産活動に専ら従事する職員（報酬・加算で評価される職員を除く）等に支払う人件費
就労支援事業指導員等賞与引当金繰入	就労支援事業に従事する職業指導員等に対する翌会計期間に確定する賞与の当該会計期間に係る部分の見積もり額をいう。	
就労支援事業指導員等退職給付費用	就労支援事業に従事する職業指導員等に支払う退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額をいう。	
法定福利費	就労支援事業に従事する職業指導員等に関し、法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用をいう。	
外注加工費	外部に依頼した加工費の支払額をいう。 ※同一法人内の他の会計区分に外注加工を依頼した場合は、その加工費を「うち内部外注加工費」としてカッコ書きで再掲する。	製造工程のなかで、外部に加工を依頼した場合の委託費
経費	就労支援事業に関する当該会計年度の作業経費をいう。	
福利厚生費	就労支援事業に従事する職業指導員等の者の健康診断その他福利厚生のための費用をいう。	健康診断費用、慶弔金等（利用者の健康診断料等は含まない）
旅費交通費	就労支援事業に係る出張旅費及び交通費をいう。	材料の買い付け、販売店への商品運搬の旅費等
器具什器費	就労支援事業に直接必要な器具、什器類で、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。	内職用のミシン、飲食店の厨房用機器、皿等

勘定科目	説明	例
消耗品費	就労支援事業に直接必要な消耗品で、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。	製造に係るラッピング代、販売用のレジ袋等
印刷製本費	就労支援事業に必要な書類、諸用紙、関係資料等の印刷代及び製本代をいう。	利用者への作業指示書、見積書、請求書等の印刷用紙代等
水道光熱費	就労支援事業に直接必要な電気、ガス、水道等の使用料をいう。	生産活動により増加する電気代、ガス代、水道代
燃料費	就労支援事業に直接必要な灯油、重油等の燃料及び自動車用燃料費をいう。	製造工程に必要な重油、商品運搬用の車両のガソリン代等
修繕費	就労支援事業に係る建物、器具及び備品等の修繕費又は模様替の費用をいう。建物器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。	製造用機械、製品・商品の収納棚、作業台の修理代等
通信運搬費	就労支援事業に係る電話、ファックスの使用料及び切手代、葉書代その他通信運搬に要する費用をいう。	商品の運搬費用、販売店舗の電話代・携帯代、販売先への文書通信費等
受注活動費	就労支援事業における受注活動に係る経費をいう。	見込客へのDMや販売商品のパンフレット等、受注するために必要となる活動費用
会議費	就労支援事業に係る会議等の茶菓子代、食事代等をいう。	取引先や社内の会議の際に要した飲食代等
損害保険料	就労支援事業に係る建物、器具及び備品等に係る損害保険契約に基づく保険料をいう。	商品保管用倉庫の火災保険料、商品運搬用車両の自動車保険料等
賃借料	就労支援事業に直接必要な機械器具等の賃料をいう。	製造用機械、商品運搬用車両、レジスター等のリース料やレンタル料
図書・教育費	就労支援事業に係る新聞、図書、印刷物等の経費をいう。	生産活動に関する書籍や教材、情報誌等
租税公課	就労支援事業に係る租税公課をいう。	生産活動の売上に係る消費税、商品運搬用車両の自動車税、書類の印紙税等
減価償却費	就労支援事業に係る固定資産の減価償却の額をいう。	製造用機械、商品運搬用車両等の減価償却費
国庫補助金等特別積立金取崩額（控除項目）	就労支援事業に係る国庫補助金等の支出対象経費（主として減価償却費）の期間費用計上に対応して取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。	生産活動に要する固定資産に対して交付を受けた補助金のうち、当期計上した減価償却費に対応して取り崩した額（国、地方公共団体だけでなく、民間団体からの助成金を含む）

勘定科目	説明	例
徴収不能引当金繰入額	徴収不能引当金に繰入れる額をいう。	期末の生産活動の売掛金に対して、回収不能額を見積もった場合のその見積額
徴収不能額	金銭債権の徴収不能額のうち、徴収不能引当金で填補されない部分の金額をいう。	生産活動の売掛金が回収できないことが確定した場合に計上する貸倒損失
雑費	就労支援事業に係る経費のうち、上記のいずれにも属さないものをいう。	上記の科目のいずれにも該当しない経費
期首仕掛品棚卸高	期首における仕掛品の棚卸高をいう。	
期末仕掛品棚卸高	期末における仕掛品の棚卸高をいう。	
就労支援事業費	「材料費」＋「労務費」＋「外注加工費」＋「経費」 ＋「期首仕掛品棚卸高」－「期末仕掛品棚卸高」	

就労支援事業事業活動計算書
 (自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日

(単位:円)

勘定科目		当年度決算 (A)	当年度決算 (B)	増減 (A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	就労支援事業収益 障害福祉サービス等事業収益 経営経費寄附金収益 その他の収益			
	サービス活動収益計 (1)			
	費用			
人件費 事業費 事務費 就労支援事業費用 利用者負担軽減額 減価償却費 国庫補助金等特別積立金取崩額 徴収不能額 徴収不能引当金繰入 その他の費用	△×××	△×××		
サービス活動費用計 (2)				
サービス活動増減差額 (3) = (1) - (2)				
サービス活動外増減の部	収益			
	借入金利息補助金収益 受取利息配当金収益 有価証券評価益 有価証券売却益 投資有価証券評価益 投資有価証券売却益 その他サービス活動外収益			
	サービス活動外収益計 (4)			
	費用			
支払利息 有価証券評価損 有価証券売却損 投資有価証券評価損 投資有価証券売却損 その他のサービス活動外費用				
サービス活動外費用計 (5)				
サービス活動外増減差額 (6) = (4) - (5)				
経常増減差額 (7) = (3) + (6)				
特別増減の部	収益			
	施設整備等補助金収益 施設整備等寄附金収益 長期運営資金借入金元金償還寄附金収益 固定資産受贈額 固定資産売却益 その他の特別収益			
	特別収益計 (8)			
	費用			
基本金組入額 資産評価損 固定資産売却損・処分損 国庫補助金等特別積立金取崩額 (除却等) 国庫補助金等特別積立金積立額 災害損失 その他の特別損失	△×××	△×××		
特別費用計 (9)				
特別増減差額 (10) = (8) - (9)				
当期活動増減差額 (11) = (7) + (10)				
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額 (12)			
	当期末繰越活動増減差額 (13) = (11) + (12)			
	基本金取崩額 (14)			
	その他の積立金取崩額 (15)			
	その他の積立金積立額 (16)			
	次期繰越活動増減差額 (17) = (13) + (14) + (15) - (16)			

就労支援事業事業活動内訳表
 (自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日

(単位:円)

勘定科目		A事業所	B事業所	C事業所	事業所合計	内部取引消去	合計
サービス活動増減の部	収益						
	就労支援事業収益 障害福祉サービス等事業収益 経営経費寄附金収益 その他の収益						
	サービス活動収益計 (1)						
	費用						
	人件費 事業費 事務費 就労支援事業費用 利用者負担軽減額 減価償却費 国庫補助金等特別積立金取崩額 徴収不能額 徴収不能引当金繰入 その他の費用	△×××	△×××	△×××	△×××		△×××
	サービス活動費用計 (2)						
	サービス活動増減差額 (3) = (1) - (2)						
サービス活動外増減の部	収益						
	借入金利息補助金収益 受取利息配当金収益 有価証券評価益 有価証券売却益 投資有価証券評価益 投資有価証券売却益 その他サービス活動外収益						
	サービス活動外収益計 (4)						
	費用						
	支払利息 有価証券評価損 有価証券売却損 投資有価証券評価損 投資有価証券売却損 その他のサービス活動外費用						
	サービス活動外費用計 (5)						
	サービス活動外増減差額 (6) = (4) - (5)						
	経常増減差額 (7) = (3) + (6)						
特別増減の部	収益						
	施設整備等補助金収益 施設整備等寄附金収益 長期運営資金借入金元金償還寄附金収益 固定資産受贈額 固定資産売却益 事業外繰越金収益 事業所間繰入金収益 事業外固定資産移管収益 事業所間固定資産移管収益 その他の特別収益						
	特別収益計 (8)						
	費用						
	基本金組入額 資産評価損 固定資産売却損・処分損 国庫補助金等特別積立金取崩額 (除却等) 国庫補助金等特別積立金積立額 災害損失 事業外繰越金費用 事業所間繰入金費用 事業外固定資産移管費用 事業所間固定資産移管費用 その他の特別損失	△×××	△×××	△×××	△×××		△×××
	特別費用計 (9)						
	特別増減差額 (10) = (8) - (9)						
	当期活動増減差額 (11) = (7) + (10)						
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額 (12)						
	当期末繰越活動増減差額 (13) = (11) + (12)						
	基本金取崩額 (14)						
	その他の積立金取崩額 (15)						
	その他の積立金積立額 (16)						
	次期繰越活動増減差額 (17) = (13) + (14) + (15) - (16)						

(別紙3)

その他の積立金明細表
自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

積立金の種類等		合計	事業所計	A事業所			
				生活介護	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型
工賃変動積立金	前期繰越額						
	当期積立額						
	当期取崩額						
	当期末残高						
施設等整備積立金	前期繰越額						
	当期積立額						
	当期取崩額						
	当期末残高						
合計	前期繰越額						
	当期積立額						
	当期取崩額						
	当期末残高						

(別紙4)

その他の積立資産明細表
自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

積立資産の種類等		合計	事業所計	A事業所			
				生活介護	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型
工賃変動積立資産	前期繰越額						
	当期積立額						
	当期取崩額						
	当期末残高						
設備等整備積立資産	前期繰越額						
	当期積立額						
	当期取崩額						
	当期末残高						
合計	前期繰越額						
	当期積立額						
	当期取崩額						
	当期末残高						

(表1) 就労支援事業別事業活動明細書

(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日

(単位:円)

勘定科目		合計	〇〇作業	△△作業
収益	就労支援事業収益			
	就労支援事業活動収益計			
費用	就労支援事業販売原価			
	期首製品(商品)棚卸高			
	当期就労支援事業製造原価			
	当期就労支援事業仕入高			
	合計			
	期末製品(商品)棚卸高			
	差引			
	就労支援事業販管費			
	就労支援事業活動費用計			
	就労支援事業活動増減差額			

(表2) 就労支援事業製造原価明細書

自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

勘定科目	合 計	〇〇作業	△△作業
I 材料費			
1. 期首材料棚卸高			
2. 当期材料仕入高			
計			
3. 期末材料棚卸高			
当期材料費			
II 労務費			
1. 利用者賃金			
2. 利用者工賃			
3. 就労支援事業指導員等給与			
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入			
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用			
6. 法定福利費			
当期労務費			
III 外注加工費			
(うち内部外注加工費)			
当期外注加工費			
IV 経費			
1. 福利厚生費			
2. 旅費交通費			
3. 器具什器費			
4. 消耗品費			
5. 印刷製本費			
6. 水道光熱費			
7. 燃料費			
8. 修繕費			
9. 通信運搬費			
10. 会議費			
11. 損害保険料			
12. 賃借料			
13. 図書・教育費			
14. 租税公課			
15. 減価償却費			
16. 国庫補助金等特別積立金取崩額(控除項目)			
17. 雑費			
当期経費			
当期就労支援事業製造総費用			
期首仕掛品棚卸高			
合 計			
期末仕掛品棚卸高			
当期就労支援事業製造原価			

(表3) 就労支援事業販管費明細書

自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

勘定科目	合 計	〇〇作業	△△作業
1. 利用者賃金			
2. 利用者工賃			
3. 就労支援事業指導員等給与			
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入			
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用			
6. 法定福利費			
7. 福利厚生費			
8. 旅費交通費			
9. 器具什器費			
10. 消耗品費			
11. 印刷製本費			
12. 水道光熱費			
13. 燃料費			
14. 修繕費			
15. 通信運搬費			
16. 受注活動費			
17. 会議費			
18. 損害保険料			
19. 賃借料			
20. 図書・教育費			
21. 租税公課			
22. 減価償却費			
23. 国庫補助金等特別積立金取崩額（控除項目）			
24. 徴収不能引当金繰入額			
25. 徴収不能額			
26. 雑費			
就労支援事業販管費合計			

(表4) 就労支援事業明細書

自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

勘定科目	合 計	〇〇作業	△△作業
I 材料費			
1. 期首材料棚卸高			
2. 当期材料仕入高			
計			
3. 期末材料棚卸高			
当期材料費			
II 労務費			
1. 利用者賃金			
2. 利用者工賃			
3. 就労支援事業指導員等給与			
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入			
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用			
6. 法定福利費			
当期労務費			
III 外注加工費			
(うち内部外注加工費)			
当期外注加工費			
IV 経費			
1. 福利厚生費			
2. 旅費交通費			
3. 器具什器費			
4. 消耗品費			
5. 印刷製本費			
6. 水道光熱費			
7. 燃料費			
8. 修繕費			
9. 通信運搬費			
10. 受注活動費			
11. 会議費			
12. 損害保険料			
13. 賃借料			
14. 図書・教育費			
15. 租税公課			
16. 減価償却費			
17. 国庫負担金等特別積立金取崩額 (控除項目)			
18. 徴収不能引当金繰入額			
19. 徴収不能額			
20. 雑費			
当期就労支援事業費			
期首仕掛品棚卸高			
合計			
期末仕掛品棚卸高			
就労支援事業費			

(表5) 就労支援事業別事業活動明細書 (多機能型事業所等用)

自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

勘定科目		A 事業所									
		合計	就労移行支援			就労継続支援 A 型			就労継続支援 B 型		
			小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業
収益	就労支援事業収益										
	就労支援事業活動収益計										
費用	就労支援事業販売原価										
	期首製品(商品)棚卸高										
	当期就労支援事業製造原価										
	当期就労支援事業仕入高										
	合計										
	期末製品(商品)棚卸高										
	差引										
	販売費及び一般管理費										
	徴収不能額										
	引当金繰入										
	就労支援事業活動費用計										
	就労支援事業活動増減差額										

(表6) 就労支援事業製造原価明細書(多機能型事業所等用)

自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

勘定科目	A 事業所									
	合計	就労移行支援			就労継続支援 A 型			就労継続支援 B 型		
		小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業
I 材料費										
1. 期首材料棚卸高										
2. 当期材料仕入高										
計										
3. 期末材料棚卸高										
当期材料費										
II 労務費										
1. 利用者賃金										
2. 利用者工賃										
3. 就労支援事業指導員等給与										
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入										
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用										
6. 法定福利費										
当期労務費										
III 外注加工費										
(うち内部外注加工費)										
当期外注加工費										
IV 経費										
1. 福利厚生費										
2. 旅費交通費										
3. 器具什器費										
4. 消耗品費										
5. 印刷製本費										
6. 水道光熱費										
7. 燃料費										
8. 修繕費										
9. 通信運搬費										
10. 会議費										
11. 損害保険料										
12. 賃借料										
13. 図書・教育費										
14. 租税公課										
15. 減価償却費										
16. 国庫補助金等特別積立金取崩額 (控除項目)										

17. 雑費										
当期経費										
当期就労支援事業製造総費用										
期首仕掛品棚卸高										
合 計										
期末仕掛品棚卸高										
当期就労支援事業製造原価										

(表7) 就労支援事業販管費明細書(多機能型事業所等用)

自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

勘定科目	A 事業所									
	合計	就労移行支援			就労継続支援 A 型			就労継続支援 B 型		
		小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業
1. 利用者賃金										
2. 利用者工賃										
3. 就労支援事業指導員等給与										
4. 就労支援事業指導員等賞与引当 金繰入										
5. 就労支援事業指導員等退職給付 費用										
6. 法定福利費										
7. 福利厚生費										
8. 旅費交通費										
9. 器具什器費										
10. 消耗品費										
11. 印刷製本費										
12. 水道光熱費										
13. 燃料費										
14. 修繕費										
15. 通信運搬費										
16. 受注活動費										
17. 会議費										
18. 損害保険料										
19. 賃借料										
20. 図書・教育費										
21. 租税公課										
22. 減価償却費										
23. 国庫補助金等特別積立金取崩額 (控除項目)										
24. 徴収不能引当金繰入額										
25. 徴収不能額										
26. 雑費										
就労支援事業販管費合計										

(表8) 就労支援事業明細書 (多機能型事業所等用)

自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

勘定科目	A 事業所									
	合計	就労移行支援			就労継続支援 A 型			就労継続支援 B 型		
		小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業
I 材料費										
1. 期首材料棚卸高										
2. 当期材料仕入高										
計										
3. 期末材料棚卸高										
当期材料費										
II 労務費										
1. 利用者賃金										
2. 利用者工賃										
3. 就労支援事業指導員等給与										
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入										
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用										
6. 法定福利費										
当期労務費										
III 外注加工費										
(うち内部外注加工費)										
当期外注加工費										
IV 経費										
1. 福利厚生費										
2. 旅費交通費										
3. 器具什器費										
4. 消耗品費										
5. 印刷製本費										
6. 水道光熱費										
7. 燃料費										
8. 修繕費										
9. 通信運搬費										
10. 受注活動費										
11. 会議費										
12. 損害保険料										
13. 賃借料										
14. 図書・教育費										

15. 租税公課									
16. 減価償却費									
17. 国庫負担金等特別積立金取崩額 (控除項目)									
18. 徴収不能引当金繰入額									
19. 徴収不能額									
20. 雑費									
当期経費									
当期就労支援総事業費									
期首仕掛品棚卸高									
合計									
期末仕掛品棚卸高									
就労支援事業費									

令和3年度 厚生労働省障害者総合福祉推進事業

就労継続支援事業A型事業所における

就労支援事業の評価と会計処理基準に則した適正な運用にかかる調査研究

「就労支援事業会計の運用ガイドライン」

検討委員会 委員名簿

昭和女子大学 教授 井出 健治郎

社会福祉法人南高愛隣会 事業サポート本部 財政部 理事 釣船 一満

税理士法人谷野会計 税理士 谷野 琢士

岡山県 保健福祉部保健福祉課 指導監査室 副参事 頼本 謙一

※順不同 敬称略

◆ 発行 令和4年3月

◆ 実施

株式会社インサイト

代表取締役 関原 深

取締役 北野 喬士

シニアコンサルタント 芦川 英嗣

◆ デザイン

株式会社インサイト

和田 真千

令和3年度 厚生労働省障害者総合福祉推進事業
就労継続支援事業A型事業所における
就労支援事業の評価と会計処理基準に則した適正な運用にかかる調査研究
就労支援事業会計の運用ガイドライン

社援発0329第66号
平成25年3月29日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部
改正について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行に伴い、「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成18年10月2日社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知）を別紙のとおり改正しますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

○ 「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」(平成18年10月2日社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知)【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現 行
<p>社援発第1002001号 平成18年10月2日 一部改正 社援発0115第1号 平成25年1月15日 一部改正 <u>社援発0329第66号</u> <u>平成25年3月29日</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p>就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて</p> <p>障害者自立支援法に基づく就労支援等の事業の会計処理については、「就労支</p>	<p>社援発第1002001号 平成18年10月2日 一部改正 社援発0115第1号 平成25年1月15日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p>就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて</p> <p>障害者自立支援法に基づく就労支援等の事業の会計処理については、「就労支</p>

援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」(平成18年10月2日社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知。以下、「平成18年通知」という。)により取扱われているところであるが、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日雇児発0727号第1号、社援発0727号第1号、老発0727号第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、老健局長連名通知)が発出され、平成24年4月から社会福祉法人が行う全ての事業が社会福祉法人会計基準の適用対象となったことから、平成18年通知の別紙「就労支援の事業の会計処理の基準」を別紙のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することとし、また、本改正に伴う経過措置を設けることとするので通知する。貴職におかれては、管内市町村、関係機関及び関係団体・施設等にその周知徹底を図るとともに、その処理に遺憾のないようにされたい。

別紙1

就労支援の事業の会計処理の基準

第一 総則

1 趣旨

就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型(以下「就労支援」という。)の事業における会計については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施

援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」(平成18年10月2日社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知。以下、「平成18年通知」という。)により取扱われているところであるが、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日雇児発0727号第1号、社援発0727号第1号、老発0727号第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、老健局長連名通知)が発出され、平成24年4月から社会福祉法人が行う全ての事業が社会福祉法人会計基準の適用対象となったことから、平成18年通知の別紙「就労支援の事業の会計処理の基準」を別紙のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することとし、また、本改正に伴う経過措置を設けることとするので通知する。貴職におかれては、管内市町村、関係機関及び関係団体・施設等にその周知徹底を図るとともに、その処理に遺憾のないようにされたい。

別紙1

就労支援の事業の会計処理の基準

第一 総則

1 趣旨

就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型(以下「就労支援」という。)の事業における会計については、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)及び「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)(以下「指定基準」という。)において、指定事業所又は指定障害者支援

<p>設基準」という。) (以下「指定基準」という。) において、指定事業所又は指定障害者支援施設 (以下「指定事業所等」という。) ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分すべきことが定められているところである。社会福祉法人が行う就労支援の事業における会計については、新たな社会福祉法人会計基準 (以下「新社会福祉法人会計基準」という。) の定めるところによるが、社会福祉法人以外の法人が行う就労支援の事業の具体的な会計処理に関する取扱いについては、「就労支援の事業の会計処理の基準」(以下「就労支援事業会計処理基準」という。) の定めるところによるものとする。</p> <p>なお、就労支援事業会計処理基準に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律下における就労支援事業に係る会計処理について</p> <p>1～5 (略)</p> <p>別紙1～別紙9 (略)</p>	<p>施設 (以下「指定事業所等」という。) ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分すべきことが定められているところである。社会福祉法人が行う就労支援の事業における会計については、新たな社会福祉法人会計基準 (以下「新社会福祉法人会計基準」という。) の定めるところによるが、社会福祉法人以外の法人が行う就労支援の事業の具体的な会計処理に関する取扱いについては、「就労支援の事業の会計処理の基準」(以下「就労支援事業会計処理基準」という。) の定めるところによるものとする。</p> <p>なお、就労支援事業会計処理基準に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二 障害者自立支援法下における就労支援事業に係る会計処理について</p> <p>1～5 (略)</p> <p>別紙1～別紙9 (略)</p>
--	---

就労支援の事業の会計処理の基準

第一 総則

1 趣旨

就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型（以下「就労支援」という。）の事業における会計については、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）及び「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）（以下「指定基準」という。）において、指定事業所又は指定障害者支援施設（以下「指定事業所等」という。）ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分すべきことが定められているところである。社会福祉法人が行う就労支援の事業における会計については、新たな社会福祉法人会計基準（以下「新社会福祉法人会計基準」という。）の定めるところによるが、社会福祉法人以外の法人が行う就労支援の事業の具体的な会計処理に関する取扱いについては、「就労支援の事業の会計処理の基準」（以下「就労支援事業会計処理基準」という。）の定めるところによるものとする。

なお、就労支援事業会計処理基準に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従うものとする。

2 対象範囲

(1) 就労支援事業会計処理の対象とする事業の範囲は、次の①又は②のうち、社会福祉法人以外の法人が行う事業とする。ただし、地方公共団体から委託された事業において、特段の定めがある場合はこの限りではない。

① 指定障害福祉サービス事業所の場合

- ア 指定障害福祉サービス基準第174条に定める指定就労移行支援の事業
- イ 指定障害福祉サービス基準第185条に定める指定就労継続支援A型の事業
- ウ 指定障害福祉サービス基準第198条に定める指定就労継続支援B型の事業

② 指定障害者支援施設の場合

- ア 就労移行支援を行う場合
- イ 就労継続支援A型を行う場合
- ウ 就労継続支援B型を行う場合

(2) 指定障害福祉サービス基準第215条第1項に規定する多機能型事業所においては、上記(1)の①のアからウまで、指定障害者支援施設基準第2条第16号に定める昼間実施サービスを複数行う指定障害者支援施設においては、上記(1)の②のアからウまでの事業。

- (3) 指定障害福祉サービス基準第77条に定める指定生活介護又は指定障害者支援施設が行う生活介護において、同令第84条又は指定障害者支援施設基準第28条に定める生産活動を実施する場合には、就労支援事業会計処理基準により経理することができるものとする。なお、多機能型事業所又は昼間実施サービスを複数行う指定障害者支援施設（以下「多機能型事業所等」という。）において実施する場合についても、同様の取り扱いとする。

第二 障害者自立支援法下における就労支援事業に係る会計処理について

1. 就労支援事業会計処理基準の基本的な考え方

(1) 制定の経緯

ア 平成18年基準制定時の考え方

就労支援の事業（以下「就労支援事業」という。）を行う指定事業所等（以下「就労支援事業所等」という。）は、指定基準において、授産施設同様、製品製造等の就労支援事業活動により得た就労支援事業収入から就労支援事業に必要な経費を控除した金額を工賃として利用者へ支払うこととされていることから、適正な利用者工賃の算出をするため、製品製造過程等における適切な製造原価等の把握が必要となる。

さらに、今回の法の施行により、就労継続支援B型において目標工賃達成加算が創設されたこと等により、工賃の算出に当たっての原価管理の重要性が増大している。

また、就労支援事業の運営主体が緩和され、社会福祉法人以外の法人におけるサービス提供が可能となったところであるが、授産施設会計処理基準においては社会福祉法人のみを適用対象としていた。

このような状況下において、法人の種別に関係なく、就労支援事業を実施する全ての法人が適用する会計処理の取扱いを明示するために、就労支援事業における原価管理の重要性を勘案し、就労支援事業会計処理基準として取りまとめたものである。

イ 平成24年改正における考え方

(ア) 新社会福祉法人会計基準の制定

社会福祉法人の会計処理については、「就労支援事業会計処理基準」を含め、「社会福祉法人会計基準」の他に様々な会計ルールが併存していたことから、会計処理の基準を一元化することとし、社会福祉法人会計基準、就労支援事業会計処理基準、公益法人会計基準、企業会計原則等を参考として、平成23年7月23日付けで、新社会福祉法人会計基準が制定されたところである。

(イ) 新社会福祉法人会計基準の制定を踏まえた就労支援事業会計処理基準の取扱い

新社会福祉法人会計基準の制定に伴い、社会福祉法人が行う就労支援事業に関する会計処理については、新社会福祉法人会計基準によることとされたことにより、就労支援事業会計基準は、社会福祉法人以外が行う就労支援事業に関する会計処理の基準と位置付けが変更されるものであるが、新社会福祉法人会計基準における就労支援事業の会計処理に関する取扱いについては、就労支援事業会計基準の他、公益法人会計基準、企業会計原則等を参考として定められたものであるから、就労支援事業会計処

理基準についても、新社会福祉法人会計基準における就労支援事業の取扱いに概ね準じた改正を行うこととする。

(2) 就労支援事業のいずれかのみを実施する指定事業所等（多機能型事業所等を除く。以下「通常の事業所等」という。）においては、就労支援事業に関する経理を区分し、多機能型事業所等においては、各指定事業所等毎に経理を区分し、並びに各就労支援事業毎にサービス区分を設けるものとする。

(3) 就労支援事業所等（生活介護において生産活動を行っている場合であって、就労支援事業会計処理基準に基づく会計処理を行う場合を含む。）を運営する法人は就労支援事業事業活動計算書（別紙1）（就労支援事業損益計算書、就労支援事業正味財産増減計算書等を含む。）を作成するとともに、複数の就労支援事業所等を運営する場合には、当該事業の損益状況等を把握するため、併せて就労支援事業事業活動内訳表（別紙2）を作成するものとする。

なお、制度上、事業活動計算書（損益計算書、正味財産増減計算書等を含む。）を作成することとされていない法人については、就労支援事業事業活動計算書及び就労支援事業事業活動内訳表に代えて、就労支援事業に関する資金収支計算書等（(4)の明細書に相当するものを含む。）を作成すれば足りるものとする。

(4) 就労支援事業の各サービス区分毎の損益状況を把握するため、(表1)「就労支援事業別事業活動明細書」（就労支援事業別損益計算書、就労支援事業別正味財産増減計算書等を含む。）を作成するものとする。

また、原価管理の観点から、(表1)「就労支援事業別事業活動明細書」の明細表として、(表2)「就労支援事業製造原価明細書」、(表3)「就労支援事業販管費明細書」を作成するものとする。

(5) 将来にわたり安定的に工賃を支給し、又は安定的かつ円滑に就労支援事業を継続するため、一定の条件の下に工賃変動積立金、設備等整備積立金を積み立てることができるものとする。

2 通常の事業所等における会計処理について

(1) 就労支援事業別事業活動明細書の作成

就労支援事業事業活動内訳表（別紙2）のA事業所（例：就労移行支援のみ）、B事業所（例：就労継続支援A型のみ）、C事業所（例：就労継続支援B型のみ）について、就労支援事業の各サービス区分毎の損益状況を把握するため、以下の(表1)「就労支援事業別事業活動明細書」を作成するものとする。

(表1) 就労支援事業別事業活動明細書

(表1) 就労支援事業別事業活動明細書

自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日

勘定科目		合 計	〇〇作業	△△作業
収 益	就労支援事業収益			
	就労支援事業活動収益計			
費 用	就労支援事業販売原価			
	期首製品（商品）棚卸高			
	当期就労支援事業製造原価			
	当期就労支援事業仕入高			
	合 計			
	期末製品（商品）棚卸高			
	差 引			
	就労支援事業販管費			
	就労支援事業活動費用計			
	就労支援事業活動増減差額			

就労支援事業には、就労支援事業所等で製造した製品を販売する場合と、当該就労支援事業所等以外で製造した商品を仕入れ、販売する場合とがある。

製造した製品を販売する場合、(表1)「就労支援事業別事業活動明細書」上の就労支援事業販売原価は、期首製品棚卸高に後述する(表2)「就労支援事業製造原価明細書」で計算された当期就労支援事業製造原価を加算し、期末製品棚卸高を控除して計算される。さらに、製品の販売のために支出された金額は、就労支援事業販管費に計上される。

また、就労支援事業の利用者は、製造業務に携わる者と販売業務に携わる者に区分されるが、製造業務に携わる者に支給された利用者賃金及び利用者工賃は、(表2)「就労支援事業製造原価明細書」に計上され、販売業務に携わる者に支給された利用者賃金及び利用者工賃は、(表3)「就労支援事業販管費明細書」に計上される。さらに、就労支援事業に従事する職業指導員等(以下「就労支援事業指導員等」という。)も製造業務に携わる者と販売業務に携わる者に区分されるが、利用者賃金及び利用者工賃同様、製造業務に係る就労支援事業指導員等に支給された給与、退職金及び退職給与引当金繰入は、(表2)「就労支援事業製造原価明細書」に計上され、販売業務に係る就労支援事業指導員等に支給された給与、退職金及び退職給与引当金繰入は、(表3)「就労支援事業販管費明細書」に計上される。

商品を仕入れて販売する場合、(表1)「就労支援事業別事業活動明細書」上の就労支援事業販売原価は、期首商品棚卸高に当期就労支援事業仕入高を加算し、期末商品棚卸高を控除して計算される。さらに、商品の販売のために支出された金額は、就労支援事業販管費に計上される。また、就労支援事業の利用者は、販売に携わる者のみ

であるため、それらの者に支給された利用者賃金及び利用者工賃は、(表3)「就労支援事業販管費明細書」に計上される。就労支援事業指導員等に関しても同様である。

(2) 就労支援事業製造原価明細書、就労支援事業販管費明細書の作成

(表1)「就労支援事業別事業活動明細書」の「当期就労支援事業製造原価」及び「就労支援事業販管費」に関して、(表2)「就労支援事業製造原価明細書」、(表3)「就労支援事業販管費明細書」を作成するものとする。

なお、(表2)「就労支援事業製造原価明細書」及び(表3)「就労支援事業販管費明細書」について、多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別毎に区分することが困難な場合は、作業種別毎の区分を省略することができる((表4)「就労支援事業明細書」を作成する場合も上記の理由により、作業種別毎に区分することが困難な場合は、同様に作業種別毎の区分を省略することができる。))。

この場合において、(表1)「就労支援事業別事業活動明細書」を作成の際には、作業種別毎の区分は不要とする。

また、就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合は、(表2)「就労支援事業製造原価明細書」及び(表3)「就労支援事業販管費明細書」の作成に替えて、(表4)「就労支援事業明細書」を作成すれば足りることとする。

なお、この場合において、事業活動計算書上は、「当期就労支援事業製造原価」を「就労支援事業費」と読み替え、「就労支援事業販管費」を削除して作成する。また、(表1)「就労支援事業別事業活動明細書」を作成の際には、同明細書上の「当期就労支援事業製造原価」を「就労支援事業費」と読み替え、「就労支援事業販管費」を削除して作成するものとする。

(表2) 就労支援事業製造原価明細書

(表2) 就労支援事業製造原価明細書

自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日

勘定科目	合 計	〇〇作業	△△作業
I 材料費			
1. 期首材料棚卸高			
2. 当期材料仕入高			
計			
3. 期末材料棚卸高			
当期材料費			
II 労務費			
1. 利用者賃金			
2. 利用者工賃			
3. 就労支援事業指導員等給与			

4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入 5. 就労支援事業指導員等退職給付費用 6. 法定福利費 当期労務費 Ⅲ 外注加工費 (うち内部外注加工費) 当期外注加工費 Ⅳ 経費 1. 福利厚生費 2. 旅費交通費 3. 器具什器費 4. 消耗品費 5. 印刷製本費 6. 水道光熱費 7. 燃料費 8. 修繕費 9. 通信運搬費 10. 会議費 11. 損害保険料 12. 賃借料 13. 図書・教育費 14. 租税公課 15. 減価償却費 16. 国庫補助金等特別積立金取崩額(控除項目) 17. 雑費 当期経費 当期就労支援事業製造総費用 期首仕掛品棚卸高 合 計 期末仕掛品棚卸高 当期就労支援事業製造原価			
--	--	--	--

(表3) 就労支援事業販管費明細書

(表3) 就労支援事業販管費明細書

自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日

勘定科目	合 計	〇〇作業	△△作業
1. 利用者賃金			
2. 利用者工賃			

3. 就労支援事業指導員等給与 4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入 5. 就労支援事業指導員等退職給付費用 6. 法定福利費 7. 福利厚生費 8. 旅費交通費 9. 器具什器費 10. 消耗品費 11. 印刷製本費 12. 水道光熱費 13. 燃料費 14. 修繕費 15. 通信運搬費 16. 受注活動費 17. 会議費 18. 損害保険料 19. 賃借料 20. 図書・教育費 21. 租税公課 22. 減価償却費 23. 国庫補助金等特別積立金取崩額（控除項目） 24. 徴収不能引当金繰入額 25. 徴収不能額 26. 雑費 就労支援事業販管費合計			
--	--	--	--

(表4) 就労支援事業明細書

(表4) 就労支援事業明細書

自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日

勘定科目	合計	〇〇作業	△△作業
I 材料費			
1. 期首材料棚卸高			
2. 当期材料仕入高			
計			
3. 期末材料棚卸高			
当期材料費			
II 労務費			
1. 利用者賃金			
2. 利用者工賃			

3. 就労支援事業指導員等給与 4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入 5. 就労支援事業指導員等退職給付費用 6. 法定福利費 当期労務費 III 外注加工費 (うち内部外注加工費) 当期外注加工費 IV 経費 1. 福利厚生費 2. 旅費交通費 3. 器具什器費 4. 消耗品費 5. 印刷製本費 6. 水道光熱費 7. 燃料費 8. 修繕費 9. 通信運搬費 10. 受注活動費 11. 会議費 12. 損害保険料 13. 賃借料 14. 図書・教育費 15. 租税公課 16. 減価償却費 17. 国庫負担金等特別積立金取崩額(控除 項目) 18. 徴収不能引当金繰入額 19. 徴収不能額 20. 雑費 当期経費 当期就労支援総事業費 期首仕掛品棚卸高 合計 期末仕掛品棚卸高 就労支援事業費			
---	--	--	--

3. 多機能型事業所等における会計処理について

(1) 就労支援事業別事業活動明細書(多機能型事業所等用)の作成

就労支援事業事業活動内訳表（別紙２）のA事業所（例：就労移行支援、就労継続支援A型、及び就労継続支援B型の多機能型事業所）、B事業所（例：多機能型事業所）、C事業所（例：多機能型事業所）について、就労支援事業の各サービス区分毎の損益状況を把握するため、以下の（表５）「就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）」を作成するものとする。

（表５）就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）

（表５）就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）

自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日

勘定科目	合計	A事業所								
		就労移行支援			就労継続支援A型			就労継続支援B型		
		小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業
収益										
就労支援事業収益										
就労支援事業活動収益計										
費用										
就労支援事業販売原価										
期首製品（商品）棚卸高										
当期就労支援事業製造原価										
当期就労支援事業仕入高										
合計										
期末製品（商品）棚卸高										
差引										
販売費及び一般管理費										
徴収不能額										
引当金繰入										
就労支援事業活動費用計										
就労支援事業活動増減差額										

就労支援事業には、就労支援事業所等で製造した製品を販売する場合と、当該就労支援事業所等以外で製造した商品を仕入れ、販売する場合とがある。

製造した製品を販売する場合、（表５）「就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）」上の就労支援事業販売原価は、期首製品棚卸高に後述する（表６）「就労支援事業製造原価明細書（多機能型事業所等用）」で計算された当期就労支援事業製造原価を加算し、期末製品棚卸高を控除して計算される。さらに、製品の販売のために支出された金額は、就労支援事業販管費に計上される。また、就労支援事業の利

用者は、製造業務に携わる者と販売業務に携わる者に区分されるが、製造業務に携わる者に支給された利用者賃金及び利用者工賃は、(表6)「就労支援事業製造原価明細書(多機能型事業所等用)」に計上され、販売業務に携わる者に支給された利用者賃金及び利用者工賃は、(表7)「就労支援事業販管費明細書(多機能型事業所等用)」に計上される。さらに、就労支援事業指導員等も製造業務に携わる者と販売業務に携わる者に区分されるが、利用者賃金及び利用者工賃同様、製造業務に係る就労支援事業指導員等に支給された給与、退職金及び退職給与引当金繰入は、(表6)「就労支援事業製造原価明細書(多機能型事業所等用)」に計上され、販売業務に係る就労支援事業指導員等に支給された給与、退職金及び退職給与引当金繰入は、(表7)「就労支援事業販管費明細書(多機能型事業所等用)」に計上される。

商品を仕入れて販売する場合、(表5)「就労支援事業別事業活動明細書(多機能型事業所等用)」上の就労支援事業販売原価は、期首商品棚卸高に当期商品仕入高を加算し、期末商品棚卸高を控除して計算される。さらに、商品の販売のために支出された金額は、就労支援事業販管費に計上される。また、就労支援事業の利用者は、販売に携わる者のみであるため、それらの者に支給された利用者賃金及び利用者工賃は、(表7)「就労支援事業販管費明細書」に計上される。就労支援事業指導員等についても同様である。

(2) 就労支援事業製造原価明細書(多機能型事業所等用)、及び就労支援事業販管費明細書(多機能型事業所等用)の作成

(表5)「就労支援事業別事業活動明細書(多機能型事業所等用)」の「当期就労支援事業製造原価」及び「就労支援事業販管費」に関して、各々(表6)「就労支援事業製造原価明細書(多機能型事業所等用)」及び(表7)「就労支援事業販管費明細書(多機能型事業所等用)」を作成するものとする。

なお、(表6)「就労支援事業製造原価明細書(多機能型事業所等用)」及び(表7)「就労支援事業販管費明細書(多機能型事業所等用)」について、多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別毎に区分することが困難な場合は、作業種別毎の区分を省略することができる((表8)「就労支援事業明細書(多機能型事業所等用)」を作成する場合も上記の理由により、作業種別毎に区分することが困難な場合は、同様に作業種別毎の区分を省略することができる。)

この場合において、(表5)「就労支援事業別事業活動明細書(多機能型事業所等用)」を作成の際には、作業区分毎の区分は不要とする。

また、各サービス区分毎に定める就労支援事業について、各就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合は、(表6)「就労支援事業製造原価明細書(多機能型事業所等用)」及び(表7)「就労支援事業販管費明細書(多機能型事業所等用)」の作成に替えて、(表8)「就労支援事業明細書(多機能型事業所等用)」を作成すれば足りることとする。

なお、この場合において、事業活動計算書上は、「当期就労支援事業製造原価」を「就労支援事業費」と読み替え、「就労支援事業販管費」を削除して作成する。また、

(表5)「就労支援事業別事業活動明細書(多機能型事業所等用)」を作成の際には、同明細書上の「当期就労支援事業製造原価」を「就労支援事業費」と読み替え、「就労支援事業販管費」を削除して作成するものとする。

(表6) 就労支援事業製造原価明細書(多機能型事業所等用)

(表6) 就労支援事業製造原価明細書(多機能型事業所等用)

自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日

勘定科目	合計	A事業所								
		就労移行支援			就労継続支援A型			就労継続支援B型		
		小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業
I 材料費										
1. 期首材料棚卸高										
2. 当期材料仕入高										
計										
3. 期末材料棚卸高										
当期材料費										
II 労務費										
1. 利用者賃金										
2. 利用者工賃										
3. 就労支援事業指導員等給与										
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入										
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用										
6. 法定福利費										
当期労務費										
III 外注加工費										
(うち内部外注加工費)										
当期外注加工費										
IV 経費										
1. 福利厚生費										
2. 旅費交通費										
3. 器具什器費										
4. 消耗品費										
5. 印刷製本費										
6. 水道光熱費										
7. 燃料費										
8. 修繕費										
9. 通信運搬費										
10. 会議費										

11. 損害保険料										
12. 賃借料										
13. 図書・教育費										
14. 租税公課										
15. 減価償却費										
16. 国庫補助金等特別積立金取崩額 (控除項目)										
17. 雑費										
当期経費										
当期就労支援事業製造総費用										
期首仕掛品棚卸高										
合 計										
期末仕掛品棚卸高										
当期就労支援事業製造原価										

(表 7) 就労支援事業販管費明細書 (多機能型事業所等用)

(表 7) 就労支援事業販管費明細書 (多機能型事業所等用)

自 平成○年○月○日 至 平成○年○月○日

勘定科目	A 事業所									
	合計	就労移行支援			就労継続支援 A 型			就労継続支援 B 型		
		小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業
1. 利用者賃金										
2. 利用者工賃										
3. 就労支援事業指導員等給与										
4. 就労支援事業指導員等賞与引当 金繰入										
5. 就労支援事業指導員等退職給付 費用										
6. 法定福利費										
7. 福利厚生費										
8. 旅費交通費										
9. 器具什器費										
10. 消耗品費										
11. 印刷製本費										
12. 水道光熱費										
13. 燃料費										

14. 修繕費										
15. 通信運搬費										
16. 受注活動費										
17. 会議費										
18. 損害保険料										
19. 賃借料										
20. 図書・教育費										
21. 租税公課										
22. 減価償却費										
23. 国庫補助金等特別積立金取崩額 (控除項目)										
24. 徴収不能引当金繰入額										
25. 徴収不能額										
26. 雑費										
就労支援事業販管費合計										

(表 8) 就労支援事業明細書 (多機能型事業所等用)

(表 8) 就労支援事業明細書 (多機能型事業所等用)

自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日

勘定科目	A 事業所									
	合計	就労移行支援			就労継続支援 A 型			就労継続支援 B 型		
		小計	〇〇作業	△△作業	小計	〇〇作業	△△作業	小計	〇〇作業	△△作業
I 材料費										
1. 期首材料棚卸高										
2. 当期材料仕入高										
計										
3. 期末材料棚卸高										
当期材料費										
II 労務費										
1. 利用者貸金										
2. 利用者工賃										
3. 就労支援事業指導員等給与										
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入										
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用										
6. 法定福利費										
当期労務費										

III 外注加工費 (うち内部外注加工費) 当期外注加工費 IV 経費 1. 福利厚生費 2. 旅費交通費 3. 器具什器費 4. 消耗品費 5. 印刷製本費 6. 水道光熱費 7. 燃料費 8. 修繕費 9. 通信運搬費 10. 受注活動費 11. 会議費 12. 損害保険料 13. 賃借料 14. 図書・教育費 15. 租税公課 16. 減価償却費 17. 国庫負担金等特別積立金取 崩額(控除項目) 18. 徴収不能引当金繰入額 19. 徴収不能額 20. 雑費 当期経費 当期就労支援総事業費 期首仕掛品棚卸高 合計 期末仕掛品棚卸高 就労支援事業費										
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(3) 共通費の按分

複数の事業に共通する支出に係る按分方法等については、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日老振発第18号厚生労働省老健局振興課長通知)に準ずるものとするが、これにより難しい場合は、当該通知とは別に実態に即した合理的な按分方法によることとして差し支えない。

4. 積立金の積み立てについて

(1) 就労支援事業については、就労支援事業収入から就労支援事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないものとしていることから、原則として剰余金は発生せず、就労支援事業事業活動計算書（別紙1）における「就労支援事業活動増減差額」は生じないものであるが、将来にわたって安定的に工賃を支給するため又は安定的かつ円滑に就労支援事業を継続するため、次のような特定の目的の支出に備えるため、理事会の議決に基づき就労支援事業事業活動計算書（別紙1）の当期末繰越活動増減差額から一定の金額を次の積立金として計上することができるものとする。また、積立金を計上する場合には、同額の積立資産を計上することによりその存在を明らかにしなければならない。この場合、積立金及びそれに対応する積立資産の増加及び減少状況を示す明細表として、その他の積立金明細表（別紙3）及びその他の積立資産明細表（別紙4）を作成することとする。

なお、次の積立金は、当該年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払額が、前年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払実績額を下回らない場合に限り、計上できるものとする。

(2) 工賃変動積立金

毎会計年度、一定の工賃水準を利用者に保障するため、将来の一定の工賃水準を下回る工賃の補填に備え、次に掲げる各事業年度における積立額及び積立額の上限額の範囲内において、「工賃変動積立金」を計上できるものとする。

○ 各事業年度における積立額：過去3年間の平均工賃の10%以内

○ 積立額の上限額：過去3年間の平均工賃の50%以内

なお、保障すべき一定の工賃水準とは、過去3年間の最低工賃（天災等により工賃が大幅に減少した年度を除く。）とし、これを下回った年度については、理事会の議決に基づき工賃変動積立金及び工賃変動積立資産を取り崩して工賃を補填し、補填された工賃を利用者に支給するものとする。

(3) 設備等整備積立金

就労支援事業を安定的かつ円滑に継続するため、就労支援事業に要する設備等の更新、又は新たな業種への展開を行うための設備等の導入のための資金需要に対応するため、次に掲げる各事業年度における積立額及び積立額の上限額の範囲内において、設備等整備積立金を計上できるものとする。

○ 各事業年度における積立額：就労支援事業収入の10%以内

○ 積立額の上限額：就労支援事業資産の取得価額の75%以内

なお、設備等整備積立金の積み立てにあっては、施設の大規模改修への国庫補助、高齢・障害・求職者雇用支援機構の助成金に留意することとし、設備等整備積立金により就労支援事業に要する設備等の更新、又は新たな業種への展開を行うための設備等を導入した場合には、対応する積立金及び積立資産を取り崩すものとする。

(4) 積立金の流用及び繰替使用

① 積立金は、上述のとおり、一定の工賃水準の保障、就労支援事業の安定的かつ円

滑な継続という特定の目的のために、一定の条件の下に認められるものであることから、その他の目的のための支出への流用（積立金の流用とは、積立金の取り崩しではなく、積立金に対応して設定した積立資産の取崩しをいう。）は認められない。

- ② しかしながら、今後、就労支援事業に伴う自立支援給付費収入の受取時期が、請求及びその審査等に一定の時間を要し、事業の実施月から見て2ヶ月以上遅延する場合が想定されることから、このような場合に限り、上述の積立金に対応する資金の一部を一時繰替使用することができるものとする。
- ③ ただし、繰替えて使用した資金は、自立支援給付費収入により必ず補填することとし、積立金の目的の達成に支障を来さないように留意すること。

5. 平成23年度以前から就労支援事業を実施している法人に関する経過措置

- (1) 就労支援事業を実施し、平成23年度において授産施設会計基準を適用している社会福祉法人で、平成24年4月1日以降、社会福祉法人会計基準により難しい事業所にあつては、平成27年3月31日までの間、なお従前から採用している会計の基準である授産施設会計基準を適用することとしても差し支えない。
- (2) 就労支援事業を実施し、平成23年度において就労支援事業会計処理基準を適用している社会福祉法人で、平成24年4月1日以降、社会福祉法人会計基準により難しい事業所にあつては、平成27年3月31日までの間、なお従前から採用している会計の基準である平成24年4月改正前の就労支援事業会計処理基準を引き続き適用することとしても差し支えない。
- (3) 就労支援事業を実施し、平成23年度において就労支援事業会計処理基準を適用している社会福祉法人以外の法人で、改正後の就労支援事業会計処理基準により難しい事業所にあつては、平成27年3月31日以前に開始する事業年度までの間、従前の就労支援事業会計処理基準を引き続き適用することとしても差し支えない。
- (4) 平成24年度において、就労支援事業会計処理基準の改正日までに就労支援事業を開始した社会福祉法人以外の法人で、改正後の就労支援事業会計処理基準により難しい事業所にあつては、平成27年3月31日以前に開始する事業年度までの間、従前の就労支援事業会計処理基準を適用することとしても差し支えない。

事務連絡
令和 4 年 2 月 28 日各〔都道府県
市区町村〕障害児支援主管部（局） 御中厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスでは、指定基準（※）において、原則として、利用定員を超えて、児童発達支援等の提供を行ってはならないこととしており、利用者数が利用定員を一定数上回るときには、定員超過利用減算を算定する必要があります。

今般、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける定員超過利用減算が適切に算定されておらず、障害児通所給付費が過大に支給されている事例が、会計検査院の検査により確認されました。その理由として、定員超過利用減算の制度の理解が十分ではないことなどが挙げられており、会計検査院より、定員超過利用減算の適用の要件等の周知徹底や、定員超過利用減算の確認様式等を示すこと等について指摘があったところで（指摘事項の詳細は別紙 1 のとおり）。

つきましては、定員超過利用減算の要件及び確認様式を別紙 2 のとおり整理し、お示ししますので、内容について御了知いただくとともに、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市におかれては、

○ 別紙 2 について、ホームページへの掲載や、事業所の指定・更新申請の機会又は事業所への集団指導等の機会を捉え、管内の児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）に対して継続的に周知すること

○ 毎月の報酬の請求に当たり、定員を超過して利用者を受け入れている事業所において、定員超過利用減算の算定の要否を別添の「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」を用いて確認することについて周知すること

をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

（※）児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）

＜本件担当＞

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室障害児支援係

TEL : 03-5253-1111（内線 3037）

FAX : 03-3591-8914

E-mail : shougaijishien@mhlw.go.jp

会計検査院検査による指摘事項（詳細）

- 21 都道府県及び 26 市における、348 事業者の児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所（合計 474 事業所）における定員超過利用の状況等を検査したところ、271 事業者の 369 事業所において、直近の過去 3 月間の障害児の延べ数が利用定員に開所日数を乗じて得た数を超えていて、定員超過利用となっている月が生じていた。

このうち、11 事業者の 14 事業所において、直近の過去 3 月間の定員超過利用の程度が一定の範囲を超えていて、定員超過利用減算を適用する必要がある月が見受けられた。

しかし、上記 11 事業者の 14 事業所のうち、8 事業者の 11 事業所において、障害児通所給付費の算定に当たり、定員超過利用減算を適用しておらず、所定の単位数に 100 分の 70 を乗ずることなく算定していた。
- 定員超過利用減算を適用していなかった理由として以下の理由が挙げられた。
 - ① 定員超過利用減算の制度の理解が十分でなかったことから、減算が必要な定員超過利用にはなっていないと誤って判断してしまったため
 - ② 定員超過利用減算の制度については理解していたものの、定員超過利用の状況の確認が十分でなかったことから、減算が必要な定員超過利用にはなっていないと誤って判断してしまったため
 - ③ 定員超過利用減算の制度自体を認識していなかったため
- 厚生労働省において、障害児通所給付費の算定が適正に行われるよう、次のとおり、是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。
 - ① 返還手続が未済の事業所に対して、過大に算定されていた障害児通所給付費の返還手続を行わせること。
 - ② 事業者に対して、都道府県等を通じるなどして、定員超過利用減算の適用の要件等について周知徹底すること。
 - ③ 事業者に対して、都道府県等を通じるなどして、確認様式等を示した上で、定員を超過して利用者を受け入れている事業者は、毎月の請求に当たって、当該確認様式等により定員超過利用減算の要否を確認するように周知すること。

障害児通所支援における定員超過利用減算の要件等について

1 事業所における定員超過状況の確認について

児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）においては、以下の定員超過及び定員超過利用減算の要件について改めて確認されたい。

定員を超過して利用者を受け入れている事業所においては、毎月の報酬の請求に当たって、別添の「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」により、定員超過利用減算の算定の要否の確認を行い、定員超過利用減算の算定に遺漏がないようにされたい。

2 定員超過について

(1) 基本原則

事業所は、指定基準（※）において利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービス（以下「通所支援」という。）の提供を行ってはならないこととしている。

利用定員を超過して障害児に通所支援を行うことは指定基準を満たさないことになるため、事業所においては、利用定員を超過しないよう、障害児の利用する曜日等の調整をするものとする。

（※）児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

(2) やむを得ない事情がある場合の取扱い

定員超過については、災害、虐待その他のやむを得ない事情（以下「やむを得ない事情」という。）がある場合は、この限りではない。事業所においては、やむを得ない事情が無く利用定員を超過している場合は、速やかに是正を図るよう努めるものとする。

やむを得ない事情がある場合の考え方は、以下のQ&Aも参照するものとする。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.4(令和3年5月7日)

問 28 定員超過は、指定基準において「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」に可能としているが、以下のような理由も「やむを得ない事情」として認められるのか。また、「やむを得ない事情」については、これらの理由のほか、各都道府県等において個別の事情ごとに判断して差し支えないと考えてよいか。

ア 障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児に継続した支援を行う必要がある場合。

イ 障害児の家庭の状況や、地域資源の状況等から、当該事業所での受け入れをしないと、障害児の福祉を損ねることとなる場合。

(答)

いずれの場合も、「やむを得ない事情」があるものとして差し支えない。また、都道府県等において個別の事情ごとに判断する取扱いも貴見のとおりである。

アのようなケースについては、利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態でなければ、速やかに是正を図る必要はない。

イのようなケースについては、既存の利用者が利用をやめる際に、利用人数の調整を行うなどの方法で是正を図れば足りるものとする。

上記Q&Aの「利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態」かどうかは、1月における利用児童数（やむを得ない事情がある障害児の数は除く）の合計人数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数を超えるかどうかで判断するものとする。

(例)利用定員 10 人、1月の開所日数が 22 日の場合

・ $10 \text{ 人} \times 22 \text{ 日} = 220 \text{ 人}$ (延べ障害児数)

⇒ 障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児を受け入れていることで、定員を超過する日があったとしても、当該月の延べ障害児数が 220 人を超えない場合、「利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態」には該当しない。

3 定員超過利用減算について

原則、次の(1)及び(2)の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、(1)又は(2)の範囲を超える定員超過利用については、定員超過利用減算を行うこととしている。これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

(1) 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

① 利用定員 50 人以下の場合

1日の障害児の数（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの障害児の数をいう。以下同じ。）が、利用定員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの利用定員をいう。以下同じ。）に 100 分の 150 を乗じて得た数を超える場合に、当該 1 日について障害児全員につき減算を行うものとする。

(例1)定員 10 人の場合・・・ $10 \times 1.5 = 15$ 人

- ・ 1日の障害児の数が 15 人 :定員超過利用減算とならない。
- ・ 1日の障害児の数が 16 人 :定員超過利用減算となる。

(例2)定員5人の場合・・・ $5 \times 1.5 = 7.5$ 人→8人(小数点以下切り上げ)

- ・ 1日の障害児の数が8人 :定員超過利用減算とならない。
- ・ 1日の障害児の数が9人 :定員超過利用減算となる。

② 利用定員 51 人以上の場合

1日の障害児の数が、利用定員に、当該利用定員から 50 を差し引いた数に 100 分の 25 を乗じて得た数に、25 を加えた数を加えて得た数を超える場合に、当該 1 日について障害児全員につき減算を行うものとする。

(例)定員 60 人の場合・・・ $60 + (60 - 50) \times 0.25 + 25 = 87.5$ 人→88 人(小数点以下切り上げ)

- ・ 1日の障害児の数が 88 人 :定員超過利用減算とならない。
- ・ 1日の障害児の数が 89 人 :定員超過利用減算となる。

(2) 過去 3 月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

① 利用定員 12 人以上の場合

直近の過去 3 月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 100 分の 125 を乗じて得た数を超える場合に、当該 1 月間について障害児全員につき減算を行うものとする。なお、開所日は暦日ではない点に留意する。

(例)利用定員 30 人、1月の開所日数が 22 日の場合

- ・ $30 \times 22 \times 3 = 1,980$ 人
 - ・ $1,980 \times 1.25 = 2,475$ 人(受入可能延べ障害児)
- ⇒ 3月間の総延べ障害児数が 2,475 人を超える場合に減算となる。

② 利用定員 11 人以下の場合

直近の過去 3 月間の利用者の延べ数が、利用定員に 3 を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うものとする。

(例)利用定員 10 人、1月の開所日数が 22 日の場合

- ・ $(10 + 3) \times 22 \times 3 = 858$ 人(受入可能延べ障害児)
- ⇒ 3月間の総延べ障害児数が 858 人を超える場合に減算となる。

(3) 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い

多機能型事業所における 1 日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去 3 月間の利用実績による定員超過利用減算については、(1) 及び (2) と同様とする。

ただし、当該多機能型事業所が行う複数のサービスごとに利用定員を定めている場合にあつては、当該サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出するものとする。

(例1) 利用定員 30 人の多機能型事業所(児童発達支援の利用定員 10 人、生活介護の利用定員 20 人)の場合の1日当たりの利用実績による定員超過利用減算

- 児童発達支援・・・10 人×1.5=15 人
 - ・ 1日の障害児の数が 15 人 : 定員超過利用減算とならない。
 - ・ 1日の障害児の数が 16 人 : 定員超過利用減算となる。(児童発達支援のみ)
- 生活介護・・・20 人×1.5=30 人
 - ・ 1日の障害者の数が 30 人 : 定員超過利用減算とならない。
 - ・ 1日の障害者の数が 31 人 : 定員超過利用減算となる。(生活介護のみ)

(例2) 利用定員 30 人、1月の開所日数が 22 日の多機能型事業所(児童発達支援の利用定員 10 人、生活介護の利用定員 20 人)の場合の過去3月間の利用実績による定員超過利用減算

- 児童発達支援
 - ・ 10 人×22 日×3月=660 人
 - ・ 660 人×125%=825 人(受入可能延べ障害児数)
 - ⇒ 3月間の総延べ障害児数が 825 人を超える場合、児童発達支援は減算となる。
- 生活介護
 - ・ 20 人×22 日×3月=1,320 人
 - ・ 1,320 人×125%=1,650 人(受入可能延べ障害者数)
 - ⇒ 3月間の総延べ障害者数が 1,650 人を超える場合、生活介護は減算となる。

(4) やむを得ない事由により障害児の数から除外するときの取扱い

(1) から (3) における障害児の数の算定に当たり、災害等やむを得ない事由により受け入れる障害児は除くことができるものとする。

なお、2の(2)に記載したQ&Aにおける「障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児」は、この取扱いの対象とはならない点に留意されたい(欠席しがちであっても、利用をする場合は障害児の数として計上する)。

※ (1) ~ (4) の計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げるものとする。

(5) 定員超過利用の前提となる適正なサービス提供について

定員超過利用を可能とする前提となる「適正なサービスの提供」について、具体的な取扱いは以下のとおりとしている点に留意すること。

なお、人員基準等を満たしている場合でも、(1) 又は (2) の範囲を超える定員超過利用については、定員超過利用減算を行う必要がある点にも留意すること。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 4 (令和3年5月7日)

問 26 報酬告示の留意事項通知において、「利用定員を上回る障害児を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスが確保されることを前提に可能とする」とあるが、適正なサービスが確保されているかどうかはどのように考えるのか。

(答)

実際の利用人数に応じた人員基準や設備基準を満たしていること(例:利用人数が12人の場合、児童指導員又は保育士を3人配置すること)を想定している。

なお、災害の直後に必要な児童指導員等の確保ができない場合等合理的な理由が認められる場合は、利用定員に応じた人員基準（例：利用定員 10 人の場合で 12 人利用するときに、児童指導員又は保育士を 2 人配置）のまま定員超過することもやむを得ないものとする。

障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート

令和 年度分

- 定員超過利用減算は過去3ヶ月分の利用状況により算出するため、定員超過が生じた場合、当該月の前後2ヶ月についても利用者数等を入力すること。
 - ※ 例えば、4月に定員超過が生じたときは、2月、3月、5月、6月にも入力が必要。前年度の2月に定員超過が生じたときは、1月、3月、4月にも入力が必要（欄が無い前年度12月以前は記入不要）。
 - ※ 本シートを作成する「定員超過が生じた場合」は、1日でも利用定員を超過した日があるときも含み、また、災害等やむを得ない事由により定員超過となっている場合も含めるものとする。
- 本様式により定員超過利用減算の算定が不要と確認した月であっても、当該月のうち、1日に利用定員の150%を超えるなど一定の範囲を超えて障害児を受け入れた日がある場合には、当該日について定員超過利用減算の算定が必要となる点に留意すること。

事業所名	
提供サービス名	
提供単位(単位分けを行っている場合のみ記入)	

水色のセルに入力をしてください。
(色のないセルは自動入力です。)

★ 数字の入力方法や、⑧に表示される用語の意味については、「記載例・表示内容の説明」のシートもご確認ください。

	前年度			令和 0 年度												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
① 延べ利用者数(人) (注1)																
② 過去3月間の延べ利用者数(人)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 利用定員(人)																
④ 開所日数(日)																
⑤ 利用定員×開所日数 (③×④)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 受入可能延べ利用者数(人) (注2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 過去3月間の受入可能延べ利用者の 合計数(人)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 定員超過利用減算の算定の要否 (②>⑦=減算必要)				error	error	error	error	error	error	error	error	error	error	error	error	error

(注1) 災害等やむを得ない事由により受け入れる障害児は、①の人数から除くことができる。ただし、「障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児」は、この取扱いの対象とはならない点に留意されたい(欠席しがちであっても、利用をする場合は障害児の数として計上する)。

(注2) 利用定員が12人以上の場合:「⑤×(125/100)」、11人以下の場合:「(③+3)×④」

記載例・表示内容の説明

障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート

令和 **4** 年度分

年度を入力してください。

- 定員超過利用減算は過去3ヶ月分の利用状況により算出するため、定員超過が生じた場合、当該月の前後2ヶ月についても利用者数等を入力すること。
 - ※ 例えば、4月に定員超過が生じたときは、2月、3月、5月、6月にも入力が必要。前年度の2月に定員超過が生じたときは、1月、3月、4月にも入力が必要（欄が無い前年度12月以前は記入不要）。
 - ※ 本シートを作成する「定員超過が生じた場合」は、1日でも利用定員を超過した日があるときも含み、また、災害等やむを得ない事由により定員超過となっている場合も含めるものとする。
- 本様式により定員超過利用減算の算定が必要と確認した月であっても、当該月のうち、1日に利用定員の150%を超えるなど一定の範囲を超えて障害児を受け入れた日がある場合には、当該日について定員超過利用減算の算定が必要となる点に留意すること。

- ・ 4月だけ定員超過が生じた場合は、6月まで入力した時点で下のような表になります。
- ・ この例では、5月・6月で、②「過去3月間の延べ利用者数」が、⑦「過去3月間の受入可能延べ利用者の合計数」を超えるので、5月と6月の⑧の欄に、「減算必要」と表示されています。そのため、5月と6月は、定員超過利用減算を算定する必要があります。
- ・ 7月は、②が⑦の数字を超えていないので、⑧の欄に、「減算不要」と表示されます。7月は、定員超過利用減算を算定する必要はありません。

事業所名	〇〇事業所
提供サービス名	児童発達支援及び放課後等デイサービス(多機能型)
提供単位(単位分けを行っている場合のみ記入)	単位1

水色のセルにをしてください。
(色のないセルは自動入力です。)

単位分けを行っている場合、単位の名称を入力してください。事業所で単位の名称を定めていない場合は、どの単位のシートかが分かるよう、適宜名称を設定してください。(「単位1」などの名称でも構いません。)

★ 数字の入力方法や、⑧に表示される用語の意味については、「記載例・説明」のシートもご確認ください。

	前年度			令和 4 年度												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
① 延べ利用者数(人) (注1)		200	200	400	190	190										
② 過去3月間の延べ利用者数(人)				400	800	790	780	380	190	0	0	0	0	0	0	0
③ 利用定員(人)		10	10	10	10	10										
④ 開所日数(日)		20	20	20	20	20										
⑤ 利用定員×開所日数 (③×④)	0	200	200	200	200	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 受入可能延べ利用者数(人) (注2)	0	260	260	260	260	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 過去3月間の受入可能延べ利用者の合計数(人)				520	780	780	780	520	260	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 定員超過利用減算の算定の要否 (②>⑦=減算必要)				error	減算必要	減算必要	減算不要	error	error	error	error	error	error	error	error	error

①、③、④の欄の数字を入力しないと、減算の要否が正しく表示されません。
入力漏れがないようにしてください。

①の前3月の数字を合計して、表示しています。

⑥の前3月の数字を合計して、表示しています。

減算の要否を判定する上で必要な前3月の数字(①、③、④の欄)が全て入力されない場合、「error」が表示されたままになります。

(注1) 災害等やむを得ない事由により受け入れる障害児は、①の人数から除くことができます。ただし、「障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児」は、この取扱いの対象とはならない点に留意されたい(欠席しがちであっても、利用をする場合は障害児の数として計上する)。

(注2) 利用定員が12人以上の場合:「⑤×(125/100)」、11人以下の場合:「(③+3)×④」

明 障 福 第 1 9 9 4 号
2022 年(令和 4 年) 3 月 30 日

障害児通所支援事業所 御中

明石市福祉局生活支援室
障 害 福 祉 課 長

障害児通所支援事業における定員超過利用減算の取扱いについて（周知）

平素は、本市の障害福祉行政にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、障害児通所支援事業所における定員超過利用減算について、別添のとおり「障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて」（令和 4 年 2 月 28 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室事務連絡。以下「厚生労働省通知」という。）が通知されました。

明石市内の事業所においても同様の取扱いを行うことと、下記の内容についても留意し、適正な事業運営をお願いいたします。

なお、厚生労働省通知が発出されたことに伴い「障害児通所支援事業における利用定員超過の取扱いについて」（平成 31 年 3 月 29 日付兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課長通知）は廃止します。

記

1 定員遵守に関する指定基準

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年 2 月 3 日号外厚生労働省令第 15 号）（抜粋・概要）

（1）定員の遵守（第 39 条（第 64 条、第 71 条で準用する場合を含む））

児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所においては、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

2 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について（定員超過減算）

厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合（平成 24 年 3 月 30 日号外厚生労働省告示第 271 号）

※利用定員が 10 人の事業所の場合の例

（1）1 日の利用人数が利用定員の 150%を超える場合、当該 1 日について障害児全員につき減算。

（2）過去 3 ヶ月の利用者の延べ数が、利用定員に 3 を加えて得た数に開所日数を乗じ

て得た数を超える場合に当該1か月について障害児全員につき減算。

3 留意点

- (1) 定員超過減算に該当しない場合であっても上記1の指定基準を遵守し、定員の範囲内で利用者の受入を行うこと。
- (2) やむを得ない事情があつて、定員を超えて受け入れる場合は、サービス提供を行う時間帯を通じて、実際の利用人数に応じた基準職員を配置すること（例：利用人数が12人の場合、基準職員を3人配置（児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所））。（その場合、児童指導員等加配加算や専門的支援加算の加配職員を基準職員に充てる場合は、加配職員の常勤換算に当該勤務時間を含めることができませんので、ご注意ください。）
- (3) 定員を超過して受け入れている事業者は、添付の「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」を用いて減算の要否を確認すること。また、確認シートを保管しておくこと。（実地指導の際に確認する場合があります。）
- (4) 定員超過が続いている事業所は、定員の変更等を検討し、指定基準を遵守すること。

4 参考

- ・令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 4（令和3年5月7日）
問25～問28

(問い合わせ先)

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
明石市福祉局生活支援室障害福祉課自立支援係
電話 078-918-1344 FAX 078-918-5244
e-mail shoufuku@city.akashi.lg.jp

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 4
(令和3年5月7日)

【 目 次 】

- 1. 障害福祉サービス等における共通的事項 1
 - (1) 障害福祉サービス等における横断的事項 1

- 2. 生活介護及び施設入所支援の共通的事項 1
 - (1) 生活介護及び施設入所支援の共通的事項 1

- 3. 日中活動系サービス 1
 - (1) 生活介護 1
 - (2) 短期入所 2

- 4. 施設系・居住支援系サービス 2
 - (1) 施設入所支援 2

- 5. 就労系サービス 3
 - (1) 就労移行支援・就労定着支援共通 3
 - (2) 就労継続支援A型 4
 - (3) 就労継続支援B型 6

- 6. 障害児通所支援 6
 - (1) 障害児通所支援における共通事項 6

- 7. 一部訂正及び削除するQ & A 9
 - (1) 一部訂正するQ & A 9
 - (2) 削除するQ & A 10

1. 障害福祉サービス等における共通的事項

(1) 障害福祉サービス等における横断的事項

(医療連携体制加算)

問1 看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行う場合、当該看護職員が同一時間帯に看護の提供を行うことは想定されるか。

(答)

1人の看護職員が、同一時間帯に認定特定行為業務従事者への喀痰吸引等に係る指導と看護の提供を行うことは想定されない。

なお、当該看護職員が、利用者に対し看護の提供も行う場合は、認定特定行為業務従事者への喀痰吸引等に係る指導を行う時間を看護の提供時間から除外すること。

2. 生活介護及び施設入所支援の共通的事項

(1) 生活介護及び施設入所支援の共通的事項

(重度障害者支援加算 (Ⅱ))

問2 基礎研修修了者である職員が、生活介護で4時間従事した後、引き続き施設入所支援で4時間従事した場合、当該職員1人で障害者支援施設が実施する生活介護に通所して利用する利用者5人、施設入所支援で対象となる入所者5人の合計10人について、それぞれ180単位の個別加算を算定することは可能か。

(答)

可能である。

3. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

(重度障害者支援加算 (Ⅰ))

問3 事業者は、利用者が重症心身障害者であるかどのように確認するのか。

(答)

受給者証で確認する。なお、受給者証で確認できない場合は、事業者が市町村に確認をとること。

(2) 短期入所

(地域生活支援拠点等)

問4 地域生活支援拠点等である場合に算定可能な利用開始日の加算について、この「利用開始日」とは、当該事業所を初めて利用する日のことを指すのか。または、当該事業所の各利用期間における利用開始日（初日）を指すのか。

(答)

当該事業所の各利用期間における利用開始日（初日）を指す。

例えば、2泊3日の利用を3回行った利用者の場合、各利用期間における利用開始日（初日）に算定可能であることから、3回算定可能である。

(日中活動支援加算)

問5 日中活動実施計画の定期的な評価は、どの程度の期間で行う必要があるのか。

(答)

少なくとも6月に1回以上見直しを行い、必要に応じて日中活動実施計画を変更するものとする。

なお、利用者の状態像に変化があった場合は、6月を待たずに当該計画の見直しを行うこと。

4. 施設系・居住支援系サービス

(1) 施設入所支援

(経口維持加算①)

問6 経口維持計画の作成や経口維持計画に基づく栄養管理及び支援の期間が6月を超える場合における医師又は歯科医師の指示は、協力医療機関の医師又は協力歯科医療機関の歯科医師である必要があるか。また、当該指示を通院時に受けることも可能か。

(答)

6月を超える場合の指示は、協力医療機関の医師又は協力歯科医療機関の歯科医師に関わらず、入所者の栄養管理及び支援の状況を把握している医師又は歯科医師から受けること。当該指示を通院時に受けることを妨げるものではない。

(経口維持加算②)

問7 経口維持加算(Ⅱ)は、協力歯科医療機関を定めていることが算定要件となっているが、食事の観察及び会議等に加わる歯科医師、歯科衛生士とは、協力歯科医療機関の職員でなければならないのか。

(答)

歯科医師及び歯科衛生士は、協力歯科医療機関の職員であることが望ましいが、当該機関の職員に限るものではない。

(経口維持加算③)

問8 水飲みテストとはどのようなものか。

(答)

経口維持加算は、入所者の摂食・嚥下機能が医師の診断により適切に評価されていることが必要である。代表的な水飲みテスト法である窪田の方法(窪田俊夫他:脳血管障害における麻痺性嚥下障害 スクリーニングテストとその臨床応用について。総合リハ、10(2):271-276、1982)をお示しする。

(口腔衛生管理体制加算・口腔衛生管理加算)

問9 「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」の作成は、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による技術的助言及び指導に基づき行われるが、技術的助言及び指導を行う歯科医師は、協力歯科医療機関の歯科医師でなければならないのか。

(答)

協力歯科医療機関の歯科医師に関わらず、当該施設の口腔衛生の管理体制を把握している歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士を想定している。

5. 就労系サービス

(1) 就労移行支援・就労定着支援共通

(支援計画会議実施加算・定着支援連携促進加算)

問10 ケース会議において、地域の就労支援機関等からの参加者は最低何人以上必要か。

(答)

地域資源に差があることから、一律に要件を設けることは難しいが、多角的な視点による専門的な見地からの助言が受けられるよう、ケース会議を構成するメンバー(本人及び本人の家族を除く)のうち複数名は地域の就労支援機関等からの参加者であることが望ましい。

(2) 就労継続支援A型

(スコア：多様な働き方・支援力向上のための取組)

問 11 「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」(令和3年3月30日障発0330第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「スコア留意事項通知」という。)の記2の(3)多様な働き方及び(4)支援力向上のための取組については、8項目のうち任意の5項目を選択し、当該項目ごとに1点又は2点で評価することとなっているが、該当する項目が5項目未満の場合はどのように評価すればよいか。

(答)

該当する項目のみ選択し、当該項目ごとに1点又は2点で評価すればよい。

(スコア：多様な働き方)

問 12 スコア留意事項通知の記2の(3)のアについて、利用者が自力で事業所に通勤するために自動車運転免許の取得に係る支援を行った場合も対象となるか。

(答)

対象に含めて差し支えない。

(スコア：支援力向上のための取組)

問 13 スコア留意事項通知の記2の(4)のアについて、職員の半数以上参加している場合に2点となるが、職員の入退社により年度途中で職員数が変動する場合は、いつの時点の職員数で判断するのか。

(答)

研修計画作成段階の職員数で判断するが、その時点で退職することが明らかな職員がいる場合については、当該職員は職員数から除く。なお、年度途中での採用等により職員が増えた場合であって、当該職員が研修を受けた場合は、職員数にカウントして差し支えない。

(スコア：支援力向上のための取組)

問 14 スコア留意事項通知の記2の(4)のアの職員は、賃金向上達成指導員やサービス管理責任者等の他の職種と兼務している管理者は対象に含まれないのか。

(答)

本項目は、いわゆる直接処遇職員の支援力の向上を意図して対象職種を限定しているが、賃金向上達成指導員やサービス管理責任者等の他の職種と兼務している管理者であっても、直接的に利用者に支援を提供している場合については、対象に含めても差し支えない。

(スコア：支援力向上のための取組)

問 15 スコア留意事項通知の記 2 の (4) のアの研修会に、サービス管理責任者研修は含まれるか。

(答)

含まれない。

(スコア：支援力向上のための取組)

問 16 スコア留意事項通知の記 2 の (4) のア及びイについて、研修の講演者として登壇した職員が、同じ研修の別のプログラムに参加した場合、どちらの項目も評価することは可能か。

(答)

別のプログラムの受講者として参加した場合はどちらの項目も評価することは可能だが、3の(4)の①にあるとおり、根拠資料として受講したことを証明する書類等の写しを常備しておく必要があるため留意すること。

(スコア：支援力向上のための取組)

問 17 スコア留意事項通知の記 2 の (4) のイについて、学会等については「一定規模以上の参加者のもと」という要件があり、「令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL. 2」(令和 3 年 4 月 8 日) の問 20 において、「一定規模以上」とは「30 名を超える参加者」としているが、研修については規模の要件はないのか。

(答)

本項目は、講演者の所属する就労継続支援 A 型事業所の取組等について、他の事業所や企業等に広く情報発信・情報提供していることを評価することが目的であり、一定規模以上であることが望ましいと考えるが、地域の実情等も踏まえた上で、適切に判断されたい。

(スコア：支援力向上のための取組)

問 18 スコア留意事項通知の記 2 の (4) のウについて、視察・実習への参加又は、視察・実習の受け入れは、同一法人内であっても評価してよいか。

(答)

同一法人内であっても評価することは可能である。ただし、本項目は、視察・実習への参加又は受け入れにより、事業所間のノウハウを共有することにより、就労継続支援 A 型事業所全体の経営力や支援の質の底上げを意図しているため、例えば、同一敷地内にある事業所の場合などについては、職員の兼務の実態等を踏まえて慎重に判断されたい。

(スコア：支援力向上のための取組)

問19 スコア留意事項通知の記2の(4)のウについて、特別支援学校からの受け入れは評価の対象となるか。

(答)

問18のと通りの趣旨であるため、特別支援学校からの受け入れを評価することは想定していない。

(スコア：支援力向上のための取組)

問20 スコア留意事項通知の記2の(4)のエについて、商談会ではなく、通常行っている個別に企業に営業に行くことは評価の対象となるか。

(答)

本項目は、通常の営業活動に加えて、生産活動収入を増やすための更なる取組として商談会等への参加を評価するものであるため、通常の営業活動のみで評価することは想定していない。

(スコアの公表)

問21 スコアの合計点及び当該スコアの詳細をインターネットにより公表する場合、自治体や自立支援協議会等のホームページに合同で公表することも可能か。

(答)

可能である。

(スコアの公表)

問22 障害福祉サービス等情報公表システムにおいて、スコアの合計点及び当該スコアの詳細を公表することは可能か。

(答)

現時点では、障害福祉サービス等情報公表システムにおいて公表することはできない。今後、当該システムでの公表が可能となる場合は、別途連絡する。

(3) 就労継続支援B型

(工賃向上計画の提出時期等)

問23 就労継続支援B型サービス費(I)又は(II)を算定する場合は、工賃向上計画を作成している必要があるが、基本報酬の算定区分の届出は4月中、「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針(平成24年4月11日付障発0411第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「基本指針」という。)における工賃向上計画の提出時期は5月末日までと

なっており、時期に乖離がある。また、基本指針では、工賃向上計画の提出先は都道府県であるが、基本報酬の算定区分の届出は、指定権者によっては指定都市又は中核市の場合もある。どのように取り扱えばよいか。

(答)

基本報酬の算定区分の届出時には、工賃向上計画の提出までは求めていないため、事業所は、最終的には5月末日までに提出していればよい。また、指定権者が指定都市又は中核市である事業所の場合、基本指針上は、工賃向上計画の提出先は都道府県のみでよいが、報酬請求上の要件の確認等のために当該指定権者から工賃向上計画の提出を求められた場合、事業所は当該指定権者に対し工賃向上計画を提出しなければならない。

(地域協働加算)

問 24 地域協働加算の取組内容を公表する際に、どのような内容を公表すればよいか。

(答)

本加算の趣旨が、利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組に対する評価であることに鑑み、加算の算定に係る取組がこの趣旨に沿ったものであることが、第三者にも伝わる公表内容であることが望ましい。

6. 障害児支援

(1) 障害児通所支援における共通事項

(定員超過①)

問 25 定員超過減算は、過去3ヶ月の利用人数の平均が、利用定員の数に3を加えて得た数を超える場合や、1日の利用人数が利用定員の150%を超える場合等のときに算定することとなっている。定員超過は、そもそも指定基準上「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」に可能とされているが、こうしたやむを得ない事情によって定員超過をした日であって、「過去3ヶ月の利用人数の平均が、利用定員の数に3を加えて得た数を超え」ておらず、「1日の利用人数が利用定員の150%を超え」ていない場合にも、定員超過減算を算定する必要があるのか。

(答)

定員超過減算は、あくまで、「過去3ヶ月の利用児童数の平均が、利用定員の数に3を加えて得た数を超える場合」等、報酬告示及び留意事項通知に規定する要件を満たした場合に算定するものであり、質問のような場合にまで算定するものではない。

(定員超過②)

問 26 報酬告示の留意事項通知において、「利用定員を上回る障害児を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスが確保されることを前提に可能とする」とあるが、適正なサービスが確保されているかどうかはどのように考えるのか。

(答)

実際の利用人数に応じた人員基準や設備基準を満たしていること（例：利用人数が12人の場合、児童指導員又は保育士を3人配置すること）を想定している。

なお、災害の直後に必要な児童指導員等の確保ができない場合等合理的な理由が認められる場合は、利用定員に応じた人員基準（例：利用定員10人の場合で12人利用するとき、児童指導員又は保育士を2人配置）のまま定員超過することもやむを得ないものとする。

(定員超過③)

問 27 定員超過している場合（定員超過減算にならない場合）に、利用人数に応じた児童指導員等が配置されていない場合は、児童指導員等の人員欠如減算を算定する必要があるのか。

(答)

基本的には必要となるが、災害の直後に必要な児童指導員等の確保ができない場合等合理的な理由が認められる場合は、この限りではない。

(定員超過④)

問 28 定員超過は、指定基準において「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」に可能としているが、以下のような理由も「やむを得ない事情」として認められるのか。また、「やむを得ない事情」については、これらの理由のほか、各都道府県等において個別の事情ごとに判断して差し支えないと考えてよいか。

ア 障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児に継続した支援を行う必要がある場合。

イ 障害児の家庭の状況や、地域資源の状況等から、当該事業所での受け入れをしないと、障害児の福祉を損ねることとなる場合。

(答)

いずれの場合も、「やむを得ない事情」があるものとして差し支えない。また、都道府県等において個別の事情ごとに判断する取扱いも貴見のとおりである。

アのようなケースについては、利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態でなければ、速やかに是正を図る必要はない。

イのようなケースについては、既存の利用者が利用をやめる際に、利用人数の

調整を行うなどの方法で是正を図れば足りるものとする。

(強度行動障害児支援加算)

問 29 児童発達支援管理責任者が「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者」の要件を満たす場合であっても、強度行動障害児支援加算の算定は可能であると考えて良いか。

また、算定できる場合、算定するのは児童発達支援管理責任者が直接支援を提供しているかどうかは問わず、当該児童発達支援管理責任者が配置されている日は算定できるものと考えて良いか。

(答)

いずれも、貴見のとおり取り扱って差し支えない。

7. 一部訂正及び削除するQ&A

(1) 一部訂正するQ&A

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、以下のQ&Aを一部訂正する。

(平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1 (平成30年3月30日事務連絡) 問119は以下のとおり訂正する。)

(地域移行加算)

問 119 障害児入所施設の指定を受けていることをもって、障害者支援施設又は療養介護の指定基準を満たすものとみなすなどのいわゆる「みなし規定」について、福祉型は平成33年3月31日まで延長し、医療型は恒久化したのが、報酬の取扱いに変更はあるのか。

(答)

報酬の取扱いについては、平成30年障害福祉サービス等報酬改定においては、特段変更はなく、現行どおりの取扱いとなる。

※ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、「みなし規定」は令和4年3月31日まで延長している。

(平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1 (平成30年3月30日事務連絡) 問120は以下のとおり訂正する。)

(地域移行加算)

問 120 地域移行加算については、福祉型障害児入所施設のみ、他の社会福祉施設等に入所する場合も算定可能となったが、その趣旨如何。

(答)

福祉型障害児入所施設においては、「みなし規定」の適用を平成33年3月31日までとしており、その期限までに入所中の過齢児をグループホーム等への地域移行又は障害者入所施設等への入所を行う必要があるため、福祉型障害児入所施設にのみ他の社会福祉施設等に入所する場合も算定可能とした。ただし、留意事項通知に示したとおり、当該取扱いは平成33年3月31日までの措置である。

※ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、「みなし規定」及び地域移行加算の当該取扱いは令和4年3月31日まで延長している。

(2) 削除するQ&A

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、以下のQ&Aを削除する。

- ・ 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1（平成30年3月30日事務連絡）問101（看護職員加配加算①）、問112（医療連携体制加算）